

大藏省昭和財政史編集室編

昭和財政史 第八卷

— 国有財産・営繕 —

東洋經濟新報社

は し が き

本書は内容によって分けて二編とする。

第一編は国有財産、第二編は営繕、である。

日本は非常に短い期間のうちに資本主義制度の国となり、非常に速い勢いをもって国力を増進した。そしてそのことのうちに、不幸にもかの戦争と戦争による経済の破綻との原因が隠されていたことはいなめない。それにしても、そういう事情のうちには、国民経済上において財政が、外国のそれよりも特別に大きかったという事実があった。そしてこういう大きい財政という事実のうちには、政府事業が割合に大きかったということ、さらにまた行政がとくに大きい事業であったということも含まれている。そこでまた、その事実のうちには、当然に政府の所有する財産が割合に大きいということ、政府がその必要に応じて建築造営した設備も割合に大きいということが含まれていた。そればかりではない。こういうことのうちには、その事業やその設備についての政府または政治の考え方がいろいろに変わらねばならなかったという事情があった。これは財政史上重要なことである。しかるに、そういうことについては、これまでの財政史は十分の記述をもっていない。というのは、それについて

の制度が統一するようになり記述にたえるようになったのは、むしろ新しいことであつたからである。かんたんにいえば、国有財産の管理制度や国家の營造物の営繕についての制度がやや完備するようになったのは、大正も末期のことであつたからである。そういう意味で、この昭和財政史において、この部分の財政史が、はじめて独立の内容をもつようになったのである。

まず第一編 国有財産編について。

日本の政府は、明治のはじめ絶対主義政府の色彩をもちつつ老大な土地原野森林の所有者として出発した。そしてその上、この政府は早くから巨大な事業を經營するために必要な企業財産を設定した。しかし、明治の中期には早くも憲法が施行せられたので、それを機として、何よりも皇室の財産と国家の財産とは区分する必要がある。しかしその区分はできたが、それ以後もこの両者の財産の管理については統一的な法制はなかった。それができるようになったのは大正十年の国有財産法および付属の諸法によつてであり、つづいて国有財産を整理して得た資金の運用に関しては国有財産整理資金特別会計法ができた。そしてそれらと並行して各種の公共財産、公用財産、営林財産、雜種財産、外地国有財産に関する取得、保存、処分に関するいろいろの規則ができることになった。こういう法令ができてからの後、政府はこれらの規則に従い、現実に、大規模に国有財産の整理事業を実行しはじめた。これはもちろん非常に困難な事業であつた。というのは、国有財産の大部分は、早くより陸海軍その他各省の使用財産となつており、たとえ、それを使用していなくても、各省は将来は使用するつもりだ

と称したので、これらの財産を大蔵省にうつし換えることは事実なかなか困難であつた。まして、そのうちから不用の財産を売却するというのには相当複雑な手続が必要であつた。しかし政府は、この目的に忠実であつて、順次十分な調査をし、その方法については委員会の意見をも聞いて、これを実行した。そして、昭和十年に至つて、ほぼその事業を完成した。昭和十六年度末においては、大蔵省が引継をうけた土地は約一億四千万坪、その台帳価格一億千五百万円、そのうち売却済のもの六千百万円であつた。こういう結果を見るまでの間において、各種形態の国有財産が売買交換という形で増減した額は非常に大きなものであつた。例えば、昭和元年度末においては国有財産の帳簿価格は七十二億五千七百万円であつたが、昭和十一年度末においてはそれは百億八千一百万円となつてゐることはこれを語るものであるが、その形態による内訳を見れば、後年度においては工作物、器具、機械、船舶の類が非常に増加していることがわかる。

本編第一章は、このような国有財産についてその制度とそれの整理の事業の実績の記録である。いうまでもなく一つ一つの国有財産は、それぞれの歴史をもっている。それをしてその歴史を語らしめば、おそらくはつくるところなき興味ある話となるであろうが、本書の記述はそこまでに及ぶことはできない。けれども、ここに語られているこの財産の一般的な増減の話のうちにも、人は日本における近代国家の物的基礎の変化を通じて、日本国家の地位と性質の変化をよみとることができようであろう。とくにこの編の第二章は、右のごとくにして確立した制度によつて管理せられるようになった国有財産が、戦争という非常事態によつてどういふ変化をうけたか、

それをとくに各植民地の財政の事情のうちから、さらにまた、戦争の必要にもとづいて、全国有財産の使用目的がいかに変化したかを説いている。そしてこの話は、敵産の管理にまでも及んでいる。ここでも戦争の財政的意義を見るであろう。

次に第二編 営繕編について。

日本の政府は旧幕の行政設備を没収転用したばかりでなく、全く新しい行政目的のために次々に大きい事業を官営したのであった。また、日露戦争後には、早くも鉄道国有をさえ断行したのであった。そういうことのために、政府の使用する建築や用具の量は非常に大量にのぼったが、その建築の様式やその様式に盛られる思想やには全く統一がなく首尾一貫性もなかった。しかも第一次大戦後においては、日本の社会生活の近代化すなわち欧風化は決定的であった。こういう事情のもとで、各省各事業の使用する建築の規格を統一すべしとの議論は、早くも明治三十五年ごろから政治問題となっていたので、日露戦後において財政整理が一般に日程にのぼったときは、とくにこの問題の重要性が十分に自覚されたのであった。しかし各省のセクト主義は、その実行をさまたげていた。そのとき、大正十二年、東京に大地震があった。そしてそれが皮肉にも大損失を政府各省の建築物に与えた。それが急に政府の建造物全部についてその様式と営繕管理の問題を促進したのである。

この機運に乗じて、大正十三年政府は大蔵省に営繕管財局を設置し、ある程度まで各省の営繕をこの局にうつし、したがってまたその建築の様式を統一し近代化することができるようになった。そのみではなく、こうい

う制度ができたおかげで、政府は一方において国有財産を整理して得た資金を財源として、大々的に中央官庁の建物を近代化するの方針をたて、着々それを実行することができたのであった。とくにそれが大規模に行われたのは、昭和のはじめからは同年までの間であって、この四年間に、震災復旧営繕費として支出されたものだけでも一億七千万円以上に達した。

議院建築は早くも大正六年に計画されたものであって、それが完工は昭和十一年であり、それには実に二千五百万円の巨費を要した。議院建築とならんで、内閣総理大臣官舎、警視庁、文部省、内務省、特許庁、大蔵省、その他各省大臣官舎等が設計され着工されたのは、たいていこの震災後のことであった。そして、もし日本の経済が当時予想されたほど順調に発展したならば、こういう事業はその後も着々とすすんであるうが、昭和五年における緊縮財政はすでにこの面についても計画の縮小を要求した。そして、それ以後は、営繕費の予算がふえてもたいていは災害復旧のための経費であった。しかるに、昭和十二年満州事変が日華事変に変わり、日本の政治が軍国的となるに従って、政府の営繕事業も、軍工事優先となった。しかも、なお全体としては営繕事業は縮小されたのである。

本書は、以上の事実についての年度を追うての記述であり、また、各省別、各種別による記述である。そして人々は、この記述のうちに、日本の政府の所有財産と日本の官庁の建物との変遷を通じて、日本の国家の性格の

変遷をよみとることができるであろう。その隆運とその衰運との由来をも見ることができるよう。
本書は藤崎憲二君の手に成る。その監修に当られたのは青木得三博士であり、資料その他の点について指導に当られたのは山口忠夫博士である。ここに感謝の意を表しておきたい。

昭和三十三年九月

大蔵省昭和財政史編集室

大内兵衛

目次

はしがき	一
------	---

国有財産編

第一章 昭和初期の国有財産整理	三
-----------------	---

第一節 大正十年の国有財産法の成立	三
-------------------	---

一 明治以来の国有財産制度の沿革	三
------------------	---

二 立法化の経緯	二
----------	---

三 法内容の要点	一五
----------	----

四 国有財産整理資金特別会計法の制定	二
--------------------	---

五 国有財産管理処分機関の設置	三
-----------------	---

六 法の不備と国有財産法成立の意義……………二八

第二節 昭和初年における国有財産総額と内容……………三九

一 増加の傾向と形態別の推移……………三八

二 各省所管別所有構成……………三七

三 供用目的別構成……………二〇

第三節 国有財産整理事業……………六二

一 整理案の査定……………六二

二 特別整理計画……………六三

三 整理実施の経過……………六五

四 国有財産整理資金特別会計の運営状況……………六六

五 整理事業の結末……………六八

第四節 国有財産総額の推移と比重……………六八

一 増減内容——昭和十一年度末を中心として……………六八

二 国富に対する比重——昭和五・十年における……………六九

三 国有財産収入の財政的比重の推移……………七二

第二章 戦時期の国有財産……………七四

——昭和十一年から終戦まで——

第一節 植民地国有財産制度の統一……………七四

一 各植民地国有財産制度の沿革……………七四

二 各植民地国有財産法令の制定……………七五

三 植民地国有財産総額とその内容——昭和十二年度初における——……………七七

四 植民地国有財産の増勢……………七九

第二節 寺院仏堂境内地の譲与処分……………八五

一 寺院仏堂の国有境内地の沿革……………八五

二 寺院仏堂境内国有地処分法の制定……………八六

三 処分の経過とその打切り……………八八

第三節 戦時下国有財産の増勢とその内容変化……………九二

一 総額の増勢……………	二五八
二 種類別の変化……………	二五七
第四節 政府出資財産の増加……………	二六一
一 出資財産の増加とその基因……………	二六一
二 出資形態の推移……………	二六四
三 政府出資の整理処分をめぐる問題……………	二七〇
第五節 軍用財産の増加……………	二八九
一 工作物、機械器具の増加……………	二八九
二 艦船の増加とその喪失……………	二九一
第六節 敵産管理制度……………	二九二
一 敵産管理制度の設定……………	二九二
二 敵産処理の経過……………	二九四

営繕編

第一章 政府営繕事業の統一と促進……………	三二四
-----------------------	-----

——日華事変まで——

第一節 政府営繕制度の統一と改善……………	三二四
一 営繕管財局の設置と事業の統一……………	三二四
二 請負契約方式の改善……………	三二九
第二節 営繕費の推移……………	三四一
一 営繕費の一般的推移……………	三四一
二 営繕管財局司掌予算の経過……………	三四六
第三節 営繕事業の促進……………	三五三
一 議院建築……………	三五三
二 中央諸官衙の建築……………	三六八
第四節 その他の営繕事業（営繕管財局司掌）の進行……………	三六〇

一 概 況	三〇
二 大蔵省所管建造物	三〇〇

第二章 戦時下の政府営繕事業

四一五

——昭和十二年から終戦まで——

第一節 戦時営繕事業対策

四一五

一 軍工事優先主義への移行

四一五

二 防空・防火・戦災対策

四一八

三 営繕用品資金特別会計の設置

四二三

第二節 戦時営繕費の推移

四二六

一 営繕予算(営繕管財局司掌)の経過と主要営繕事業

四二六

二 戦時営繕費の一般的推移

四三二

資料 I 法令その他

一 国有財産・営繕に関する法令

四四五

(一) 国 有 財 産

四四五

(1) 通 則

四六五

(2) 公共用財産

四六六

(3) 公用財産

四六六

(4) 営林財産

四六六

(5) 雑種財産

四六八

(6) 外地国有財産

四六九

(7) そ の 他

四七〇

(二) 営 繕

四七一

二 国有財産・営繕に関する主要法令

四七二

(一) 国 有 財 産

四七二

(1) 国有財産法(大一〇・四法四三)

四七二

資料 I 法令その他

(2) 国有財産法中改正(昭一八・一〇法一〇二)	四七六
(3) 国有財産法施行令(大一一・一勅一五)	四七六
(4) 国有財産法施行令中改正(昭二・三勅四二)	四八三
(5) 国有財産法施行令中改正(昭九・三勅七七)	四八三
(6) 国有財産法施行令中改正(昭一七・二勅九〇)	四八三
(7) 国有財産法施行令中改正(昭一九・六勅四〇八)	四八四
(8) 国有財産法施行令中改正(昭一九・九勅五六三)	四八四
(9) 国有財産法施行規則(大一一・二大省一四)	四八四
(10) 国有財産法施行規則中改正(昭二・三大省五)	四八五
(11) 国有財産法施行規則中改正(昭九・三大省一二)	四八五
(12) 国有財産整理資金特別会計法(大一一・三法六)	四八五
(13) 国有財産整理資金特別会計法中改正(昭一六・三法七九)	四八六
(14) 国有財産整理資金特別会計法ノ特例ニ関スル法律(昭二・三法一五)	四八六
(15) 国有財産整理資金特別会計法ノ特例ニ関スル法律中改正(昭四・三法三七)	四八七
(16) 国有財産整理資金特別会計法外三法律ノ廃止ニ関スル法律(昭一九・二法一五)	四八七
(17) 国有林野法(明三二・三法八五)	四八八
(18) 北海道国有未開地処分法(明四一・四法五七)	四九一
(19) 北海道国有林野及産物処分令(明四一・一一勅二八六)	四九四

(20) 北海道国有林野及産物処分令中改正(昭三・一〇勅二三七)	四九五
(21) 北海道国有林野及産物処分令中改正(昭一三・六勅四一四)	四九六
(22) 国有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件(昭一一・八勅二六六)	四九六
(23) 国有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件中改正(昭一五・三勅八三)	四九八
(24) 国有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件中改正(昭一七・一二勅八二九)	四九九
(25) 国有財産法ヲ台湾に施行スルノ件(昭一二・三勅三六)	四九九
(26) 関東州国有財産令(昭一二・三勅四八)	五〇二
(27) 関東州国有財産令中改正(昭一二・一一勅六八五)	五〇四
(28) 国有財産法ヲ樺太ニ施行スルノ件(昭一二・三勅一〇〇)	五〇四
(29) 国有財産法ヲ樺太ニ施行スルノ件中改正(昭一八・三勅三五一)	五〇七
(30) 南洋群島国有財産令(昭一二・三勅一〇一)	五〇七
(31) 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律(昭一四・四法七八)	五〇九
(32) 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律施行ニ関スル件(昭一四・一二勅八九二)	五一
(33) 敵産管理法(昭一六・一二法九九)	五二
(34) 特殊財産資金特別会計法(昭一八・三法八六)	五二三

(二) 営

繕

(1) 特別会計ニ於ケル営繕費ニ関スル法律(昭六・三法九)	五一五
-------------------------------------	-----

(2) 營繕用品資金特別會計法(昭一八・三法一二)	五二六
(3) 營繕用品資金特別會計法中改正(昭一九・二法一五)	五二六

三 會計検査院の国有財産・營繕に関する指摘事項	五二七
-------------------------------	-----

(一) 国有財産の売払又は貸付に当り措置其の宜しきを得ざるもの(歳入關係)	五二七
(二) 国有財産の管理又は処分に当り措置其の宜しきを得ざるもの(歳入歳出外)	五三〇
(三) 国有財産の取得(買収)又は營繕の施行に当り措置其の宜しきを得ざるもの(歳出關係)	五三四
(1) 土地建物の買収	五三四
(2) 營繕の施行	五三六

四 国有財産整理案	五四四
-----------------	-----

五 官庁建築工事請負契約書案	五六〇
----------------------	-----

資料Ⅱ 統計 (巻末)

本文中統計表・図表目次

国有財産編

第一章

第一表 官有地総面積(明治二三年末)	七
第二表 民有有租地面積ならびに地価(明治二五年)	八
第三表 大正末期国有財産形態別増減	四〇〜一
第四表 各特別會計所屬国有財産調(昭和二年度末)	四〇〜五
第五表 国有林野中区分別面積	四九
第六表 国有土地面積ならびに価額調(昭和元年度末)	五〇
第七表 所管別・供用別国有立木竹数量ならびに価額調(昭和元年度末)	五一
第八表 所管別・供用別国有建物数量ならびに価額調(昭和元年度末)	五一

第九表 主要所管別国有船舶調(昭和元年度末)	五三
第十表 政府所有株式および持分種目別調(昭和元年度末)	五四〜五
第十一表 大正末期国有財産各省所管別増勢	五九〜九
第十二表 大正末期国有財産供用別増勢	六〇〜一
第十三表 第一国有財産整理案	六六
第十四表 第二国有財産整理案	八一
第十五表 第三国有財産整理案	七三
第十六表 演習林一覽(学校別)	一四九〜九
第十七表 演習林所在別一覽	一五〇〜一
第十八表 特別計画による台帳登録重要財産集計表(昭和十一年四月一日現在)	一六六
第十九表 国有財産整理案により整理すべき土地面積	一六八〜九
第二十表 昭和四年末国有財産(土地)整理進行状況	一七二〜三
第二十一表 整理案別整理進行度調(昭和九年末現在)	一七四

第二十二表	国有財産整理案に対する整理進行度（昭和九年末現在）	一七四
第二十三表	国有財産整理資金特別会計歳入歳出額推移	一七九
第二十四表	国有財産整理資金の使途状況（昭和十六年度末まで）	一八〇
第二十五表	国有財産整理案に基づく整理土地の処理経過（昭和十二年六月末現在）	一八三
第二十六表	形態別国有財産昭和元・十一年度増減比較	一八五
第二十七表	供用別国有財産昭和元・十一年度末増減比較	一八七
第二十八表	各省別雜種財産処分額調（大正十一・昭和十一年末）	一八八
第二十九表	国有財産法施行後における不要存置林野売却処分調	一九九
第三十表	山林素地売買価格	一九〇
第三十一表	昭和五年国富推計額における官有額の割合	
第三十二表	昭和十年国富額における官有額の割合	一八四・五
第三十三表	国有財産法適用外の主要国有財産額	一九六
第三十四表	昭和十年度官有財産収入内訳	二〇三
第一章		
第三十五表	植民地各庁所轄国有財産額調（昭和元年度末）	二一四
第三十六表	朝鮮總督府所轄国有財産額調（昭和元年度末）	二一四
第三十七表	台湾總督府所轄国有財産額調（昭和元年度末）	二一五
第三十八表	樺太庁所轄国有財産額調（昭和元年度末）	二一五
第三十九表	関東庁所轄国有財産額調（昭和元年度末）	二一五
第四十表	南洋庁所轄国有財産額調（昭和元年度末）	二一六
第四十一表	植民地所在各省所管国有財産額調（昭和十二年三月末日現在）	二一八
第四十二表	植民地各庁所轄国有財産額調（昭和十二	

年三月末日現在）……………	三九
第四十三表 朝鮮所在各省所管国有財産形態別額調 （昭和十二年三月末日現在）……………	三〇
第四十四表 台湾所在各省所管国有財産形態別額調 （昭和十二年三月末日現在）……………	三一
第四十五表 関東州所在各省所管国有財産形態別額調 （昭和十二年三月末日現在）……………	三一
第四十六表 樺太所在各省所管国有財産形態別額調 （昭和十二年三月末日現在）……………	三二
第四十七表 植民地各庁所屬国有財産額調（昭和十七 年三月末日現在）……………	三三
第四十八表 拓務省所管特別会計所屬国有財産額調 （昭和十七年三月末日現在）……………	三三
第四十九表 関東局特別会計所屬（大蔵省所管）国有 財産額調（昭和十七年三月末日現在）……………	三四
第五十表 拓務省所管国有財産の推移……………	三四
第五十一表 寺院仏堂国有境内地調（昭和十年三月末 日現在）……………	二五〇～一

第五十二表 寺院仏堂国有境内地譲与ならびに売却処 理状況調（昭和十九年三月末日現在）……………	二五三～三
第五十三表 寺院国有境内地譲与処理状況各局別調 （昭和十九年三月末日現在）……………	二五三～三
第五十四表 仏堂国有境内地譲与処理状況各局別調 （昭和十九年三月末日現在）……………	二五四～五
第五十五表 目的別・会計別国有財産の推移……………	二五九
第五十六表 所管省別国有財産の推移……………	二六〇
第五十七表 株式及持分法人別調（昭和十九年三月末 日現在）……………	二六三
第五十七表付表 朝鮮、台湾各總督府、関東局、南洋 庁所轄株式法人別調……………	二六三
第五十八表 政府出資法人設立年次表……………	二六四
第五十九表 政府出資特別会計出資金形態別調……………	二六五
第六十表 政府出資額・配当額・利回調……………	二六六～九
第六十一表 利益配当率調（昭和十九年度）……………	二七〇
第六十二表 政府所有株式の処分適否調……………	二八〇～一
第六十三表 政府所有株式のうち処分に適するもの	

調	二八二・三	
第六十四表	政府所有株式処分による影響調	二八四
第六十五表	政府所有株式各銘柄別明細	二八五・八
第六十六表	軍用工作物機械器具価額の増加	二九〇
第六十七表	旧軍用財産（機械器具）	二九二
第六十八表	戦時下における国有船舶（軍艦・商船）	
統計資料	二九三・八	
第六十九表	特殊財産資金特別会計収支	三〇八
営 繕 編		
第一表	普通営繕費における営繕管財局司掌額の比重の推移	三三五
第二表	俸給事務費節減額	三七七
第三表	工事費既定予算節約額	三八八
第四表	工事費新規予算節約額	三八八
第五表	震災復旧営繕費	三九三
第六表	普通営繕費中大蔵省所管の占める割合	三九四
第七表	営繕費種類別推移	三九四
第八表	計画当初年度における議院建築費支出年度割	三九六・九
第九表	議院建築費改定支出年度割	三九〇・一
第十表	議院建築予算総費額ならびに実行予算額	三九二・三
第十一表	議院建築費決算	三九四
第十二表	議院建築工事費支出額	三九五
第十三表	各国議院比較表	三九六・七
第十四表	大蔵省庁舎新営工事費予算額調	三九三
第十五表	大蔵省庁舎建築費財源繰入区分	三九四
第十六表	通信省庁舎建築費財源繰入区分	三九五
第十七表	戦時営繕予算単価の増加	三九六
第十八表	戦時下建築費（木造）の推移指数	三九七
第十九表	官庁防空に関する経費調（営繕管財局司掌）	四〇二
第二十表	営繕用品資金特別会計歳入歳出調	四〇五
第二十一表	昭和十二年度営繕管財局司掌（普通）営繕費中主要新営費支出表	四〇六・九

第二十二表	昭和十九年度営繕予算継続事業費中主要目一覧	四〇三・三
-------	-----------------------	-------

第二十三表	営繕管財局司掌営繕予算繰越額の状況（昭和十・十八年度）	四〇四・七
第二十四表	営繕管財局司掌営繕予算繰越額の状況（昭和十・十七年度）	四〇八
第二十五表	印刷局工場別営繕費（昭和十八年度末）	四〇九
第二十六表	造幣局工場別営繕費	四一〇
第二十七表	官庁営繕費の推移（歳出総額に対する比重）	四一三
第二十八表	大蔵省所管営繕費の種類別変遷	四一六
第二十九表	臨時軍事費（昭和十二・二十年）中営繕関係費調	四一八
第三十表	一般会計における営繕関係費調	四一九
第三十一表	用途別（軍用・非軍用）純施設費調（工事費、補助費等）	四二〇
第三十二表	全国推定建築工事費と国の建築施設費	四二二

図 表

国有財産編

第一図	国有財産形態別現在額（昭和元年度末）	四三
第二図	国有財産所管別現在額（昭和元年度末）	四九
第三図	国有財産供用別現在額（昭和元年度末）	五〇
第四図	国有財産整理資金特別会計歳入歳出比較	一七八
第五図	形態別国有財産総額推移	一八六
第六図	国有財産形態別現在額（昭和十一年度末）	一八七
第七図	国有財産種類別現在額（昭和十一年度末）	一八八
第八図	国有財産所管別現在額（昭和十一年度末）	一九二
営 繕 編		
第一図	普通営繕費（営繕費総額と大蔵省所管営繕費）の推移	三九六
第二図	中央諸官衙建築仮想配置図（昭和元年現在）	三九七
第三図	官庁営繕費の種類別推移図	四〇五

VIII 「国有財産・営繕」編 正誤表

頁	行	誤	正
はしがき	三	昭和のはじめからは、同	同。四年まで
本文	五	皇室有、	皇室用。
六	一〇	明治三十三年	明治三十二年
七	一〇	新法においては、法律	新法において、この法
八	五	によるのでなければ	律に基かなければ
九	一六	本委員	本委員会
一〇	二〇	価額合計	6,343,697
一一	〃	6,570,827	6,343,687
一二	二〇	立木竹(材積)3,108,491	6,570,817
一三	株式及持分	3,188,491	3,188,491
一四	(株数)	891	89
一五	内務	3,520,979町	3,519,979町
一六	(宮林財産)	35町15	55町15
一七	「備考」欄4	35町15	55町15
一八	(雑十条)	3,380,279	380,277
一九	KO(B)欄	四件(一)…計六十三件	五件(四)…計六十四件
二〇	(雑種財産)	二七件	二七件
二一	二	二二三件	八五一
二二	三段	一、八五一	八六八
二三	3	八六一	八六八
二四	10	「整理すべきもの」	「整理すべきもの」
二五	三群馬県	十三万七千坪	十三万七千坪
二六	六十三万三千坪	第四十三聯隊	第四十三聯隊
二七	10	第十三聯隊	第十三聯隊

[illegible][illegible]

[illegible]

国有財産

第一章 昭和初期の国有財産整理

第一節 大正十年の国有財産法の成立

一 明治以来の国有財産制度の沿革

大正十年に国有財産法が成立する以前において、わが国には近代的な、また統一的な国有財産制度は存しなかった。

明治憲法制定直後、明治二十三年に官有財産管理規則が公布され、翌二十四年度から施行されたが、それは、第一に勅令であって、帝国議会の議決によらなかった。政府の金銭会計に関する制度については、明治二十二年二月会計法の成立によって立法化されたのに比して、不動産会計たる国有財産の管理に関する立法は、ようやく大正十年（一九二二年）に実現した。

第二に、官有財産管理規則は、国の所有にかかる土地、森林原野、営造物、家屋および船舶などの各種財産を

対象とする通則的な規定として制定されたのではあるけれども、引きつづき種々の特別規定が設けられるに至ったために、ある種の国有財産に対しては、ほとんど適用されない薄弱なものになった。したがって、これは統一的な制度であったとは言えない。

特別規定のうちでは、明治二十三年の官有地特別処分規則と同年の官有地取扱規則がおもなものであって、国有地の管理は、これらの特別規定を第一義とし、官有財産管理規則はむしろ例外規定となるという、本末転倒の関係にあった。

昭和財政史としての二十年間は、大正十年制定の国有財産法がほとんど改正をみることなく施行された期間である。そこで、まず、同法の内容についての理解から出発しよう。同法については、『明治大正財政史』に詳しい説明がある。それにより、本節においてその概要を述べる。しかし、この際さかのぼって明治以来のわが国有財産の沿革をもたどり、財産国有の基本的構造と財産管理の史的性格とを簡単に回顧しておきたい。なぜなら、大正十年の国有財産法の制定も、明治政府発足以来の、財産所有構造全体における国有財産の比重を基本的に変えるものではなかったし、また、同法制定以後終戦に至る二十有余年の国有財産管理上の事象の中には、明治以降の沿革との関連なしには理解しにくい出来事も少なくないからである。たとえば、昭和十四年の寺院仏堂境内国有地の処分措置(第二章第二節)のごときがそうであって、この措置の沿革そのものについては当該節において述べることにするが、ここで一般的な国有財産の沿革を概観しておきたい。特に次の四点が重要である。

(一) 官民有地区分と官有地

(二) 皇室有財産と官有財産¹⁾の分離

(三) 官企業財産の創出

(四) 官有財産管理上の不統一

(1) 国有財産なる用語は大正十年国有財産法制定以前においてはみられず、官有財産なる用語が用いられていた¹⁾ので、ここではあえて当時の表現に従っておく。

1 官民有地区分と官有地

明治政府は、封建時代における諸藩有の土地、山林をほとんど全面的かつ集権的に承継したばかりでなく、民有林としての証拠のないものは、すべて官有林に「囲込む」方針をとった。

慶応三年、幕府の大政奉還と同時に、その領有地(天領)は皇室有に帰し、次いで明治二年の版籍奉還によって、各藩主の領有地その他は、すべて明治政府の統一的所有に帰したのである。さらに、翌三年、全国社寺領地も政府有に属せしめることとなった¹⁾。

(1) 澤来太郎『帝国国有財産総覧』(大正六年刊)六三頁。

一般民有地については、明治五年地券制度を定め、地券の交付によって、土地私有権を確立し、売買の対象となしうることをも法制的に確認した。「地所永代売買の禁」の解除(明治五年二月)によって、すでに事実上行わ

れつつあった土地に関する権利の質入れ等も合法化されることになって、私有財産制度への出発をなしたのである。このことは、何よりも、新政府の経費不足を満たすために、当時唯一の財源としての地租課税の基礎とするという、財政上の理由に基いていた。このため、明治六年、「地所名称區別」を布告して、全国的に土地の官民有区分を定めたのであった。

明治六年の地租改正により、田畑よりもいっそう所有区分の困難な林野について実地調査を行い、明治九年から十四年にかけて、民有林野として証拠あるものにすべて地券を交付することによって私有権を確認し、その区分の手札とした。民有林野としての証拠不十分なもの、すべて官有林野に編入された。すなわち、入会地を官有に編入整理し、官林を拡大して、中央直轄的管理のもとにおける官有林経営を目ざしたのである。政府の「囲込み」政策が強力に押し進められたのは明治二十年前後からであったが、これと逆比的に、入会権の回復を目ざす農山村民の抵抗も激化したので、囲込みの行過ぎを緩和すべく、明治三十三年に国有土地森林原野下戻法を制定したのである。²⁾

(2) 古島敏雄『日本林野制度の研究』（昭和三十年刊）三七頁以下参照。
なお、中本長吉『国有財産法講義』（昭和二十五年刊）参照のこと。

明治二十二年、地券を廃止して、地租は土地台帳に登録された地価によって徴収することになったのであるが、地券制度による土地私有権の確立過程、なにかんずく、地租改正に際しての官民有地区分における囲込みを通

第一表 官有地総面積（明治23年末）
（単位 町）

第一種	皇宮	地	及	同	附	属	地	3,654,532
	御	陵		墓			地	362
	宗			廟			地	199
	官	国	幣	社			地	15,674
	別	格	官	幣	社		地	37
計								3,670,803
第二種	皇	族	賜	邸			地	29
	閣	院	省	庁	用		地	36,778
	庁	府	県	用			地	43,364
計								80,171
第三種	閣	院	省	庁	使	用	地	11,557
	庁	府	県	使	用		地	33,823
	官	林	及	官	有	山	林	17,587,502
	公	国	人	居	住		地	1,858
	外			没			地	223
計								8,101
								17,643,064
第四種	文	部	省	直	轄	学	校、動物園及内務省	218
	避	病	院	地				
	庁	府	県	学	校	地、病院地及消毒所敷地等		510
	其			の		他		39
計								767
総計								21,394,805

備考：『明治大正財政史』第二巻「会計制度」による。
町歩未満四捨五入。

じて、明治政府が、封建諸侯の土地財産の包括的承継人となった上に、林野財産の旧時にまさる所有者となつたことが理解される。すなわち、明治当初から土地所有者として相当の「有産国家」であったことを知る。

明治二十三年末調査による官有地の区分別面積は第一表のとおりであった。後の国有財産法における国有土地の範囲よりも、皇室有地ならびに公有地（庁府県用地）を含んだ広義の国有地の面積であるが、これは総計二千四百十町歩に上った。庁府県関係用地は約四十四万町歩にすぎないから、そのほとんどすべては国有地であったと

第二表 民有有租地面積ならびに地価
(明治25年)

種 別	面 積	地 価	1 反 当 り 平 均
	千町	千円	円
田	2,602	1,034,100	39.55
畑	2,175	234,008	—
田 田	358	131,638	36.53
宅 塩 山	6	1,541	24.63
原 野 及 牧 地	6,639	22,805	34
其 の 他	1,052	2,289	22
計	17	995	5.71
	12,849	1,427,376	11.11

備考：澤来太郎『帝国国有財産総覧』『総論』により作成。

みることができる。これを上表にみる当時の民有有租地総面積約千二百八十五万町歩³⁾(第二表)に比すれば一・六倍に当り、いかに国有地の比重が大であったかを知るのである。

(3) 有租地であるために、実際面積はこれを上回ることが推定される。

2 皇室有財産と官有財産の分離

明治初年においては、皇室有財産は官有財産の種別区分の中に含めていたのであるが、明治二十二年帝国憲法制定の直前、主として明治十八年から二十一年に至る間に、官有から皇室有への大量の無償組替が行われた。

すなわち、明治十八年、太政官制から内閣制への移行とともに

に、皇室に関する国務は宮内省に移管されたとき、皇室有財産は一般官有財産の管理外に置かれることになった。皇室に関する国務遂行上必要な財産ならびに皇室の私生活上必要な財産は、宮内省御料局が管理することになった。明治二十二年、皇室典範の発布により、世伝御料および皇室費に関する制度が確立し、翌二十三年、宮内省告示で、世伝御料に編入すべき土地物件が布告された。後、明治四十三年に定められた皇室財産令が管理の

通則となった。

以来、太平洋戦争後、昭和二十二年新憲法の施行により、再び皇室財産が国有財産に編入されるまで、確然たる隔壁の中に置かれて、その総額の発表も行われることはなかった。広義においては、皇室有財産も国有財産に属するが、本編では取り扱わない。ここでは、明治憲法制定当初における右の措置が、わが国の国有財産所有構造上の基本的性格を規定する一つの頂点をなしたことを指摘するにとどめる。¹⁾

(1) 皇室有への編入については、たとえば次の批判がみられる。

「是より以後、始めて両者の区分別然判明互に相侵すことを許さず。而して今尚怪訝に堪へざるは、恰も、初期帝国議會の、将に開会されんとする前後、即ちこの政体の過渡期に際し、俄然我が国有土地中より、分割して、帝室有に無償組換を敢てせる数量、実に夥しきものとされなり。」(前掲『帝国国有財産総覧』『総論』九五頁。)

また、明治憲法制定に際して、皇室財産の分離とその拡充とを力説した資料としては、

(一) 岩倉具視の意見書(『岩倉公実記』下巻、七一五―二九頁)。

(二) シュタインの伊藤博文に示した見解などがある。

なお上杉重二郎『帝国議會の歴史と本質』(昭和二十八年刊)五六頁参照。

3 官企業財産の創出

土地、林野、建物等の不動産は財産の基本的形態であるが、これに加えて、明治の「富国強兵」政策、殖産興業政策による資本主義の育成過程を通じて、工作物、機械器具等の産業資本的企業財産が新たに創出されてきた

ことをあげなければならない。

すなわち、明治二十年代から三十年代にかけて、主として次のような官業が設立された。

明治二十八年	呉兵器製造所
三十年	八幡製鉄所
三十七年	煙草製造専売所
三十八年	塩製造専売所
三十九年	帝国鉄道事業

これらは、明治政府の手によって、経済的、財政的ならびに軍事的理由に基いて、官業として創設するか、または民営事業を官営化したものであった¹⁾。これら官企業の新増設は、必然的に企業用国有財産の増加として現われるわけである。

(1) 鈴木武雄『帝国主義段階における国家資本の役割と推移』上(『日本帝国主義講座』第一巻、昭和二十四年刊) 五四頁以下参照。

したがって、国有財産制度上、法の適用対象としての国有財産の種類に、土地、林野、建物等の不動産のほか、これらの新たな財産を包含することが必要になってくる。大正十年の国有財産法の制定にあたって、「官有財産管理規則」におけるよりも、国有財産の対象がこれらの新しい財産をも包含すべく拡張されたが、これは、

時代発展の要請に応じて、当然行われねばならない改正点であった。

4 国有財産管理上の不統一

明治十四年の北海道開拓使官有物払下事件は、国有財産管理上の藩閥官僚的専断を示す最も典型的な事例であった¹⁾。これに類した事件は、大正十年国有財産法制定に至る間に数多く見られた。いな、同法制定以後においても決して跡を断ったのではないが、それ以前の、制度が不備だった時代においては、公然と管理上の不正不当な処分がひん発していた。そして、このような事例は、官有財産を払下処分する場合に多く生じた²⁾。

(1) 蠟山政道『現代日本文明史・政治史』(昭和十五年刊) 一八六―九三頁。

(2) 卷末資料、会計検査院の指摘事項、参照。

なお、官有財産の管理は、所管各省庁において自由に行われうるようになっていたために、その処分にあたっては、かなりルーズなことが多かったし、また官有財産の管理権をめぐって、各省が割拠的に争う事態も少なくなかった。各省によるセクシヨナリズム的な管理下におかれ、きわめて不統一かつ非経済的な状態にあったのである。

二 立法化の経緯

かくて、法律をもって完備した管理制度を作るべしとの論は、すでに明治二十三年の官有財産管理規則制定当

初から起きていた。第一回帝国議会以来、毎年官有財産管理法が有志の衆議院議員により提出された。しかしながら、議会においても、毎回院議にすら上るに至らず、ようやく第八回帝国議会において、院議に上す運びにはなったが、衆議院それ自体も、「提案の趣旨においては賛成するけれども、次期議会で政府が一層完全なる法案を提出すべきことを期待する」との条件を付して否決した。また、明治三十四年、会計検査院は、国有財産管理に關する法規の不備を指摘し、大蔵大臣をして管理の統一を図らしめるとともに、官有財産目録および官有財産異動報告書等は、会計検査院の検査を経て帝国議会に報告すべき旨を上奏した。さらに明治四十二年に至り、府県の管理する広大な官有地の未使用に属するものを適当に処分することを財産の運営上有利とする旨を上奏した。政府は、その必要を否定はしなかったけれども、法案実施について諸般の調査準備を要することなどを理由として、法案を提出するに至らなかったのである。

大正六年七月に至り、第三十九議会において、衆議院議員澤来太郎¹⁾外十二名が、国有財産の整理を時代の急務なりとして、国有財産管理法の制定を促し、その準備機関として国有財産調査会の設立を要望した。澤らにより衆議院の可決を経て政府に提出された建議は、次のように力説している。

国運ノ発展ト歐洲戦乱ノ反響トハ我カ国費ヲシテ倍多端ナラシメムトス蓋是レ必至ノ勢ナリ而モ我カ国民ノ負担力ニ徴スルニ租税公課頗ル重ク今ニ於テ国有財産ノ整理ヲ為シテ財政ノ資料ニ供スルハ最緊急ノ事ニシテ且時代ノ要求ナリ政府ハ速ニ調査機関ヲ設ケテ之ニ備フルノ方法ヲ講スヘシ

(1) 特に澤来太郎は、国有財産法の立法化促進に熱心に努力した一人であった。その編著『帝国国有財産総覧』は、わが国有財産の沿革から皇室財産ならびに植民地国有財産に至るまで、各種国有財産の実状調査の成果を収録している。

右著に板垣退助が序文を寄せて、

「茲に予が自由民権を唱へて、専制政治を打破し、後ち貧富軋轢の傾向あるに鑑みて、社会政策の必要を絶叫し、以て今日に迫る所以のもの、亦実に此の国政の根本を確立せんとするに外ならず。然るに政治を以て自家の産業と為し、其収利を以て産業の花息と為す所の、藩閥並に官僚の徒は、由来光明を忌むこと蛇蝎の如く、憲章上に明なるの今日と雖も、動もすれば帝国の財政を半ば曖昧裡に葬らむとするの傾きあり。是がために政治上の腐敗を醸し、弊害百出、殆ど收拾すべからざるの勢を馴致せり。而して維新以来、政府各省によりて割據的に管理せられたる所の帝国国有財産は、実に彼等が據て以て跳梁跋扈を逞うする唯一の叢巢たりし也」(傍点筆者)と述べている。

なお、著者が本書編著の直接の動機としてあげているところを見ると、その郷里仙台市において、広大な陸軍省所管の官舎用その他の空地を目撃して、「其国有財産を不経済に使用するの甚しきに驚けり。之が若し他豫算費の如く直接議会の協賛を経ざる可からざるものならんには、苟も常識を有せん限り誰か此種国有土地の濫費に対して、反対せざるものあらんや」(同書「総論」二頁)と痛憤し、そして、国有財産整理の断行を促して、「要は唯だ往に徴し今に鑑みて、之が一大整理を断行するの一途あるのみ。醒めよ各省割據の夢より」(同書、一四六頁)と強調している。

右建議の主旨に基いて、政府は、いよいよ大正七年六月、大蔵大臣を会長とする官有財産調査会を設置することとなった。同調査会は、まず国有財産管理に關する根本法規の制定に着手した。かくて、同調査会によって立案された国有財産法案が、大正九年第四十四議会に提出された。¹⁾²⁾

- (1) 同法案は、議会において全会一致可決され、大正十年四月法律第四十三号として公布、翌十一年四月一日から施行の運びとなった。

- (2) 『明治大正財政史』第二巻「会計制度」九九一頁参照。

政府の提案理由の説明は、次のとおりであった。

「国有財産に關しましては、明治二十三年に公布になりまして、翌年の四月一日から実施せられて居りまする官有財産管理規則と云ふのが現在でございます。竝に官有地取扱規則と云ふものが現在ございまして、之に依て官有財産の管理を致し來って居りますのであります。然に此管理規則に依りますと云ふと、官有財産が各省の管理に分属いたして居りまして、統一的に管理を致す所の機関を缺いて居るのでございます。それでありまして、此管理規則と取扱規則とが実施せられました以後、屢々衆議院の方からも法案が出、当局者も色々法案を攻究いたして居りまして、又會計検査院に於きましても色々さう云ふ統一的に管理する規則を制定いたしたが宜いと云ふ意見もございまして、研究を致しましたのでございしますが、遂に纏らずして今日まで参つたのでございます。併ながら国有財産を統一すると云ふ事は最も必要な事でございまして、殊に近來色々国有財産の整理を必要とする事情も起り、其種類も増加いたして参つたのでありますから、此場合に於きまして国有財産法を制定して年來の問題を解決したいと云ふ趣意を以て本案を提出いたした次第でございます」¹⁾

- (1) 大正十年三月十日、貴族院国有財産法案特別委員会における神野（勝之助）政府委員の説明（『第四十四回帝國議會

貴族院国有財産法案特別委員会議事速記録』第一号、一頁）。

三 法内容の要点

国有財産制度に關する基本法として成つた国有財産法は、その付属法規としての国有財産法施行令（大正一一勅令第一五号）、国有財産法施行規則（大正一一大藏省令第一四号）とともに、大正十一年四月一日に施行された。新法の制定によつて、旧規則はほとんど廃止されたが、既存の二つの特別法を残した。一つは、北海道未開地処分法（明治四一法律第五七号）であつて、これは限時的な例外法をなした。すなわち、北海道における特別の事情に應じて設けられたものである¹⁾ので、国有財産法の規定に抵触するものであつても当分の間その効力を存続することとされた（国有財産法第三〇条、以下「法」と略記）。もう一つは国有林野法（明治三二法律第八五号）であつて、これは永続的な特別法である。すなわち、国有林野の沿革上²⁾、また林野經營上特別の法制をおくべきであるとの理由から、従来どおり存続するものとされた。ただし、国有財産法と抵触する条項に限り廃止することと定められた（法第三一条）。

- (1) 北海道における国有土地の管理については、同地方の拓殖政策上の必要に基いて、前述の明治二十三年官有地特別処分規則の制定された後においても、明治十九年六月設けられた北海道土地売買規則によつて特別の処分方法をとつてきたのであるが、明治三十年三月、北海道国有未開地処分法を制定し、右規則に代えた。同法によれば、北海道国有未開

地は、特に規定する場合のほかは、競争に付せずに売却および貸付をすることができる。かつ開墾、牧畜、植樹に使用するため国有未開地を欲する者には無償貸付し、全部成功の暁は、無償でこれを譲与することができる¹⁾と定めて、前に定めた北海道土地払下規則の特典をいっそう拡大したのである。

同法は、その後、土地登録税を免除する等、拓殖奨励方針の徹底を図る目的から一部改正されたが、約十年後の明治四十一年四月には、全面的に改正された。すなわち、旧法においては、土地の処分に関してすべて無償付与主義をとったために、土地利用の意思を持たずに土地付与の利権を獲得し、投機的売買による利潤をねらう弊害をもたらした。これを防ぐため、原則として売払主義に改め、十町歩以内の土地を自ら耕作しようとする者に対してだけ、従来同様無償付与主義をつづけることにしたのである。

(2) 国有林野の管理について、明治三十二年に至り、政府は、国有林野経営上の長期計画を立て、国有林野中国有として存置することを要しない部分については、調査の上無償処分し、その収入をもって要存置林野に対する各種の施設をなすことを企図した。これを国有林野特別経営事業として遂行するため、明治三十二年、国有林野法を基本法とする幾多の法令を整備して、国有林野の管理経営に関する根本的統一的制度を樹立したのである。

なお、国有林野および産物の売払いについて、明治二十三年四月制定の官有森林原野及産物特別処分規則を廃して、明治三十二年八月、国有林野産物の特別処分に関する規定を新たに規定したが、その説明は省略する(『明治財政史』第三卷「会計制度」三一頁以下参照)。

国有財産法の詳細な制度的記述は『明治大正財政史』に譲り、旧規則と比較しながら要点を概説しよう。

旧規則と比較した新法の内容は、次の二点に要約して考察することができる。すなわち、国有財産法対象の拡

張整理と国有財産管理上の改善とである。

1 国有財産法対象の拡張整理

(i) 国有財産の種類範囲の拡張

旧規則において「官有財産」と称されたものは、不動産のほかは船舶に限られていたのであるが、新法においては、その名称を「国有財産」と改めるとともに、その対象として不動産のほか、勅令に定める動産および権利をも包含することとなった(法第一条)。すなわち、(1)船舶、浮標、浮棧橋、浮船渠、(2)不動産または(1)の従物、(3)事業所における機械および重要な器具、(4)地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権その他これに準すべき権利、(5)株式および出資に関する権利(令第一条)。

(ii) 財産の整理区分

また、財産管理上の便宜を図るために、財産の供用される目的別に従い、国有財産を左の四種類に区分した(法第二条)。

(a) 公共用財産

国において直接公共の用に供するもので、道路、河川、港湾、橋梁、湖沼、公園など¹⁾。

(1) しかし、何が公共用財産であるか、国有財産法は必ずしも明らかでなく、解釈上の論議を生んでいる。たとえば、多田喜一は「公共用財産とは、公共の使用に供せられることが財産の本来の目的であり、国家の行政目的に合するも

のであって、而も国家の事務、事業とならないものであると言ふ事が出来るであらう」と述べて、この意味から国立図書館、国立博物館のときは、公共用財産でなく、公用財産に属すると説明している（多田喜一『国有財産制度論』、昭和十三年刊、一二〇頁）。

(b) 公用財産

国において神社の用に供し、または国の事務、事業もしくは官吏その他の職員の住居に供するもの、すなわち、神社用敷地建物、官庁、刑務所、兵営、演習場、飛行場、演習林、軍艦、船舶、国营工場、学校、図書館、博物館、病院、鉄道ならびに官舎など。

(c) 営林財産

国の森林経営の目的に供するものであって、収益財産である点において公用財産と異なる。

(d) 雑種財産

以上のいずれにも属さないもの、すなわち、国が特に国家目的に供用していない財産であって、その限りでは、国が私人と同じ立場において所有している財産ということになる。前三者に属する財産であっても、その用途または目的を廃したときは雑種財産に編入される。後述するように、国有財産整理は大蔵省所属の雑種財産へ組替を行って、これを売却処分するという方法によって行われる。

なお、神社用地は公用財産としたのに対し、寺院仏堂用地は雑種財産として、両者の管理上の区分を異

にしたことが注目される。

2 国有財産管理上の改善

(i) 総括機関の新設と管理系統の明確化

次に注目すべき改正点は、国有財産管理行政を管理と総括とに分類したことである。管理とは、直接的に財産の取得、維持、使用収益ならびに保全を図るなどの仕事である。総括は、いわば間接的であり、国有財産管理の新規定を定めたり、各台帳を集計して総額を明らかにするなど、管理の統一と適正化を図る仕事である。

旧規則時代には、各省がセクショナリズム的に管理を行い、国全体として総括する機関を欠いていた。この点が、国有財産の管理を非効率的ならしめている大きな欠陥と考えられ、ここに総括機関を設置することが、新法の一つの大きなねらいであった。

そこで、管理事務は、従来どおりそれぞれの所管大臣にゆだねるが、総括事務の機関として大蔵大臣を任じ、大蔵省に総括事務処理のための部局を新設した。

また、管理事務の系統を、各種の国有財産の供用目的分類に応じて、明確化した。公共用財産は主として内務大臣、公用財産はそれぞれ主管の各大臣、営林財産については、内地の国有林は農林大臣、北海道の国有林野は内務大臣、そして、雑種財産は原則として大蔵大臣がこれを管理して、その処分に当ることに定め

られた。重要なことは、各省が、それぞれ所管財産の用途廃止等、管理上の変更をするにあたっては、大蔵大臣と協議を要することとして、総括を図ったことである。

(四) 国有財産の管理処分の厳正化

国有財産の処分について、旧規則では、勅令をもって自由に準則または例外規定を設けて行うことができたが、新法においては、法律によるのでなければ、国有財産の譲渡、私権の設定などを行うことは許されないことになった。雑種財産についても、その譲渡、交換、貸付など、それぞれ規定を設け、また出資は法律の規定によるべきことを定めた。

(ハ) 国有財産統計の整備

国有財産管理の明確を期するため、台帳の備付を義務づけ、各省所管財産の状況を登録するとともに、財産の増減処理を法文化して、その結果を明らかにした。

従来は、国有林野についてやや台帳らしいものが存したが、その他の国有財産については、なんら台帳に関する規定はなく、たまたま台帳があっても、各省区々で統一を欠いていたので、大蔵大臣の定めるところにより統一された様式を作ることになった。

また、台帳価格については、取得当時の価格のまま、永久に改定することがなかったのを改めて、少なくとも、土地および立木竹については、五年ごとに価格を改定することに改めた。

次に、国有財産増減総計算書および国有財産現在額計算書の作成については、旧来、各省において任意に現在額または増減報告書を調製し、議会に提出していたのを改めて、大蔵大臣において取りまとめてこれを作成し、金銭会計の決算と同様、会計検査院の検査を経、しかる後に議会に提出することにした。なお、現在額報告書は十年ごとであったのを五年ごとに改めた。旧規則では、会計検査院の検査を経ることなく、内閣からそのまま議会に提出されたが、議会において特別の審議を加えることはほとんど行われなかった。新法によって、はじめて国有財産の総額または増減内容が公表されるとともに、国有財産の管理処分に対する財務監督上の実効が期せられることになった。

なお、境界査定の手続およびその救済についての規定が新たに設けられた。

四 国有財産整理資金特別会計法の制定

国有財産法の制定に伴ない、国有財産整理処分によって生ずる資金を一般会計と別個に運営して、その適切を期するため、国有財産整理資金特別会計法（大正一一 法律第六号、以下「法」と略称）が制定された。

国有財産法の施行によって、不必要不利用の国有財産をできるだけ多く整理処分して、民有または公有に払い下げ、その結果生ずる収入は一般経費に充てることなく、国有財産の整理に必然的に要する移転費、営繕費その他の費用にふり向けて、整理を円滑に促進するために、一般会計と区別し、特別の資金会計を設定することが適

当と考えられたのである。「国有財産整理資金ハ国有財産ノ整理処分ニ因ル収入及附属雑収入ヲ以テ之ニ充ツ但シ其ノ収入ニシテ他ノ特別会計ノ歳入ニ属スルモノ及国有林野又ハ北海道未開地ノ処分ニ因ルモノニ付テハ此ノ限リニ在ラス」(法第二条)。したがって、整理を目的としない雑種財産以外の財産の使用料等は、国有財産整理資金特別会計の収入とならない。また、国有財産を有する特別会計であって、いわば国有財産上の独立会計であるところの、帝国鉄道特別会計、大学特別会計、学校及図書館特別会計、通信事業特別会計、簡易生命保険特別会計および各植民地特別会計の歳入は国有財産整理資金特別会計の歳入とはならず、それぞれの特別会計の歳入となる。国有林野の処分収入および北海道未開地処分収入は、それぞれ一般会計の収入となる。

次に、資金の使途については、国有財産の整理のために必要な費用、すなわち、国有財産の売却、貸付、または管理に必要な事務費および営繕費その他の経費に充てられる(法第三条)。

右に加うるに、国有財産整理資金特別会計法は、国有財産の整理とは直接関係のない営繕費への使途を認めている。すなわち、「一般ノ歳計上必要アル場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ国有財産整理資金ヲ第三条ニ規定スル費途以外ノ営繕費ニ使用スルコト」(法第六条)ができる。この営繕費は、主として中央諸官衙の建築費であった。国有財産整理資金は、単に国有財産整理諸費を支弁するだけでは、なお多額の剰余を生ずることが予見されかつ期待されたのであって、国有財産整理資金をもって中央諸官衙建設費を工面することに、そもそも本法のねらいがあつたのである。¹⁾

(1) 『明治大正財政史』第二巻「会計制度」七八九頁および大蔵省昭和財政史史談会速記録(森本靖男・松山宗治)による。

五 国有財産管理処分機関の設置

大蔵省は、直接管理事務としての雑種財産の管理処分と、各省所管に属する国有財産全般の総括事務とをつかさどることになったので、そのための機関を設ける必要を生じた。すなわち、法の施行と時を同じうして、大蔵省内に臨時国有財産整理部を設けるとともに、地方機関としては、各税務監督局長にその事務を担当させることとなった。そして、各税務監督局および税務署に臨時職員を増置した。

臨時国有財産整理部は、翌大正十二年四月、国有財産整理局と改称されたが、さらに、大正十二年における行政整理の結果、従来大蔵省に所属した営繕事務と国有財産事務とを併合して、大正十四年五月、国有財産整理局を廃して、営繕管財局が設置された。¹⁾

(1) 『昭和財政史』第二巻「財政機関」参照。

次に、国有財産事務に関する諮問機関として、国有財産調査会ならびに国有財産評価委員会が設置された。

国有財産調査会は、大正七年勅令をもって設置された官有財産調査会を引き継ぎ、「国有財産調査会官制」(大正一一・三 勅令第一三九号)により設立されたものである。同調査会は大蔵大臣の諮問機関であって、大蔵大臣の諮問に応じて国有財産の整理に関して調査審議する。その組織は、大蔵大臣を会長とし、大蔵大臣の奏請によ

り任命される関係各省官吏、貴衆両院議員ならびに学識経験者若干名を委員とし、事務局に幹事長以下幹事若干名をおいた。¹⁾

(1) 国有財産調査会の委員は、ある時期、たとえば昭和六年十一月二十四日現在において、次のとおりであった（大蔵省『昭和財政史資料』一の一五七）。

会長 大蔵大臣井上準之助

委員 内務次官次田大三郎 内務省土木局長丹羽七郎 大蔵政務次官田昌 大蔵次官河田烈 大蔵参与官前田房之助

大蔵省主計局長藤井真信 陸軍次官杉山元 海軍次官小林躋造 司法次官小原直 文部次官中川健蔵 文部省宗教局

長西山政猪 農林次官松村真一郎 農林省山林局長平熊友明 商工次官田島勝太郎 拓務次官堀切善次郎 会計検査

院部長河野秀男 貴族院議員和田彦次郎 同藤田四郎 同奥平昌恭 同青木信光 同池田長康 同福原謙二郎 衆議

院議員高木正年 同土屋清三郎 同岡本実太郎 同佐竹庄七 同菅原伝 同星島二郎 矢作榮蔵

幹事長 営繕管財局理事太田嘉太郎

幹事 法制局参事官樋貝詮三 内務書記官三樹樹三 大蔵書記官荒井誠一郎 同川越文雄 同賀屋興宣 営繕管財局書

記官安江好治 同松山宗治 文部書記官河原春作 拓務書記官阪谷希一

また、国有財産評価委員会は、営繕管財局において売払・譲与・交換・買収の処分をすべき国有財産の評価ならびにその管理処分の条件に関する事項を調査審議するため、大正十五年五月設置された（国有財産評価委員会規則第一条）。本委員は、大蔵省内規によって成立した大蔵省の部内機関であつて、大蔵大臣の監督のもと、大蔵次

官を会長とし、委員若干名をもつて組織された（同規則第二条）。

委員は、大蔵省内高等官中から大蔵大臣が任命し、臨時委員として、審議に付する財産に関係ある税務監督局長を任命するのを通例とした。

議事規則により、議事内容は秘密事項とされた。売買の価格および条件について審議するからであつた。¹⁾

(1) 国有財産評価委員会の設置の趣旨について、鈴木憲久は左記のとおり述べている。

「然るに其の後震災善後計画に関する材料品、用地其の他不動産の買上等に就いて、主として贈収賄に関する疑獄事件の続出したるに鑑み、後に若槻内閣は特に不動産の如き市価の標準を求め難きものに就き、出来得る限り価額決定の公正を期するの趣旨よりして……」（『最近日本財政史』三九八―九頁）。

国有財産評価委員会に付議すべき事項は、同会内規により次のように定められた。²⁾

一 見積価格五万円以上の国有財産を随意契約又は指名競争契約にて売払を為さんとする場合に於ける財産価格の評定

二 見積価格十万円以上の国有財産を一般競争契約にて売払を為さんとする場合に於ける財産価格の評定

三 見積価格五万円以上の国有財産を交換せんとする場合に於ける交換の目的たる財産価格の評定

四 見積価格一万円以上の国有財産を譲与せんとする場合に於ける其の当否並に財産価格の評定但し国有財産法第五条第一項第三号又は国有財産法施行令第十条に該当する場合を除く

五 見積価格五万円以上の不動産を買収せんとする場合に於ける財産価格の評定

六 見積価格五万円以上の国有財産に付各省より随意契約又は指名競争契約に依る売払又は交換方協議を受けたる場合及見積価格一万円以上の国有財産に付各省より譲与方協議を受けたる場合並に見積価格十万円以上の財産に付各省より一般競争契約に依る売払方協議を受けたる場合に於ける売払又は譲与を為すべき財産又は交換の目的たる財産価格の評定

七 其の他特に営繕管財局長官に於て審議を要するものと認めたる場合に於ける国有財産価格の評定並に国有財産の管理処分に関する条件

(1) 設立当時（大正十五年五月）の会長、委員その他の氏名は次のとおりであった。

会長 大蔵次官田昌

委員 大蔵省主計局長河田烈 営繕管財局理事太田嘉太郎 大蔵書記官青木得三 臨時委員 東京税務監督局長勝正憲

大阪同小島誠 札幌同鈴木新之助 仙台同松田由三郎 名古屋同近藤春臺 広島同野村盛康 熊本同篠崎昇

幹事 大蔵書記官荒井誠一郎 同関原忠三 営繕管財局書記官窪寺勲 同安江好治 同鈴木重雄

(2) 大蔵省『昭和財政史資料』（一の五七）による。

右のごとく、金額が多く重要な財産の処分の場合には国有財産評価委員会の審議に付することにした。比較的軽微な財産の処分にあたっては、次表に掲げるとおり、各税務監督局長への委任事項とした。

税務監督局長委任事項（昭和二・五・一九調）

処分区別	種類	別	大正一二年訓令二四号	大正一五年訓令一二号	昭和八年訓令一〇号
売払	随意契約 指名競争契約 一般競争契約		三、〇〇〇坪未満の土地 	二〇〇円を超えざるもの 同 一、〇〇〇円を超えざるもの 二〇〇円を超えざるもの 全部	五〇〇円を超えざるもの 同 二、〇〇〇円を超えざるもの 五〇〇円を超えざるもの 全部
譲与	財産法第五条一号 施行令第八・九条 財産法第五条三号 施行令第一〇条 豫約を為さむとする契約 豫約に従ひ契約を為さむとする場合		三、〇〇〇坪未満の土地 	一、〇〇〇円を超えざるもの 全部	一〇〇円を超えざるもの 一、〇〇〇円を超えざるもの 五〇〇円を超えざるもの 全部
	普通のもの		建物の所有を目的とせざるもの 三〇〇坪未満の土地にして貸付料年額一〇〇円を超えざるもの	建物の所有を目的とせざるもの 一、貸付料年額又は総額一〇〇円を超えざるもの	

貸付		期間一年以上
豫約を為さむとする契約 とす場合		三、〇〇〇坪未満の土地
二、期間更新 貸付料年額又は総額二 〇〇円を超えざるもの 期間三年以上		全 部
三、貸付料変更 貸付料年額又は総額一 〇〇円を超えざるもの		全 部
準貸付		同 上
普通のもの		四ヶ月以内のものは全部
三〇〇坪未満の土地にし て使用料年額一〇〇円を 超えざるもの		全 部
豫約に従ひ契約を為さむ とする場合		四ヶ月以内のものは全部

備考 大蔵省『昭和財政史資料』（八の一九）による。

六 法の不備と国有財産法成立の意義

大正十一年度初を期して、国有財産に関する計算書が発表されたが、計算の結果について、議会でも不満足の声と、ひいては法律改正の要望が起るに至った。

およそ、国有財産管理の要諦は、国有に属する財産すべてにわたり、どういう種類・形態の財産が、どれだけ、何者によって、かつ、どういう目的で管理所有されているかの状態を的確に数字の上に示すことにあるが、

このような理想に近づくには、なお法制上不備の点が多いことが指摘されたのであった。

以下、議会において指摘された事項を参照しながら、国有財産統計―計算書を見るにあたって、考慮すべき諸点を記述しよう。

1 国有財産法の対象範囲上の不備

第一に、実質上の国有財産は、数量においても価額においても、国有財産法上における国有財産の数量ならびに価額よりも大きい。換言すれば、形式上の国有財産は、いろいろな制約によって、実質上の国有財産の実態そのものよりも小さいということである。すなわち、まず国有財産法の適用を受ける対象たる国有財産の種類は、国有財産のすべてが網羅されていないこと、第二に国有財産の価格表現が常に低評価の傾向にあることである。もちろん、旧規則と比較すれば、その対象とする国有財産の範囲も拡張され、評価方法もかなり改善されたわけであるが、それでもなお、国有財産の実態を計数の上に正確に表現するには程遠い。この原因は、一般に財産評価の困難性にもよるが、なんと言っても、制度としての国有財産法そのものなお不備であったことによる。国有財産法制定後まもなく、議会において指摘されたのもこの点であった¹⁾。

(1) 昭和四年三月二十三日、衆議院において、伊坂秀五郎決算委員長は、次のとおり法規の改正を促す希望条項を報告している。

「（前略）それから国有財産の計算書に於きましては慎重審議を致しましたが、此計算書の見積額は実際の総額と餘程

相違があることを認めたのであります。此見積りは固より法の規程に準據して取調べられたるものでありますから、之に依て計上せられて居るものであります。例へば鉄道の如きものも国有財産として計上せられて居るものと、実際の鉄道の会計上の財産額とは非常なる相違がある。国有財産として計上せらるるものは是等に比して非常に少い。斯の如きは法規上今日の場合は洵に已むを得ないことであります。茲に考慮を払って、一つ法規の改正を促して、成るべく国有財産の計上は実額に近きものを計上することに、適當の方法を講ぜられんことを希望致したる次第であります。

此意味に於て希望条件を付し之を是認することに致しました。其希望条項を朗読致します。

国有財産ノ計算書ニ計上セラレタル国有財産ノ範圍ヲ拡張シ、成ルベク実額ニ近キ計算額ヲ計上スルコト、殊ニ帝国鉄道其他ノ事業的特別会計ニ属スルモノニ付テハ一層其必要大ナルモノト認ム、仍テ政府ハ現行規定ニ適當ナル改正ヲ加ヘ其ノ趣旨ニ副ハレンコトヲ望ム」(『第五十六回帝国議会衆議院議事速記録』九四八―九頁)

また、同日、貴族院においても、四条隆愛決算委員長により、次のような希望条項が提案されている。

「(前略)次に御報告いたして置きたいのは該計算書を審査するに当りまして各省所管に互つて国有財産として該計算書に登録せらるべく思はれるものが脱漏してあるのを発見致しました。例へて見ますれば内務省では道路、港湾、河川等の公共用財産、是は法律上猶豫期間が設けてございますので、表向いては載せなくても宜い筈でありますけれども、其猶豫期間も随分過ぎて居りますからして、何とか方法を執られたらば宜からうと云ふことであります。又神社敷地は其坪数を計上してありますけれども、其価格が掲載してありません。それから大蔵省の所管では預金部等に保有する債券、それから通信省所管では簡易保険の積立金に依り得たる債券、陸軍省では所管の軍馬、農林省では国有種馬、或は国有種牛等、是等は将来計上せられるやうにせられたい。又海軍では飛行船のやうなものも計上してあります。又各植民地の国有財産も該年度には計上して居りませぬ。現今の法規では是は計上しないことになつて居りますが、是等も

計上する必要があるはしないかと云ふことでございます。以上は政府に於て法規上当分の内台帳に計上を要せぬとか、或は法規の解釈上、それ等のものは含まないと云ふことの説明をして居りますが、是等は政府に於て将来何とか考究をせられたいと云ふので、決算委員会は次の希望条項を決いたしました。

希望条項

- 一、現行ノ規定ニ依レバ国有財産ノ台帳ニ登録セラルベキ国有財産ノ範圍ハ狭キニ過ギ実情ニ適セザルノ嫌アリ政府ハ将来適當ニ関係法令ヲ改正シ国有財産台帳ニ登録セラルベキ国有財産ノ範圍ヲ拡張セラレンコトヲ望ム
- 二、政府ハ国有財産法ヲ速ニ各植民地ニ施行スルノ措置ヲ執ラレンコトヲ望ム」(『第五十六回帝国議会貴族院議事速記録』五九八頁)

まず、第一の点について述べよう。

国有財産のうち、道路、河川、港湾など、すべての公共用財産は計算書に全く計上されない。すなわち、国有財産法附則第二十八条により、当分の間、公共用財産については台帳、増減および現在額計算書の調整を省略しうるといふ例外規定が設けられていた。その趣旨とするところは、公共用財産の登録はきわめて困難であるばかりでなく、公共用財産である以上、処分もきわめて少ないから、登録の実益がないというところに存した¹⁾。

- (1) 多田喜一『国有財産制度論』一二六頁。

次に、朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島等の外地には、国有財産法がまだ適用されず、したがって、外地の国有財産は計算書に計上されない。

また、皇室財産は、沿革のところで述べたとおり、国有財産法においては全く適用外とされ、その額は国有財産計算書に計上されない。

さらに、国有財産法は原則として国有の不動産を対象としており、そのほかに、勅令をもって定める動産および権利を例外的に含めたのであるが、厳密に言えば、すべての国有の動産および金銭をも、実質的には国有財産と称すべきである。しかし、金銭および動産たる物品については、別に会計法および物品会計規則によって管理される。

なお、右のほかに、永代借地権付土地、傷病院基金所属財産、埋蔵鉱物、国有無体財産（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）も実質上国有財産たる性質を有するものであるが、これらは国有財産法の適用対象とされなかった。

以上のように、広義の実質的国有財産の範囲、したがってその数量は、制度上国有財産法の適用対象となるものの範囲よりも、はるかに大である。このことを承知の上で、計算書を見なければならない。

2 国有財産の評価上の不備

次に、国有財産の数量だけを、たとえば土地についていえば、その面積だけを掲げて、その価額の示されていないものも多い。この点は、価額の増減についてその実態をみる場合、留意すべきである。

まず公共用財産については、前述のように、数量が計上されないのだから、価額計上が行われないことは言う

までもない。その他、前項にあげた国有財産法適用の対象外のものが、すべて価額が計上されないことも当然である。

数量はこれを登録するが、価額が登録されないものとして、次のものがある。公用財産中の神社敷地、雑種財産中の寺院仏堂供用地および公共団体公共用地、たとえば公園敷地等は、いずれも特別の性質を有するものであるとの理由から、計算書には、その面積だけを掲げて、価額は掲載されない。その趣旨は、公共用財産と同様に、価額評定が困難で手数を要するわりに実益が少ないところにある。

次に、台帳への価額登録の際、時価によらないものと、価額の改定の全然されないものがあることに留意せねばならない¹⁾。まず、鉄道会計所属国有財産ならびに通信事業特別会計所属国有財産などについては、次のように例外が設けられている。

(イ) 国有財産法施行の大正十一年四月一日現在をもって、すべての国有財産は、土地、立木竹については、取得後二年以内のものは従前の台帳価格、すなわち官有財産管理規則時代の台帳価格をもって登録されたが、取得後二年を経過したもので、購入、交換または収用によるものは、すべて時価により算定した金額により登録されたのである。しかるに、鉄道会計所属の土地、立木竹その他すべての財産は、従前の台帳価格によって登録した（帝国鉄道会計規則第一八条―第二二条）。鉄道財産は、明治時代に取得されたかなり古いものが多く、台帳価格は、あとにもさきにも改定されたことがほとんどないのであるから、鉄道会計所属財産価額を他価額と比較する場合、

かなり低目であることを考慮すべきである。²⁾

(1) 大正十四年三月二十三日、第五十議会議院本会議における湯浅凡平決算委員長報告のうち、「ことにわれわれのはなはだ遺憾としたことは、国有財産評価の標準が、所管各省により区々になっている点である。すなわち、国有財産中あるものはその時価により価額を計上し、あるものは数年または数十年以前の価額によっている。ゆえに、これを全体として観察するときは、国有財産の総額および増減額はきわめて不確実なことを免れない。しかしながら、これは政府の手続きに遺漏があったためではない、また計算書に欠点があったためでもなくて、全く評価の根拠となるべき法令の規定が区々にわたっているためである。」(要旨)

(2) 昭和四年三月二十三日、第五十六議会議院本会議における伊坂秀五郎決算委員長報告のうち、

「委員会において国有財産の計算書を審査した結果、右計算書に計上された国有財産評価額は、実際の価額とよほど相違があることを認めた。たとえば、帝国鉄道所属の国有財産の評価額のこときは、実際の鉄道会計上の財産価額に比較すれば、はなはだしく低額である。」(要旨)

なお、国有財産法施行後における登録価額については、作業会計(大蔵省所管——印刷局、専売局。海軍省所管——海軍火薬廠、海軍燃料廠。陸軍省所管——陸軍造兵廠、千住製絨所)所属ならびに造幣局特別会計所属固定資本価額に例外が設けられている。すなわち、これらは、単に作業会計規則、専売局作業会計規則などそれぞれの特殊性に基き、独立の法規を認めているにすぎず、登録の方法そのものに、大きな相違があるとは言えない。いずれも、原則として、購入、交換、収用の際の価額により登録する。すなわち、時価主義をとっているとみてよい。¹⁾

(1) 国有財産法施行令第三十二条—第三十四条、作業会計規則第二十条、専売局作業会計規則第十七条、造幣局特別会計規則第九条。

(2) 次に、価格の改定されないものについてみよう。台帳登録価格をできるかぎり現実価額すなわち時価に近からしめるために、国有財産価額は五年度ごとに改定されるが、前にも触れたように、鉄道会計ならびに通信事業会計所属財産は例外とされた(施行令第三三条、第三七条)。その趣旨は、鉄道や通信事業は、改良費を支出してたえず財産自体を改良しているから、登録価額と現在価額に大きな相違がないという考え方に基くといわれる。¹⁾

(1) 多田喜一、前掲書一九六頁。

右の趣旨はある程度認められるとしても、全然価格改定を行わないということは、他の会計所属財産と比較して、評価のおくれによる低評価という事実が存することを否定できない。

なお、一般には五年度ごとに価額改定が行われるのであるが、その間の年度の時価の変動は当然に計算書には表われない。したがって、各年度の増減をみる場合、改定が行われた年度と行われない年度とを一応区別して、数字を見なければならぬ。

このように、

一、国有財産法の適用を受けるべき財産の対象の範囲を拡張すること

二、その評価上における評価漏れと、低評価とを是正して、なるべく実額に近い計算書を作成すること

三、各植民地に国有財産法を施行すること

が、貴衆両院の一致した希望であり、この趣旨に従って法の改正が要望されたのである。第三については、昭和十一年に実現するところとなったが、前の二点は、ついに達成されなかった。

もつとも、大蔵省当局は関係各省との間に協議と審議とを重ね、右の希望事項のうち、国有財産法適用の対象の範囲を拡大するため、次のような改正法令案を準備したことがあった。

国有財産法施行令中改正案¹⁾（昭和四年十二月）

第一条ヲ左ノ如ク改ム

第一条 左ニ掲クル動産及權利ニシテ国有ノモノハ之ヲ国有財産法第一条ノ国有財産トス但シ大蔵省預金部特

別会計、郵便年金特別会計、簡易生命保険特別会計、健康保険特別会計並家畜再保険特別会計ニ属スルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

一、船舶、浮標、浮棧橋、浮船渠及航空船

二、不動産又ハ前号ニ掲クル動産ノ従物

三、事業所ニ於ケル機械及重要ナル器具

四、事業所以外ニ於ケル重要ナル機械及器具

五、重要ナル備品

六、預金

七、現金

八、未完成ノ工事又ハ製造ニ対シ支出シタル金額ニ基ク財産

九、地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権其ノ他之ニ準スヘキ權利並特許権、実用新案権

十、株式及出資ニ因ル權利

十一、有価証券、貸付金其ノ他之ニ準スヘキ權利

十二、賠償金又ハ分担金ヲ受クル權利

十三、各特別会計ノ資金又ハ資本ニ属スル財産ニシテ第一号乃至第十二号ニ該当セサルモノ

以下略

(1) 大蔵省『昭和財政史資料』（三の二七）による。

右改正案中の傍線を付した部分を、新たに国有財産法適用の範囲中に含めることが調査立案されたが、その実施には複雑な手数と多額の経費を要するなどの事情から、試案にとどまった。

3 同法成立の意義

さて、以上のように、なお制度上の不備が認められたけれども、大正十年の国有財産法の制定は、わが国の国有財産制度の歴史上、近代化と合理化との二点で画期的な措置であった。すなわち、成立の時期は遅れたが、は

じめて国有財産の法的性質が明らかとなり、また、それについての大蔵大臣の総轄権——十分強力ではないが——による統一的な管理方式が実現した。

同法の成立を促したものは、前掲の政府法案提出理由にあるとおり、「殊に近來色々、国有財産の整理を必要とする事情」であり、かつ「其種類も増加」したことであった。「色々の事情」とは、第一次大戦後の財界の沈滞化にかかわらず、財政は膨張の傾向にあったから、ここに生ずる財政危機の克服のため、国債の整理をはじめ財政整理の必要を生じたことを指すのであろう。国有財産の整理もこの必要の一環をなすものであった。そして、政府としては、中央諸官衙の建造費を、同法施行による国有財産の整理処分によって捻出しようとした。これは、第一次大戦に勝利を占めた日本として、諸外国への体面上からいっても、どうしてもやりたいことであった。というのは、中央諸省の建物の大半は明治初期の建築で、すでに老朽化していた上、関東大震災で焼失したものも少なくなかった。どういう役所が新造または改築の必要があったか、それは本巻の「営繕」編に詳述するところであるが、それには少なからぬ経費が必要であったのである。

この営繕経費を、少しでも一般財源に仰ぐことを避けて、国有財産の処分換価によって得られる資金をふりあてることが考えられた。このような政府の意図が、財政整理の要求と相まって国有財産法の成立となったのである。

なお、経済的發展に伴なう財産種類の多様化と増勢、すなわち、機械器具、工作物あるいは出資財産などの政府所有財産増加の傾向は、これらをも対象に含める新しい制度を早く作ることを要請した。

大正十年の国有財産法は、上述のような社会的、経済的かつ財政的必要に基き、時代の進展に即応して成立したのであった。

第二節 昭和初年における国有財産総額と内容

一 増加の傾向と形態別の推移

1 増加の傾向

既述のとおり、国有財産法によって、年々の国有財産増減計算書のほかに、国有財産現在額総計算書が毎五年度末現在をもって調製され、会計検査院の検査を経て、帝国議會に提出されることになった。第一回の大正十一年四月一日現在の総計算書に続いて、第二回の総計算書が、昭和元年度末現在をもって報告された。

昭和元年度末の国有財産総額は七十二億五千七百二十四万余円であった。七十二億円の国有財産の内容と種類とを、五年前の大正十年度末と比較して、その間の変化を見ながら、統計的に説明する。

まず、総額の変遷から述べる。大正十一年度初では五十四億九千四百万円であったから、十七億六千二百万円の増、各年度平均三億五千万円の増加であった。なканずく、昭和元年度の増加が顯著で、六億八千万円に上っているが、このうち二億二千万円は価格改定によるのであって、実質的増加は四億六千万円であった。

大正末期国有財産形態別増減

同11年度末	12	13	14	15 (昭和1)(B)	(B)-(A)
(105.4) 8,889,746 (102.3) 1,464,930 25.0	(105.1) 8,871,753 (105.2) 1,506,137 24.6	(105.2) 8,871,723 (107.5) 1,539,804 24.2	(105.1) 8,864,907 (110.1) 1,577,165 24.0	(106.7) 8,999,319 (121.8) 1,744,349 24.0	566,417 312,321
(101.1) 3,149,951 261 (100.1) 1,318,733 22.5	(101.5) 3,162,501 263 (99.2) 1,302,500 21.2	(100.8) 3,143,002 262 (98.6) 1,295,197 20.4	(100.1) 3,119,515 263 (97.5) 1,281,059 19.5	(101.2) 3,108,491 278 (116.1) 1,525,837 21.0	71,625 17 212,152
(105.3) 7,092 (112.5) 556,608 9.5	(106.6) 7,182 (118.2) 584,576 9.5	(108.6) 7,313 (127.5) 630,404 9.9	(112.3) 7,564 (136.5) 675,212 10.3	(115.3) 7,767 (145.3) 718,625 9.9	1,032 224,034
(112.8) 1,554,895 26.5	(123.0) 1,694,733 27.6	(135.5) 1,866,697 29.4	(145.7) 2,007,775 30.6	(156.3) 2,152,938 29.7	775,366
(105.3) 7,868 (114.9) 744,193 12.7	(101.6) 7,592 (125.0) 809,554 13.2	(105.7) 7,895 (119.2) 771,600 12.2	(109.8) 8,201 (120.9) 782,728 11.9	(110.6) 8,268 (134.1) 868,751 12.0	796 221,362
(100.0) 10,950 1里04町 (99.0) 6,704 0.1	(79.6) 8,720 1里04町 (92.7) 6,277 0.1	(79.7) 8,731 1里04町 (92.3) 6,272 0.1	(74.5) 8,155 1里04町 (90.0) 6,114 0.1	(74.5) 8,160 1里04町 (88.1) 5,980 0.1	△ 2,789 0 △ 807
(100.4) 2,253 — (100.2) 223,288 3.8	(100.4) 2,253 150 (102.4) 228,288 3.7	(102.0) 2,290 150 (104.9) 233,713 3.8	(104.0) 2,334 150 (108.0) 240,763 3.7	(104.0) 2,334 150 (108.0) 240,769 3.3	891 150 17,906
100.8 5,869,352 100.0	111.6 6,132,064 100.0	115.5 6,343,697 100.0	119.6 6,570,827 100.0	132.1 7,257,249 100.0	1,762,334

巻「歳計」(下)により作成。単位未満は四捨五入。

第三表

		大正11年4月1日現在(A)
土地	面積 (町歩) 価額 (千円)	(100) 8,432,902 (100) 1,432,028 26.1
立木竹	材積 (千石) 竹 (千束) 価額 (千円)	(100) 3,116,866 262 (100) 1,313,685 23.9
建物	延坪数 (千坪) 価額 (千円)	(100) 6,735 (100) 494,590 9.0
工作物及 器具機械	価額 (千円)	(100) 1,377,572 25.1
船舶	隻数 価額 (千円)	(100) 7,472 (100) 647,390 11.8
鉱業権 砂鉱	面積 (町) 価額 (千円)	(100) 10,950 1里04町 (100) 6,787 0.1
株式及分 持	株数 (千株) 口数 (千口) 価額 (千円)	(100) 2,245 — (100) 222,863 4.1
価額合計		(100) 5,494,915 (100)

備考：『明治大正財政史』第五

国有財産は年々増加の傾向にあった。すでに国有財産、主として国有土地の整理処分が進められ、また大正十二年の関東大震災による減少があったにもかかわらず、実質的增加の勢いはこれを上回っていたことを知る。

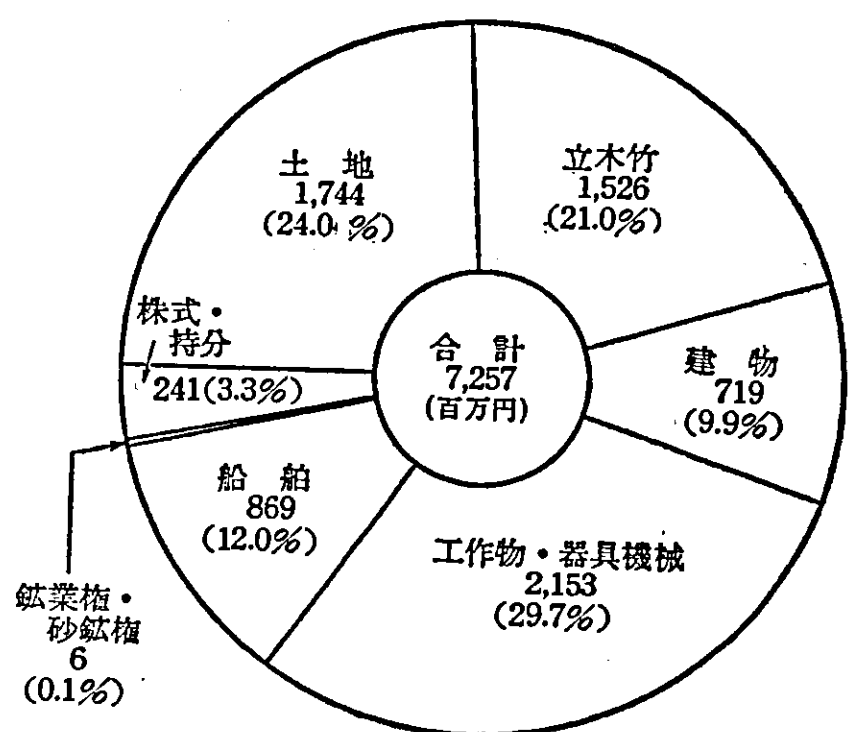
国有財産の種類別構成は、前にもみたとおり、三つの観点から区分される。重複をいとわず再言すれば、

第一、形態別Ⅱ土地、立木竹、建物、工作物および機械器具、株式および出資、鉱業権および砂鉱権。

これは財産の経済的性質上の分類である。

第二、供用別Ⅱ公用財産、営林財産、公共用財産、雑種財産。

これは、どういう目的に供用するか、財産管理上の分類である。ただし、前に述べたように、公共用財産は計算書に表われない。

第一図 国有財産形態別現在額
(単位 百万円)
(昭和元年度末)

第三、所管別Ⅱ陸軍省所管、農林省所管等。
各省所管別であつて、行政的分類である。

2 形態別の推移

形態別では、昭和元年度末において(以下同じ)、まず、土地が、総面積八百九十九万九千町歩、価額十七億四千四百万円(総価額の二四%)であつたが、これをしのいで、工作物および器具機械が二十一億五千三百百万円で第一位、総価額の二九・七%を占めるに至っていることを注目せねばならない。

大正十年度末においては、土地が八百四十三万二千町歩、十四億三千二百百万円で、二六・一%を占め、首位であつた。このように、財産形態の首座が交替したことは、日本経済の発展が、すでに、農業中心国家から近代産業国家に進んでいたことの一つの現われである。

また、大正十二年の関東大震災による国有財産の損害は概算一億三百五十万円に達し、その大部分は建物と工作物であつたが、その復興が迅速であつたことを物語っている。

次いで立木竹十五億二千万円、二一・〇%、船舶八億七千万円、一二・〇%、建物七億二千万円、九・九%、株式および持分二億四千万円、四・一%、鉱業権および砂鉱権六百万円、〇・一%で、この順位は五年前と変ら

ないが、増加率の大きかったのは、工作物および機械器具、次いで建物、船舶の順であつた。

(イ) 工作物および機械器具

この総額二十一億五千三百百万円中、九九%は各省所管の公用財産であつて、営林財産と雑種財産は僅少である。各省別では、鉄道省所管が群を抜いて十五億二千六百万円、次いで、海軍省、商工省、陸軍省が主である。海軍省では、兵器工廠、要港工作部、火薬廠、燃料廠(以上すべて一般会計)、陸軍省では、造兵廠(陸軍作業会計所属)が大きいからである。商工省所管は製鉄所特別会計所属に基く(第四表参照。ただし本表は昭和二年度末現在)。

国有財産法施行令第一条により、国有財産法の適用対象に指定された「事業所ニオケル機械器具」中の事業所¹⁾は、所管大臣と大蔵大臣との協議により、左記のとおり定められた。

協定された事業所

(1) 陸軍省所管

(一般会計所属)

イ 陸軍被服廠 東京市王子区赤羽町

ロ 陸軍糧秣廠 東京市深川区越中島

ハ 陸軍衛生材料廠 東京市世田谷区用賀町

第二節 昭和初年における国有財産総額と内容

(2) 海軍省所管

千住製絨所 東京市荒川区千住町

二 陸軍造兵廠 東京市王子区下十条町

(陸軍作業特別會計所屬)

第四表 各 特 別 会

	土 地	立 木 竹	建 物
造 幣 局	4,222	—	2,241
専 売 局	26,148	—	21,308
印 刷 局	11,534	—	1,566
陸 軍 造 兵 廠	48,454	4	27,930
千 住 製 絨 所	1,330	—	1,355
海 軍 火 薬 廠	2,270	*	2,223
海 軍 燃 料 廠	2,600	—	1,951
製 鉄 所	14,478	—	23,694
帝 国 鉄 道	191,705	—	145,575
米 穀 需 給 調 節	2,228	—	8,339
対 支 文 化 事 業	884	—	132
簡 易 生 命 保 險	2,743	—	363
賠 償 金	—	—	—
帝国大学特別会計その他	143,322	44,492	93,510
計	451,917	44,496	330,185

備考：大蔵省『昭和財政史資料』（3の27）による。

計 所 属 国 有 財 産 調 (昭和2年度末) (単位 千円)

工作物及 器具機械	船	船	鉦業権及 砂 鉦 権	計	備	考
1,950		4	—	8,416	固定資本額に比し14,006円 少ない	
20,118		25	—	67,598	固定資本額に比し23,666円 多いのは地役権価格319円 を計上したことと23,346円 の誤謬あるによる	
2,604		—	—	15,704		
36,932		1	—	113,321		
1,215		—	—	3,900		
2,919		—	—	7,412	固定資本額に比し 493,375 円少ない	
9,192		—	647	14,391	固定資本額に比し 102,030 円少ない	
92,329		2,096	5,168	137,766		
工1,059,731 器 591,847		26,796	—	2,015,653		
679		—	—	11,246		
34		—	—	1,051		
49		—	—	3,154		
—		4,573	—	4,573		
17,523		1,899	2	300,748	内訳 { 帝国大学 169,513 官立大学 20,289 学校及図 書館 110,946	
1,837,122		35,394	5,818	2,704,931		

単位未満は四捨五入。＊印は四捨五入して単位に満たないもの。

(一般会計所屬)

- イ 海 軍 工 廠 横須賀、呉、広島、佐世保
- ロ 要港部工作部 舞鶴、大湊、馬公、鎮海、旅順
- ハ 海軍技術研究所 東京市目黒区三田町

(海軍作業特別会計所屬)

- ニ 海軍火薬廠 神奈川県平塚市
- ホ 海軍燃料廠 山口県徳山市
- (3) 大蔵省所管

(作業会計所屬)

- イ 印 刷 局 東京市麹町区大手町、滝野川区滝野川町、王子区王子町所在各工場
- ロ 専 売 局 全国の専売局所屬工場

(造幣局特別会計所屬)

- ハ 造 幣 局 大阪市北区新川崎町、東京市麹町区大手町

(4) 鉄道省所管

(帝国鉄道特別会計所屬)

- イ 車 輜 鉄道省全部

- ロ 工 場 工場管理の実施されたもの

(1) 便宜上、後年(昭和十二年)に実施された外地における指定事業所名を、次に掲げておく。

イ 朝鮮總督府鉄道局

ロ 台湾總督府殖産局営林所

同 専売局

同 交通局鉄道部

ハ 樺太庁鉄道事業所(昭和十二年十月二十日協定)

なお、国有財産として取り扱う車輛は、鉄道の業務の用に供するもの、器具機械は工場管理をするものに限定された。

事業所は、大半、各特別会計所屬であるが、陸軍省では、被服廠、糧秣廠、衛生材料廠が、海軍省では、海軍工廠、要港部工作部および技術研究所が、それぞれ陸海軍省所管の一般会計所屬財産となっている。なかんずく、海軍省所管の呉その他の海軍工廠、ならびに要港部、工作部等の工作機械が大きな額に上る。したがって、事業所における機械器具・工作物では、鉄道省所管に次いで、海軍省所管が大きい。

(四) 国 有 土 地

昭和元年度末、国有土地総面積八百九十九万九千町歩、価額十七億四千四百万円であった¹⁾。

(1) このうちには、左記のものが含まれている。

樹	木（庭木その他材積により価格を計算しがたい立木竹）	三、五八八千本	一、八〇八千円
租	借 権	一一四町歩	一、六〇四〃
地	上 権	二、三一八〃	八九七〃
地	役 権	一五〃	四四〃
永	代借地権	六三〃	一一五〃
長	期借地権	（一反）	七五〃
神	社用地	二八、六六三町歩	計上なし

総面積のうち、約五十五万二千町歩、六％が公用財産、六十八万四千町歩、七％が雑種財産であつて、八六％、七百七十六万三千町歩は営林財産すなわち国有林野である。

公用土地を所管省別にみれば、陸軍省が最も広く、二十一万七千町歩、次いで文部省、二十万九千町歩、両省でその大半を占める。前者は演習場、射撃場、兵営敷地等を有する関係であり、後者は学校演習林をおもな内容とする。

営林財産は、農林省所管の内地の国有林野四百二十四万町歩、内務省所管の北海道国有林野三百五十二万町歩の両者である。

雑種財産は、原則として大蔵省所管であるにかかわらず、それは五万五千町歩にとどまり、内務省所管が最

も多く、五十四万町歩に上っている。

この理由は、前に述べたように、寺院仏堂境内地約九千町歩のほか、墓地、公園敷地、招魂場敷地用等として無償貸付中に属するもの、その他史蹟名勝地等が、内務省所管の雑種財産として区分されているからである。

次に、価額を供用財産別に比較すると、公用財産が総額の七五％、十三億千七百万円を占め、営林財産は一七％にとどまっていることは、公用土地が市街地の建物敷地を多く包含しているのに比し、営林財産が山林であることに基く地価の相違によることは容易に首肯されよう。

前に述べたように、国有財産増減総計算書には、道路、河川、堤塘、港湾等公共用財産は、国有財産法適用の対象でないから、含まれていない。これらを含めると、国有土地総面積は千八百万町歩に達し、全国土のおよそ半分を占めるであろうと報告されている。¹⁾

第五表 国有林野中区分別面積 (単位 町)

林	49,501
林	674,387
林	23,769
林	37,830
林	557
林	6,483
林	48,668

備考：営繕管財局『第五十回帝国議会国有財産増減総計算書』による。単位未満四捨五入。

(1) 昭和四年三月一日、第五十六議会衆議院決算小委員会における太田（嘉太郎）政府委員の報告による。

なお、国有林野は、昭和元年度末全国林野総面積二千二百九十万町歩の三三・九％に相当している。公有林一八・七％、私有林四〇・八％であつた。国有林野の地域別分布を道府県別にみると、東北地方、北海道が多い。

第六表 国有土地面積ならびに価額調（昭和元年度末）

所管別 供用別	公用財産	営林財産	雑種財産	計
外務	63町 7,481千円		79町 926千円	143町 8,407千円
内務	42,158町 44,526千円	3,520,979町 10,544千円	539,925町 18,022千円	4,102,062町 73,092千円
大蔵	511町 194,676千円		55,785町 77,137千円	56,296町 271,813千円
陸軍	217,212町 486,995千円		903町 13,002千円	218,115町 499,997千円
海軍	14,440町 94,065千円			14,440町 94,065千円
司法	2,603町 58,533千円		1町 156千円	2,604町 58,689千円
文部	208,765町 148,005千円			208,765町 148,005千円
農林	25,775町 22,918千円	4,243,476町 294,654千円	87,186町 12,154千円	4,356,437町 329,727千円
商工	834町 21,420千円			834町 21,420千円
逓信	427町 62,739千円			427町 62,739千円
鉄道	39,057町 176,291千円		140町 103千円	39,197町 176,393千円
計	551,844町 6.1% 1,317,649千円 75.5%	7,763,455町 86.3% 305,198千円 17.5%	684,020町 7.6% 121,501千円 7.0%	8,999,320町 100% 1,744,349千円 100%

備考：前表に同じ。

第七表 所管別 供用別 国有立木竹数量ならびに価額調（昭和元年度末）

所管別 供用別	公用財産	営林財産	雑種財産	計
内務	25千石 0千束 19千円	1,465,757千石 0千束 656,773千円	15,701千石 0千束 3,214千円	1,481,484千石 0千束 660,006千円
大蔵			2,092千石 2千束 794千円	2,092千石 2千束 794千円
陸軍	11,153千石 43千束 6,465千円		*千石 *千束 1千円	11,153千石 44千束 6,466千円
海軍	84千石 3千束 359千円			84千石 3千束 359千円
文部	200,415千石 *千束 44,496千円			200,415千石 *千束 44,496千円
農林	2,806千石 *千束 937千円	1,485,099千石 192千束 808,639千円	5,359千石 39千束 4,140千円	1,493,263千石 230千束 813,716千円
計	214,483千石 46千束 52,275千円	2,950,856千石 192千束 1,465,412千円	23,152千石 40千束 8,150千円	3,188,491千石 278千束 1,525,837千円

備考：前掲書による。
単位未満四捨五入。*は四捨五入印しても単位に満たないもの。

すなわち、各道府県の林野面積に占める割合において、青森県が最も大きく、六四％、山形県五九％、北海道五六％、群馬県四六％、千葉県四七％、秋田県四五％の順である。

また、国有林野中には第五表に掲げるものを含んでいた。保安林のうち、二十四万七千町歩が北海道所在国有林野であつて、他はすべて内地国有林野にみられる経営区分である（巻末資料参照）。

(ハ) 立木竹

立木三十二億石、竹二十七万

第八表 所管別 供用別 国有建物数量ならびに価額調（昭和元年度末）

所管別	供用別	公用財産	営林財産	雑種財産	計
外	務	39千坪 5,587千円		22千坪 2,198千円	61千坪 7,785千円
内	務	164千坪 12,953千円	2千坪 144千円	* 千坪 8千円	167千坪 13,105千円
大	蔵	535千坪 44,045千円		18千坪 1,616千円	553千坪 45,660千円
陸	軍	2,935千坪 228,548千円		30千坪 1,543千円	2,965千坪 230,091千円
海	軍	674千坪 81,382千円			674千坪 81,382千円
司	法	446千坪 25,540千円		* 千坪 * 千円	446千坪 25,541千円
文	部	607千坪 89,527千円			607千坪 89,527千円
農	林	161千坪 17,401千円	37千坪 1,052千円		197千坪 18,453千円
商	工	266千坪 28,614千円			266千坪 28,614千円
通	信	257千坪 45,392千円			257千坪 45,392千円
鉄	道	1,575千坪 133,075千円			1,575千坪 133,075千円
計		7,659千坪 712,063千円	39千坪 1,196千円	70千坪 5,365千円	7,767千坪 718,625千円

備考：前掲書による。坪数は延坪。
単位未満四捨五入。*印は四捨五入しても単位に満たないもの。

八千束、価額計十五億円のうち、ほとんど九〇％が営林財産に属していることは当然である。量的には、十四億石ずつ折半的に北海道と内地の国有林野が蔵しているが、価額の上では、約一億五千万円、内地すなわち農林省所管が多いことは、立木単価の差異に基づく。

その他、公用財産として、文部省所管学校演習林二億石、四千四百万円がある。詳細は、第七表について見られたい。

(二) 建物

延七百七十六万坪、七億千八百万円は、ほとんど各省所管の公用財産に属する。省別では陸軍省、鉄道省、文部省の順に多い（第八表）。

(ホ) 船舶

第九表 主要所管別国有船舶調（昭和元年度末）

	隻 数	価 額
総 計	8,268	千円 868,751
内 大 蔵 省	330	6,793
内 務 省	3,993	26,929
陸 軍 省	1,240	11,907
海 軍 省	2,265	788,339
鉄 道 省	26	26,001

備考：前掲書による。千円未満四捨五入。

総数八千二百六十八隻、普通船舶のほかに、大砲その他兵器に関する部分を除いた軍艦が大半を占める。海軍省所管、二千二百六十五隻、七億八千八百万円、隻数においては比較的少ないが、価額の上では、総額八億六千八百万円中の九〇％を占める。ほかに、数の上では、内務省が三千九百九十三隻の多くを持っているのが、注目される。また、陸軍省が千二百四十隻を持っている。

および持分種目別調（昭和元年度末）

時 価		配 当		備 考
単 価	価 額	割 合	金 額	
円 139.10	円 306,020,000	0.043	円 9,337,708	大正15年中 1株平均時価 126円70
29.00	1,740,000	—		大正15年中平均時価41円30
65.50	491,250	—		〃 〃 67円70
57.40	1,148,000	0.100	100,000	〃 〃 35円15 配当は大正15年分
	2,300,000			大正14年創立時から昭和9年上半期 まで配当なし。民間持株は払込12円 50もの時価43円50
	15,000,000			大正12年創立時から昭和12年まで配 当なし
65.50 48.90	1,310 1,467			
82.10 39.80	1,642 5,611			
	1,557,000			
	328,266,280			

(ハ) 鉱業権および砂鉱権
八千六十町歩で、大正十一年度末
と増減がない。これは製鉄所ならびに
海軍燃料廠の持っているものが主であ
る。すなわち千六百万余坪、約五百三
十万円が前者であり、八百四十七万余
坪、約七十万円が後者である。

(ロ) 株式および持分

これは、ほとんどすべて大蔵省所管
の雑種財産に属する。株式二百三十三
万三千余株、持分十五万口、計二億四
千七十余万円で、大正十年度末に比し
株式八万九千余株、持分十五万口、価
格計千七百九千万余円の増加であつ
た。株式のおもなものは南満洲鉄道株

第十表 政府所有株式

法 人 名	株 数	1株の 払込額	払 込 額
南満洲鉄道株式会社	2,200,000株	円 100	円 217,156,000
東洋拓殖株式会社	60,000	50	3,000,000
株式会社 台湾銀行	7,500	100	750,000
株式会社北海道拓殖銀行	20,000	50	1,000,000
日本無線電信株式会社	46,000	50	2,300,000
産業組合中央金庫	150,000口		15,000,000
東邦電力株式会社	旧 20株 新 30	50 37.5	1,000 1,125
九州電気軌道株式会社	旧 20株 新 141	50 20	1,000 2,820
鴨緑江採木公司 (外務省所管)			1,557,000
合 計			240,768,945

備考：前掲書による。

式会社の二百二十万株であり、持分十
五万口は、すべて産業組合中央金庫へ
の出資千五百万円であつた(第十表)。
株式および持分については、第二章
「出資財産の増加」のところで詳しく
述べるが、ここで、満鉄株その他につ
いて取得の由来などに触れておこう。
まず、南満洲鉄道株式会社への出資
額二億千七百十五万円(二二〇万株)
のうち、一億円は会社設立当時におけ
る現物出資であり、残余の一億千七百
十五万円は、大正九年に増資をした

際、半額を政府が引き受けたものである。

南満洲鉄道株式会社は、明治三十九年六月勅令第百四十二号「南満洲鉄道株式会社ニ関スル件に」よつて、

明治三十九年十一月に設立された。同勅令第三条に「日本政府ハ満洲ニ於ケル鉄道、其ノ附属財産及炭坑ヲ以

テ其ノ出資ニ充ツルコトヲ得」とあるを根拠とし、資本金二億円のうち、一億円は、鉄道、鉄道附属財産らびに撫順および煙台の炭坑をもって政府出資分にあてた。この一億円は、ロシアから継承した当時の財産の評価額であった。同会社は、日本政府に対し額面五十円払込済株式二百万株を渡したのである（定款第三二条）。

大正九年に至り、同社の事業拡張と外貨社債整理の目的から、二億四千万円の増資をしたうち、政府引受の半額一億二千万円は、同社の英貨社債額面千二百万ポンドの元利支払義務を政府が承継肩代りすることによって、当時のポンド純分比価換算額、一億千七百十五万六千円の払込となしたものであった（大正九年三月勅令第七〇号）。

その他の法人について、参考となるべき事項を摘記しておく。

(1) 明治四十一年十二月設立された東洋拓殖株式会社への出資六万株、三百万円の払込について、第五十六議会において、太田（嘉太郎）政府委員は次のような説明をしている。

「此方の時価は甚だ計算し悪うございますが、是は目下整理中でありますが、民間の株が五分以下の配当を受けることになって居りますから、当分の間政府に於ては配当を受けない状態になって居ります¹⁾。」

(1) 昭和四年二月二十三日、『第五十六回帝国議会衆議院決算小委員会議録』、第一回、四頁。

(2) 日本無線電信株式会社への出資四万六千株 払込二百三十万円（大正十四年十月設立）
設立当時から十カ年は配当を受けない。ただし、民間所有株式に対して八分以上の配当をする場合には、配

当を受けることになっていた。

(3) 東邦電力株式会社・九州電気軌道株式会社

右二者は、外国人の経営者が死亡し、相続人が欠如したために国庫に帰属したもので、昭和二年度に処分した。

(4) 鴨緑江採木公司 出資額百五十五万七千円

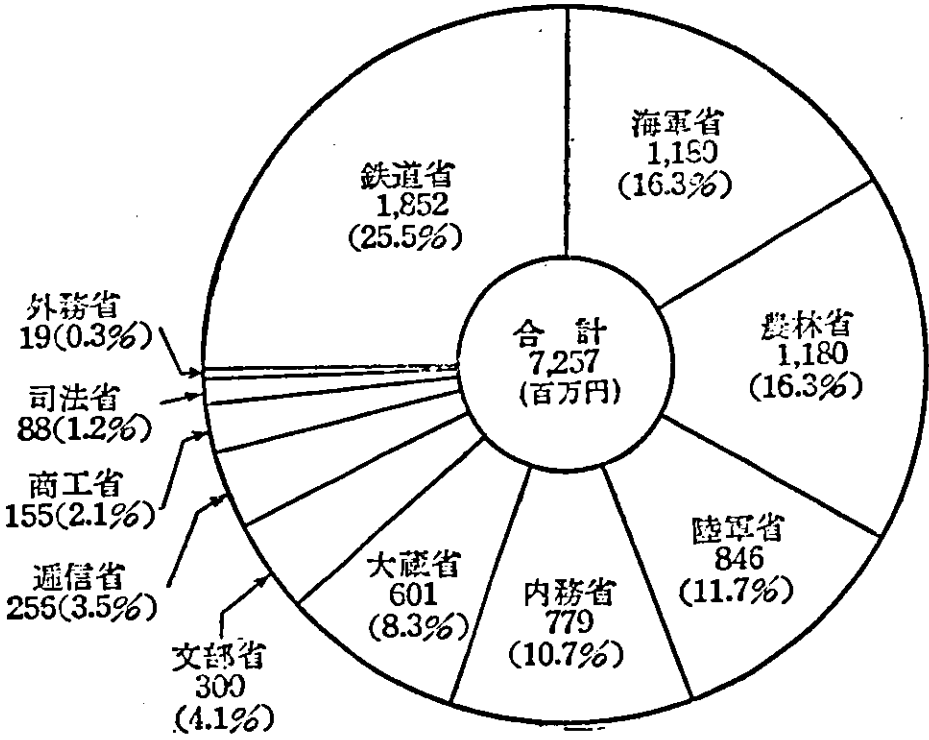
日支合弁会社として、明治四十一年九月、資本金約三百万元をもって設立された。出資額は両国政府折半である。なお、右は例外として外務大臣の所管に属する。けだし、営業の本拠が外国にある関係上、それを便宜としたからである。

二 各省所管別所有構成

大正十一年四月一日現在において、各省所管別国有財産の割合は、鉄道省二〇・六％、農商務省二〇・五％、海軍省一六・〇％、陸軍省一四・六％、内務省一二・二％、大蔵省八・七％（以下略）であった。この順序は、昭和元年度末においても変わらない（第十一表および第二図）。

形態別のところでもみたとおり、鉄道省所管は、その大部分が工作物および器具機械、すなわち鉄道および汽車、電車等の公用財産である。農商務省所管では、土地ならびに立木竹を含む営林財産九億八千五百万円のほかに、八幡製鉄所に属する土地、建物、器具機械を大部分とする公用財産一億千八百万円が大きい。海軍省所管財産の

第二図 国有財産所管別現在額(昭和元年度末)
(単位 百万円)



七〇％は船舶(軍艦)であり、陸軍省所管の大半は土地および兵
営、工廠等の建物である。なお、内務省所管のうち、九〇％以上
は北海道における国有林野である。
大蔵省所管四億七千七百万円のうち、二億六千七百万円は雑種
財産であって、従来各省に所属していたものを引き継いだものを
含み、その大部分を占めるものが、株式および持分二億二千万
円であった。すなわち、南満洲鉄道株式会社株式二億千七百十五
万六千円(二百七十七万五千五百六十株)、東洋拓殖株式会社株式二百十
五万圓(四万三千株)、北海道拓殖銀行株式百万圓(二万株)、台湾
銀行株式百万圓(二万株)であった。大蔵省所管は、以上の雑種

	大正11年 4月1日(A) 現在
外務省	(100) 10,086 0.2
内務省	(100) 670,954 12.2
大蔵省	(100) 477,641 8.7
陸軍省	(100) 800,706 14.6
海軍省	(100) 877,129 16.0
司法省	(100) 70,770 1.3
文部省	(100) 167,557 3.0
農林省	(100) 1,125,849 20.5
商工省	
逓信省	(100) 160,575 2.9
鉄道省	(100) 1,133,649 20.6
合計	(100) 5,494,915 100

備考：『明治大正財

第十一表 大正末期国有財産各省所管別増勢 (単位 千円)

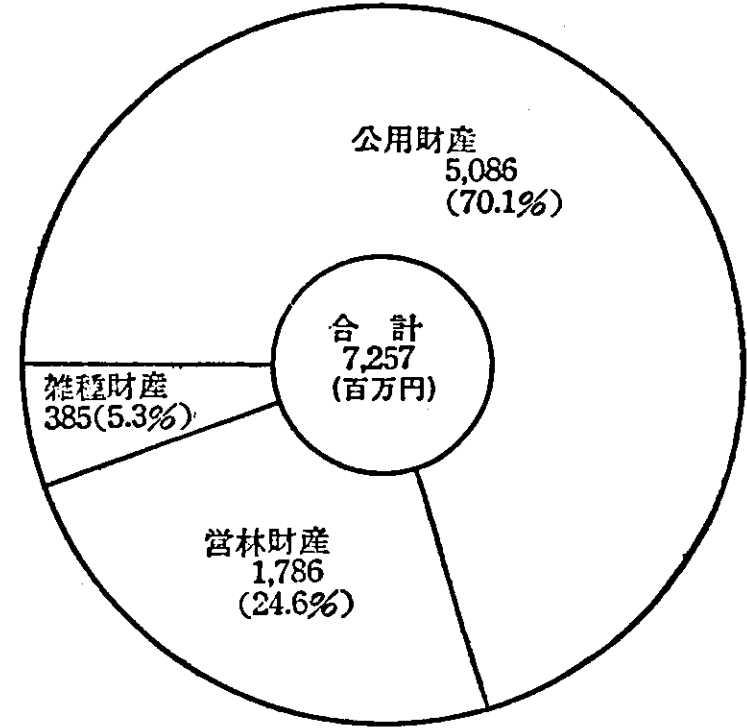
同11年度末	12	13	14	15 (昭和1)(B)	(B)-(A)
(113.6) 11,464 0.2	(155.0) 15,631 0.3	(161.7) 16,309 0.2	(168.9) 17,045 0.3	(189.8) 19,144 0.3	9,058
(102.6) 688,642 11.7	(101.4) 680,640 11.1	(101.6) 681,532 10.9	(100.1) 671,604 10.2	(117.5) 778,625 10.7	107,670
(104.5) 499,180 8.5	(105.7) 504,697 8.2	(109.3) 522,216 0.9	(188.5) 565,767 8.6	(125.8) 600,822 8.3	123,180
(101.4) 812,055 13.8	(104.7) 838,911 13.7	(105.0) 840,846 13.3	(104.3) 835,247 12.7	(105.7) 846,123 11.7	45,417
(112.7) 988,063 16.8	(120.6) 1,057,449 17.2	(117.9) 1,033,767 16.3	(120.6) 1,057,004 16.1	(134.6) 1,180,507 16.3	303,378
(103.5) 73,233 1.2	(102.9) 72,835 1.2	(107.5) 76,075 1.2	(109.0) 77,137 1.2	(125.5) 88,788 1.2	18,018
(109.8) 184,053 3.1	(115.2) 193,005 3.1	(127.4) 213,474 3.4	(135.9) 227,736 3.4	(178.9) 299,851 4.1	132,295
(101.7) 1,145,086 19.5	(102.9) 1,158,408 18.9	(104.6) 1,177,768 18.6	(104.9) 1,180,780 18.0	(104.8) 1,180,264 16.3 (13.8) 154,943 2.1	209,358
(112.1) 180,028 3.1	(112.4) 180,548 2.9	(126.3) 203,441 3.2	(138.3) 222,090 3.4	(155.8) 255,719 3.5	95,144
(113.6) 1,287,550 21.9	(126.1) 1,429,941 23.2	(139.2) 1,578,272 24.8	(151.4) 1,716,419 26.1	(163.4) 1,852,464 25.5	718,815
(106.8) 5,869,352 100	(111.6) 6,132,064 100	(115.5) 6,343,697 100	(119.6) 6,570,827 100	(132.0) 7,257,249 100	1,762,334

政史』第五巻「歳計」(下)により作成。千円未満四捨五入。

第一章 昭和初期の国有財産整理

財産のほかに、公用財産として、大蔵本省およびその所属官庁以外に、内閣、樞密院、会計検査院、行政裁判所、貴衆両議院等の土地、建物ならびに器具機械等を包含している。

第三図 国有財産供用別現在額
(昭和元年度末)
(単位 百万円)



三 供用目的別構成

最後に、供用目的別にみると(第十二表)、公用財産が最も大きな割合を占め、大正十一年四月一日現在において三十五億八千九百万円、六五・三%であった。次いでは営林財産十五億九千五百万円、二九・〇%、雑種財産三億一千万円、五・六%の順であったが、五年間の増勢においても、公用財産が最も大きく、逐年増加して、昭和元年度末において五十億八千五百万円、増加

(単位 千円)

15 (昭和1)	(B)	(B)-(A)
(124.9)	2,563,626	511,382
(111.9)	1,785,920	190,112
(124.7)	380,279	75,309
(119.7)	4,729,822	776,803
	460,236	
(164.1)	2,522,245	985,450
(101.6)	5,182	80
(163.9)	2,527,427	985,531
	226,196	
(141.7)	5,085,870	1,496,832
(111.9)	1,785,920	190,112
(124.3)	385,459	75,389
(132.1)	7,257,249	1,762,334
	686,432	
	1,762,334	

第十二表 大正末期国有財産供用別増勢

		大正11年 4月1日(A) 現在	同11年度末	12	13	14
一般 會計	公用財産	(100) 2,052,244	(107.6) 2,208,635	(110.8) 2,275,477	(112.1) 2,302,593	(114.3) 2,345,934
	営林財産	(100) 1,595,807	(100.3) 1,600,880	(98.5) 1,571,431	(98.2) 1,567,605	(97.7) 1,559,340
	雑種財産	(100) 304,968	(106.2) 323,993	(112.4) 342,885	(115.0) 350,807	(119.5) 364,312
	計	(100) 3,953,019	(104.6) 4,133,508	(106.0) 4,189,793	(106.8) 4,221,005	(108.0) 4,269,586
	対前年 比較増	—	180,489	56,285	31,212	48,581
特別 會計	公用財産	(100) 1,536,794	(112.6) 1,730,639	(126.0) 1,936,950	(137.8) 2,117,961	(149.3) 2,294,632
	雑種財産	(100) 5,101	(102.0) 5,206	(112.7) 5,321	(92.5) 4,721	(129.3) 6,599
	計	(100) 1,541,896	(112.6) 1,735,845	(125.9) 1,942,271	(137.7) 2,122,682	(149.2) 2,301,231
	対前年 比較増	—	193,949	206,427	180,411	178,549
総 計	公用財産	(100) 3,589,038 65.3%	(110.0) 3,939,273	(117.3) 4,212,428	(123.2) 4,420,553	(129.3) 4,640,566
	営林財産	(100) 1,595,807 29.0%	(100.3) 1,600,880	(98.5) 1,571,431	(98.2) 1,567,605	(97.7) 1,559,340
	雑種財産	(100) 310,069 5.6%	(106.2) 329,199	(112.3) 348,205	(114.7) 355,529	(119.6) 370,911
	計	(100) 5,494,915 100.0%	(106.8) 5,869,352	(111.0) 6,132,064	(115.4) 6,343,687	(119.6) 6,570,817
	対前年 比較増	—	374,437	262,712	211,623	227,130
	(A) +	—	374,437	637,149	848,772	1,075,902

備考：前掲書により作成。千円未満四捨五入。

率は四一・七％に上った。次いで、雑種財産の増率が六で、二四・三％、営林財産は一一・九％で、大正十二、十三、十四各年度末においては、かえって減少を示している。

第三節 国有財産整理事業

一 整理案の査定

1 整理の方法

大正七年六月設置された官有財産調査会は、大正十一年四月、国有財産法の施行に伴ない国有財産調査会と改称され、整理の実際的立案に当ることになった。この新制度によって、国有財産整理の方法が明確に規定されたのである。すなわち、国有財産の種類を公共用財産、公用財産、営林財産ならびに雑種財産の四種に区分し、不用で売却譲与などの処分整理をすべきものは、すべて大蔵省所管の雑種財産に移管し、大蔵省において、その換価処分に当ることになったのである。かくて、従来各省所管の国有財産中、雑種財産に属すべきものは、国有財産法施行の当日をもって大蔵省に引き継がせ、また雑種財産についても、将来、用途廃止等に依り不用に帰したときは、その都度、所管省から大蔵省に引き継ぎ、雑種財産に編入した上で、その処分を行うこととしたのである。整理立案の機関として、国有財産調査会は、北海道、内地全域および植民地にわたり、地区ごとにそれぞれ

調査委員を派遣して不用財産の实地調査を行い、それぞれ整理案を作成して大蔵大臣に上申し、大蔵大臣は、国有財産調査会会長の上申を相当理由あるものと認め、これを閣議に提出し、閣議決定の上、関係各省に対し、大蔵省所管の雑種財産に引き継ぐよう、整理の実行を促したのである。

2 实地調査と整理案の査定

实地調査の経過は次のとおりであった。

第一回

北海道ならびに東京市、京都市、大阪市、神戸市と以上の各市周辺における重要財産について、官有財産調査会当時、すなわち大正七年六月から大正十一年三月までの間に行われた。

第二回

第一区 東海道方面 第二区 奥羽方面 第三区 中国方面
第四区 九州方面 第五区 近畿および山陰方面
第六区 北陸道方面 第七区 東山道方面、奥羽方面の一部（福島県）

以上の七区にわかつて実査を進めてきたが、昭和二年八月終了した。引き続き、

第三回

四国方面について、昭和二年九月終了した。

以上で、内地所在の重要国有財産の実地調査をひとまず完了した。さらに進んで、

第四回

各植民地所在の国有財産につき調査をすることとなり、朝鮮所在の分については、昭和三年七月着手し、同年九月終了した。

関東州および満洲所在の分については、昭和四年五月着手し、同年六月終了した。

台湾所在の分については、昭和四年五月着手し、同年六月終了した。

樺太所在の分については、昭和五年七月着手し、同年八月終了した。実査委員は小川郷太郎、矢作栄蔵、土屋清三郎の三委員であった。

以上（第一回―第三回調査）は、主として公用財産中の主要なものについて行われた。

次いで、公共用財産および国立公園その他の国有地について、第二次の実地調査に移った。その順序は次のとおりであった。

第一回

第一班――名古屋方面（岐阜県、三重県）、大阪方面（大阪府、兵庫県、和歌山県、京都府、滋賀県）および東京方面（東京府、神奈川県）。

委員は藤田四郎、河野秀男、池田長康、高木正年であった。

第二班――埼玉、茨城、栃木、宮城、新潟および北海道方面。

委員は奥平昌恭、菅原伝。昭和五年七月着手、同年十月終了した。

第二回

第一班――千葉、茨城、群馬、静岡、秋田各県および東京府方面。

第二班――岡山、広島、山口、島根、鳥取各県および京都府方面。

昭和六年八月から数回にわかって調査を実施し、同年十月終了した。

第三回

東京府、神奈川県所在の公共用財産と埼玉県、千葉県および北海道所在の大学演習林について、

第一班――東京府、神奈川、埼玉、千葉各県。

第二班――北海道。

昭和七年九月から十月にかけて実施した。

第四回

千葉、埼玉、群馬、大阪、和歌山、宮城、福島、岩手、青森各府県所在の公共用財産について、これを三区域にわかし、昭和八年六月着手、翌年四月終了した。

以上の経過で、実地調査した結果に基いて、国有財産調査会は、不用と認められる国有財産について処分整理

すべきものの内容を、関係各省とも協議を重ねて検討し、国有財産整理案として閣議に提出し、閣議の決定に従って、関係各省はその具体的計画の実現に努めた。

整理案は、次表に見るとおり、第一から第十三まで成立した。第一～第八整理案は、主として公用財産に関するもので、うち第一～第五は内地、第六～第八は外地を対象とした。また、第九～第十三整理案の対象は、主として公共用財産（内地）であった。

一、主として公用財産

整理案番号	調査年月	閣議決定年月	調査区 域
第一	大正九・八～一一	大正一〇・一一	北海道ならびに東京、京都、大阪、神戸の各市とその周辺 東京府、埼玉県、千葉県、茨城県、静岡県、神奈川県、愛知県、三重県、宮城県、山形県、青森県、秋田県、岩手県 兵庫県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県 大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県 大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県、鳥根県、鳥取県、福井県、石川県、富山県、新潟県 福島県、岐阜県、長野県、栃木県、群馬県、山梨県、愛媛県、高知県、香川県、徳島県
第二	大正一〇・一〇～一一	大正一四・八	
第三	大正一一・八～一〇	昭和二・七	
第四	大正一二・五	昭和三・三	
第五	昭和三・六～八	昭和四・四	

第六	昭和三・八～九	昭和五・五	朝鮮
第七	昭和四・五～六	昭和六・七	関東州、満洲、台湾
第八	昭和五・七～八	昭和七・三	樺太

二、主として公共用財産

第九	昭和五・七～九	昭和七・三	岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、京都府、滋賀県、東京府、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、宮城県、新潟県、北海道
第十	昭和六・七～一〇	昭和八・三	東京府、群馬県、千葉県、茨城県、福岡県、秋田県、京都府、島根県、岡山県、広島県
第十一	昭和五・八（北海道） 昭和七・九～一〇	昭和九・四	北海道、神奈川県、埼玉県、千葉県
第十二	昭和五・八（北海道） 昭和八・六	昭和一〇・四	北海道、大阪府、和歌山県、埼玉県、群馬県、千葉県、宮城県、福島県、青森県
第十三	昭和一一・五～一五	昭和一二・一二	和歌山県、徳島県、石川県

3 内地公用財産の整理案

(4) 第一国有財産整理案の概要

大正十年十一月閣議決定をみた第一国有財産整理案では、まず重点的に、北海道全域および東京市をはじめ六大都市所在の主要な官用地について、廃止、縮小、移転等による整理土地の箇所と数量が決められた。被整理土地の面積を各省別に分けると、第十三表のとおりである。当初、文部省所管が最も大きく、次いで陸

第十三表 第一国有財産整理案 (単位 坪)			
省	別	件数	整理すべき 土地面積
内 務 省	陸 軍	5	62,346
		6	97,296
		35	96,711,415
		4	659,211
		4	18,043,968
		2	10,554,517
		2	(451,571,281)
		2	2,185,787
		5	137,188
		63	128,451,728
大 陸 海 司 文 農 鉄	計		(569,468,492)

備考：大蔵省『昭和財政史資料』
(3の28)による。文部省
欄カッコ内は当初案であ
って、後に変更された。

びに大学当局の反対によって、一箇所約一万町歩に訂正され、四億五千万坪から千五十余万坪に変更された。

次いで陸軍省所管の九千六百万坪であるが、整理対象とされた件数は三十五に及び、その箇所は北海道旭川第七師団管下の官衙、部隊、演習場、軍馬補充部、種牧場等をはじめとして大阪、東京両市所在の各軍用地であった。

第一整理案における整理すべき総面積一億二千八百万坪が、第一整理案から第十整理案に至る整理すべき総面積一億四千七百万坪に対して八〇％を占めることをみれば、公用財産を対象とする第一整理案が整理計画全体

において占める重要性を指摘することができる。しかしながら、このように、第一整理案において整理面積の多かった理由は、広大な国有土地を持つ北海道を主たる対象地域としたことにある。すなわち、整理箇所件数をみると(カッコ内北海道所在)、内務省五件(二)、大蔵省六件(二)、陸軍省三十五件(九)、海軍省四件(二)、司法省四件(二)、文部省二件(二)、農商務省二件(二)、鉄道省五件(五)、計六十三件で、そのうち北海道は二十三件で、件数では大きくないが、一件当りの面積が大きかった。

本案の概要を各省所管別の一覧表とすれば、次のとおりである。

第一国有財産整理案一覧表

名 称	所 在 地	現敷地坪数	整理すべき敷地坪数	摘 要
内務省所管				
1 元函館築港事務所工場敷地	北海道函館区海岸町	三、九九九	全	部 大正八年以来不用地。
2 農事試験場十勝支場	北海道河西郡帯広町	二五、〇七七	約半分 五、〇〇〇	大半利用していない。
3 和田岬検疫所	神戸市外港和田岬	二、五九六	約半分 八、〇〇〇	広すぎる。
同所附属病院	同 所	四、〇〇〇	約半分 八、〇〇〇	附属病院を構内に合併。
4 大阪府知事その他官舎	大阪市北区堂島浜通	建 二、八八五	全	部 移転。位置不適当。
5 兵庫県知事官舎	神戸市下山手通	建 一、四四二	移築。	

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
大蔵省所管	1 河西税務署用地	一、六三〇	八〇〇	不用地。
	2 函館税務署	建 一、八五一 建 二四 三〇、二七三	七〇〇	広すぎる。
	3 造幣局 内、貸付中の敷地 大阪税務監督局長官舎 造幣学術研究会 瀧川盈進学校	一、一九三 八六一 九〇六 計 二、九六七 建 二九、三〇五 建 一、七七八	全 部場所不適当。 適當に削減 地代を引き上げ る	東神倉庫株式会社へ貸付中の九、三 三坪の地代月坪当り三十五銭は低 廉に失する。 改築後の不敷地。 通信省へ供用中（商船学校官舎敷 地として）の七五坪および文部省 へ供用中（航空研究所敷地として） の八〇坪を除く。
4 神戸税関	神戸市海岸通	建 一、九六六	約三、〇〇〇	
5 会計検査院	東京市麹町区大手町	建 一、九六六	約三、〇〇〇	
6 大蔵省用地	東京市深川区越中島	八四、三〇〇	八二、八〇八	

陸軍省所管	1 第七師団司令部その他	一、八二三、九六三	八二三、四九 三〇八、四八四 二、二八八 五二、五七七	小銃大距離射撃場敷地 元予備病院仮構築物敷地 閑地。
-------	--------------	-----------	--------------------------------------	----------------------------------

2 歩兵第二十五聯隊その他	北海道札幌郡豊平町	一、〇三八、五五六	約一〇、〇〇〇 八〇五、八八九	練兵場および土工作業場の内。 水道敷設用地として不適当、保安 林として営林官庁に引き継ぐ。
3 函館重砲兵大隊その他	北海道函館区亀田村	八六、〇五二	二五、〇〇〇	使用していない練兵場および土工 作業場敷地。
4 当麻演習場	北海道上川郡当麻村	三、五七八、八八八 (一〇、八五九町歩)	全 部	第七師団演習場としては別に近文 台（三、三三三坪）美瑛（三、三三三坪） の両場だけで十分。
5 島松演習場	北海道千歳郡島松村	一三、六四三、七九 (四、四七七町歩)	一〇、〇〇〇、〇〇〇	不要。
6 軍馬補充部釧路支部 川上支部	北海道白糠郡白糠村 北海道川上郡熊牛村	三三、五五五、七六六 (七五、二七町歩) 四〇、九六六、二二三 (一三、六三二町歩)	既定分 一四、五〇町歩 将来 二五、二〇町歩 七、五〇町歩	保管馬数の現在ならびに将来増加 数を見込んで広すぎる。
7 十勝種馬牧場 日高種馬牧場 長万部種馬所	北海道河東郡音更村 北海道浦河郡浦河町その他 北海道山越郡長万部村	二九、七〇九、六三九 (九、九〇三町歩) 二、八九九、六九〇 (九六六町歩) 七三、五五五、四三三 (二四、五二町歩)	五、六〇町歩 四八〇町歩 計 一三、五八〇町歩	一馬あて平均面積二六・七町歩 軍馬補充部一馬あて平均一町歩と して
8 室蘭母恋陸軍用地	北海道室蘭区母恋	二九、四六三	全部払下	日本製鋼所に対し低廉な料金で賃 貸中、又一部学校敷地として市に 無償貸付中。
9 五稜郭、その附属地およ び弁天町防禦用地	北海道函館区外亀田村	一三三、八二七	全部整理	五稜郭はむしろ史蹟名勝天然記念 物として保存すべし。
10 第四師団司令部その他	大阪市東区馬場町旧城内	四七八、〇三三	全 部	漸次適当な城外地に移転。
11 騎兵第四聯隊	大阪市東区小橋寺町	一五、八五一 建 二、八一九	移転。	

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理す べき 敷地坪数	摘 要
12 大阪陸軍糧秣支廠	大阪市西区天保町	建 三、五八六 三、一四	全 部	利用化すること。
13 大阪築港所在陸軍用地	大阪市築港四条通、出崎町	建 一五、一八一	〃	〃
14 第十六師団司令部その他	京都府紀伊郡深草村	四八四、三二	相当部分	〃
15 陸軍省その他	東京市麹町区永田町	三三、八五三	全 部	中央諸官衙建築計画に関連し改築 移転。
16 陸軍兵器本廠、航空局お よび陸軍航空部	東京市麹町区隼町	建 五、八八八 二、五三	〃	改築移転。
17 東京第一衛戍病院	東京市麹町区隼町	建 三〇、七三三	〃	同 右。
18 陸軍士官学校	東京市牛込区市ヶ谷本村町	建 九、五八八 六、三〇六	附属練兵場全部	〃
19 陸軍戸山学校	東京市牛込区下戸塚町	建 一四、五九	大部分	〃
20 陸軍経理学校	東京市牛込区若松町	建 二、九三三	全 部	士官学校敷地に併置。
21 東京兵器支廠	東京市小石川区大塚町	建 七、七三三	〃	板橋兵器庫へ合併移転。
22 板橋兵器庫	東京府北豊島郡板橋町	建 七、五五五 七、四三三	〃	利用を充実
23 陸軍衛生材料廠	東京府荏原郡大崎町	建 三、三三三	〃	移転。
24 陸軍糧秣本廠本所秣倉庫	東京市本所区柳島町	建 三、三三三 三、六三三	〃	移転。五、七六坪を貸付中。
25 近衛師団司令部その他	東京市麹町区代官町	六四、八〇〇	〃	現状維持。
26 近衛歩兵第二旅団司令部 その他	東京市赤坂区一ツ木町	三三、三三三	全 部	移転。
27 第一師団司令部その他	東京市赤坂区青山南町	一六、二五六	〃	移転。

28 歩兵第一聯隊	東京市赤坂区檜町	建 三、九八八 七、六五〇	全 部	移転。
29 歩兵第三聯隊	東京市麻布区新龍土町	建 六、〇一七 六、七九	〃	移転。
30 青山小銃射撃場	東京市赤坂区青山南町	二七、六三三	〃	移転。
31 東京砲兵工廠	東京市小石川区内	建 四〇、二四	〃	移転。
32 東京砲兵工廠附属諸工場	東京府北豊島郡板橋町、滝 野川町	建 三、四〇三 四、〇八〇	利用を適当に 広すぎる。	〃
33 東京砲兵工廠目黒火藥製 造所	東京府荏原郡目黒村	建 九、一三〇 六、一五二	全 部	移転。
34 旧近衛旅団兵營跡地	東京市麹町区外桜田町	建 一四、三六八 三、八	不用旧兵舎を整 理	中央官衙建築用地。
35 旧陸軍被服本廠跡地	東京市本所区横綱町	建 三〇、六八三 一、九二	移 転	移転工事全部終了し、敷地は内務 省に引継済。

海軍省所管	内 訳
1 室蘭海軍所用地	北海道
(イ) 元提督府見込用地	室蘭区母恋
(ロ) 石炭庫見込用地	室蘭区札幌通海岸
(ハ) 石炭庫見込用地	室蘭区絵鞆村
(ニ) 大砲発射場見込用地	室蘭区輪西村
六五、七八九	二九、三五 一八三
二〇、三〇〇	三〇、七二
九、八三	九、八三
一、九一、三四	金を引き上げる。
全部不要地。	全部不要地。

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
2 兵庫需品支庫石炭庫用地 3 海軍造兵廠その他 4 海軍艦材圀場	神戸市葺合本町 東京市京橋区築地小田原町 東京市深川区茂森町	四、〇六五 八二、四六六 建 七、六五五 建 七、一〇三 建 四	敷地坪数	全 部 川崎造船所へ貸付中。 一、七三三 一軍楽隊派遣所の敷地として是不 経済。ほかに東京市に無償貸付中 の二、三三坪あり。 約半分 広すぎる。

司法省所管				
1 帯広区裁判所 2 網 走 監 獄 3 十 勝 監 獄 4 函 館 監 獄 5 大阪控訴院	北海道河西郡帯広町 北海道網走郡網走町 北海道河西郡帯広町 北海道函館区亀田村 大阪市北区若松町	七、八六〇 一〇、五二六、四三〇 (約三、五五町歩) 一〇、六五五、二九 (約三、五四町歩) 八四、四九 九、一八	敷地坪数	四、二六〇 不用。 二、〇〇〇、〇〇〇 越歳その他の附 属地 五、五四、七三 八〇、八〇〇 本監は釧路に移転工事中。 全 部 移転。 一、〇七 移転。

文部省所管				
1 北海道帝国大学	北海道札幌区	演習林 三三、一〇〇、一五 (二七、三六五町歩)	各演習林を二、〇〇町歩に縮小 三、三六二 六、〇五町歩	演習林は北海道以外樺太、台湾、朝鮮の各演習林を含む。 有償または無償貸付中。 第三、第八農場は小作にもしてある(小作料畑反当五十銭、水田反当一円五十銭、六円)。

2 東京帝国大学北海道演習林	北海道空知郡富良野町および山辺村	七五、二八二、〇〇〇 (二五、〇九四町歩)	一、〇〇〇町歩に縮小	
----------------	------------------	--------------------------	------------	--

農商務省所管				
1 畜産試験場北海道支場 2 月寒種羊場	北海道札幌郡豊平町 北海道札幌郡月寒村	一、一三九、〇〇〇 (四九町歩) ほかに新炭林 八九、〇〇〇 (三九町歩) 三、四二一、〇〇〇 (一、二七町歩)	六町歩整理の余地あり。 全 部 存置の要なし。 三三町歩内一三町歩は陸軍省へ供用中。	

鉄道省所管				
1 網走線野付牛駅 2 網走線網走駅 3 室蘭線室蘭駅 4 函館線狩太駅附近用地 5 釧路線下富良野駅附近用地	北海道常呂郡野付牛町 北海道網走郡網走町 北海道室蘭区 北海道虻田郡狩太村 北海道空知郡富良野町	五八、〇七 六四、一八三 二〇一、四三〇 二六、一五三 六五、一七四	敷地坪数	一、七〇三 民間商店に貸付中の分。 貸付中の分。 少なくとも二、〇八三 三六、〇八 海軍省から借用の六、四五坪のうち 三、三八 他に貸付中の分。 一六、四六 鉄道従業員の耕作地として貸付分 全 部 住宅地として貸付中。 大 半 広すぎる。

第一整理案においては、上掲の官用地の整理のほかに、北海道における国有未開地処分方法の改善策と北海道国有林経営方法の改善策についての意見が提示された。次にその全文を掲げる。¹⁾

(1) 大蔵省『昭和財政史資料』(三の二七)による。

ちなみに、国有財産整理事業は、地域別にみれば、北海道所在のものが、量的に大きかったばかりでなく、問題も多かった。それは、開拓地としての同地の歴史的な特殊事情に由来するものであった。後にみるように、北海道所在のものの整理案について、調査会と内務省との間に容易に意見の一致を見ず、特別委員会を設けて再審議に付した件数が多かった。

(1) 北海道国有未開地処分方法の改善

北海道に於ける国有未開地の処分は明治初年以來幾多の変遷を経て年と共に進捗し今や僅かに四十万餘町歩の未処分地を剩すに過ぎず殆んど所期の目的を達成したるの感ありと雖翻て之か成績を觀察するに其の処分は多く大地積の売払にして容易に其の目的とする事業の成功を見ること能はす其の甚たしきものに至りては或は四隣の開拓に伴ふ増価の期待に依りて其の儘放任せられ或は立木を伐採したる後空しく抛棄せられ或は又事業の成功に先ち投機的に転売せらるる等單に国有未開地を移して民有未開地と為したるに止まるか如きもの尠からず之れ主として制度上の缺陷に起因し實際上の取扱亦其の当を得ざるものありと認むるか故に左に掲ぐる諸点に付改善を加ふるの必要ありと認む

一、土地の売払に付ては從來の特売制度を改め場合に依りて競売又は指定競売の方法に依らしむること

未開地の特売制度は確實に事業を為さむとする者をして所要の土地を取得せしめ以て開拓の実を挙げむとするの趣旨に出てたるものの如しと雖其の希望者にして事業成功の誠意を有するや否やを判別するに頗る困難なるのみならず一旦之か売払を受けたる以上自由に転売することを得せしむる如くんは当初の選定殆んど何等の意味を為さず殊に現行制度におけるか如く一町歩一円五十錢乃至四円五十錢と云ふか如き廉価なるに於ては希望者簇出の為之か選定を惑はしめ其の間幾多弊害の醸成することを免れず故に未開地の売払に付ては広く競売又は指定競売の方法に依らしむるを至当と認む

二、土地の売払面積に関する制限を原則として耕作に供する土地は三〇町歩、牧畜又は植樹に供する土地は一〇〇町歩の程度に改むること

大地積を一団とする売払か往々にして真に事業を目的とせざる者の投機心を誘発し永く未開地の開拓を妨くる原因と成るへきは從來の事蹟に徴して明かなる所なるか故に一般に売払地の面積に関する制限を厳にし特別の取扱を要するものを除くの外前記の程度に依らしむることとするを至当と認む

三、努めて特定地の設置を實行すること

自ら耕作を為さむとする者の為特定地を設置するの制度は健全なる移民を招致し土地の開拓を遂行すべき良法なるに拘はらず近時寧ろ減退の傾向あり将来努めて此の方法を實行するの方針に出づるを至当と

認む

- 四、放牧に供する土地に付ても其の事業を成功することを条件として之か売払を為すこと
近時放牧に供する土地に付ては事業の成功を条件とせずして之か売払を為せるも斯くの如きは法令の趣旨に副はさるのみならず種々の弊害を伴ふへきか故に耕作又は植樹に供する土地に於けると等しく放牧に供する土地に付ても亦事業の成功を条件として之か売払を為すの取扱に改むるを至当と認む
- 五、売払ふへき土地の状況に依り立木と素地とを分割して処分する方法を採用すること
耕作に供することを条件として樹林地の売払を受け立木を伐採して巨利を博したる後其の素地を抛棄し又は之を転売して顧みさるか如きは往々にして見る所なるか故に土地の状況に依り立木と素地とを分割して売払を為すの方法を採用するを至当と認む

(2) 北海道国有林経営方法の改善

北海道に於ける国有林は其の面積三、三九五、五六〇町歩にして森林総面積の六割一分を占め其の内

固定国有林として経営すべきもの

二、四四四、六二三町歩

林地区分未済のもの

七五九、九〇八町歩

未開地に編入すべき豫定のもの

五六、七七五町歩

公共団体又は私人に払下くべきもの

一三四、二五六町歩

あり此等森林に付ては従来年々多額の材積を伐採して其の収益を増加せるに拘はらず其の支出は常に僅少の定額を維持し僅にその一小部分に天然更新及人工造林を施行したるに過ぎざりし為林相一般に荒廃するに至りしを以て大正七年度以来更に造林計画を樹て官行斫伐の事業をも行ふことと為せりと雖其の立木に対しては広く年期売払を為す等其の年伐量に付制限する所なきか故に往々過伐の弊に陥り林地の荒廃を防ぐ能はざるの惧あり依て国有林の経営に付ては動もすれば収益本位に陥らむとする従来の経営方法を改め其の伐採量を制限すると共に適當の造林計画を定め林相の維持改善を図るべきものと認む又不要存置林の処分に付ては従来多くは大地積の売払を為したるか為往々にして二三巨商の占むる所となり競争契約に依る実益を収むること能はさるの傾向あるを以て今後は努めて細分公売の方針を採るを至当と認む

而して更に之か根本に遡れば森林経営のことたる農商務省の特別機関に依り之か管理の任に当らしむべきものにして之に依りて林務行政の統一を期することを得るのみならず北海道の森林か間接に拓殖費の財源を為せる関係上動もすれば濫伐に陥るの弊害を除くことを得へし現今に於ては林地区分も既に大体終了せるを以て此の際之か移管を決行するを至当と認む

右の北海道国有林野経営方法の改善案において、北海道国有林野行政の所管を内務省から農商務省に移し、林野行政の全国的統一を図るべしとの意見に対して、若槻内務大臣は、北海道においては拓殖事業とあわせて行うことが必要であるとの理由から、次のように反対している。

「(前略)北海道の国有林を農商務省の所管に移すのが宜しいと云ふ意見もありますけれども、唯今までは左様せない方が宜しからうと云ふことに見て居るのであります。北海道の林地区分の調査と云ふものが未だ完了して居りませぬが為に、林地と拓殖地との境界が判明して居りませぬ。従て此拓殖の事業が進捗するに伴ひまして、地形の関係、地質の関係からして、一旦林地にして居った所も更に林籍を解除して農地其他にせなければならぬ所も生じまするし、殊に鉄道路路等が開けますと云ふと、それが為に一旦林籍になって居ります所も之を解除して市街地、農村地等を設定することの必要のあるものもあります。中には又一旦拓殖地としてあるものでありまして、拓殖の進展に伴って防風、防霧、水源涵養、土砂扞止或は氣候の調節等の為に林地に戻さなければならぬ所も起ると云ふやうな関係でありまして、北海道の国有林に付ては今尚ほ内務省で所管して拓殖の事業と併せて之を考へて行くことが必要であると考へて居るのであります(以下略)。」

(1) 大正十四年一月二十七日、貴族院本会議における高橋琢也議員の質問に対する若槻内相の答弁(『第五十回帝国議会貴族院議事速記録』二九頁)。

国有林野行政の統一は、ついに昭和二十年まで実現しなかった。

(四) 第二国有財産整理案の概要

大正十四年八月閣議決定の第二国有財産整理案における被整理土地総面積は九百三十七万坪、最も大きいのは農商務省所管の四百二十万九千坪、次いで、陸軍省所管の三百四十四万一千坪の順であった(第十四表)。

第十四表 第二国有財産整理案
(単位 坪)

	件数	面積
省	1	—
務	8	28,027
省	4	4,926
省	28	3,441,194
省	1	14,603
省	10	167,232
省	1	1,504,414
省	5	4,209,284
省	1	5,693
計	59	9,375,373

備考：大蔵省『昭和財政史資料』(3の27)による。

農商務省所管が大きな割合を示した理由は、岩手、秋田両県下における広大な種馬育成所が対象に上ったからである。また、陸軍省所管は、東北各県をはじめ、千葉、茨城県等の軍用地がおもな対象であった。件数においては、総数五十八のうち、陸軍省所管が二十八件に及び、司法省十件、内務省八件、農商務省五件、大蔵省四件、外務、海軍、文部、通信の四省各一件の順であった。

各省所管別の整理案件は次のとおりである。

第二国有財産整理案一覧表

名	称	所	在	地	現敷地坪数	整理すべき敷地坪数	摘	要
外務省所管								
1 外務次官官舎		東京市麹町区裏霞ヶ関	建	二〇一〇 三三	相当面積広すぎる。			
内務省所管								
1 衛生局長、会計課長官舎	東京市牛込区薬王寺町	建	五六一 二三	全部居住者職務の性質上不要。				

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
2 神奈川県揮発物貯庫	横浜市 中村町	一六、八一	全	都市街の発達を阻害するため移転。
3 神奈川県輸入獣類検疫所	横浜市 滝頭町	三、六四	同 右。	
4 愛知県知事官舎	名古屋市中区南武平町	九、〇三	同 右。	
5 元内務省土木出張所	名古屋市東区上堅杉町	一、二六	同 右。	
6 岩手県知事官舎	盛岡市 仁王第一地割字内丸	一、二七	同 右。	
7 山形県知事、内務部長官舎	山形市 旅籠町	二、〇〇	同 右。	
8 山形県警察部長官舎	同 所	二、〇〇	同 右。	

大蔵省所管				
1 舎	東京市 麹町区元衛町	一、二〇	全	部 存置の必要がない。
2 水戸地方専売局上市分室	水戸市 大字上市	二、九八	同 右。	
3 名古屋地方専売局宇治山田出張所	宇治山田市 常盤町	二、〇七	同 右。	
4 秋田 税務所	秋田市 亀ノ丁堀端町	二、〇七	同 右。	

陸軍省所管				
1 陸軍次官官舎	東京市 麹町区五番町	四、八四	全	部 廃止。

2 陸軍軍医学校	東京市 富士見町	建 一、二四七	全	部 位置不適、移転。
3 憲兵司令部	東京市 大手町	建 一、三九八	同 右。	
4 騎兵第一聯隊	東京府 荏原郡世田谷村、目黒村	建 二、〇八五	約二、〇〇〇 不用。分割整理。	
5 輜重兵第一大隊	同 所	建 四、八九九	約二、七〇〇 広すぎる。分割整理。	
6 近衛輜重兵大隊	同 所	建 三、八九〇	約六〇〇 露天馬場整理。	
7 駒場練兵場	東京府 荏原郡目黒村	一、七、〇二四	全 部 必要がない。	
8 野戦重砲兵第四軍団司令部その他	東京府 荏原郡駒沢村	建 二、四七四	相当面積建物の配置を整理する。	
9 代々木練兵場	東京府 豊多摩郡千駄ヶ谷町ほか二カ町	建 二、七、三三〇	全 部 代りに駒沢練兵場を拡張する。	
10 大久保射撃場避弾地	東京府 豊多摩郡大久保町	建 九、一九七	約六、〇〇〇 陸軍科学研究所敷地三、八六坪を除き整理。	
11 電信第一聯隊	東京府 豊多摩郡中野町	建 八、七、一〇五	約二、七〇〇 広すぎる。	
12 東京湾要塞司令部	横須賀市 大字中里	建 八、六、七五	全 部 移転。	
13 鉄道第一聯隊	千葉県 千葉郡都賀村	建 一〇、四六三	約三、〇〇〇 広すぎる。	
14 鉄道第二聯隊	千葉県 千葉市津田沼町	建 一、九、一九一	約二、〇〇〇 閑地。	
15 第三師団司令部その他	名古屋市 西区南外堀中	建 四、三、四八七	全 部 位置不適当、移転。	
16 名古屋憲兵隊	名古屋市 西区本町	建 二、三、三五	過 半 市街地にある上、広すぎる。	
17 名古屋陸軍幼年学校	名古屋市 東区長堀町	建 四、七、六二	全 部 廃止。	
18 名古屋工廠熱田兵器製造所	名古屋市 南区熱田東町	建 一、六、三〇四	一、八、〇〇〇 閑地。	

名	称	所 在 地	現敷地 建物坪数	敷地 坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
19	工兵第三大隊作業場	名古屋市東区古出来町	建 一四、三〇〇	全	部 不用。	
20	名古屋諸隊演習場（八竜演習場）	愛知県東春日井郡守山町	建 二六、四〇七	〃	地形が演習地に不適。	
21	歩兵第十七旅団司令部その他	豊橋市大字八町	建 一〇〇、六九九	〃	移転。	
22	高山射撃場	豊橋市大字飯、渥美郡三川町	建 二七六、八〇〇	〃	相当面積 広すぎる。	
23	第二師団司令部その他	仙台市川内旧城趾附近その他	建 一〇、八二〇 建 五、二八〇	過	半 移転または分割整理。	
24	騎兵第三旅団司令部その他	盛岡市および岩手県厨川村 滝沢村	建 一、二六、一九六 建 一六、四〇〇	約 五〇、〇〇〇	広すぎる。分割整理。	
25	軍馬補充部三本木支部	青森県上北郡三本木町ほか 二カ村	建 一、四三〇（二町歩） 建 二〇、七九〇	一七、二八〇、〇〇〇 （五七〇町歩）	広すぎる。分割整理。	
26	第八師団司令部その他	弘前市および中津軽郡清水村、千年村	建 五、二七六 建 五、二七	三三、二三八	移転または整理。	
27	歩兵第十六旅団司令部その他	秋田市内旧城趾附近その他	建 一五八、四九九 建 六、八九五	約 五、〇〇〇	整理または移転。	
28	歩兵第二十五旅団司令部その他	山形市番澄町・南村山郡滝山村	建 一八五、三五四 建 五、八八九	一	部 広すぎる。	

海軍省所管					
1	海軍火薬廠第五工場	東京府北豊島郡滝野川町	建 一四、五八八 建 一、五五六	全 部 転。	平塚火薬廠に合併、または他に移

司法省所管					
1	市谷刑務所	東京市牛込区市谷富久町	建 一八、四八七 建 二、九二一	約 一、〇〇〇	分割。
2	横浜地方裁判所	横浜市北仲通	建 二、八五三 建 八〇〇	全 部 移転。	
3	千葉地方裁判所	千葉市	建 六、六七三 建 一〇、三九三	一、六〇八	裁判所附属地。
4	水戸刑務所	水戸市大字上市	建 二〇、三九二 建 一、四二一	全 部 移転。	
5	山田区裁判所	宇治山田市岡本町	建 一〇、二〇〇 建 一、〇〇八	三〇〇	分割。
6	宮城控訴院その他	仙台市片平町、東二番町	建 一、三六〇 建 一、三六〇	相当面積 縮小。	
7	宮城刑務所	仙台市行人塚	建 七、九三三 建 五、〇七五	〃	附属農場（二六、〇三坪）の過半を整
8	盛岡刑務所	岩手県岩手郡厨川村	建 九、四七五 建 二、八三三	五、一二三	附属第二農場整理。
9	青森刑務所	青森市外荒川村	建 九、九二一 建 二、三八四	七、〇〇〇	附属農場 縮小。
10	山形地方裁判所附属地	山形市旅籠町	建 二、四九三	全 部 不用地。	

文部省所管					
1	盛岡高等農林学校		建 三、六五八、三〇四 建 三、五〇八		
(イ)	校舎その他	盛岡市上田、岩手郡米内村	建 八九、八五三 建 三、五〇八		
(ロ)	演習林（二カ所）、経済農場	岩手県岩手郡御明神村、滝沢村	三、五八八、四五一	一、〇〇四、四二四	経済農場全部約三町歩と演習林中約四〇町歩を整理。

名 称	所 在 地	現敷地坪数	整理すべき敷地坪数	摘 要
農商務省所管				
1 水産講習所	東京市深川区越中島町	建 一六、七三三 三、三〇〇	約八、〇〇〇設備を集約的ならしむ。	
2 農事試験場	東京府北豊島郡滝野川町	建 二五、二八四 三、四四五	全 部市街地にあるは不適、移転。	
3 岩手種馬所	岩手県岩手郡厨川村	建 一、〇四一、五三八 (三、四二町歩)	五町歩分割整理。	
4 種馬育成所	岩手県岩手郡滝沢村、二戸郡荒沢村	建 七、四八八、四三三 (三、五六町歩)	一、三〇〇町歩分割整理	
5 秋田種馬所	秋田県仙北郡神宮寺町	建 三、一八八 六九、三三〇 (三、三町歩)	四町歩同 右。	

通信省所管	1 航路標識管理所	横浜市北仲通	建 五、六九三 二、二六五	全 部位置不適。移転整理。
-------	-----------	--------	------------------	---------------

なお、官舎制度の整理案が、第二整理案の直後に提示された。大正十三年来、国有財産調査会は、官舎制度の整理に関する特別委員会を設けて審議した結果、昭和二年二月、官舎制度の現況を改めよとの建議を政府に提出した。

この建議に基き、官舎令案が作成されたが、同令案の別表に掲げる特定官舎の範囲の拡張をめぐって、内閣お

よび各省から改正の要望が強かった¹⁾。その要綱は左掲のとおりである。

(1) 大正十五年一月十六日、国有財産調査会特別委員会第二十五回議事速記録による(大蔵省『昭和財政史資料』二の六四)。官舎制度は、古く明治九年(五月)の官舎貸渡規則(太政官達第五三号)、明治二十一年(十二月)の官舎貸渡内規(内閣達)等により、各省で勝手に建てて貸与し、その質、量ならびに宿舍料において不均衡な状態にあつた。国有財産調査会としては、国有財産整理の一環として、その整理統一を図るべきことに着目し、要綱に見るよう²⁾に、特定官舎の法定と普通官舎の大蔵省による管理の総括を要望したのである。

しかし、この官舎制度の整理案は、各省庁の意見一致をみるに至らず、結局は実現しなかった。

官舎制度整理要綱(昭和二年二月建議)

官舎に関する現行の法規は明治初年の制定に係り概して近時の実状に副はさるのみならず官舎の存廃に関する統一的機関なく永く各省の裁量に放任せられたる為各省に於ける官舎は其の数に於て著しく権衡を失するのみならず其の質に於ても亦互に逕庭あり又有料と無料との區別其の有料なるものの料金の高低等に至りては紛亂殆んど名状すへからず惟ふに官舎は元来官吏職務の性質上又は官庁所在地の關係上必要已むを得ざるものに限り設置すべきものにして其の規模構造も亦質実強固専ら実用に適するものならざるへからず然るに各省に於ける官舎は多く旧来の沿革情性に捉はれ殊に近時一般住宅難の声盛なるに伴ひ漫然其の数を増加するの傾あり其の設計亦経費の按配に従ひ大小強弱一様ならず今にして之か根本制度を確立し整理統一を図る

に非すんは年と共に愈乱雑の程度を加へ国家財政上に悪影響を及すのみならず官吏待遇上に甚しき不権衡を来すの弊あり依て左に掲ぐる要綱に依り之か根本法規を制定し速に官舎制度の統一を期するを至当と認む

一 官舎を職務の性質に依り特定の舎宅に居住せしむるの必要ある官吏其の他の職員のために設置するもの（特定官舎）と勤務地の関係に依り舎宅を供するの必要ある官吏其の他の職員のために設置するもの（普通官舎）との二種に區別すること

二 特定官舎を供すへき職員は別表に定むるものに限定し普通官舎は所管大臣大蔵大臣と協議したるものに限り之を設置すること

三 官舎の規模構造は大蔵大臣に於て準則を定め之に依らしむること

四 普通官舎に居住する職員よりは官舎料を徴収すること但し沖縄県其の他所管大臣大蔵大臣と協議の上指定する島嶼又は朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島若は外国に在勤する者及外国人を除く

五 官舎料は居住者の俸給又は給料月額十分の一を以て月額とし土地又は建物の状況に依り必要あるときは所管大臣大蔵大臣と協議し其の百分の五迄低減するを得せしむること但し合宿官舎に付ては居住者の俸給又は給料月額百分の一以上に於て所管大臣其の月額を定むること

六 官舎料は毎月其の月額を、居住一箇月に満たさる月は日割額を徴収すること

七 現存官舎にして特定官舎に該当せざるものは現に居住する職員の継続して居住する場合に於ては五箇年

を限り従前の例に依り、此の期間を超えたるものにして所管大臣大蔵大臣と協議を遂げ普通官舎として存続するものを除くの外之を廃止すること

八 朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東庁又は南洋庁所属の官舎は仍当分従前の例に依ること

別表

区別	親任	勅任	奏任	判任
内閣	内閣総理大臣	内閣書記官長 法制局長官	内閣総理大臣秘書官 内閣書記官及内閣属の内 内閣総理大臣に於て特に指定する者各二名 官報編輯に従事する印刷局書記官又は印刷局属の内 内閣総理大臣に於て特に指定する者三名	
外務省	外務大臣	外務次官	外務大臣秘書官 外務大臣官房電信課長又は電信官の内 外務大臣に於て特に指定する者二名	外務大臣官房勤務属の内 外務大臣に於て特に指定する者二名
内務省	内務大臣	内務次官 内務省警保局長	内務大臣秘書官 内務省警保局職員の内 内務大臣に於て特に指定する高等官三名属三名 国立感化院職員の内 内務大臣に於て特に指定する者	内務大臣官房勤務属の内 内務大臣に於て特に指定する者二名

区別	親任	勅任	奏任	判任
大蔵省	大蔵大臣		大蔵大臣秘書官	大蔵大臣官房勤務属の内 大蔵大臣に於て特に指定する者二名
陸軍省	陸軍大臣 師団長	憲兵司令官	陸軍大臣秘書官 陸軍省高級副官 以下憲兵の内 陸軍大臣に於て特に指定する者 陸軍監獄職員の内 陸軍大臣に於て特に指定する者	陸軍大臣官房勤務属の内 陸軍大臣に於て特に指定する者二名
海軍省	海軍大臣 鎮守府司令長官		海軍大臣秘書官 海軍省高級副官 海軍監獄職員の内 海軍大臣に於て特に指定する者	海軍大臣官房勤務属の内 海軍大臣に於て特に指定する者二名
司法者	司法大臣	地方裁判所又は其の支部の豫審判事、検事正又は上席検事の内 司法大臣に於て特に指定する者 監獄職員の内 司法大臣に於て特に指定する者 矯正院職員の内 司法大臣に於て特に指定する者	司法大臣秘書官	司法大臣官房勤務属の内 司法大臣に於て特に指定する者二名
文部省	文部大臣	气象台職員の内	文部大臣秘書官	文部大臣官房勤務属の内 文部大臣に於て特に指定する者二名

農商務省	農商務大臣		農商務大臣秘書官	農商務大臣官房勤務属の内 農商務大臣に於て特に指定する者二名
通信省	通信大臣		通信大臣秘書官	通信大臣官房勤務属の内 通信大臣に於て特に指定する者二名
鉄道省	鉄道大臣		鉄道大臣秘書官 運輸事務所長 保線事務所長 駅長以下各駅勤務の鉄道職員の内	鉄道大臣官房勤務属の内 鉄道大臣に於て特に指定する者二名 鉄道大臣に於て特に指定する者
貴族院	貴族院議長	貴族院書記官長		
衆議院	衆議院議長	衆議院書記官長		
警視庁		警視総監	警視庁職員の内	内務大臣に於て特に指定する者
道府県		北海道庁長官 府県知事	警察部長 港務部及海港検疫所職員の内 道府県警察官の内	内務大臣に於て特に指定する者 内務大臣に於て特に指定する者
各庁共通			内務省土木出張所、大蔵省臨時建築課出張所、通信省臨時電信電話建設局出張所等の職員にして特に工事の現場に居住するの必要ある者の内 所管大臣大蔵大臣と協議の上指定する者	

(1) 大蔵省『昭和財政史資料』(二の六五)による。

(2) 官舎制度整理要綱に対する各省の改正意見の概要は、次のとおりであった。

第一項 「職務の性質」の下に「又は地方の状況」を加えること(外務省)

「職務の性質」を削除すること(海軍省)

第三節 国有財産整理事業

- 第二項 「普通官舎は」以下を削除すること（外務省、内務省、海軍省、農商務省）
- 第三項 削除すること（外務省、内務省、海軍省、農商務省）
- 第五項 「大蔵大臣と協議し」を削ること（内務省、陸軍省、海軍省、農商務省）
- 「百分の一」を「百分の二」に改めること（農商務省）
- 第七項 「此の期間を超えたるものは」以下を削除すること（外務省、内務省、陸軍省、海軍省、農商務省）
- 第八項 「朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島又は外国に在勤する者の官舎に付ては仍従前の例に依る」と改めること（陸軍省）

別表

「外務省亜細亞局長」「外務省欧米局長」「外務省情報部長又は外務省情報部次長」を加へ、「電信課長又は電信官の内二名」を「官房勤務職員の内特に指定する者」に改めること（外務省）

すべて現行通にすること（内務省）

「参謀総長」「参謀本部副官の内特に指定する者一名」「教育總監」「教育總監部副官の内特に指定する者一名」「師団副官の内特に指定する者一名」「陸軍省軍務局長」「衛戍司令官」「衛戍副官の内特に指定する者各一名」「東京衛戍勤務を掌る師団司令部の参謀中特に指定する者」「種馬牧場、種馬育成所及種馬所員にして特に指定する者」を加へ、各庁共通の部「大蔵大臣と協議の上」を削ること（陸軍省）

「海軍省高級副官」を「海軍省副官の内特に指定する者二名」に改め、「鎮守府副官の内特に指定する者各一名」「大湊要港部勤務の士官、特務士官准士官及文官」「海軍各学校副官の内特に指定する者及文官」「海軍兵学校勤務の士官、特務士官、准士官」「海軍燃料廠廠長並副官の内特に指定する者一名及採炭部勤務の士官特務士官、准士官及文

官」を加えること（海軍省）

(ハ) 第三国有財産整理案の概要

昭和二年七月閣議決定をみた第三国有財産整理案は、中国、九州地方の公用財産を対象とした。これによって廃止、縮小、移転等により整理すべき国有財産のうち、土地総面積は千五十五万千坪であった。

そのうち、文部省所管が最も大きく、六百三十一万五千坪に達した。それは、第一整理案同様、整理の対象が学校演習林であったからである。すなわち、鹿児島高等農林学校の同県下肝属郡牛根村所在演習林九百三十一万五千坪は広すぎるから、三百万坪程度に縮小し、残地は整理すべしとの理由に基くものであった。

次いで、陸軍省所管の四百四万五千坪であった。兵庫、広島、岡山、山口ならびに九州各県下の師団、聯隊、

練兵場、衛戍病院等々、九十件に及んでいる。

以下、各省所管別におもな整理案件を拾ってみよう。

内務省所管では、福岡県内務部長官舎、佐賀県知事官舎、鹿児島県内務部長官舎、以上の敷地一部の整理があげられた。

大蔵省所管では、岡山、福岡、熊本地方専売局の倉庫等敷地の整理であったが、福岡地方専売局敷地二千六百坪のうちに、福岡市立学校への貸付地千九百坪があった。この整理が指摘されている。

第十五表 第三国有財産整理案
(単位 坪)

省 別	件数	面 積
内 務	4	476
大 蔵	4	13,173
陸 軍	89	4,045,200
海 軍	1	—
司 法	15	25,359
文 部	1	6,315,000
鉄 道	4	152,146
計	118	10,551,354

備考：大蔵省『昭和財政史資料』
(3の28)による。

しかし、件数では陸海軍省所管、なかならず陸軍省関係のものが最も多かった。第十師団司令部（姫路）、第八旅団司令部をはじめ、その管下の衛戍病院、倉庫、聯隊、作業場、練兵場等、第十師団司令部、歩兵第三十三旅団司令部および岡山聯隊区司令部（岡山市）ならびに同管下の諸軍用地の縮減であった。さらに、第五師団長官舎敷地二千余坪の廣大に失することの指摘をはじめ、同師団管下の諸用地、また、第十二師団兵器部下関火薬庫のごときは下関市街地に隣接しており、危険防止上の見地からの移転整理が勧告された。第十二師団司令部（小倉）はじめ、その管下において、小倉陸軍兵器支廠敷地九万五千余坪が建物坪数に比べて広すぎることに、また長崎要塞司令部、同陸軍官舎、佐世保要塞司令部、佐世保重砲兵部隊の移転整理、第十八師団司令部（福岡県三井郡国分村）管下の福岡、佐賀所在の諸用地についても、整理の必要が認められた。第六師団司令部（熊本市）は旧熊本城内を占拠しているが、これについて、整理案は、「眺望に富み公園地に恰適す師団司令部は如此場所に存置するの必要なきか故に寧ろ他に移転し跡地は全部整理すべきもの」と強く主張している。この案の作られたのは大正末年であるが、それから数年後の軍部隆盛期には、とうてい右のような表現は許さるべくもなかったことが想像されて、興味深いものがある。この案件は、終戦までついに実現しなかった。

第六師団長官舎（熊本市千葉城町）の敷地三千余坪の広すぎることに、演習場としては、ほかに大矢野原および浅ノ藪両演習場があるから、帶山演習場一万六千六百坪は廃止して民間の耕地に払い下げるべきこと、そのほか、同師団管下の鹿兒島、宮崎においては、軍馬補充部高鍋支部千三百万坪のうち二百七十万坪は農耕適地であり、

山間部に代地を求めて、この部分を払い下げるべしとしたことなどが特に目につく。

以上、陸軍省所管の分については、陸軍省側で実査委員の意見を認めない件数も多く、後書として「本件敷地は孰れも軍備の整理に伴ひ整理意見作成当時に比し各種事情の変化あるを以て夫等の事情に応し適当に整理すべきもの」と付記されてあることが注目される。

海軍省所管では、呉鎮守府管下の諸用地について、「海軍拡張時代の計画に係り一般に寛裕にして其の実行の跡を観るに各用地に於て閑地と認めらるるもの甚だ尠からざるも多くは一団地を為せるものなるか故に之を分割整理すること困難なりと雖今後の計画に於て之を集約的に使用すべきもの」と付記されている。

その他、司法省所管で、姫路区裁判所の改築移転、広島控訴院長および検事長官舎敷地二千二百余坪、広島地方裁判所検事正官舎敷地六百余坪、福岡地方裁判所長官舎約七百坪、熊本地方裁判所長および検事正官舎千三百余坪をはじめ、裁判所、刑務所の改築、移転整理があげられている。

文部省所管では、鹿兒島高等農林学校の演習林九百三十万坪のうち、約六百万坪の縮小があげられている。最後に、鉄道省所管では、福岡県大里貯炭場や長崎鉄道用地の民間への貸付、すなわち、耕地として農民への、また民間会社への貸付の整理が勧告されている。

要約するに、第三整理案は中国、九州地方公用財産中の軍用土地を主たる対象としており、市街地の中枢部を占める司令部や農耕地に適する演習場などについての移転ないしは縮小を主張しているのが大部分である。

第三国有財産整理案一覽表

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
内務省所管				
1 福岡県内務部長官舎	福岡市天神町	建 五、四八二	一三〇閑地等。	
2 佐賀県知事官舎	佐賀市松原町	建 五〇〇	移転の用なし借用民有地三〇坪を有す。	
3 鹿児島県内務部長官舎	鹿児島市下龍尾町	建 八、五八六	三、五八六	
4 町立中津公園	大分県下毛郡中津町	建 三、〇〇八	一部個人に貸付中の分。	

大蔵省所管				
1 岡山地方専売局上伊福倉庫	岡山市上伊福	建 三、五七七	全部地方局の近くへ移転。	
2 福岡地方専売局	福岡県筑紫郡千代町	建 一、一八七	一、五五市立商業学校へ貸付中の部分、雑種財産に編入。	
同局上山町分室	同 所	建 四、三九七	全部局構内へ移転。	
3 熊本地方専売局	熊本市行幸町	建 一〇、二八八	移転。	
同局黒髪煙草倉庫	熊本市黒髪町	建 四、四〇九		
同局上熊本塩倉庫	熊本市花園町	建 一、一三五		
同局樟脳分室	熊本市練兵町	建 三、八二一	(用途変更) 熊本税務監督局に供用中。	
4 長崎女神検疫所	長崎市戸町	建 一、三三二	適当部分過半は山林。	

陸軍省所管

(本表中、番号に○印を付したものは、陸軍省当局において実査委員の整理意見を是認せず、その反対のため保留になったものである。)

① 第十師団司令部	姫路市本町	建 一〇、二一〇	相当面積広すぎる。
② 第八旅団司令部	同 所	建 三、八四二	全部師団司令部内へ移転。
③ 姫路衛戍病院	同 所	建 二、二〇六	相当面積改築により余積整理。
4 第十師団兵器部	同 所	建 二、〇四八	三分の一閑地、余積多い。
5 第十師団兵器部南倉庫	同 所	建 一、七三二	半分広すぎる。
6 第十師団兵器部西倉庫	同 所	建 七、〇三三	同 右。
7 歩兵第十聯隊	同 所	建 四、一八二	三、〇〇〇閑地。
8 歩兵第三十九聯隊	同 所	建 五、八七一	約二、〇〇〇將校集会所を移転。
9 歩兵作業場	同 所	建 四、〇四八	全部市街地内にあり廃止。
10 第十師団経理部被服倉庫	同 所	建 八、二六〇	三分の一広すぎる。
11 姫路城内練兵場	同 所	建 三、〇四三	全部廃止。
12 姫路城内歩兵障碍場	同 所	二、九〇〇	移転。
13 姫路偕行社	同 所	四、六〇三	半分貸付を解除。
14 第十師団司令部馬場	同 所	二、〇三六	全部廃止。
⑮ 栗林山埋葬地	兵庫県飾磨郡高岡村	一、九六二	相当面積広すぎる。

名 称	所 在 地	現敷地並に 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
第十七師団司令部、歩兵第三十三旅団司令部、および岡山聯隊司令部	岡山市大字津島	建一五、六五 建一、四二	二分の一 閑地多し。	
17 岡山衛戍病院	岡山市大字上伊福	建一三、五〇 建一、七六〇	相当面積 改築により余積整理。	
18 西 射 撃 場	岡山県御津郡横井村ほか一カ村	建一〇、七〇〇 建一、四〇	全 部 廃止。東射撃場三、〇五坪あり。	
19 半田山演習場	岡山県御津郡牧石村・岡山市	一八三、七五	〃	廃止。日本原演習場二、五〇、〇〇〇坪あり。
20 平 津 演 習 場	岡山県御津郡馬屋村ほか一カ村	九七、九三	〃	廃止。
21 福山衛戍病院	福山市大字野上	建三、四八一 建七、八	相当面積 改築により余積整理。	
22 広島衛戍諸隊用西練兵場	広島市基町	五三、三六	全 部 廃止。済美小学校および偕行社等に貸付中の八〇〇坪は雑種財産に編入する。	
23 広島衛戍病院基町分院	同 所	建一、九八三 建一、九四	三分の二 戦時仮建築物のため腐朽し一部しか使用していない。	
24 第五師団乗馬委員廬舎	同 所	建一、六〇 建一、〇七六	〃	広すぎる。
25 第五師団長官舎	同 所	建二、〇七六 建一、八八	三分の一 同 右。	
26 広島衛戍監獄	広島市旧城内	建二、九〇三 建二、五九	全 部 廃止。雑種財産に編入。	
27 工兵第五大隊白島作業場	広島市白島町	二、一三八	〃	廃止。
28 牛田村工兵第五大隊作業場	広島県安芸郡牛田村	四、一八〇 建二、〇六二	〃	移転。
29 広島軍用水道水源地	同 所	建二、九四二	〃	広島市に貸付中、故に雑種財産に編入。

30 広島衛戍病院	広島市旧城内	建二、八六三 建二、六五四	相当面積 改築により余積整理。	
31 東 練 兵 場	広島市尾長村ほか一カ町	二二、一二五	(山林)三〇、〇〇〇射的場を移転。	
32 尾長町第一号射撃場	広島市尾長村	建三、一九七 建七、七	相当面積 移転により大部は東練兵場へ編入	
33 野戦重砲兵第四聯隊作業場	広島市段原町	建一六、三三五 建一	全 部 雑種財産へ編入。	
34 野戦重砲兵第四聯隊露天馬場	同 所	建三、一八六	〃	同 右。
35 広島湾要塞司令部	同 所	建一、八八七 建二、五九	四分の一 将来改築の時期に。	
36 野戦重砲兵第四聯隊	広島市段原町ほか一カ町	建三、四〇五 建五、四四〇	忠海電信第二聯隊跡地	
37 下関要塞司令部その他附近諸用地	下関市関後地村	建一六、二二七 建一〇、一八二	一部移転跡地整理	
38 第十二師団兵器部下関火薬庫	下関市関後地村・生野村	建三、七〇三 建九、三	全 部 市街地にあるは不適当、故に移転。	
39 部府前陸軍埋葬地	下関市生野村	建四、四四一	約四、〇〇〇 大部分山林。墓地を残して整理。	
40 野戦重砲兵第二旅団作業場	同 所	建一、四二一	全 部 廃止。	
41 小倉憲兵隊、小倉憲兵分隊	小倉市小倉城内	建二、八六九 建一、七	〃	経理部または師団司令部構内へ移転。
42 第十二師団長官舎	同 所	建二、六八三 建一、七	二、〇九 広すぎる。約八〇〇坪に縮小。	
43 小倉城敷地	同 所	建七、六八三 建一、五〇	全 部 雑種財産として整理。	
44 第十二師団経理部第二倉庫	同 所	建八、八八三 建二、四九	〃	移転。
45 小倉衛戍病院	福岡県企救郡企救町	建二、四九	相当面積 改築により余積整理。	

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
46 小倉陸軍兵器支廠	福岡県企救郡企救町	建 九五、三五四 六、一〇三	三〇、〇〇〇 広すぎる。	
47 福岡聯隊区司令部	福岡市須崎裏町	建 四六三 七九	全 部 閑地に移転。	
48 歩兵第三十五旅団司令部	福岡市福岡城内	建 二、〇〇〇 一〇八	八〇〇 広すぎる。	
49 歩兵第二十四聯隊練兵場	福岡県早良郡鳥飼村	建 四七、六八三 二	全 部 移転。	
50 歩兵第二十四聯隊作業場	同 所	四、四六六	移転。	
51 長崎要塞司令部	長崎市平戸小辰郷	建 四、〇〇〇 四一九	移転、経済的価値大なる地。	
52 長崎陸軍官舎	長崎市浦上淵竹ノ久保郷	建 一、八七七 二五八	移転、 廃止移転。	
53 佐世保要塞司令部	佐世保市小佐世保	建 三、六六二 五二	一、六六三 将来移転。	
54 佐世保憲兵分隊	佐世保市中尾町	建 三六三 九	全 部 移転。	
55 佐世保重砲兵大隊	佐世保市中通	建 一〇、二六七 一七四	移転。	市街地にあり不適当。
56 佐賀衛戍病院佐世保分院	同 所	建 一、三六 二五七	移転。	ただし敷地は半分程度に縮小。
57 佐世保衛戍地小銃射撃場	佐世保市折橋町	建 六、四八 一七	移転。	市街地に接近。
58 歩兵第五十五聯隊	佐賀県佐賀郡高木瀬村	建 三八、三九三 六、六二	相当面積 改築により余積整理。	
59 佐賀衛戍病院	同 所	建 三、四三 七三	同 右。	
60 工兵第十八大隊作業場	福岡県三井郡御井町	建 五、九二 五九二	全 部 移転。	

61 歩兵第五十六聯隊	福岡県三井郡高良内村	建 四九、七五九 六、一六六	相当面積 改築により余積整理。 広すぎる。	
62 久留米衛戍監獄	同 所	建 二、三〇三 三三	全 部 廃止。	
63 歩兵第二十四旅団司令部	福岡県三井郡国分村	建 八二 五七	全 部 将来移転。	
64 久留米衛戍病院	同 所	建 九、九三 一、六六八	相当面積 改築により余積整理。	
65 第十八師団司令部久留米聯隊区司令部	同 所	建 一、九三 一、九三	利用度を高める 旅団司令部もここへ移す。	
66 偕行社敷地	同 所	建 三、三二	三分の一 広すぎる。	
67 第十八師団兵器部	同 所	建 四〇、一七四 三、六八二	五、〇〇〇 閑地。	
68 騎兵第二十二聯隊	同 所	建 二五、九三三 三、四七五	相当面積 改築により余積整理。	
69 輜重兵第十八大隊	同 所	建 二七、八三九 四、七二七	同 右。	
70 独山砲兵第三聯隊	同 所	建 三、四六四 一、四三	同 右。	
71 第十八師団長官舎	同 所	建 一、四三	広すぎる。 約八〇坪程度に縮小。	
72 第六師団司令部、歩兵第十一旅団司令部	熊本市旧熊本城内	建 五九、一七三 一、七三	将来移転。 公園適地。 速かに五〇坪を整理。 雑用地三、〇〇〇坪は雑種財産へ編入。	
73 熊本衛戍病院	熊本市旧城内二の丸町	建 一八、〇一〇 一、八八八	相当面積 改築により余積整理。	
74 第六師団兵器部桜橋倉庫	同 所	建 三、一七三 三、〇三	周囲の蓮池 雑種財産へ編入。	
75 熊本衛戍監獄跡、藤崎台練兵場	熊本市宮内町	建 三、〇三 二、九二	全 部 監獄跡は雑種財産へ。 練兵場は移転。	
76 第六師団乗馬委員廐	熊本市新堀町	建 二、九二 二二	約三、〇〇〇坪 広すぎる。	

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
7 福岡地方裁判所検事正官舎	福岡市土手町	建 六九六 二、〇三二	相当面積広すぎる。	
8 長崎控訴院、長崎地方・同区裁判所	長崎市萬歳町	建 七四七 一、六三二	全 部 適 当 の 時 期 に 移 転。	
9 久留米区裁判所	久留米市篠山町	建 三、一九六 一、八八六	相当面積改築により余積整理。	
10 熊本地方・同区裁判所	熊本市京町	建 一、三三六 一、三三六	同 右。	
11 熊本地方裁判所長、検事正官舎	同 所	建 一、三三六 一、三三六	〃 広すぎる。	
12 大分地方・同区裁判所	大分市大字大分	建 二、八八六 一、三三六	全 部 将 来 移 転。	
13 中津区裁判所	大分県下毛郡中津町	建 一、九四九 一、九四九	〃 大分刑務所に供用中の部分。	
14 小倉刑務所	小倉市鋤物師町	建 六、八八九 一、四〇二	全 部 移 転。	
15 大分刑務所	大分市大道通	建 二、〇六八 二、〇六八	〃 移転。	

文部省所管				
1 鹿児島高等農林学校		建 一、一〇八、四九八 八、三三七		
(イ) 構 内	鹿児島市上荒田町ほか一村	建 八、三三七 二、八五三		
(ロ) 唐湊実習地	鹿児島県鹿児島郡中郡宇村	建 二、八五三 二、八五三		
(ハ) 演 習 林	鹿児島県肝属郡牛根村	建 九、三三〇 九、三三〇	六、三三五、〇〇〇 広すぎるから約三百万坪に縮小。	

(ニ) 佐多農林実習場	鹿児島県肝属郡佐多村	九四九、四六一		
(ホ) 種子島牧場	鹿児島県熊毛郡北種子村	建 八、〇〇三 三、八六六		
(ヘ) 指宿植物試験場	鹿児島県指宿郡指宿村	建 五、四四四 六、〇		

鉄道省所管				
1 清見鉄道官舎	門司市清見	建 一、五三四 一、七三八	大部分後方の閑地。	
2 大里貯炭場	福岡県大里町外	建 二、六四五	全 部 同 右。	
3 旧足立停車場敷地	小倉市外足立村	建 三、四三三 三、四三三	大部分同 右。	
4 長崎鉄道用地の一部	長崎停車場構内	建 二、八〇二 二、八〇二	三、三三〇 三菱、九州汽船の両者に石炭置場として貸付してある部分。	

(二) 第四国有財産整理案の概要

昭和三年三月閣議決定の第四国有財産整理案は、近畿、山陰および北陸道方面の官用地を対象とするものであった。

本案において、最も紛糾したと思われる案件の一つに、大阪府下の浜寺公園地十四万七千坪のうち、かなりの面積の目的外使用に対する批難があった。

浜寺公園は、もともと国有地であったものを、公園用地として大阪府に無償提供中のものであるが、大阪府は、

そのうち、およそ三万四千坪を住宅、料理店、旅館等の敷地として、個人に専用させてきた。また、本公園に隣接の海浜地四万二千坪は、本公園の一部分であったのを分割して陸軍省用地に移管提供したが、現状は、大半、大阪毎日新聞社その他に使用させていた。大阪府としては、陸軍省がその用途を廃止した以上は、移管当時の同省との協定に基づき、公園敷地として返還引継を受くべきことを主張していた。

これに対し、調査会は、元来国有地を公園敷地として無償提供したものであるにかかわらず、大阪府が十分に管理をしないことを批難し、すみやかな整理を促した。すなわち、民間に貸与している部分は売り払うか、または適正な貸付料を納めさせるべきことを促している。また、元陸軍用地であった部分について、公園敷地として大阪府に貸付することを相当と認めた。

第四国有財産整理案一覧表

名	称	所	在	地	現敷地坪数 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘	要
内務省所管					建	敷	坪	数
1	鳥取県知事官舎	鳥取市東町	建	一、八四〇	一、〇四〇	広すぎる。		
2	鳥取県警察部長官舎	同 所	建	四三三	一五〇	閑地が多い。		
3	島根県知事官舎その他	松江市北堀町	建	一、三〇三	二〇〇	広すぎる。		
4	和歌山県知事官舎その他	和歌山市二番町	建	一、四九五 一七九	三分の一	同 右。		

5	和歌山県内務部長官舎建 築予定地	和歌山市男ノ芝町	建	八〇〇	二分ノ一 同 右。	(本文参照。)
6	浜 寺 公 園	大阪府泉北郡浜寺町高石町	建	一七、〇三三		
7	京都府知事官舎	京都市上京区中立売通	建	一、三五六		
同	内務部長官舎	京都市上京区室町	建	三三六		
同	警察部長官舎	京都市上京区下立売通	建	六四四		
8	瀬田川洗堰附属	滋賀県滋賀郡石山村	建	一七五		
9	奈良県知事官舎	奈良市登大路町	建	六三九		
10	富山県警察部長官舎	富山市総曲輪	建	一七三		
11	新潟土木出張所	新潟市白山浦	建	四、四四〇		
12	信濃川河口工場、同機械 工場	新潟市山田町および小柳町	建	九七五		
			建	一六四		
			建	四八〇		
			建	六九		
			建	九二〇		
			建	二四五		
			建	四、〇三三		
			建	二九二		

大蔵省所管			
1	上京税務署	京都市上京区川端通	建 六四〇 一六九
2	大津税務署	大津市大字上平蔵町	建 九〇三 一二一
3	名古屋地方専売局八日市 煙草取扱所	滋賀県犬上郡八日市町	建 四、三六〇 一、〇六五
4	金沢税務署	金沢市大手町	建 六六二 一六七
			一五〇閑地。
			四〇〇閑地。
			差当り七〇将来は二分の一に。
			三分の一広すぎる。

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
5 富山税務署	富山市殿町	建 一五二	相当面積広すぎる。	
6 柏崎税務署予定地	新潟県刈羽郡柏崎町	一、五〇〇	一、一〇〇	
7 新潟税務署	新潟市営所町	建 七六七	相当面積広すぎる。	
8 新潟税関支署	新潟市緑町	建 二、九二	二分の一閑地広大。	
9 敦賀税関支署検疫所	福井県敦賀郡松原村	建 一、二〇〇	三分の一不要地の建物を整理。	

陸軍省所管				
1 鳥取射撃場	鳥取市外稲葉	建 三〇、七二七	約一、四〇〇耕地に供用の部分。	
2 松江歩兵隊用射撃場	松江市外大庭村	建 五、七〇〇	両側土塁外の閑地	
3 浜田歩兵隊用射撃場	島根県那賀郡浜田町	建 五、二五〇	約二、五〇〇練兵場として使用している部分。	
4 深山練兵場	和歌山県海草郡加太町	建 四、六〇〇	相当面積平坦な農耕適地。	
5 歩兵第二十旅団司令部その他諸用地	京都府天田郡福知山町周辺	建 二四八、八八九	憲兵分隊敷地(五八坪)、聯隊司令部敷地(五三坪)を適當に縮小。長田射撃場(六三、六四坪)、室射撃場(二三、三四坪)のうち、いずれかを廃止。	
6 京都憲兵隊大津憲兵分隊および同官舎	大津市上平蔵町	建 七、一八八	閑地。	

7 大津陸軍小銃射撃場	滋賀県滋賀郡滋賀村	建 二七、五八七	全 部 廃止。射撃場二カ所は不要。
8 歩兵第十八旅団司令部その他	福井県敦賀郡栗野村	建 二〇三、三六六	四、二〇七 敦賀陸軍作業場を廃止。
9 歩兵第三十六聯隊その他	福井県今立郡神明村ほか一村	建 一、一〇一	約五、〇〇〇 鯖江射撃場の一部。
10 金沢衛戍病院山代分院	石川県江沼郡山代町	建 四、四八〇	四分の一移築。
11 第九師団司令部その他	金沢市大手町	建 二〇六、五四四	
内 金沢衛戍病院		八、二三〇	
出羽町兵器庫		一四、二五七	全 部 市街地に存置の要なし。移転。
城内被服庫		六、一〇九	
小立野練兵場		一〇、七九〇	廃止。
旧城廓外濠		約八、六四〇	雑種財産に編入。
12 関山演習場	新潟県中頸城郡奥山村ほか三カ村	九、五二三、八六八	差当り若干面積 赤倉温泉附近。
13 第十三師団司令部その他	高田市高田城町	建 二、三六五	
内 偕 行 社		建 四、九六九	相当面積広すぎる。
歩兵第五十八聯隊師団長および同副官官舎		建 四、八三二	若干面積閑地。
14 工兵第三大隊その他	新潟県北魚沼郡千田村	建 二、四三三	三分の一広すぎる。
		建 一三、三九	ニ、三三九 架橋場二カ所存置の要なし。いづれか一カ所廃止。
		建 四、一八五	または三、〇七三

名 称	所 在 地	現敷地坪数 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
15 歩兵第三十聯隊その他 内 愛宕原練兵場 愛宕山練兵場	新潟県中蒲原郡村松町	建一九、六三九 建六、〇三三 一〇三、七一一	相当面積 広すぎる。	
16 歩兵第十六聯隊その他 内 歩兵第十五旅団司令 部 新発田衛戍病院 西ヶ輪作業場	新潟県北蒲原郡新発田町	建一七、三九〇 建七、二〇三 一、〇二〇 七、六四四 一、六二〇	” ” 二分の一 同 右。 全 部使用の形跡がない上、位置不適。	

海軍省所管			
1 舞鶴要港部 要港部本部その他 主として水源池敷地 主として重油タンク敷地 冠島艦舷速力試験標柱第一防禦区	京都府加佐郡中舞鶴町 加佐郡新舞鶴町 加佐郡与保呂村 加佐郡西大浦村 加佐郡東大浦村	一、一三五、一四七 建四、九五九 建五、九六三 建三、〇四九 建二、六八五 建一、五〇九 建三、四七〇 建三、三九七 建二、三二七	現状のままでは特に整理の余地はないが、舞鶴鎮守府廃止に伴ない、廃止されるべき官庁または部隊が少なくないから、すみやかに整理計画を立てて、不要になった土地建物を整理する。

舞鶴工廠需品庫石炭置場 第六防禦区、戸島大砲発 射場その他 主として栗田湾演習地	加佐郡志染村 加佐郡四所村 加佐郡神崎村	建四九、六五九 建一三、五七 建一六、八五五	
---	----------------------------	------------------------------	--

司法省所管			
1 鳥取刑務所看守長官舎、 看守合宿所 2 松江地方裁判所長官舎 3 松江地方裁判所検事正官 舎 4 松江刑務所 5 松江刑所典獄官舎 6 浜田区裁判所予審判事・ 検事官舎 7 和歌山地方、同区裁判所 8 和歌山地方裁判所長官舎 9 和歌山地方裁判所書記官 舎 10 大阪刑務所和歌山支所耕 耘地 11 福知山区裁判所	鳥取市大字行徳 松江市北堀町 同 所 松江市中原町 同 所 島根県那賀郡浜田町 和歌山市二番町 和歌山市西汀町 同 所 和歌山市小松原通海草郡和 歌浦町 京都府天田郡福知山町	建一、一二七 建六、七九 建六、七 建一、二五五 建一、二五五 建二、九四四 建七、六三三 建一、三六八 建七、三 建三、三三〇 建一、六七三 建二、六三三	三分の一 広すぎる。 四分の一 同 右。 四分の一 同 右。 全 部位置不適當。移転。 二分の一 広すぎる。 三分の一 同 右。 相当面積 改築により余積整理。 一〇同 右。 全 部存置の必要がない。 一、〇三三 広すぎる。 四〇〇閑地。

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
12 大津地方、同区裁判所	大津市東浦	建 三、三五六	相当面積改築により余積整理。	
13 彦根区裁判所	滋賀県大上郡彦根町	建 三、二八〇	七〇〇閑地。	
14 彦根刑務所	同 所	建 五、〇五〇	九八附属耕耘地は不要。	
15 敦賀区裁判所	福井県敦賀郡敦賀町	建 一、四九一	貸付中の土地雑種財産として処理。	
16 富山地方、同区裁判所	富山市西田北方町	建 二、三六〇	四〇〇同 右。	
17 長岡区裁判所	長岡市草生津町	建 三、〇四九	五〇〇以上広すぎる。	
18 金沢刑務所七尾出張所	石川県鹿島郡七尾町	建 七、二四二	適當面積在監者僅少。	
19 富山刑務所	富山県上新川郡堀川村	建 一、八〇八	三七雑種財産として処理。	
20 新潟刑務所高田出張所	高田市新中殿町	建 四、〇九八	四三耕耘地。	
21 新潟刑務所新発田出張所	新潟県北蒲原郡新発田町	建 七、二七〇	約四〇〇雑種財産として処理。	
22 新潟刑務所	新潟市西大畑町	建 三、九一五	全部位置不適。移転。	

文部省所管				
1 京都帝国大学諸用地 農学部附属演習林	京都市上京区吉田町	建 一六八、三九〇 建 三五、三六二		

内 蘆生演習林	京都府北桑田郡知井村	(地上権) 六、三三八、六六六		
朝鮮演習林	朝鮮慶尚南道、全羅北道	建 七、七三三、二四		
樺太演習林	樺太新聞郡新聞村	建 三、一五〇、八五〇	相当面積	演習林として広大に失する。必要の程度をこえるから、東大北海道演習林に対する整理案の趣旨に従い、相当程度に縮小。
樺太屯屯川流域演習林	樺太敷香郡敷香村	建 三、八四九、〇〇〇		
台湾基本林	台湾高雄州屏東郡	約一〇、〇〇〇、〇〇〇		
理学部附属瀬戸臨海実験所	和歌山県西牟婁郡	(国有林 使用建) 九、七五三		
上加茂観測所	京都府愛宕郡上加茂村	建 三、五二三	全	部位置不適当。移転。
2 第四高等学校	金沢市仙石町	建 二、九一九		

農林省所管				
1 敦賀営林署	福井県敦賀郡松原村	建 八三九	三分の二広すぎる。	
2 敦賀営林署長官舎	同 所	建 四六六	三分の二同 右。	
3 村松営林署	新潟県中蒲原郡村松町	建 四一五 六六	100閑地。	

通信省所管				
1 大阪通信局堺電柱置場	堺市南附洲新田	五三四	全	部移転。商業地として好適。

名 称	所 在 地	現敷地坪数 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
2 堺郵便局長官舎	堺市宿院町	建 三六〇	全 部	市内商業地域の枢要地。移転。
3 金沢貯金支局建築敷地	金沢市長町	建 五〇八	〃	雑種財産として処理。
4 金沢郵便局長官舎	金沢市殿町	建 三三七	〃	物置七坪を除くのはか、私人をして敷地内に七四坪の建物を建築せしめ借入使用している。雑種財産として処理。

(ホ) 第五国有財産整理案の概要

昭和四年四月閣議決定の第五国有財産整理案の査定は、東山道、奥羽方面の一部（福島県）および四国所在の公用財産について行われた。

まず、内務省所管では、

岐阜県知事官舎敷地	六八五坪
長野県知事官舎敷地	九二九坪
山梨県知事官舎敷地	七〇〇坪
群馬県知事官舎敷地	一、六七〇坪
愛媛県知事官舎敷地	一、八一四坪

の一部整理をはじめ、警察部長、内務部長官舎敷地の整理などがある。特に、大阪土木出張所吉野川改修工区事務所について、改修工事が終了して不要に帰したと認められるにかかわらず、長く放置されたままの現状が指摘されている。

大蔵省所管では、甲府税務署敷地一部のほか、二件だけである。

前案同様、陸軍省所管が最も多く対象とされた。すなわち、岐阜憲兵分隊の移転、歩兵第五十聯隊（松本市）の十三万三千坪中一万七千坪の適地移転、甲府聯隊区司令部管下の十三万八千坪中の二千坪の整理、歩兵第十五聯隊（高崎市）九万九千坪の整理、第十四師団兵器部倉庫（栃木県河内郡姿川村）三万六千坪の相当部分の整理、第十四師団・第二十七旅団両司令部（栃木県河内郡国本村）一万千坪および宇都宮衛戍病院の広すぎることがあげられた。次いで、福島県下に移り、憲兵分隊はさておき、軍馬補充部白河支部敷地二千六百万坪について土地の効果的、集約的利用法を勧め、野砲演習場への兼用を促している。さらに、四国に移って、歩兵第十三聯隊（徳島県）敷地三万七千坪の一部移転整理、丸亀聯隊区司令部と第十一師団ならびに歩兵第十旅団司令部敷地一万三千坪の一部、管下聯隊、作業場、演習場敷地の整理をあげている。

なお、司法省所管では、大垣区裁判所、長野地方・同区裁判所をはじめ、長野、前橋、宇都宮、高知、徳島、各刑務所、上田、松本、甲府、栃木、宇都宮、太田原、若松、丸亀等の各裁判所の閑地整理、移転縮小などが、最後に、通信省所管で、長野、甲府貯金局の民間貸付中の組替整理などが指摘された。

第五国有財産整理案一覽表

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
内務省所管				
1 岐阜県知事官舎	岐阜市京町	建 六五	二七	県有の建物を建てている部分。雑種財産に編入。
2 長野県知事官舎	長野市大字南長野	建 一六三	九三	空地。
3 長野県職員官舎	長野市大字西長野	建 二五八	二六	耕地。
4 山梨県知事官舎	甲府市百石町	建 七〇〇	一三	耕地。
5 山梨県警察部長官舎	甲府市錦町	建 四二	七	耕地。
6 山梨県職員官舎	甲府市桜町、日向町	建 八八	八八	同 右。
7 群馬県知事官舎	前橋市北曲輪町	建 一、六〇	一五	同 右。
8 徳島県内務部長官舎	徳島市徳島町	建 八三〇	七	同 右。
9 内務省大阪土木出張所吉野川改修工区事務所	同 所	建 三、三六	二七	堤塘敷地その他に必要な部分を除き、すみやかに整理。
10 愛媛県知事官舎	松山市大字出淵町	建 一、八二四	二二	広すぎる。

大蔵省所管				
1 甲府税務署	甲府市桜町	建 五、六二	一七六	利用状況きわめて不経済的であるすみやかに公園としての施設をなすべきである。
2 鵬 公 園	福島県信夫郡飯坂町	建 五、四三〇	一、〇三	

陸軍省所管				
1 岐阜憲兵分隊	岐阜市柳ヶ瀬町	建 一、〇三	三、五九	位置不適。
2 歩兵第五十聯隊	松本市桐	建 一、七〇	六五	同 右。
3 甲府聯隊区司令部	山梨県西山梨郡千塚村、相川村	建 一、六〇	四四	二〇〇衛戍病院を移築する。
4 歩兵第十五聯隊	高崎市高松町	建 五、四四	一、〇〇	旧城外濠に属する部分。
5 第十四師団兵器部倉庫	栃木県河内郡姿川村	建 四、九〇	三〇	相当面積広すぎる。
6 第十四師団司令部、第二十七旅団司令部	栃木県河内郡国本村	建 二、二六	二二	同 右。
7 宇都宮衛戍病院	同 所	建 二、三〇	三〇	改築による余積整理。
8 仙台憲兵隊若松分隊	若松市栄町	建 二、三〇	三〇	一部将来改築の際。
9 軍馬補充部白河支部	福島県西白河郡西郷村	建 二、七〇	七五	集約的に利用のこと。野砲の演習場に兼用せよ。
10 歩兵第四十三聯隊	徳島県名東郡加茂名町	建 二、七〇	七五	将来一部の移転、利用状況の増進を図る。
11 丸亀聯隊区司令部(分隊)	丸亀市番町	建 一、九〇	九〇	一、九〇廃止。
12 丸亀城内練兵場その他	同 所	建 一、六三	八三	相当面積西練兵場廃止、作業場移転。
13 善通寺衛戍病院丸亀分院	丸亀市一番町	建 二、四九	七三	全 部 廃止。
14 第十一師団司令部、歩兵第十旅団司令部および第十一師団乗馬委員	香川県西多度郡普通寺町	建 一、〇三	三、五九	相当面積広すぎる。

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘 要
15 山砲第十一聯隊	香川県仲多度郡善通寺町	建 四、九七四 六、二三八	相当面積 不要部分を整理。	
16 工兵第十一大隊作業場	同 所	建 三、九〇一 三、五九六	大部分すみやかに整理。	
17 道音寺山演習場	香川県三豊郡勝間村	三、〇六二	全 部 民間に貸付しある部分の整理・位 置不適。	

司法省所管				
1 大垣区裁判所	大垣市字郭	建 一、二九一 二、八九	差当り 三〇〇花柳界に隣接し位置不適。	
2 長野地方、同区裁判所	長野市大字長野	建 三、〇〇〇 一、〇一八	相当面積 利用状況が悪い。	
3 長野地方裁判所長、検事 正、予審判事官舎	同 所	建 一、二九一 二、四四五	将来改築による余積整理。	
4 上田区裁判所	上田市大字上田	建 一、三三四 四、四三七	同 右。	
5 松本区裁判所	松本市大字北深志	建 四、四三七 四、二二	六〇〇閑地。周囲の濠二、二七八坪も整理。	
6 長野刑務所その他	長野市大字袖長野	建 一、七三三 三、八六四	全 部 市外に移転整理。	
7 甲府地方裁判所長官舎	甲府市紅梅町	建 五、七六 九、七	二〇〇広すぎる。	
8 甲府地方裁判所検事正官 舎	同 所	建 六、七四 八、八	差当り 一〇〇同 右。	
9 前橋刑務所附属耕耘地	前橋市宗甫分	二、二七八	相当面積 同 右。	
10 栃木区裁判所、同官舎	栃木県下都賀郡栃木町	建 二、九一二 五、五	改築による余積整理。栃木町に無 償貸付してある約三〇坪は雑種財 産に編入。	

11 宇都宮刑務所	宇都宮市西原町	建 三、二〇二 三、二〇二	地形を整理して利用率を高める。	
12 宇都宮地方裁判所・同区 裁判所	宇都宮市新石町	建 六、〇四六 九、四九	相当面積 将来改築による余積整理。	
13 宇都宮地方裁判所長、同 検事正官舎	宇都宮市小幡町	建 二、一五四 一、七五四	二分の一 広すぎる。	
14 大田原区裁判所	栃木県那須郡太田原町	建 一、七六六 一、八一九	三〇〇閑地。	
15 福島地方裁判所長、同検 事正、同予審判事等官舎	福島市大字福島	建 一、二四七 二、四九	一 部 腐朽に近いから改築のこと。	
16 若松区裁判所	若松市栄町	建 二、五七七 三、六七	二分の一 将来改築による余積整理。	
17 高知刑務所	高知市西弘小路、小高坂	建 三、六四七 三、六〇六	全 部 位置不適。	
18 高知刑務所墓地	高知県土佐郡初月村	建 一、〇〇〇	四〇〇不用地。	
19 高知刑務所中村出張所	高知県幡多郡中村町	建 四、六四九 一、四三	相当面積 広すぎる。	
20 高知地方裁判所検事正官 舎	高知市舩形	建 四、八九 六、二	同 右。	
21 徳島刑務所官舎	徳島市徳島町	建 一、五〇七 一、九七	全 部 位置不適。	
22 高松地方裁判所検事正官 舎	高松市内町	建 三、五七 三、五	同 右。	
23 丸亀区裁判所	丸亀市六番町	建 一、九〇〇 三、二四	三〇〇閑地。	

逓信省所管	長野市南長野	建 九二四 一、八	大部分雑種財産に編入。
1 長野貯金支局			

名	称	所 在 地	現敷地坪数 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
2	甲府郵便局	甲府市八日町	六九六	全 部 位 置 不 適。	民間に貸付してある部分。
3	高松郵便局倉庫建築予定地	高松市浜町	一、〇五九		

4 植民地所在国有財産整理案

(イ) 第六国有財産整理案の概要

昭和五年五月閣議決定の第六国有財産整理案は、表朝鮮ならびに裏朝鮮の比較的重要と認められる国有財産について作成された。

陸軍省所管の二十二万五千坪(二六件)、海軍省所管の二百七十三万七千坪(四件)の軍用地を対象としたが、特に海軍省の鎮海要港部敷地のうち、他に転貸中の部分二百六十五万三千坪が大きな案件であった。

第六国有財産整理案一覧表

名	称	所 在 地	現敷地坪数 建物坪数	整理すべき 敷地坪数	摘 要
陸軍省所管					
1	馬山重砲兵大隊その他	慶尚南道馬山府月影洞	三七九、三三三	一〇、四〇〇 のうち相当面積 第三病舎敷地。	相当面積 広すぎる。
2	歩兵第八十聯隊第一、二宿舎	慶尚北道大邱府鳳山町	建三、二七〇 三七、一九九 建一、八二六		

歩兵第八十聯隊第三大隊、大邱衛戍病院大田分院宿舎	忠清南道大田郡大田面	建九、七五六 六九〇	相当面積 改築による余積整理。	三、〇〇〇 広すぎる。	
右同將校集会所、合同宿舎	忠清南道大田郡柁川面	建六、二〇八 二五九	相当面積 改築による余積整理。		
第二十師団司令部その他	京畿道京城府漢江通	建七六、四四五 三六、八三三 建五、三〇九 二〇四	二分の一 広すぎる。分割整理。		
司令部第一宿舎	同 所	建二、〇三五 九七五	相当面積 同 右。		
第五宿舎	同 所	建五、五〇二 二九三	同 右。		
第六宿舎	同 所	建三、三九六 一五二	同 右。		
歩兵第四十旅団司令部	同 所	建一、六三六 一三八	同 右。		
歩兵第七十九聯隊	同 所	建四、六九六 二八二	同 右。		
第二宿舎	同 所	建一、〇九七 八七三	同 右。		
第六宿舎	同 所	建一、九二五 一五三	同 右。		
兵器部倉庫	同 所	建一、五五六 四八四	同 右。		
朝鮮軍司令部その他	京畿道京城府漢江通	建一〇、五五〇	大部分 明治四十年韓国政府から収用した もの。雑種財産に編入。		
竜山各部隊宿舎建築 予定地	同 所	建一、五五〇	市街地に介在し位置不適。移転。		
朝鮮陸軍倉庫	同 所	建一、五五〇	同 右。		
京城陸軍練兵場	京畿道京城府西四軒町	建六、六七二	全 部 同 右。		
歩兵第三十九旅団司令部 その他	平安北道平壤府砬町	建二、五三八 二、四五六	相当面積 広すぎる。		
平壤練兵場	平安南道大同郡右平面	建八七、九六三	同 右。		

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理す べき 敷地坪数	摘 要
10 朝鮮陸軍倉庫平壤支庫	平安南道大道郡右平面	建 四、五二 七三	三〇、三六	耕作地として貸付中の部分。雑種財産に編入。
11 平壤各部隊山手町宿舍建 築予定地	平安南道平壤府山手町	三、四九六	二、五三	平壤公会堂および小学校敷地として貸付中の部分。雑種財産に編入。
12 平壤各部隊平川里宿舍建 築予定地	同 所	七五、二八八	全 部	耕作地その他私用貸付地。雑種財産に編入。
13 元義州憲兵隊	平安北道義州郡義州面	建 一、四三 二九	全 部	転貸地。雑種財産に編入。
14 元義州守備隊	同 所	建 三、一六三	〃	大正十二年後不使用。
15 同 宿 舎	同 所	建 三〇〇 七五	〃	
16 鎮海灣要塞司令部集会場 および材料置場	慶尚南道昌原郡鎮海面	四、三三	三〇、五九	貸付中の部分。雑種財産に編入。
17 永興灣要塞司令部烽燧台 宿舍	咸鏡南道元山府春日町	建 一、〇九 六七	適当面積周囲の閑地。	三分の一広すぎる。
18 陸軍運輸部元山出張所庁 舎	咸鏡南道元山府洲洞	建 三、〇四 三三	全 部	
19 陸軍運輸部元山出張所揚 陸場	同 所	建 八、一九 五	全 部	常時使用せず。雑種財産に編入。
20 朝鮮陸軍倉庫元山支庫庁 舎	同 所	建 五、六五 八	1000 広すぎる。	相当面積同 右。
21 咸興盤竜台陸軍宿舍、咸 興宣化町陸軍宿舍	咸鏡南道咸興郡咸興面	建 三〇、三六 〇	三分の二同 右。	
22 羅南生駒町陸軍宿舍	咸興北道鏡城郡羅南面	建 二、六五 九	一 部	同 右。
23 朝鮮軍經理部羅南派出所 宿舍	同 所	建 四、二〇 三	大部分広すぎる。雑種財産に編入。	
24 朝鮮陸軍倉庫會寧出張所	咸鏡北道會寧郡會寧面	建 七、二〇 四〇		

25 會寧南門陸軍宿舍	同 所	建 二六、四七 三	一 部	全然不用の部分。
26 會寧北門内宿舍建築予定 地	同 所	一、五八六	全 部	雑種財産に編入。

海軍省所管				
1 鎮海要港部その他 内 第一〜第四宿舍	慶尚南道昌原郡鎮海面	一六、二九、四七 建 九、〇六 九〇、二六	二、六五、八三六	他に貸付中の部分。雑種財産に編入。
2 仁川貯炭場	京畿道仁川府月尾島	建 九、九六 二六六	相当面積 広すぎる。	海水浴場として南満洲鉄道株式会 社に貸付中。雑種財産に編入。
3 仁川第二防禦区	同 所	三〇、二〇八	一四、九四三	仁川府へ貸付中。雑種財産に編入。
4 燃料廠平壤鋁業部	平安南道大同郡秋乙美面	建 八、二〇、五九 建 八、三二	三、八二六 三、七九	公園敷地として仁川府に使用させ ている。雑種財産に編入。
			三、七九	他に貸付中の部分。雑種財産に編入。

(四) 第七国有財産整理案の概要

昭和六年七月閣議決定をみた第七国有財産整理案は、比較的重要と認められる関東州、満洲および台湾の国有財産について立てられた。

本案に基づいて整理すべき土地として確定された面積は、

陸軍省所管	三〇件	一、二六三千坪
海軍省所管	一九件	九四二千坪
計	四九件	二、二〇五千坪

であった。その詳細は次表のとおりである。

第七国有財産整理案一覧表

名	称	所	在	地	現敷地 建物坪数	整理す べき 敷地坪数	摘	要
陸軍省所管 (関東州)								
1	旅順重砲兵大隊秋津州宿舎	旅順市秋津州町			建 一、四三七 三三	一、〇〇〇	雑種財産に編入。	
2	旅順要塞司令部司台宿舎、旅順重砲兵大隊出雲町宿舎	旅順市司台、出雲町			建 二六、三〇四 一、六四二	少なくとも一〇、〇〇〇	閑地広大。	
3	旅順要塞司令部警手倉庫、旅順重砲兵大隊警手倉庫	旅順市警手町			建 一五、三三五 一、八〇九	八、一五〇	民間に使用許可の部分。	
4	旅順要塞司令部秋津州倉庫および宿舎	旅順市土屋町、秋津州町			建 二九、七二〇 二、六六五 五八七	二分の一同	右。	
5	旅順要塞司令部高千穂町宿舎	旅順市高千穂町			建 九、五五九 六五	一部分	閑地。	
6	関東衛戍刑務所	旅順市土屋町			建 六九、六三七 一、六五八	五、六七三	果樹栽培地として民間に使用許可の部分。	
7	関東軍兵器部盛家溝倉庫	関東州方家屯、会寧家屯				三三、〇〇〇	民間貸与地。雑種財産に編入。	

8	旅順衛戍病院、関東軍兵器部、旅順憲兵分隊大島町宿舎	旅順市大島町			建 一七、七五五 二、一四四	二、三三〇	広すぎる。	
9	関東軍経理部朝日町倉庫	旅順市朝日町			建 二、四〇〇 一、六五	一、四〇〇	閑地。	
10	関東軍司令部月見町、春日町宿舎一号	旅順市月見町、春日町			建 四、七八三 八八	一、〇〇〇	閑地。	
11	同 春日町、鎮遠町宿舎	旅順市春日町、鎮遠町			建 二、一〇七 八、三九二	二、八七	民間使用地。	
12	同 月見町宿舎	旅順市月見町			建 二、三三三 一、四〇七	五、〇〇〇	民間使用地。将来さらに五、〇〇〇坪を整理。	
13	同 月見町、明治町宿舎	旅順市月見町、明治町			建 二、三三三 一、四〇七	二、七六六	民間使用地。将来さらに四、三三四坪を整理。	
14	同 揚樹溝宿舎	旅順市楊樹屯			建 四、〇七八 二、五五六	相当面積	広すぎる。	
15	関東軍司令部、関東軍憲兵隊本部宿舎および関東軍司令部馬場	旅順市春日町、鎮遠町			建 二、〇〇〇 三、八、三四〇	二四、三三三	民間使用地。将来さらに二六、〇〇〇坪	
16	関東軍司令部兵器部既町倉庫、宿舎	旅順市既町			建 二、〇〇〇 三、八、三四〇	四、四二二	民間使用地。	
17	旅順旧市街囲郭予定地	旅順市旧市街			建 二、〇〇〇 三、八、三四〇	全	部 民間使用地。雑種財産に編入。	
18	周水子軍需品集積所その他	関東州周水子会周水子屯			建 二、〇〇〇 三、八、三四〇	三〇、〇〇〇	将来さらに一四、五〇〇坪を整理。	
19	柳樹屯旅団司令部その他	大連湾会柳樹屯						
(台湾)								
20	北投衛戍分院	台北州七星南北投庄			建 五〇、〇三七 六三〇	大部分	広すぎる。	
21	淡水演習場	台北州淡水郡淡水街			建 六五、五五〇	全	部 存置不要。	
22	宜蘭練兵場	台北州宜蘭郡宜蘭街			建 二五、五六四	〃	位置不適當。移転。	

名 称	所 在 地	敷地 坪数	整理すべ き坪数	摘 要
23 台中衛戍地諸部隊用宿舍 一、二号および同予定地	台中市千城町、末広町	建 四〇、七四九 建 一、一三三	相当面積 広すぎる。	
24 埔里予備兵營	台中州能高郡埔里街	建 二〇、七四二 建 三、四二一	一 部	
25 埔里小銃射撃場	同 所	五、七九三	全 部	
26 埔里憲兵分遣所	同 所	建 一、三九九 建 四、四六六	相当面積	
27 台南衛戍地諸部隊用宿舍 および同建築予定地	台南市旭町ほか数カ町	建 三、一五二 建 四、三八〇	大部分閑地。	
28 經理部派出所倉庫および 諸部隊用宿舍	台南市宝町ほか二カ町	建 九三三	全 部 存置不要。	
29 鳳山演習場	高雄州鳳山郡鳳山街	一、九六八	全 部	
30 恒春予備兵營	高雄州恒春郡恒春庄	一、九一五	一 部	

海軍省所管				
(關東州)				
1 旅順東郷町、三笠町宿舍	旅順市東郷町、三笠町	建 二〇、六四四 建 三、二一七	三、五〇〇 ほかに満鉄その他の使用地は雑種 財産に編入。	
2 同 松島町宿舍	旅順市松島町	建 一、四一八 建 一、〇八一	六、〇〇〇 同 右。	
3 同 土屋町宿舍	旅順市土屋町	建 一、〇一一 建 六五	全 部 民間使用地。雑種財産に編入。	
4 同 高千穂町宿舍	旅順市高千穂町	建 六四	不 用地。	

5 旅順富士町宿舍	旅順市富士町	三五二	全 部 民間使用地。雑種財産に編入。	
6 譚家屯防禦区	關東州老虎灘会譚家屯	一四、一〇〇	五、〇〇〇 同 右。	
7 石槽村防禦区	關東州老虎灘石槽屯	一五八、九五〇	四〇、三二二 同 右。	
8 旅順防禦区	旅順市	建 二〇六、四七四 建 七、七九五	相当面積 同 右。	
9 汐見崎防禦区	旅順市	七、四三四	七、六三三 同 右。	
10 新市街射的場	旅順市	建 三三〇、四三〇 建 三、六	大部分雑種財産に編入。	
11 魚雷營防禦区	關東州方家屯会老虎尾屯	建 三、四一、一三九 建 三、二五	民間使用地。雑種財産に編入。	
12 鷗窩棚防禦区	關東州方家屯会三家屯	六五、二四九	全 部 同 右。	
13 老虎尾防禦区	關東州方家屯会老虎屯	七、六九八 建 二、六五	同 右。	
14 三里橋葬儀場	關東州水師營会三里橋屯	建 四、八八六 建 四〇	四、六六六 同 右。	
(台 湾)				
15 烏松庄防禦区	高雄州鳳山郡烏松庄	三六、三五五	大部分 民間使用地。雑種財産に編入。	
16 岑雅寮防禦区	高雄市岑雅寮	二八四、一九五	市街地に接し民業の發展を阻害 することがある場合には有効に使用 する必要ある雑種財産として存置。 しうるよう雑種財産として存置。	
17 東港防禦区	高雄州東港郡東港街	二、六二七	全 部 廢止。	
18 枋寮防禦区	高雄州潮州郡枋寮庄	一、〇三〇	雑種財産に編入。	
19 蘇澳防禦区	台北州蘇澳郡蘇澳庄	一七、一六二	同 右。	

(イ) 第八国有財産整理案の概要

第八国有財産整理案は、昭和五年七、八月に実地調査をした結果に基いて、比較的主要と認められる樺太の公用財産について、昭和七年三月閣議決定をみた。

本案に基き確定された整理土地面積十三万七千坪のうち、十三万四千坪は陸軍省所管で、豊原守備隊三万三千坪、豊原衛戍病院一万坪、豊原守備隊宿舍二万七千坪、大泊守備隊一万四千坪、大泊練兵場一万七千坪等、全然使用していないものがおもな整理対象であった。ほかは、海軍省、司法省所管のもの若干であった。

なお、樺太には、文部省所管として各国立大学が膨大な演習林を有していた。すなわち、

- 東京帝国大学 六二、二六五千坪
- 京都帝国大学 三五、一四五〃
- 九州帝国大学 六一、五一六〃
- 北海道帝国大学 五九、七〇一〃

右の各大学演習林については、樺太以外に存する演習林と一括して、別途に適當な整理方法を講ずることとしていた。

本整理案のなかで、海軍省所管の大泊燃料貯炭地の整理案に関して、左近次政三（海軍次官）委員は、第十六回国有財産調査会において、

「（前略）将来此地点は此方面に行動致します艦船の燃料補給地又は測量艇の收容地、或は又飛行機の寄地と云ふやうな最も重要な職務の為に使用致す積りで居るのであります（後略）。」

と述べて、「全然之を使用せず」という整理理由が事実に反する旨異議を述べ、ほとんど例年、行動艦船が炭水の補給をしている実状を説明した。

(1) 昭和六年十二月二十四日『国有財産調査会第十六回議事録』（大蔵省『昭和財政史資料』五の七八）による。

第八国有財産整理案一覧表

名	称	所	在	地	現敷地並に建物坪数	整理すべき敷地坪数	摘	要
陸軍省所管								
1	豊原守備隊	樺太豊原郡豊原町			建 三、三〇〇 一〇、六〇〇	全	部	現に使用せず。
2	豊原衛戍病院	同 所			建 一、七〇八 一、七〇八	〃	同 右。	
3	豊原憲兵屯所	同 所			建 一、一三三	〃	同 右。	
4	豊原守備隊宿舍	同 所			建 二七、二五九 一、四〇八	一	部	聯隊司令部支部設置のため必要に区域を除く。官庁学校等のために必要部分は関係官庁の協議によって決める。
5	大泊守備隊	樺太大泊郡大泊町、初音町			建 一四、四〇〇 一、八三三	全	部	現に使用せず。
6	豊原衛戍病院大泊分院	同 所			建 七、二二三 四、〇〇六	〃	同 右。	
7	大泊守備隊宿舍	同 所			建 四、三三二 二、七四	〃	同 右。	

名 称	所 在 地	現敷地 建物坪数	整理すべ 敷地面積	摘 要
8 大泊守備隊障物	樺太大泊郡大泊町、初音町	一六六	全	部現に使用せず。
9 大泊練兵場	同 所	一七、五〇	〃	同 右。
10 大泊射撃場	同 所	五、一〇〇	〃	同 右。
11 大泊憲兵分屯所、宿舍	樺太大泊町、本町大通	二五、四〇	〃	同 右。
12 内路守備隊	樺太敷香郡内路村	九、八〇〇	〃	同 右。
13 内路無線電信所	同 所	九、四四九 二七	〃	同 右。

海軍省所管				
1 横須賀鎮守府大泊燃料貯蔵場	樺太大泊郡大泊町、船見町 樺太楠溪町	建 二、〇〇三 一、八〇四 二二	相当面積	一カ所に合併し縮小整理。

司法省所管				
1 樺太地方裁判所ほか	樺太豊原郡豊原町	建 三、六〇〇 八〇〇	三〇〇全然不用の部分。	
2 真岡刑務支所	樺太真岡郡真岡町	建 一、三六九 五三	一、二八九不用地。	

文部省所管				
1 東京帝国大学演習林(一)	樺太栄浜郡栄浜村	建 一七、七三九 一四三	別途適当な整理方法を講ずる。	
2 同 右 (二)	同 所	建 六三、四七五 八〇		
3 京都帝国大学演習林	樺太敷香郡泊岸村	三三、一四五、〇〇〇		
4 九州帝国大学演習林事務所	樺太敷香郡内路村	建 一、〇七九 元		
5 同大学演習林	樺太敷香郡敷香村	六二、五二五、〇〇〇		
6 北海道帝国大学樺太演習林事務所	樺太久春内郡三浜村	建 一、二九六 六二		
7 同大学樺太演習林	同 所	五三、九〇〇、〇〇〇		

5 内地公共用財産の整理案

(イ) 第九国有財産整理案の概要

第九以降最終の第十三に至る整理案は、内地全域の公共用財産、すなわち、公共の用に供される財産、たとえば道路、河川、港湾、橋梁、池塘、公園等、なかんずく、公園について立てられた。

その皮切りとしての第九整理案は、岐阜、三重、大阪、兵庫、和歌山、京都、滋賀、東京、神奈川、埼玉、茨城、栃木、宮城、新潟の各府県および北海道所在分について、昭和五年七月―九月に実地調査（実査担当委員、貴族院議員藤田四郎、会計検査院部長河野秀男、貴族院議員池田長康、衆議院議員高木正年、貴族院議員奥平昌恭、衆議院議員菅

原伝)の結果に基いて、昭和七年三月、最終案が閣議の決定を得た。

整理の対象となったものは、財産の性質上、内務省所管のものならびに大蔵省所管のもの、なかんずく前者が大部分を占め、第九整理案全面積二十九万七千坪中、二十四万四千坪に上った。次の表に見るとおり、本来国有地たる公園敷地で、個人や会社の住宅、別荘、商店、料理店等の用地として、民間に低廉な価格で貸付されているものがきわめて多かったのである。また、海浜地や琵琶湖畔をはじめ沼畔地、堤塘地等の公用地において、長年の間に自然的あるいは埋立干拓などの人為的变化を生じて、個人や会社が、無断で、または許可を得て私的に利用している部分がはなはだ多かった。しかも貸付料は無償か、さもなくば近隣類似地と比較して割安の条件の個所が各地にみられたのである。

第九回以降の整理案は、このような公共用財産の現状を調査し、不用不使用の部分、特に前述の民間に貸し付けてある部分を雑種財産として整理すべく、大蔵省に引き継ぐべき案を提示している場合が大半を占めている。

国有財産調査会議事録¹⁾によると、北海道所在の国有財産のうち、豊平川堤防敷地一万二千余坪ほか十件について、実査委員の報告に対し、内務省は「多年の懸案に関係する所あり、又種々複雑なる事項を包含するを以て更に研究の上意見を決することと致したし」との理由により反対したので、特別委員の中から小委員を設けて審議を継続し、若干の変更を加えることとなった。また、新潟県北蒲原郡松ヶ崎浜村所在公共物揚場および同県同郡濁川村所在廃川敷地について、実査委員と内務省との意見の一致を見るに至らず、保留となった。

(1) 昭和六年十二月二十四日、前掲第十六回議事録、青木特別委員長の報告による。

なお、整理案の文面中「単に整理すべきものと認む」とあるのは、すべて雑種財産に編入して大蔵省に引き継ぐことを意味する。ただし、樺太には大蔵省の地方庁がないから、関係官庁の間で協議の上、陸軍省か、樺太庁かにその実施を担当せしめることにした(前掲議事録、太田幹事長の説明による)。

第九国有財産整理案一覧表

件名	所在地	現状	整理意見
内務省所管			
1 養老公園	岐阜県養老郡養老村	国有地を岐阜県に無償供用中のもの。二十三万四千坪のうち、旅館、料理店、商店等として六千坪を、果樹園用として六千坪を個人または会社に使用を許可している。	建設未着手のものは使用許可を取り消す。特に、個人の別荘に使用しているもの。果樹園は除斥整理する。
2 元堤塘敷	岐阜県海津郡下	四万坪のうち、宅地、田畑用等として私人に使用を許可したもの一万七千坪。	使用許可分の整理。
3 附寄州	三重県安濃郡新町ほか一カ村	六千四百六十坪のうち、約六千坪を低廉な使用料で三重人造絹糸会社その他に使用を許可し、さらに転貸されている。	治水上妨げのないかぎり雑種財産として整理。
4 堤塘敷(現況宅地)	三重県安濃郡安東村ほか	旧藤堂藩当時から安濃川出水に備えてきたもの。県職員用として県営住宅を建てている。	堤塘敷として必要部分を除き雑種財産として整理。

件名	所在地	現 状	整 理 意 見
5 大 浜 公 園	大阪府堺市	国有地を同市に無償供用中のもの。五万五千坪のうち、住宅、料理店用として一万八千坪を使用許可している。	内務省において昭和三年来整理計画となるも、公園として不要存置部分をすみやかに除斥整理。
6 大浜海岸通海浜地	大阪府堺市	六千坪。	全部を存置する要がない。高潮時を考慮した必要部分を除き整理。
7 夙川河岸地	兵庫県西宮市ほか	二万五千坪。西宮市において民間に使用許可した部分、無願で宅地として使用中の部分が多い。	必要部分を除き、全部整理。
8 蘆屋川沿岸地	兵庫県武庫郡精道村	一万八千坪。目下河川改修中で、一部はすでに雑種財産として整理済。	整理続行のこと。
9 苅藻島所在寄州	神戸市西尻池	二千六百坪。現に公共の用に供されていない。	全部整理。
10 西宮港附近海浜地	兵庫県西宮市	一万三千坪。長年無願で漁業組合および個人が建物をたてている部分が多い。	同上部分整理。
11 風潮除林および海浜地	和歌山県日高郡和田村、松原村	五十万坪のうち、県が村および村民用として三十六万五千坪を使用許可。	一部を除き整理。
12 和 歌 公 園	和歌山県海草郡和歌浦町	十六万六千坪。明治三十年ごろから、和歌山県に国有地を無償供用中のもの。住宅・花園・商店・旅館・料理店用として多くを使用許可中。	同上部分の大半を整理。

13 風潮除林および海浜地	和歌山県海草郡湊村紀ノ川口	五万九千坪。県において地元村に四万坪、工場、住宅用として個人に千坪を使用許可し、無願または不当に七百坪が使用されている。	河川改修ならびに築港計画に必要部分を除き整理。
14 巨 棕 池	京都府久世郡槇島村ほか四カ村	最深の所で二間くらいで、沿岸一帯を地元主や小作人が毎年少しづつ無願埋立をして耕作中。総面積が約六万坪ある。このうち、府において貸付の手続をなしたものの四万坪に上る。	耕地となった部分は雑種財産として整理。
15 琵琶湖沿岸地	滋賀県野州郡北里村ほか	三十万坪。年々徐々に無願埋立をして、耕地、宅地として使用中の部分が多く、うち、県において貸付の手続をしたものだけで八万坪に上る。全沿岸にわたり同一状況のものが多い。	雑種財産として整理。上述は一例にすぎず、全沿岸にわたり精査の上、同一処置をとること。
16 元河敷(現在雑種地)	東京府北多摩郡調布町	多摩川堤の荒地九千七百坪。	大部分を整理。
17 海 岸 砂 地	神奈川県足柄下郡早川村	二千坪のうち、個人が許可、無断をあわせ使用中の部分約七百五十坪あり。	同上の整理。ただし、道路改修に必要な部分を除く。
18 旧小田原城外廓土手敷	神奈川県足柄下郡小田原町	千七百余坪。隣接宅地の一部として使用されている。	保存を要する部分を除き整理。
19 海 岸 砂 地	神奈川県中郡平塚町、大磯町	一万五千坪。近隣民有地と同一状況にある原野をなしている。	全部整理。ただし、河身変更のため民有地が河川敷となった部分を交換整理する。

件名	所在地	現状	整理意見
20 元池沼 (現在砂地)	神奈川県三浦郡久里浜村、浦賀町	七万五千坪。平作川川口に沿う丘陵に取り囲まれた低湿地。	約一万五千坪を整理。
21 伊佐沼	埼玉県入間郡芳野村	土地十二万四千坪。土地台帳によれば官有溜池で、伊佐沼村は二村の合併による。各地先をもつて自然権を認め、漁業や蓮根採取を行って自然権を認め、蔬菜地と同等の所を生じている部分が多く、使用高低の所が生じている。使用する者が激増している。	北部約十五町歩は耕地に適し水利に利用する要がないから、県営治水工事に必要な部分を除き、雑種財産として大蔵省に引き継ぐ。
22 宇都宮公園	栃木県宇都宮市馬場町	三百七十五坪。元藩主戸田氏の居城。明治六年開園時の面積は一万坪であった。が、明治三十五年、うち九千八百坪を二荒神社敷地として分割した。八百坪を西側、二百五十坪は大半民家が、建設されている。その他の土地は露店等に使用されている。	同上部分を雑種財産として整理。
23 桜ヶ岡公園	仙台市本柳町	九千三百坪。明治八年旧藩邸を公園地とした。明治二十三年官有地のまま仙台市に管理を移した。同年市は公堂敷地として、敷地を移した。四坪を県社桜ヶ岡神社敷地として使用している。千坪を県社桜ヶ岡神社敷地として使用している。千坪を県社桜ヶ岡神社敷地として使用している。千坪を県社桜ヶ岡神社敷地として使用している。	小学校敷地として使用している部分は、全然公園の用に供されないから、雑種財産として大蔵省に引き継ぐ。
24 元函館築港工場敷地	函館市海岸通	千坪。築港の際、工事用地として使用した跡地。うち、五百坪は、市が建設した倉庫敷地として、函館海産同業組合に貸付けている。	すべて雑種財産として大蔵省に引き継ぐ。

25 元河川敷地、土砂捨場その他	新潟県西蒲原郡国村、上村、三島郡寺泊村	約十一万八千坪。明治四十二年信濃川分水工事の際、民有地を買収したものであるが、工事終了後は不用地。	約一万五千坪を保留し、他はすべて雑種財産として大蔵省に引き継ぐ。
------------------	---------------------	---	----------------------------------

大蔵省所管			
1 緑町公園	東京市本所区緑町	六千四百余坪。国有地を東京市へ無償供用したもの。約七百坪を除き大半個人の住宅敷地として使用を許可され、全く市街地を形成している。	公園の用に供しない部分を還付させる。
2 下谷公園	東京市下谷区竹町	一万六千余坪(実測二万五千坪)。国有地を市へ無償供用したもの。九千四百余坪を小学校敷地として使用している。千三百余坪を小学校敷地として使用している。	公園の目的外使用の部分を還付させる。
3 麴町公園	東京市麴町区永田町	九千余坪。国有地を市に無償供用したもののうち九百坪は個人建物敷地として使用を許可している。	使用許可地のうち約九百坪を除斥還付させる。日枝神社に供用中の部分は公用財産に編入するのが適當。
4 湯島公園	東京市本郷区湯島梅園町	二千六百余坪。国有地を市に無償供用したものの約三百坪を個人建物敷地として使用を許可している。	使用許可地を除斥還付させる。湯島神社敷地は公用財産に編入するのが適當と認める。
5 日比谷公園	東京市麴町区日比谷山下町	約五万五千坪(実測四万六千坪)。一部を除き国有地を市に無償供用したもの。(1)三百余坪を個人に料理店・喫茶店用として使用許可。(2)市政会館敷地千二百坪のうち貸事務所敷地として若干坪使用。	(1)は一種の公園附属施設と認め、(2)は除斥整理。

件名	所在地	現状	整理意見
芝公園	東京市芝区芝公園地	元増上寺領が明治六年東京府公園となつた。十五万余坪で、うち、 国有地 一三、七五坪 通省、学校用地として 四、三九〇坪 鉄道省用地として 一、九二〇坪 東京市が個人に転貸した土地 二六、六八〇坪 公園施設地、道路敷 二〇、九四三坪 民有地 六、〇四三坪 市有地 三、四三二坪 増上寺所有地 五、六七〇坪 徳川家墓地 二〇、三九六坪 二、三三五坪	官公署、学校、料理店等公園目的外に使用の面積二万三千余坪のうち、整理要地三万千余坪。

陸軍省所管 1 旭川衛戍病院層 雲峡分院	北海道石狩国上川郡上川村	二万余坪。建物百九十坪に比し広すぎる。	必要部分を除き将来適当に整理。
----------------------------	--------------	---------------------	-----------------

なお、国有財産たる公園地ならびにその目的外使用状況について、昭和二年六月、營繕管財局において調査した結果は次のとおりであった。

雑種財産たる公園にして大蔵省が引受済のもの、東京日比谷公園以下五十六カ所、敷地総面積八十八万四千坪のなかで、目的外使用面積七万四千坪、約九％であった。そのうち、貸付料を取っている部分は六万八千坪であつて、他は無償貸付地であつた。貸付料年額二十三万七千円、坪当り平均三円五十銭であつた。

引継未済のものがなお六十四カ所、敷地総面積百四十九万五千坪あり、十二万一千坪、約八％が目的外使用地であつた。そのうち、貸付料を取っている部分は十萬四千坪で、他は無償貸付地であつた。貸付料年額十二万六千円、坪当り平均一円二十一銭であつた¹⁾。

(1) 大蔵省『昭和財政史資料』(五の七八)。

(四) 第十国有財産整理案の概要

東京、群馬、千葉、茨城、静岡、秋田の各府県について、実査委員、藤田四郎(貴族院議員)、河野秀男(会計検査院部長)、高木正年(衆議院議員)、土屋清三郎(同)により、また、京都、島根、岡山、広島各府県については與平昌恭(貴族院議員)、矢作栄蔵、菅原伝(衆議院議員)により、ともに昭和六年七月―十月にわたり実査が行われた。右実査に基づき整理案が作成され、各省の意見も参酌された上で、第十七回国有財産調査会(昭和八年三月)において、案の審議が進められたが、特に異議は認められなかった。昭和八年三月、閣議決定を得た。

第十国有財産整理案一覧表

件名	所在地	現状	整理意見
内務省所管 1 元堤塘敷	東京市向島区、本所区	約四千坪のうち一部を東京府において民間宅地用に使用を許可している。	護岸用として必要な部分を存置し、他は雑種財産として整理。

件名	所在地	現状	整理意見
2元 海浜地	京都府与謝郡栗田村	六千七百余坪。古くから税外地として地先民有地主等がそれぞれ宅地、耕地、納屋、物置敷地等に無断使用中の部分が多数。	必要部分を除き整理。
3 宮津町地先元海浜地	京都府与謝郡栗田村	約三千坪。大半は古来地先地主において庭園、魚網干場に無断使用している。約二百余坪は宮津町が京都府から無償使用の許可を受け、四十四坪は井上某が年額四十四円の使用料で船舶引上軌条敷地として使用している。	公共用地として必要な部分を除き整理。
4元 海浜地	京都府与謝郡吉津村	五百七十坪。住宅適地なるも、百余坪が個人の無償使用に任せある他、全然利用せず。	必要部分を除き整理すべし。
5元 河原地	高崎市寺尾	二万七千余坪。群馬県において民間に田畑用として貸し付けている。	一部を除き整理。
6元 河川敷	群馬県勢多郡南橋村、群馬郡総社村	約三万坪。利根川流域。県は民間の宅地・畑地として使用を許可している。	治水上必要部分を除き適当に整理。
7 印旛沼土地の内	千葉県印旛郡本野村ほか五カ村	約六万坪。印旛沼の自然陸地を形成した部分。	治水・水利上支障のない部分を除き整理。
8 溜池	茨城県新沼郡上大津村	五万六千余坪のうち、二町四反四畝は荒蕪地の状態にある。	溜池として必要な部分を除き整理。
9 熱海町元用水路敷	静岡県田方郡熱海町	五百余坪、宅地として使用中。	雑種財産として整理。

10 浜名湖岸堤塘敷	静岡県浜名郡舞坂町	二千坪。大部分宅地、畑に使用中。	道路敷として必要な部分を除き整理。
11 海岸空地	静岡県庵原郡袖師村	約一万五千坪。	運河開設計画上必要な部分を除き整理。
12 堤塘敷地	秋田市土手長町	四百坪。旭川の附属堤塘であったが、民間宅地用に使用を許可している。	治水上必要な部分を除き整理。
13 大社町地先海浜地	島根県簸川郡大社町	三万五千余坪。幕末来、少額の料金で住宅・畑地使用許可中、九千余坪。無願使用三千余坪。	同上部分の整理。
14 元陸軍架橋演習場営舎敷地	岡山県赤磐郡石生村	二千七百余坪。元第十師団工兵隊作業場であるが、昭和四年以降、県において民間に畑として貸付中。	治水上必要な部分を除き整理。
15 太田川元堤塘敷地	広島市	約十万五千坪。民間使用地。占用料年額八万数千円、見込価額約三百万円に上っている。	太田川改修工事の進行に伴ない、その都度整理。
16 木野川沿岸堤塘その他敷地	広島県佐伯郡大竹町	一万二千余坪。県は年額千八百余円の使用料をもって大竹町に貸付中。	堤塘として必要な部分を除き整理。
農林省所管 1 林業試験場その他	東京市目黒区および荏原区	敷地―四五、三三八坪、建物―一、四八四坪。	適当に減少整理。

(ハ) 第十一 国有財産整理案と大学演習林整理問題等

昭和九年四月十三日、第十一国有財産整理案は、北海道、神奈川、埼玉、千葉の各県下の公共用財産、寺院敷地（雑種財産）、北海道旧土人保護用地問題、および大学演習林問題について閣議決定をみた。

特に、さきに第一、第三ならびに第八案において決定をみた学校演習林の整理については、特別小委員会を設けて整理することになった。したがって、前回までの演習林整理案は、別に特別小委員会を設けて調査するまで、保留されることになっていた。

第十一国有財産整理案一覧表

名	称	所在地	現敷地坪数 建物坪数	整理すべ 敷地坪数	摘	要
内務省所管						
1	海浜地	神奈川県三浦郡初声村	二、三六九	1,000	存置の要がない。	県において小田和川改修計画に必要とする部分を除き、雑種財産に編入。
2	海浜地	神奈川県三浦郡武山村	六、三三九	大部分	要とする部分を除き、雑種財産に編入。	雑種財産として編入。
3	雑種地	神奈川県三浦郡西浦村	五、一七〇	全部	存置の要がない。	県において境川改修計画に必要とする部分を除き、雑種財産に編入。
4	江ノ島神社境内地	神奈川県三浦郡川口村	五八	〃	存置の要がない。	県において境川改修計画に必要とする部分を除き、雑種財産に編入。
5	境川沿岸地	同所	一〇、七〇五	大部分	要とする部分を除く。	雑種財産として編入。
6	水無瀬川沿岸雑種地	神奈川県中郡秦野町、南秦野村	五、三三七	〃	要とする部分を除く。	雑種財産として編入。

第十一整理案は、神奈川県下の海浜地その他の公共用財産についての整理のほか、次の二つの問題についての

整理を勧告した。

一、北海道旭川市所在の旧土人保護用地譲与の件

二、北海道ならびに埼玉、千葉両県所在の大学演習林についての最終的整理意見
まず、旭川市近文所在旧土人保護用地の処分について述べる。

明治二十七年以来、北海道庁が、旧土人すなわちアイヌ人保護の目的で、アイヌ人に無償貸付している土地は四十二万八千六百坪（約百四十二町歩）あったが、明治三十九年、官有地特別処分規則を適用して、この土地を旭川市に有償貸付し、旭川市は、うち約五十町歩をアイヌ人に無償で貸し付け、他は内地人に有償転貸していた。大正十年の国有財産法施行の直前、内務省は官有地特別処分規則によることを改めて、北海道国有未開地処分法による貸付地とした。国有財産調査会は当然国有財産法の適用を受けるべきものと判断し、雑種財産として大蔵省に引継整理することを勧めたが、内務省はこれに反対した。

昭和七年十月、法定の貸付期限も到来するので、早く解決する必要に迫られていた。
本土地を利用している旧土人たちは本地域全部の譲与を熱望し、本土地の転貸を受けている内地人たちは売却を希望する陳情を再三繰り返していた。開拓当時と比較すれば、状況は大いに変化し、すでに旭川市街地内に入り、地価も騰貴していたのである。

国有財産調査会は、昭和五年八月の北海道所在国有財産調査小委員会の実地調査に基き、第十一整理案中に懸

案解決の要綱を掲げ、立法措置を講ずることを勧告するに至った。同調査会を中心に、大蔵省、内務省、さらに地元の間によりやく意見の一致を見いだしたのである。

旧土人が利用している部分を旧土人に無償下付することには異論がなかったが、内地人に転貸してある部分について、内務省は、北海道国有未開地処分法を適用することの非は認めるが、雑種財産としての整理には反対したこと、前述のとおりである。むしろアイヌ人の共有財産として、これを北海道庁の管理下におき、収益をアイヌ人の福祉増進に向けることを主張した。結局、この主張を入れて、次の要綱が作られたのである。¹⁾

北海道旭川市所在旧土人保護用地処理ニ関スル件

北海道旭川市近文所在旧土人保護用地ノ整理問題ニ関シテハ左記方法ニ依リ之カ解決ヲ為サムトス

記

一、北海道旭川市所在旧土人保護用地処分ニ関シ左記要綱ニヨリ法律ヲ制定スルコト

(イ) 本件土地ヲ旧土人保護ノ目的ヲ以テ特別ノ縁故アル旧土人ニ又ハ旧土人ノ共有財産トシテ無償下付スルコト

(ロ) 前項ノ処分ハ北海道庁長官ニ於テ内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ為スコト

(ハ) 下付シタル土地ニ付テハ北海道旧土人保護法第二条第一項ノ規定ニ準シ所有権ノ制限ヲ為スコト

(ニ) 下付土地ノ所有権取得ニ関シテハ登録税及地方税ヲ課セサルコト

二、右法律制定ノ上ハ左記要綱ニ依リ之カ処理ヲ為スモノトス

(イ) 本地ノ下付ヲ受クヘキモノハ現ニ旭川市カ土地ヲ貸付シツツアル五十戸ヲ標準トス

(ロ) 旧土人各個ニ下付スヘキ土地ノ面積並区域ハ大体現ニ旭川市カ貸付シツツアル現状ニ依リ約一町歩ヲ標準トシ旧土人ノ共有財産トシテ下付スヘキ区域ハ旭川市カ和人ニ貸付シツツアル区域ヲ標準トス

(ハ) 各個人ニ下付スヘキ土地ハ主トシテ農耕ノ用ニ供セシムルコトヲ目的トシ、共有財産トシテ下付スヘキ土地ハ共有者相互ノ利益ノ為ニ適宜北海道庁長官之ヲ管理スルコト

(ニ) 共有財産トシテ旧土人ニ下付スヘキ土地ニ関シテモ現ニ和人ノ受クル権利、利益ハ之ヲ継承承認セシムルコト

(ホ) 本地ノ下付手續ハ北海道庁長官之ヲ定ムルコト

(ヘ) 共有財産ノ管理方法ハ北海道庁長官之ヲ定ムルコト

(1) 大蔵省『昭和財政史資料』(六の二五)による。

右意見に基き、昭和九年三月「旭川市旧土人保護地処分法」(法律第九号)が制定され、同年十一月一日から施行された(勅令第二九七号)。同法によって、現に土人に貸付中の土地約五十町歩は、それぞれ使用中の各戸に譲与し、その他の土地約八十五町歩中、公共用地として残存させる要のあるもの約四町五反を除き、他は土人の共有財産として下付し、北海道庁長官の管理に属せしめることになったのである。ちなみに、旭川市在住旧土人は

六十六戸、人口三百九名であつた。¹⁾

(1) 内務省『旭川市旧土人保護地処分法案資料』による。

旭川市旧土人保護地処分法

第一条 北海道庁長官ハ旧土人保護ノ目的ヲ以テ旭川市ニ貸与シタル同市所在ノ土地ヲ内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ経テ特別ノ緣故アル旧土人ニ单独有財産又ハ共有財産トシテ無償下付スルコトヲ得

第二条 北海道旧土人保護法第二条第一項ノ規定ハ前条ノ規定ニ依リ下付シタル土地ニ付之ヲ準用ス

第三条 第一条ノ規定ニ依ル土地所有権ノ取得ニ関シテハ登録税ヲ課セズ又地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

次に、文部省所管の各帝国大学および各高等農林学校演習林については、国有財産調査会において、大正十年から昭和三年にわたり実地に調査した結果、いずれもその面積が広大に失するから、各一千町歩程度に縮小整理すべしと決議され、それぞれ閣議決定を経たのであるが、文部省は、「演習林の使命に鑑み各演習林の面積は決して過大にあらず」、また「特別会計法の性質上之を整理することを得す」との理由により、整理を実行しなかつた。そこで、国有財産調査会は、昭和五年、樺太所在各帝国大学演習林を実地調査の結果、「樺太に所在する各帝国大学演習林に付ては樺太以外に存する演習林と一括して別途に適當なる整理方法を講すべきものと認む」と決議し、閣議の決定を経た。この整理問題解決のため特に小委員を設け、国有財産調査会実査委員の実査報告その他各種の参考資料等により、慎重審議を行った。その結果、各演習林が学理の研究および学生の演習のため

には、すでに閣議で決定された一千町歩程度をもつて足りるとする国有財産整理案は、大体において妥当と認められるけれども、各演習林は、他面において、いずれも大学及学校図書館資金を構成し、大学及学校図書館資金特別会計の重要な収入源となっている。そして、大正十年実地調査の際は、各演習林において適切な施業計画もなく、ほとんど放置された部分が多かつたが、その後、実地調査の回を重ねるに従い、漸次改善の跡が見られた。

実地調査の所見では、東京、北海道両帝国大学においては、各演習林にそれぞれ相当の施業計画を樹立し、合理的に山林を經營しつつあるから、必ずしもこれを整理する要はないものと認める。ただ、演習林の名称は実体に適合しないから、適當な名称に改め、その經營について適當な施業計画を定め、最善の注意を払うとともに、地元住民の便益をも考慮し、名実相伴はしめるべきである。

なお、学校演習林は一地方に偏在し全国的に普遍でないのみならず、各学校間に公平を欠いている。よつて、政府は、演習林の地理的分配の適正および資金の権衡につき、将来慎重に考慮すべきである。

以上の所見と対策が、第十一整理案において示されたのである。

文部省が各大学演習林存置を必要として、さきの整理案に反対した注目すべき理由の一つは、学校財政上、演習林が学校及図書館資金特別会計の有力な財源となっていることであつた。¹⁾²⁾

(1) 文部省が主張した「各演習林存置を必要とする事由」は、次のとおりである(大蔵省『昭和財政史資料』六の二五)。

(-) 大学の演習林は其の使命に鑑み決して過大にあらず

第十六表 演 習 林 一

学 校 名	地		
	供 用 総 坪 数	同上の内文部 省所管の土地	借 入 土 地
東 京 帝 国 大 学	486,495,229坪 (162,165町歩)	173,516,948坪 (57,839町歩)	312,978,281坪 (104,326町歩)
京 都 帝 国 大 学	298,078,986坪 (99,359町歩)	60,026,231坪 (20,008町歩)	238,052,755坪 (79,350町歩)
九 州 帝 国 大 学	133,879,819坪 (44,626町歩)	62,817,751坪 (20,939町歩)	71,062,068坪 (23,687町歩)
北 海 道 帝 国 大 学	346,975,402坪 (115,658町歩)	276,781,222坪 (92,260町歩)	70,194,180坪 (23,398町歩)
盛岡高等農林学校	2,601,448坪 (867町歩)	2,601,448坪 (867町歩)	0
鹿児島高等農林学校	10,266,439坪 (3,422町歩)	10,266,439坪 (3,422町歩)	0
三重高等農林学校	1,373,588坪 (457町歩)	1,373,588坪 (457町歩)	0
計	1,279,670,911坪 (426,556町歩)	587,383,627坪 (195,794町歩)	692,287,284坪 (230,762町歩)

備考：営繕管財局「文部省所管演習林調」（昭和5年12月17日調）による

五、其 他
的林業の対象たる能はす

大学演習林は其の使命たる学術研究の資材となり学生教授上実験、実習の施設及教材たるのみならず其の経営成績は相当にして決して不経済施設とは認められず
又各演習林は永きは三十七年短きも約十年間の経営により之を法正林に導き既に半は之に到達せるに拘らず今其の一部分を割き取るは其の各部をして孰れも不具ならしむるものなり又演習林の試験は林業試験の特性として数十年に亘つて完結するもの少からず今演習林を整理するは永年の観測を徒勞に帰せしむるものなり
(二)演習林は特別会計法の性質上之を処分することを得ず

覧 (学 校 別)

材 積	土地価額	材積価額	価額合計
石 54,100,417	円 2,162,083	円 8,069,637	円 10,231,720
45,188,422	379,905	7,550,951	7,930,856
19,629,772	335,277	921,384	1,256,661
76,836,272	2,018,044	25,923,970	27,942,014
400,700	73,050	356,490	429,540
359,037	323,820	255,938	579,758
323,544	109,887	175,931	285,818
196,838,164	5,402,066	43,254,301	48,656,367

(大蔵省『昭和財政史資料』6の25)。

各大学は各其の学術上の創意に基き独特の手段方法を以て試験研究を行ふによりて始めて充分に研究及実習の効果を挙げ得へし而して斯の目的を達する為には永年に亘り其の研究を継続するを要するか故に各自演習林を所有する必要あり
四、事業区面積を要する理由
連年保続作業を経営し遂に法正林に導くに足る面積即ち少くとも一事業区を形成し得る面積は林業の単位なり斯くの如き森林にあらされは合理

第一章 昭和初期の国有財産整理
一、演習林の使命

大学演習林は大学の学術的研究の資料となり学生教授上、実験実習の施設及教材となり兼て一般林学上に貢献せむとするものなり

二、各所に必要なる理由

我邦は熱帯より寒帯に亘り樹種林相甚多様なるか為林学の研究及教授上各地に演習林を必要とす

三、一地域に於て各大学が各自に演習林を所有する理由

第十七表 演 習 林 所

学 校 名	内 地 (北海道を除く)	北 海 道	朝 鮮
東京帝国大学	29,114,669坪 (9,704町歩) * 11坪 計 9,704町歩	80,319,925坪 (26,773町歩)	1,787,413坪 (595町歩) * 140,718,270坪 (46,906町歩) 計 47,501町歩
京都帝国大学	15,105坪 (5町歩) * 6,786,355坪 (2,262町歩) 計 2,267町歩	—	6,713坪 (2町歩) * 51,266,400坪 (17,088町歩) 計 17,090町歩
九州帝国大学	1,273,216坪 (424町歩)	—	21,277坪 (7町歩) * 65,026,830坪 (21,675町歩) 計 21,683町歩
北海道帝国大学	1,294,188坪 (431町歩)	215,755,817坪 (71,919町歩)	5,087坪 (2町歩) * 49,656,180坪 (16,552町歩) 計 16,554町歩
盛岡高等農林学校	2,601,448坪 (867町歩)	—	—
鹿児島高等農林学校	10,266,439坪 (3,422町歩)	—	—
三重高等農林学校	1,373,588坪 (457町歩)	—	—
総 計	52,725,019坪 (17,575町歩) 内 借地 * 6,786,366坪 (2,262町歩)	296,075,742坪 (98,691町歩)	308,488,170坪 (102,829町歩) 内 借地 * 306,667,680坪 (102,222町歩)

備考：前掲資料による。* 印の数字は借地を示す。

在 別 一 覧

台 湾	樺 太	計
29,637坪 (9町歩) * 172,260,000坪 (57,420町歩) 計 57,429町歩	62,265,304坪 (20,755町歩)	173,516,948坪 (57,838町歩) * 312,978,281坪 (104,326町歩) 計 162,165町歩
4,563坪 (1町歩) * 180,000,000坪 (60,000町歩) 計 60,001町歩	59,999,850坪 (20,000町歩)	60,026,231坪 (20,009町歩) * 238,052,755坪 (79,351町歩) 計 99,359町歩
579坪 (0.2町歩) * 6,035,238坪 (2,012町歩) 計 2,012町歩	61,522,679坪 (20,507町歩)	62,817,751坪 (20,939町歩) * 71,062,068坪 (23,687町歩) 計 44,626町歩
3,784坪 (1町歩) * 20,538,000町歩 (6,846町歩) 計 6,847町歩	59,722,346坪 (19,907町歩)	276,781,222坪 (92,260町歩) * 70,194,180坪 (23,398町歩) 計 115,658町歩
—	—	2,601,448坪 (867町歩)
—	—	10,266,439坪 (3,422町歩)
—	—	1,373,588坪 (457町歩)
378,871,801坪 (126,290町歩) 内 借地 * 378,833,238坪 (126,277町歩)	243,510,179坪 (81,170町歩)	1,279,670,911坪 (426,556町歩) 内 借地 * 692,287,284坪 (230,762町歩)

第一章 昭和初期の国有財産整理

大学並学校図書館が各々特別会計を立て資金を所有する所以のものは教育事業をして一般会計豫算の影響を蒙ることなく財政上の独立を確保せしめんとするものにして学校より生ずる収入を以て学校経費を支弁し得るに至るを其の究極の目的とす即ち大学、学校及図書館特別会計法が資金の支消を禁し之か増大を図つて廳で政府支出金を要せざるに至る時期を俟つて学校会計の独立を期待するは之か為なり

演習林は此の特別会計の核心とも云ふべき資金を構成するものにして一面演習林本来の目的たる學術研究の資たり又学生生徒の教授上実験実習の施設及教材たるのみならず他方資金の目的たる恒久的収入財源たる点に於て学校資金と

して極めて理想的性能を有するものと謂ふへし

今仮りに現在の演習林か學術研究及学生生徒の実験、実習上必要以上に過大なるものありとするも之を整理して他の種の資金に換ゆることは法律上可能なりと雖演習林か持つ資金としての性能より観る時は大いに考慮を要すべき問題なり況や之を無償にて離権することは現行法上絶対不可能のことに属す若し又法律の改正を以てするも前述特別会計法の根本趣旨を変更せざる限り妥当する処置と云ふことを得ず

(2) 調査会は、昭和六年七月、各帝国大学演習林整理に関し、以下の諸決議案を検討した。(前掲資料による)

第一案

東京、京都、九州及北海道各帝国大学の有する演習林は総面積四十二万一千八百九町歩に上り一ヶ所数万町歩を超えるもの少からす右は演習林として面積広大に失するものと認めらるるを以て各大学一地方に一ヶ所面積一万町歩以下に整理を為し餘積に付ては国に於て森林経営の目的に供するを必要と認めらるるものは夫々当該官庁の管理経営に移さしめ然らざるものは大蔵省所管雜種財産として引継を為さしむるを適當と認む
尚右整理に関し法律改正の必要ありとせば改正の手續を採られんことを望む

第二案

(前文は第一案と同じ) 一カ所面積一万町歩以下に整理を為し餘積に付ては国に於て森林経営の目的に供するを必要と認めらるるものは営林財産として各大学に管理を為さしめ然らざるものは各大学に於て速に処分を為し之を資金化せしむるを適當と認む(以下略)

第三案

東京、京都、九州及北海道各帝国大学の有する演習林の面積は別表に示すか如く一様ならず即ち氣候樹種等の關係上

同一状況に在りと認めらるる地方に於て或る大学は過大の面積を有するものあり或る大学は全然演習林を有せざるものあり又高等農林学校の演習林に付て見るに盛岡、鹿児島及三重の三高等農林学校は演習林を有するも他の農林学校は之を有せず其の演習林を有するものに付ても面積の相違甚しきものあり如此或る学校に於ては必要以上に演習林を所有し他の学校に於ては之を有せざるか如き不公平の狀態は之を改むるを適當とするか故に氣候樹種等の關係上同一状況にある地方に於ては演習林を一ヶ所に定め且つ演習林として適當なる面積を定め各大学及各農林学校に於て共同に使用せしむることとし其他は之を整理するを適當と認む

第四案

各帝国大学各高等農林学校に於て所有する演習林は其の面積概して広大にして演習林として必要なる程度を超えるもの少なからす而して各学校に於て演習林を管理するの目的は学生の演習を目的とするの外尚学校に於て一の事業として森林の経営を為すか如き実狀に在り仍つて此の実狀に鑑み国有財産法上新に学林財産なるものを設け学生の演習と森林の経営とを兼ねて目的とする一種の財産を認むることを適當とす

(二) 第十二国有財産整理案と北海道所在国有財産整理問題

昭和九年四月三日閣議決定の第十二国有財産整理案は、北海道、大阪府、和歌山、埼玉、群馬、千葉、宮城、福島、青森の各県下における公共用財産について作成された。

このうち、北海道所在内務省所管の豊川堤防敷地以下五件は、昭和五年八月実査に基き審議されたものであるが、内務省側に反対意見があったために保留となった。昭和九年十二月の北海道所在国有地の整理に関する小委員会では再審議の後、ようやくここに決議をみるに至ったのである。

第十二国有財産整理案の概要

内務省所管

- 1 豊平川堤防敷地約五千五百坪 雑種財産として全部整理
札幌市豊平。豊平川堤防敷地に供用した土地であるが、築堤工事が完成し、堤防敷地として存置の必要がなくなった。ことに、大正十二年以来私人に使用を許可し、現に宅地、畑および物置場に使用中である。
- 2 旧曉野墓地約二千三百坪 雑種財産として全部整理
札幌市南十条。明治四年設置された札幌市民用の共葬墓地であるが、大正十四年廃止され、公設運動場として札幌市に貸付中である。
- 3 旧堤防敷地三千八百余坪 雑種財産として整理
旭川市近文。大正七年築堤完工により不用に帰している。
- 4 登加鉦泉地のうち千六百坪 雑種財産として整理
胆振国幌別郡登別村。一万二千二百坪のうち、クスリユサンベツ川堤防予定地において家屋および浴場敷地等に貸し付けている部分。
- 5 東川、旭、栄町堤防敷地約一万四千坪 雑種財産として整理
函館市において施行完成した護岸工事敷地であるが、護岸および道路敷地として必要な部分を除き整理。
- 6 大阪市住吉公園のうち六千二百余坪 雑種財産として整理
明治六年一月十五日太政官布告第十六号により、同年八月以来公園として設置された三万八千五百余坪のうち三千三百余坪を、大阪府は、明治二十一年十二月以降南海鉄道株式会社に鉄道用地として使用させている。また明治三十八年以降、茶店や飲食店敷地として使用を許可し、実際は茶店、飲食店以外の商店および個人住宅敷地等に使用させているものが少なくなく、南海鉄道本線以東の部分二千百余坪は純然たる市街地を形成し、さらに西部の一部九百余坪には堅固にして風雅な建築物があつて、あたかも別荘地帯の観を呈するに至っている。これらの地域計六千二百余坪を公園地より除却整理する。
- 7 藻屑川寄洲約二千三百坪 雑種財産として整理
和歌山市内を貫流。明治三十四年五月ころから県において民間に有償貸与し、店舗住宅敷地として使用中。
- 8 島川堤塘敷地約二万五千坪 雑種財産として整理（ただし道路敷地として必要な部分を除く）
埼玉県北埼玉郡大桑村。往昔、利根川の本流が大桑村付近を流れた当時築堤したが、流域の変更により自然廃止の状態となり、現在耕地、宅地に適し、堤塘敷地として存置不要。
- 9 古利根川敷地約一万二千坪 雑種財産として整理（ただし排水路として必要な部分を除く）
群馬県勢多郡南橘村。数十年来廃川状態にあり、養魚地として大部分が使用されている。
- 10 千葉県海浜地約五万坪 雑種財産として整理（ただし県において計画中の道路敷地として必要な部分を除く）

く)

山武郡白里村。九十九里海岸のほぼ中央、幅員約三十間、延長約千六百間。海産物製造場、漁民住宅および倉庫敷地として使用中の部分が多い。

11 同海浜地約三万三千坪 雑種財産として整理

安房郡長尾村。延長約六百間の大部分は付近漁民の海草乾場等に公開されている。

12 同海浜地約六千坪 全部雑種財産として整理

安房郡館山町。(説明略)

13 松川堤塘敷地(福島県信夫郡大笹生村)約四万七千坪のうち、必要部分を除き、

14 北上川元河川敷地(宮城県桃生郡大谷村、鹿又村)約十七万坪のうち、護岸その他治水上必要な部分を除き、

15 土淵川河川敷地(弘前市内)約三千坪のうち、護岸道路の築造計画上必要な部分を除き、

16 平川河川敷地(一)(青森県南津軽郡石川町)約八千坪のうち、平川改修計画上必要な部分を除き、

17 平川河川敷地(二)(青森県南津軽郡石川町)約三万坪のうち、平川改修計画上必要な部分を除き、

18 平川堤塘敷地(青森県南津軽郡蔵館村)六百余坪のうち、護岸工事計画上必要な部分を除き、

以上、いずれも雑種財産として整理

特に紛糾した北海道所在国有地の整理問題の経過について述べると、次のとおりである。

さきに、第一整理案において触れたように、北海道所在国有財産の整理については、意見の一致を見るに至らない懸案が多かったので、特別小委員を設けて審議を継続することにした。昭和五年八月実地調査を重ねた後、昭和七年、八年にわたって三回小委員会を開き、昭和八年十二月、諸懸案のうち、旭川市所在旧土人保護用地処分の件については解決がついて、その結果は第十一整理案中に包含され、閣議の決定をみるに至ったことは、前述のとおりである。

最も異論の多かった問題は、北海道国有未開地処分法の適用範囲をめぐる、内務省、大蔵省間の意見の相違に基くものであった。まず、未開地の解釈について、第一整理案において勧告された同問題の改善策にも反対して、内務省ならびに北海道庁は、未処分地については、現況のいかんにかかわらず、北海道国有未開地処分法を適用すべきものとした。同法第二十一条に「拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合ニ於テハ既に開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト雖本法ニ依リ処分スルコトヲ得」とあるのは、合法的に開墾された土地であっても、未開地と一体整理を必要とする場合には、同法により処分することができるとの意味であり、不法に開墾されたものごときは、当然同法を適用すべきであると主張した。

これに対し、大蔵省は、同法には直接に未開地の意義を規定したものはないけれども、同法第十九条に、未開地が民有となった後、一定期間地租を賦課せずと規定した点および第二十一条の規定からみても、未開地とは、いまだ開墾せられざる土地なりと解すべきである。すでに開墾された土地は、拓殖上または土地整理上必要がある場合であ

つても、該土地が未墾地に介在するとか隣接するというだけの場合には、本法を適用すべきでないと反対した。

第二に、除地の性質について、内務省は、堤防、海浜、湖沼等に沿う除地は、国有未開地の一部を暫定的に区画し、将来公共の用に供するため必要がある場合に備えんとするものであつて、これは、明治三十年七月北海道庁訓令第百六十五号土地調査心得による内部的の処置であり、除地したという一事によって、国有未開地が、その性質を変じて公共用財産となるものではなく、後に至り、公共の用に供するものと決定した時、はじめてその部分が公共用財産となり、もし残部があれば、その部分は依然として国有未開地であるとの見解を示した。

これに対し、大蔵省は、除地は、明治三十六年北海道庁令第三十六号河川取締規則、大正二年同庁令第三十四号堤防敷地特別使用規則および明治三十一年同庁訓令第九号堤防敷地規程などにより、未開地とは全く異なるものであり、公益上支障ない場合に、その使用を許可しうるにすぎないと反対した。除地が公共用財産であることは明らかであり、したがって、その用途を廃止した場合には、大蔵省に引き継ぐのが当然であると主張した。

この問題について、法制局を加えて三者協議を行ったが、それでも解決を見るに至らなかった。昭和六年度決算報告において、会計検査院は、「市街地に介在し店舗もしくは倉庫敷地等として利用されている土地を、北海道国有未開地処分法を適用して処分したのは不当である」と¹⁾批難した。

(1) 卷末資料参照。

政府は、これに対し、議会において、「処分土地の未開地なりや否やの認定は、当局としては、現況の既墾地

たると否とによつてのみ定むべきでなく、拓殖ないし土地整理の必要上から広く解すべきものとして、同法による処分を妥当と認め、多年実行してきたところである。しかしながら、同処分法と国有財産法との関係については相当考究の要ありと認め、調査中である」(要旨)と弁明した。衆議院においては、将来の注意を促すべきものと決議した。翌七年度においても、同様の検査報告と答弁ならびに決議があつた。

昭和九年一月、両省の意見はようやく一致し、協定が成立した。その内容は次のとおりであつた。¹⁾

一、公共用財産及公用財産の用途廃止となりたるもの並市の区域に存する内務省所管の土地は特に協定したるものを除くの外大蔵省に引継ぐこと

二、前項に係る以外の内務省所管の土地は総て国有未開地として取扱ふこと

三、道路、堤防、海浜等の除地は公共用財産に非ざる部分を含むものとして取扱ふこと

除地の跡地に付公共用財産の用途廃止となりたるものなりや否やの区分を決定する必要がある場合に於ては北海道庁長官は札幌税務監督局長に協議すること

(1) 昭和九年十二月十八日、『北海道所在国有地の整理に関する小委員会議事速記録』(大蔵省『昭和財政史資料』六の二五)による。

(六) 第十三国有財産整理案

昭和十年五月から昭和十一年六月に至る実査に基き、昭和十二年十二月閣議決定をみた第十三国有財産整理案

は、和歌山、徳島、石川各県下の公共用財産を対象とした。国有財産調査会の査定による最終、第十三番目の整理勧告である。¹⁾

(1) この全文については、遺憾ながら入手ができない。昭和財政史編集室所蔵資料中には見いだされないし、内閣文庫の閣議決定録を探しても、入手できなかった。

本案は、実査の最終的に残された三県だけの公共用財産を対象するものであり、これを欠いても、国有財産整理計画全体の概要を知る上に大して支障はない。

6 国有財産整理案の意義

これまで、第一から第十三に至る国有財産整理案の概容をみてきたが、これは、大正十年に第一案が決定してから、実に十数年の長期にわたっての成案であった。内地、外地を通ずる広い地域について実地に調査した結果に基づいて作成されたものであって、地味な、忍耐を要する仕事であった。

国有財産の整理は、後述のように、これらの案に示されたすべてが実現されたわけではない。けれども、これらを通観することによって、わが国の国有財産管理の実態を察知することができよう。

整理案の前半、すなわち、公用財産を対象としたプランは、主として陸軍用地の整理がおもな内容であったことを知る。また、朝鮮、台湾、樺太等の植民地所在国有財産についても、中央諸省所管分については、管理の実態を察知することができる。そして、それら植民地に比較的多く国有の土地建物をもっているのは陸軍省ならば

に海軍省であり、したがって、植民地においても、内地以上に軍用地の整理が主眼であった。なお、植民地国有財産については、改めて次章において数量的にとらえることにする。

ところで、前半の内地所在の陸軍軍用地その他の整理は何ほどか実現しえたが、植民地においては、ほとんど具現はしなかった。

国有財産整理案の後半は、内地の公共用財産を対象とした。公共用財産は、原則として内務省の所管であったから、それは内務省と大蔵省との間の問題であった。

この問題を知る上に、たとえば、第六十四議会の決算小委員会における左記の問答は、一つの参考となろう。¹⁾
作田（高太郎）委員「（前略）もう一つは現に吾々の郷里の広島県に於て起きて居る問題でありますけれども、公共団体が持へたものを内務省で所管する、それを又大蔵省に移管されて、大蔵省の雑種財産中に置かれると云ふことになれば、直ぐ叩き売ってしまふ。斯う云ふ形になる為に、此公共団体に於ては死活に関する問題が起きて居ると云ふことがあります。（後略）」

太田（嘉太郎）政府委員「（前略）内務省に於きましては能く御調になって、大蔵省の云ふ通りに、公共の用に供して居らないものと御認めになれば引継になるのでありますが、公共の用に供するものと認められれば引継にならぬのでありまして、其際に於きまして多少其間に意見が違ふ場合もあるかも知れませぬが、段々相談致しまして、話が纏りましたものだけは引継ぎ、話の纏らぬものに付きましては引継ぐことが出来ない訳であります

す。決して内務省の趣意に反して引継をすると云ふことはないであります。(中略)内務省の意見に背き、地元の意見に背いて、さうして強て整理をすると言ふ意思は全然ないのであります。(後略)」

(1) 昭和八年三月十四日、『第六十四回帝国議会衆議院決算小委員会議録』第二回、一一四頁。

こうして、公共用財産の整理案は、大体九〇％達成されたのである。

二 特別整理計画

大蔵省営繕管財局は、国有財産調査委員会の査定に基く整理事業に着手すると同時に、昭和元年度以降全国的に、国の所有に属すべき脱落地の発見と、雑種財産として大蔵省に引継洩の土地の地押調査を、特別計画事業として開始した。その結果に基き、台帳登載、種目変更を行うとともに、換価処分を推進したのである。

特別計画事業施行のプランは次のとおりであった。すちなわ、第一期(昭和元々三年)は試験的にすぎなかったが、第二期(昭和四々六年)、第三期(昭和七々一一年)に主力を注いで、全国的に実施し、第四期(昭和一二一六年三月)において残りの地方に及ぶ順序であった。

地押調査、実測調査、製図作成ならびに売払事務を行うにあたっては、各税務監督局は、各府県土木課長等を国有財産事務嘱託員に委嘱するなどの方法によって、地方庁との協調を図るとともに、人件費の節約に努めた。

調査対象地域としては、もともと脱落地が多く存在するとみられる山間へき地に重きをおいたが、また、たと

特別整理事業施行計画

期	第一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
時 期	昭 和 元 々 三 年	昭 和 四 々 六 年	昭 和 七 々 一 一 年	昭 和 一 二 一 六 年 三 月
地 域	山形県	東京府各市および東京市 隣接郡部、大阪、兵庫、 北海道、福島、秋田、静 岡、広島、熊本、宮崎	東京府下郡部、京都、和 歌山、滋賀、北海道、宮 城、岩手、青森、新潟、 三重、山口、岡山、愛媛、 福岡、大分	埼玉、群馬、栃木、茨城、 山梨、富山、石川、福井、 奈良、香川、徳島、高知、 北海道、愛知、長野、岐 阜、鳥取、島根、佐賀、 長崎、鹿児島、沖縄

えば、愛知県下のように、海岸線が長く、他面諸工業が興隆し、工場の新設、道路・水路の改廃、河川の改修、港湾の新築などにより、人為的に、また自然的に地形の激変した個所に引継洩地が多く存することを予見して、実施を進めた。

第一期計画である昭和元々三年度の山形県下の調査は初めてのことであり、所期の成果を十分にあげなかった。

第二期特別調査は、表に見るように、昭和四々六年度間に関西、東北、九州、北海道、東京など、ほとんど全国的に行われたが、昭和十一年十月までに脱落地ならびに引継洩地の発見されたもの、

筆 数 一三〇、六一一筆

面 積 三三、二〇六、四一九坪

を数えた。なお、その換価処分額は七百七十二万三千円であった。

第三期特別調査として、昭和七年度以降五カ年計画をもって、国有脱落地および引継洩地の調査整理を施行した。調査地域は、京都、和歌山、滋賀、宮城、岩手、青森、新潟、三重、山口、岡山、愛媛、福岡、大分の各府県および東京税務監督局管内の東京府西、南、北多摩の三郡ならびに神奈川、千葉両県のうち市部を除いた各郡、北海道における各郡部および接続町村にわたった。

その実績は次のとおりであった。

筆数	一六二、八三二筆	発見の結果、新規登録
数量	二六、九九七、一七四坪	
売払処分額	五、〇一〇、七九三円	(昭和十一年一〇月末)

第四期計画は、昭和十二年以降五カ年の予定で、別表のとおり、奈良、香川両県下その他について行われた。その見込実績は次のとおりであった。

筆数	二八七、九二四筆
数量	八四、八〇三、九七〇坪
処分見込価格	一一、五〇〇、〇〇〇円

昭和十年四月、全国税務監督局長会議において、津島管轄管財局長官は、特別計画事業について次のような説

明¹⁾をしている。これによって、特別計画事業の進行状況を知ることができる。

「此の際特に申上げ度いのは特別計画事務促進に関する件であります。此の事務は御承知の通り非常に煩雑にして地方的利害とも密接なる関係を有するのみならず昨年度に於ては特別計画施行地域中風水害、旱害、冷害等の災厄を蒙れる地方もあり本事務の遂行は極めて困難であつたことと察せられますが、諸君の御盡力に依り本計画に係る昨年度の収入は約百五十万円に達する見込でありまして大体に於て良好なる成績を挙ぐることを得た次第であります。尚第三期特別計画は其の実施以来三箇年を経過し昭和十一年度を以て終了する豫定であります。其の成績の如何は国有財産整理資金の充実に大なる関係を有するのみならず昭和十二年度以降に於て第四期特別計画を施行せんとする場合の有力なる参考となるべきものであります。」

(1) 『国有財産ニ関スル税務監督局長会議要録』(大蔵省『昭和財政史資料』三の二七)による。

特別計画により、台帳に登録済の重要財産(台帳価格一万元以上)は、昭和十一年四月一日現在において、筆数五百九筆、面積四百七十七万三千坪、価格五千九百七十四万九千円、その売払見込価格は五千八百七十万一千円であつた(第十八表)。

三 整理実施の経過

国有財産の整理には、二つの段階がある。その第一は、各省庁から大蔵省への引継—引受である。大蔵省所管

の雑種財産への組換である。第二は、大蔵省がこれを換価処分する仕事である。

第一は対内的整理であり、第二は対外的整理である。対外的整理の過程を経て、はじめて整理の実が上がる。第一の段階でも、第二の過程でも、いろいろの困難が伴って、必ずしも円滑ではなかった。たとえば、国有財産調査会の査定によって引受の方針が決定しても、各省庁で早急に引継をしない場合もあった。資金化の過程は経済界の変動に左右されるわけで、昭和六、七年前後の数年間は、特に不動産売買の一般的沈滞期でもあった

から、売却処分は容易に進まなかった。また、無償貸付中の土地の場合は、所有権よりも借地権が強いから、所有主としての国は不利な立場に立つわけで、困難が多かった。

第二の段階における整理の実施過程は、次項国有財産整理資金の運営状況を通じてとらえることにして、ここでは、主として第一の段階における進行状況をみる。

まず、国有財産調査会査定の整理案に基いて、関係各省協議の上、最終的に整理すべきものと決定した土

第十八表 特別計画による台帳登録済重要財産集計表（台帳価額一万円以上）（昭和11年4月1日現在）

税務監督局 監督名	台帳登録			見込 価額
	筆数	数量	価格	
東京	248	千坪 1,943	千円 48,089	千円 46,959
大阪	221	954	10,172	10,061
札幌	14	1,814	374	464
仙台	—	—	—	—
名古屋	9	18	386	317
広島	5	27	150	175
熊本	12	18	579	726
計	509	4,774	59,749	58,701

備考：大蔵省『昭和財政史資料』(8の19)による。
営繕管財局調。単位未満四捨五入。

地面積は、第十九表のとおりであった。第十一〜十三整理案を通ずる面積について、資料の関係で、一応第十案までの整理すべき総面積を見ると、一億四千七百万坪に上った。そのうち、一億二千八百万坪は第一整理案によるものであった。また、各省別に見ると、陸軍省所管が一億七百万坪の多きに上っている。陸軍省所管の土地処分が最も問題であったことは、次の説明によっても明らかである。

「整理の問題の最も起りますのは言ふ迄もなく土地の問題でありまして、其中陸軍省の方に於きまして、最も沢山土地を持って居りまして、二十一万八千百十五町歩持って居ります。其価額は四億九千九百餘万円に上って居るのであります。農林省の方は是は沢山持つて居りますけれども、是は森林の方の経営に属するものでありますから、農林省の方の土地を払下げると云ふことよりも、陸軍省の方の土地払下と云ふことが、最も問題になって居るやうな訳であります。土地だけから申しますと、農林省は森林を持って居りますから、最も多い方でありまして、農林省所管の営林財産、詰り森林が四百二十四万三千四百七十六町歩でございまして、其価額は二億九千四百六十五万四千餘円であります。」¹⁾（傍点筆者）

(1) 昭和四年三月一日、衆議院決算小委員会における太田政府委員の説明（『第五十六回帝国議会衆議院決算小委員会議録』第一回、三頁）。

雑種財産の整理、すなわち対内的、対外的整理実施の過程を通じて苦心した実情を、昭和十一年六月の税務監督局長会議の資料によってみよう。

第十九表 国有財産整理案により

所管別	公 用 財					
	内 地					外
	第 1 整理案	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6
内 務 省	62,346	28,027	476	44,306	6,488	—
大 蔵 省	97,296	4,926	13,173	5,918 (949,486)	500	—
陸 軍 省	96,711,415	3,441,194	4,045,200	948,626	209,508	225,463
海 軍 省	659,211	14,603	7,386	1,168	—	2,737,575
司 法 省	18,043,968	167,232	25,359	43,818	21,141	—
文 部 省	10,554,517	—	—	—	—	—
農 林 省	2,185,787	4,209,284	—	954	—	—
鉄 道 省	137,188	—	152,146	—	—	—
逓 信 省	—	5,693	—	1,419	2,679	—
計	128,451,728	7,870,959	4,243,740	1,046,209 (1,047,069)	240,316	2,963,038

備考：営繕管財局『第六十五議会昭和七年度国有財産増減総計算に関する
カッコ内数字は後に変更された量を示す。

「国有財産調査委員会委員に於て実査の結果雑種財産として整理するを相当と認め既に閣議決定に係る分に対しては速かに引継手続を履行せしむる様通達方を取計はれ度し」²⁾
と名古屋税務監督局が提案し、その理由として、関係部局に引継方を再三交渉しても、将来の計画等を予想し、引継に応じないものが多いことをあげている。
さらに、熊本税務監督局は、「第三期特別計画事務進捗の状況報告」の中で、次のように事務の困難の原因を訴えている。
「(前略)然るに昭和十一年度に於ては土地賃貸価格改訂準備調査等の大事業あるを以て他課より兼務を命するか如きこと

整理すべき土地面積

(単位 千坪)

産		公 共 用 財 産					第 1 ～ 第 10 合 計
地		内 地					
第 7	第 8	第 9	第 10	第 11	第 12	第 13	
—	—	244,613 (282,916)	4,581 (22,804)	434,790			390,837
—	—	52,434 (24,919)	—	—			174,247
1,262,703	134,059	—	—	—			106,978,168
942,065	1,804	—	—	—			4,363,812
—	1,386	—	—	—			18,302,904
—	—	—	—	—			10,554,517
—	—	—	360	—			6,396,385
—	—	—	—	—			289,334
—	—	—	—	—			9,791
2,204,768	137,249	297,047 (307,835)	4,941 (23,164)	434,790			147,459,995

参考書類』により作成。

「売払未済財産中重なる財産は大体本年度及明年度に於て処分の見込にして残餘の財産は比較的少額のもの又は貸付中のものに付将来売払処分には多大の努力を要する次第なり就中国有財産法施行前より大阪府、京都府を始め其他公共団体に於て学校敷地、職員宅舎敷地及警察署敷地等として無償使用中に属するもの多く此の坪数二万四千八百餘坪、見込価格百八十万千餘円に達す是等に就ては従来より屢々買受方交渉中なるも買受財源の關係並従来よりの永き慣行に馴れ解決至難の状況に在るも今後は是等の処分に対し鋭意努力せむとす」¹⁾(大阪税務監督局答申)
また、

は到底不可能なるへく思考せらるるのみならず現在処理未済財産の多くは之迄の夫れに比し内容複雑し処理容易ならざるものあり且跛行的景氣は未だ土地の購買力を咬るに至らざるを以て本計画遂行上にも多大の困難を豫想せらる。³⁾(以下略)

(1)、(2)および(3) いずれも、大蔵省『昭和財政史資料』(八の一九)による。

国有財産整理の過程には、以上のような困難があったが、結果としては、かなりの成果をあげたのである。

高橋蔵相は、昭和十年四月の税務監督局長会議の訓示¹⁾においてこの成果を認め、次のように述べている。

「(前略)次に国有財産事務に付きましては従来極めて円満適切に行はれ就中困難なる雜種財産の整理処分も着進捗しつつあることは諸君竝に部下職員一同の努力の結果に外ならぬのでありまして誠に欣快に堪へませぬ。

国有財産に関する事務は中央及地方に多くの関聯を有すると共に又国民經濟の消長により影響を受くること尠からざるものでありますから諸君は國家財政の現状に鑑み今後一層本事務の進捗を図らると共に常に國民經濟の推移に対する注意を怠らず其の適正なる執行に付遺憾なからしめられんことを希望致します。」

なお、昭和六年三月末現在において、無償貸付中の大蔵省所管雜種財産は、全国にわたり次のように多数に上っていた。

東京税務監督局管内 六二、八〇四坪 四、六二〇、六八二円

大阪税務監督局管内	一〇〇、三二四坪	四、二二六、四〇六円
その他	八八、六四〇"	二五〇、二八六"
計	二五一、七六八"	九、〇九七、三七四"

このうち、大部分の土地は、さきに他省所管に属していた間に、その管理者においてそれぞれ貸し付けたものであった。この種の財産に対する国有財産整理の具体化にあたって、昭和七年三月、大蔵省は次のような処分方針を立てて臨んだのであった。

1、公用・公益事業等に供する使用者に、漸次、随意契約をもって売り払う。しかし、使用者が買収に要する資金を調達するに至るまでは、依然貸付を継続する。この場合、無償貸付の期間満了とともに、なるべく有償に改め、若干の貸付料を徴収する。

なぜなら、これらの土地は、おおむね地方団体において公用または公益事業に供するもの、あるいは公益法人において事業に必要な建物の敷地に供するもの等であって、いずれも国が特に保護すべきものと認めて貸し付けたものであるから、通常、使用者は、これを長期間その用途に供する意思をもって、建物その他の施設をしたものと推測される。したがって、たとえその貸付条件中に、国において必要を生じた場合は何時でも返地させる旨を定めたものがあるとしても、国が特にその土地を必要とする具体的事実が生じた場合、または使用者がその用途を廃止する場合のほかは、期限が到来しても貸付契約を更新し、とうていその返還を受けることはできないで

第二十表 昭和四年末国有財産

整理案別 所管別	A 計総面積	第一整理案			第二整理案		
		計画	実施	率	計画	実施	率
内務省	142	62	24	39%	28	19	68%
大蔵省	122	97	86	89%	5	0	4%
陸軍省	104,877	96,711	69,955	72%	3,441	323	9%
海軍省	674	659	546	83%	15	15	100%
司法省	18,302	18,044	15,056	83%	167	13	8%
文部省	459,413	451,571	8,420	2%	1,504	0	0%
農林省	6,396	2,186	2,186	100%	4,209	1,753	42%
逓信省	4	—	—	—	—	—	—
鉄道省	295	137	94	68%	6	0	0%
計	(130,812) 590,224	569,468	96,367	17%	9,375	2,123	27%

備考：1. 大蔵省『昭和財政史資料』（3の28）により作成。
2. カッコ内は保留となった文部省所管分を除いた数を示す。千坪

さて、昭和四年末現在において国有財産（土地）整理実施状況を見ると（第二十表）、計画面積五億九千万余坪に対して、整理実施面積九千九百万坪、その整理進行率一七％ときわめてよくない。この原因は、第一案で提案された文部省所管の学校演習林の整理についての最終的決定が保留となり、未解決のまま、全く手をつけら

貸付条件、用途、その事業の内容等、各種の事項を総合勘案して適當の参酌歩合を定め、これに相當する金額を時価より低減して売払価格を評定することにした。

(1) 雜種財産無償貸付の法律上の性質については、物權たる地上權なりや、債權たる使用貸借なりや等々に論議が多いところであつた（太田嘉太郎『国有財産法講話』七九—一〇九頁参照）。

(土地) 整理進行状況

(単位 千坪)

第三整理案			第四整理案			第五整理案			B 実施 総面積	B A 率
計画	実施	率	計画	実施	率	計画	実施	率		
*	*	17%	44	10	22%	6	0	0%	53	38%
13	0	0	6	1	14	1	0	0	87	72
4,045	169	4	470	349	74	210	33	16	70,828	68
—	—	—	—	—	—	—	—	—	561	83
25	3	12	44	35	79	21	2	12	15,109	83
6,315	0	0	23	0	—	—	—	—	8,420	2
—	—	—	1	0	—	—	—	—	3,939	62
—	—	—	1	0	—	3	0	0	0	0
152	0	0	—	—	—	—	—	—	94	32
10,551	172	2	588	394	67	240	36	15	(90,672) 99,091	(69) 17

未満四捨五入。*印は四捨五入しても單位に満たないものを示す。

あろう。また、貸付中のまま、これを他の者に売り払うようなことも實際に不可能であらう。

2、売払価格については、時価に対し相當の参酌を加える。

無償貸付の法律上の性質は使用貸借に該當するものと認められるから¹⁾、借地法の適用地域内においても、借地権は存在しない。しかし、使用者は今後も事實上長くその土地を使用しうるから、その売払いは、更地と同視することはできない。あたかも借地権に準ずべき特殊の權益を有するものと認めるのが妥當と考えられた。

しかして、借地権の価格は通常更地価格の三割ないし六割程度であるから、無償貸付地を使用者に売り払おうとする場合においては、これを参酌し、最高五割を限度とし、各場合につき、

れなかったことにある。そこで、文部省所管を一応除外して計算すると、計画面積一億三千余万坪に対して、実施済九千余万坪、六九％であった。

計画面積一億三千余万坪のうち、一億四百余万坪は陸軍省所管の演習場、射撃場、その他であって、また、地域的にみると、一億四百余万坪のうち、九千六百余万坪は第一整理案における北海道所在の軍用地であった。こ

第二十一表 整理案別整理進行度調
(昭和9年末現在) (単位 千坪)

整理案別	決年	定次	整理すべき土地面積	整理済面積	B/A	A-B
			A	B	%	
内地・北海道 国有地 植民地 所在地 内地公共地	第1	大正10	128,452	100,344	78	28,108
	第2	大正14	7,871	2,129	26	5,742
	第3	昭和2	4,244	233	5	4,011
	第4	昭和3	1,047	1,002	95	45
	第5	昭和4	240	38	15	202
	第6	昭和5	2,963	0	0	2,963
	第7	昭和6	2,205	115	5	2,090
	第8	昭和7	137	1	0	136
	第9	昭和7	308	279	90	29
	第10	昭和8	23	23	100	—
	第11	昭和9	435	430	98	5
計			147,925	104,593	70	43,332

備考：営繕管財局『第六十七回帝国議会国有財産参考書』による。

第二十二表 国有財産整理案に対する整理進行度
(昭和9年末現在) (単位 千円)

省名	廃止・縮小・移転等により整理すべき土地面積	整理済土地面積	B/A	A-B未整理
	A	B	%	
内務省	882	762	86	120
大蔵省	147	115	71	32
陸軍省	106,979	73,407	68	33,572
海軍省	4,364	589	13	3,775
司法省	18,303	15,133	83	3,170
文部省	10,555	10,555	100	0
農林省	6,396	3,939	61	2,457
逓信省	4	0	0	4
鉄道省	295	94	31	201
計	147,925	104,593	70	43,332

備考：前表に同じ。

の分の実施率七二％、全体として陸軍省用地の進行率は六八％であった。

進行率の悪いのは、内務省の三八％と鉄道省の三二％であって、よいのは海軍、司法両省所管分であった。

次に、五年を経過した昭和九年末について見るに（第二十一表）、計画総面積約一億四千八百万坪に対し、整理済約一億五百万坪、七〇％であった。昭和四年末と比較して計画面積が著しく減少しているのは、大学演習林の整理問題が、当初案を変更して、条件付で大体现状維持の線に落ち着いたからである。すなわち、文部省所管の予定面積は、四億五千九百万坪から千余万坪に著減したわけである。

昭和四年以後、第六から第十一まで、次々と整理案が発表され、計画された。そのうち、第六、八は植民地所在公用地、第九以後は主として内地所在公共用地を対象として、第六、十一にわたる予定面積が、昭和四年当時と比較してふえるとともに、既定案未済分にも若干の変更が加えられて、昭和九年末の計画面積は約一億四千八百万坪となったわけである。

さて、各省所管別に進行状況を見ると（第二十二表）、進行率の最も悪いのは、海軍省所管の一三％である。これは、植民地所在同省所管の整理がほとんど未着手であったからである。鉄道省所管分も、依然として進行しなかった。

地域別に見ると、植民地所在分は、昭和九年末当時においては、整理計画決定以後四年ないし二年を経過しているにもかかわらず、全く行われなかったとみられる。満州事変突発後の政治情勢の変化が、整理を阻止した背

後の原因と考えられる。

内地の公共用地の整理（第九、十一案）は、案が決まってからは順調であったとみられる。困難であったのは、第二、第三および第五整理案の実施であった。すなわち、陸軍用地を主内容とする内地全域の国有地の整理は、整理案決定後、九年ないし四年を経過しているにもかかわらず、二五%ないし五%にとどまっていたのである。

四 国有財産整理資金特別会計の運営状況

前に述べたように、国有財産整理資金特別会計の運営状況において、運営資金がふえることは、それだけ国有財産の実質的整理が進行したこととの反映である。

大正十一年、同会計の設置以来、逐年、収入額は増加した。初年度は百万円に過ぎなかったが、大正十二、十三兩年度は三百万円、同十四年度五百万円、同十五年度八百万円と漸増した。

昭和二年度は千二百万円に達し、同三年度千百万円、四年度九百万円と多額であったが、昭和五年度以降漸減の傾向を示し、同年度六百万円台、六年度、七年度は四百万円台であった。

同会計の収入額の八〇%は土地の売払代であったが、昭和五、六年度ごろ底をついた農村恐慌を伴う一般的な経済界の不況を反映して、不動産の売買は著しく不活発であったから、国有土地の換価も、したがって、容易には進まなかった。政府として、あえて国有財産の廉売を行えば、相当多額の収入をあげることが不可能でな

ったけれども、廉価の売却を急ぐよりは、むしろ売払いを控えて、有利に処分することを得策とする方針をとったのである。¹⁾

(1) 大蔵省『昭和財政史資料』（六の二七）による。

他方、支出面では、国有財産整理資金収入で支弁すべき営繕費中に、継続費として予算の計上してあるものが相当額あり、したがって収支上の不足を生ずるに至った。六年度、七年度、ともに百万円の不足額であった。そこで、不足額補充の方法として、国有財産整理資金特別会計の負担において借入金をなしうる方法が、大蔵省当局において立案された。「営繕費支出ノ為ニスル借入金ニ関スル法律案」¹⁾（昭和八年十月）が起案されたのである。

(1) 前掲資料による。

すなわち、将来売払処分すべき国有財産を見返りとした借入金によって不足額を支弁し、後年度における売払代金をもって支払うという案である。営繕費中、国有財産の整理に必要な営繕費、いわゆる財源提供による営繕費（国有財産整理資金特別会計法第三条によるもの）とその他の営繕費（同法第六条によるもの）とに分けて、借入金によることの不当でないと考えられた理由を次にみよう。

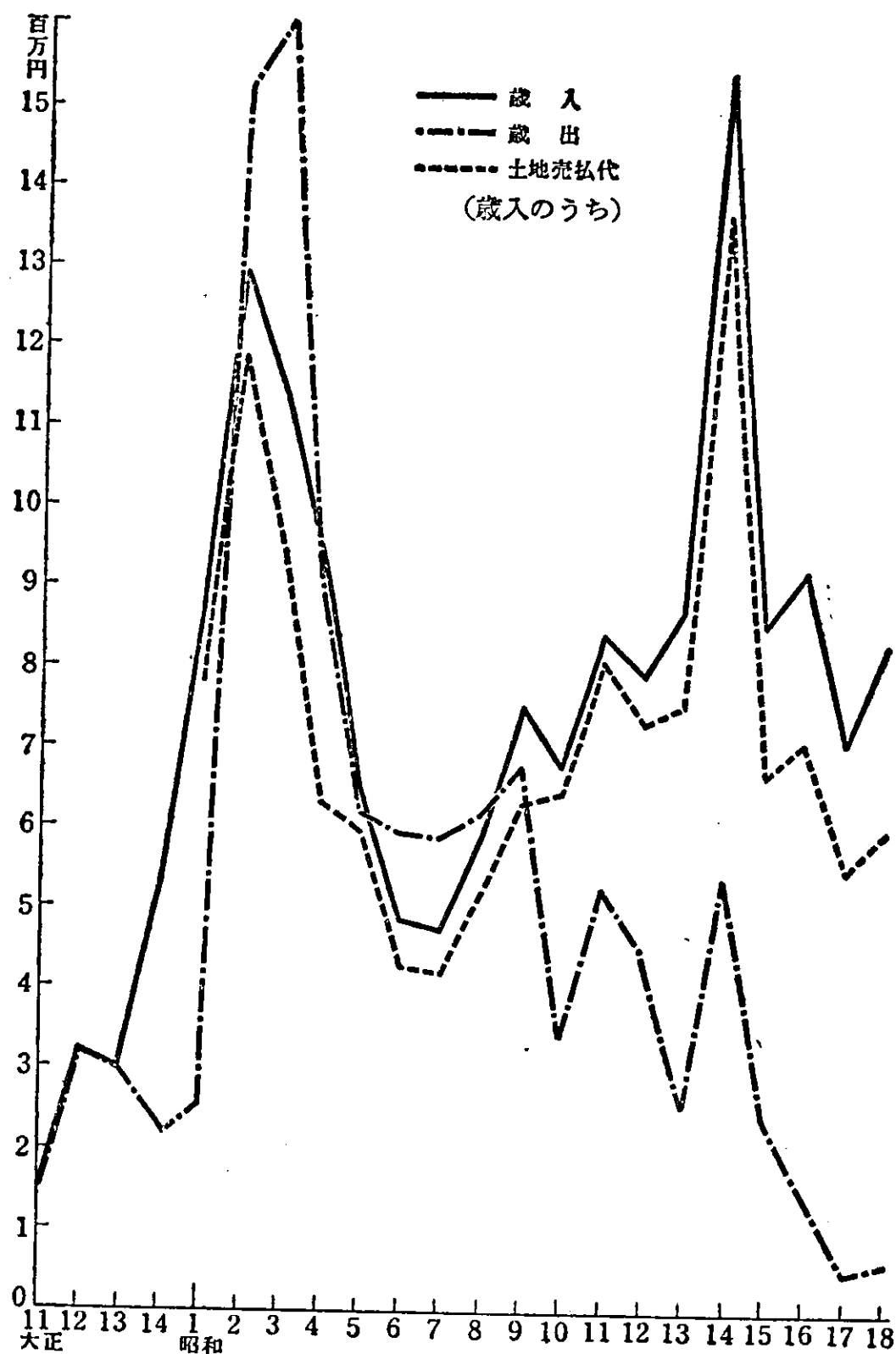
まず、財源提供による営繕費の場合、整理されるべき国有財産の売払収入を財源として工事を施行するのであるから、売払収入が得られるまでの間、他の財産の売払収入をもって立替支弁しなければならない。これは、整理資金が潤沢でなくなれば当然起ることで、この場合、一時的借入れによることは不当でない。

後者は、おもに議院建築費と中央諸官衙建築費である。議院建築はかなり進行しているが、議会において完成促進の希望が強いので、遅くとも昭和十一年度には完工する必要があった。また、中央諸官衙は、庁舎が漸次朽廃しており、これは、大体において震災復旧費の性質を有した。このような理由から、どちらも借入金によることは不当でない。

以上の理由を根拠として、借入金の方途が立案されたのであったが、成立を見るに至らなかった。

結局、資金に不足を生じた場合は、一般会計の剰余金をもって立替払を求めざるを得なかった。一般会計に剰余金のない場合はどうするか、とにかく「何らかの制度を考慮すべき問題」

第四図 国有財産整理資金特別会計歳入歳出比較



であった。

(1) 多田喜一『国有財産制度論』、四五一頁参照。

しかるに、九年度以降、この問題は解消した。国有財産整理資金収入は、毎年度七百万円から九百万円に、十四年度には千五百万円の多額に上った(第四図)。

第二十三表 国有財産整理資金特別会計
歳入歳出額推移 (単位 千円)

		歳入	歳出 (一般会計 臨時部繰入)	差引額	剰余金 (翌年度繰越)
大正	11	1,377	1,377	—	—
	12	3,212	3,212	—	—
	13	3,037	3,012	25	25
	14	5,271	2,202	3,069	3,094
昭和	1	8,801	2,566	6,235	9,329
	2	12,908	15,228	-2,320	7,009
	3	11,372	15,913	-4,541	2,468
	4	9,348	9,102	246	2,714
	5	6,438	6,237	201	2,915
	6	4,869	5,963	-1,094	1,821
	7	4,754	5,820	-1,066	775
	8	5,973	6,198	-225	530
	9	7,521	6,786	735	1,265
	10	6,813	3,470	3,343	4,608
	11	8,459	5,269	3,190	7,798
	12	7,994	4,527	3,467	11,265
	13	8,767	2,313	6,588	17,719
	14	15,413	5,825	9,588	27,306
	15	8,573	2,461	6,111	33,419
	16	9,263	1,404	7,859	41,278
	17	7,143	529	6,614	47,892
	18	8,342	628	7,714	55,606
合 計		165,648	110,102	55,546	

備考：営繕管財局『第八十一回帝国議会に於ける想定質問応答資料』ならびに大蔵省編集『財政金融統計月報』(71)により作成。
単位未満切捨。

他方、歳出は歳入を下回り、戦時に入つて営繕費の繰延べ、節減が行われたことなどのために、同会計は十六年度末四千百万円の黒字となった。

国有財産整理資金特別会計設定以来の歳入歳出総額（第二十三表）は、昭和十六年度末までに、歳入累計総額一億五千万円、歳出累計総額一億八百万円、差引四千万円の黒字であった。歳入の最も多かったのは昭和十四年度の千五百万円、次いで昭和二、三年度の千三百万円、千百万円であった。不足を生じた年度は昭和二、三年度ならびに昭和六、七、八年度であった。次に、国有財産整理資金の歳出の内訳は、昭和十六年度末において第二十四表のとおりであつて、これによつて使途状況を知ることができる。

戦争末期に近づき、行財政事務簡素化の必要から、既存の特別会計をできるだけ整理する方針がとられたが、国有財産整理資金特別会計も、存置の理由比較の薄弱なものの一つとして、昭和十八年度限りで廃止された。

第二十四表 国有財産整理資金の 使途状況(昭和16年度末まで) (単位 千円)		
費局財管繕営	933	% 1
費理整産有国	9,773	9
費築建衙官諸中央	39,645	36
費築建院議	7,723	7
費繕営省各	50,584	46
費他	218	0
計	108,808	100

備考：前掲『想定質問応答資料』による。単位未満切捨。

昭和十八年度末、同会計の終結にあつての剰余金額五千六百二十三万五千円、このうち、六十二万九千円を同年度一般会計へ、三百万円を営繕用品資金特別会計に繰り入れた。残額五千二百六十六千円は翌昭和十九年度の一般会計に繰り入れられた。

(1) 本巻「営繕」編、四二四頁参照。

なお、国有財産整理資金特別会計の制度上の改正はほとんどなかったが、ただ、昭和二年三月法律第十五号をもつて、国有財産整理資金特別会計法についての特例が設けられた。国有財産の整理処分

による収入は、原則として国有財産整理資金特別会計の歳入となる。ただし、その例外として、第一節に述べたとおり、同法第二条但書による他の特別会計、すなわち国有財産を有する特別会計において国有財産を購入する場合、当該特別会計の収入によるべきことを原則とする、いわば国有財産制度上の独立会計がある。たとえば、帝国鉄道特別会計、通信事業特別会計、帝国大学・官立大学・学校及図書館各特別会計等があった。右例外のほかに、昭和二年の特例は、帝都復興事業費をもつて建築し、購入しまたは埋め立てた国有財産で不用に帰したものの売払代金は、帝都復興に要する経費の不足額に充当するため、千九百万円（昭和四年の改正により二千三百万円）に至るまで、これを一般会計の歳入に組み入れることができることを定めた。この金額決定の根拠は、財源に充当する財産評価によつたものである。

この特例による一般会計収入済額は、昭和十一年度末において六百七十五万余円であり、地所ならびに物品払下代が主であつた¹⁾。

(1) 営繕管財局『第七十三回帝国議会有財産参考書』による。

五 整理事業の結末

大正十年国有財産法の成立に基いて、国有財産調査会ならびに大蔵省営繕管財局を主体とし、各地方税務監督局を支体とする国有財産整理処分機関の活動によつて、整理事業は、大正九年着手以来、困難な諸事情に直面し

ながらも、おおむね順調に進行したのである。

対内的整理、すなわち、大蔵省所属の雑種財産への組替整理、換言すれば、換価処分の前提として、大蔵省が他省庁から引き継ぐことによる管理上の整理は、大正末年から昭和の初期において、かなりの進行をみた。

これと併行して行われた脱落地や引継洩地の地押調査は、昭和十年前後の時期において、主要の地域を終えたのであった。

しかし、対外的整理、すなわち、引受や発見によって大蔵省所属の雑種財産となし、換価を予定したものの換価の実現、つまり、売却処分は容易ではなかったのである。

国有財産調査会は昭和十六年四月廃止された。しかし、実際の調査活動は、すでに昭和十二年ころに終えていた。

昭和十六年末において、国有財産調査会の査定に基いて、大蔵省が雑種財産として引継を受けた土地面積は、一億四千百七十一万余坪であった。査定による土地面積は、明確な数字で表現していない案件もあったから、査定総面積を示すことはできない。調査会査定案がそのまま実施されたわけではなく、査定案に基いて、関係各省が実施計画を立てて臨んだのであるが、各省において大蔵省の引継要求に応じない案件もかなり多かったのである。

国有財産整理事業は昭和十六年三月初に打ち切られた。戦局の推移に伴ない、事業の継続が困難となったからである。

昭和十六年末において、大蔵省が引継を承けた土地面積一億四千百七十一万余坪、その台帳価格は一億千五百

第二十五表 国有財産整理案に基く整理土地の処理経過 (昭和12年6月末現在)

税務監督局名	引 受		処 分 済		処 分 未 済		処分率 B/A
	A坪数	価 格	B坪数	価 格	坪 数	価 格	
東京 大 阪 札 幌 仙 台 名 古 屋 広 島 熊 本 計	千坪 1,045	千円 65,468	千坪 758	千円 32,089	千坪 286	千円 32,096	% 72
	495	10,364	461	7,749	34	1,690	93
	117,674	6,305	103,469	6,077	14,205	538	88
	17,718	2,071	17,619	1,010	98	163	99
	1,356	2,700	1,333	2,245	23	264	98
	94	1,027	44	353	50	251	47
	288	3,876	228	2,795	59	999	79
計	138,674	91,814	123,915	52,321	14,758	36,005	91

備考：営繕管財局『第七十三回帝国議会国有財産参考書』により作成。
単位未満切捨。

六十七万円であった。このうち、売却処分済価格六千百三十三万円であった。

資料の都合で、昭和十二年六月末においてみるに、引受総面積一億三千八百六十七万坪であるから、ほとんど九〇％は十二年までに引受を終ったことを知る(第二十五表)。

第二十五表において、処分済価格とあるのは、売払いをしたものは、もちろん売払価格、有償管理換をしたものは補償価格、無償管理換および譲与をしたものは見込価格、また、処分未済価格も当時の見込価格である。

処分済面積は約一億二千四百万坪で、この引受面積に対する割合は九〇％である。したがって、昭和十二年ころまでに、売却処分も円滑に進んだ。

引継の最も多かったのは北海道(札幌局)一億千七百万坪であって、総計面積の八五％を占めている。

いま、東京局管内と札幌局管内における売却価格の比較を

みよう。前者の処分価格は坪当たり平均三十七円、後者のそれは同五銭であつて、その間に七百四十倍の開きがあつた。したがつて、東京局管内は、処分済額では三千二百万円、全処分額の六割に上つた。東京局管内は、引継面積こそ少ないが、処分額は最も多い。処分率は七二％と最も悪く（広島局は別として）、都会地だけに換価処分は容易に進まなかつた。

国有財産調査会以外の関係により、主として特別計画事業の結果に基き、大蔵省に引継を受けたものは、昭和十六年末において、

引継面積 一八、九九九万坪 処分価格 八、八八四万円

であり、両者を合計して二万三千百七十余万坪、その処分価格一億五千十八万余円であつた。

処分未済の分は、終戦後に残されることになつたわけである。

第四節 国有財産総額の推移と比重

一 増減内容

——昭和十一年度末を中心として——

第二節において、昭和元年度末の時点における国有財産総額の内容をみておいたから、十年を経過した昭和十

第二十六表 形態別国有財産昭和元・十一年度増減比較

形態別		昭和 1		11	
形態別	土地	8,999千 町	1,744百万円 24.0 %	8,909千 町	1,716百万円 17.0 %
	立木	3,108百万石 278千 束	1,526百万円 21.0 %	3,203百万石 276千 束	1,530百万円 15.2 %
	建物	7,767千 坪	719百万石 9.9 %	8,259千 坪	1,127百万円 11.2 %
	工作物		2,153百万円 29.7 %		2,708百万円 26.9 %
	器具機械				992百万円 9.8 %
	船舶	8,268 隻	868百万円 12.0 %	8,041 隻	1,441百万円 14.3 %
	鉱業権・砂鉱権	8,160 町 1里4町	6百万円 0.1 %	2,991 町 1里4町	1百万円 0.0 %
株式及持分		233千 株	241百万円 3.3 %	13,812千 株	566百万円 5.6 %
計			7,257百万円 100 %		10,081百万円 100 %

備考：営繕管理局昭和元・十一兩年度『国有財産総額計算書』により作成。
百万円未満四捨五入。

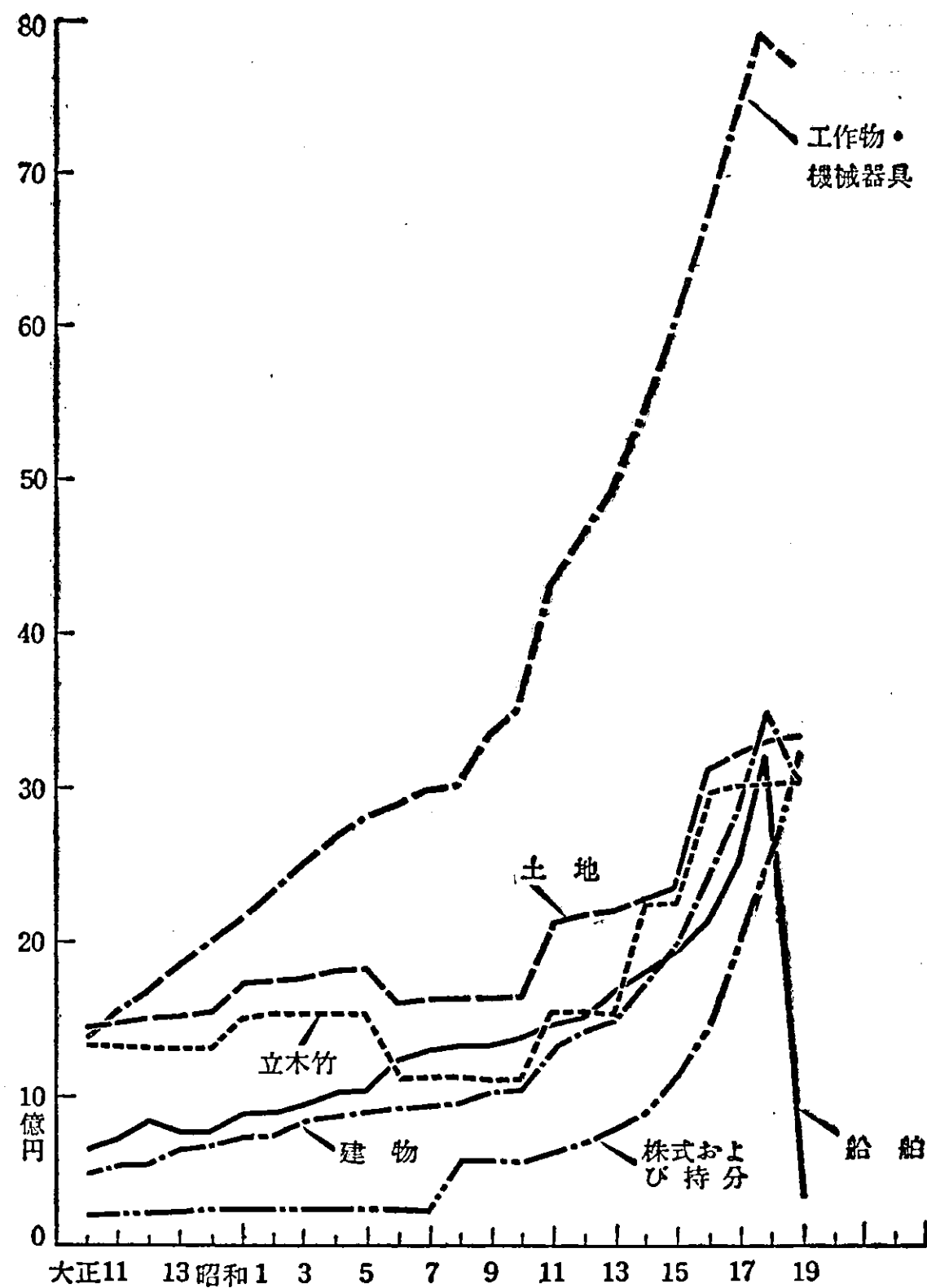
一年度末に時点を移し、前と比較しながら、その内容の推移をみよう。

第一に指摘されることは、公用財産たる土地ならびに立木竹の實質的減少である。

土地は、昭和元年度末の八百九十九万九千町歩から八百九十万九千町歩へと、約九万町歩の減少を示している。これは、前節にみた国有土地整理の成果を反映している。価格も十七億四千四百万円から、十七億千六百万円に減少している（第二十六表）。

これに対し、工作物および器具機械は、二十一億五千二百万円から、三十七億八百万円に膨張して、その膨張率は最も高い（第五図参照）。また、建物、船舶は同じテンポで増加している。ただし、船舶については、八千二

第五図 形態別国有財産総額推移



百六十八隻から二百二十七隻を減少していることが注目される（一隻当り単価の上昇は著しいが）。この原因は、海軍艦船が、国防上の秘密から台帳から除外されたことによる。

なお、土地、立木竹については、昭和五、十年間を通じての価格の低減が著しい。絶対額も減少したが、他のものと比較して、このような相対的な地価ならびに立木竹価格の低減は、農

村不況の一つの現われとみることができる。

供用目的別にみると、なんといっても、工作物・器具機械を内容とする公用財産の増加が著しいけれども、また、雑種財産が増加していることも指摘できる。これは、整理処分を前提とする雑種財産への組替整理が進んで

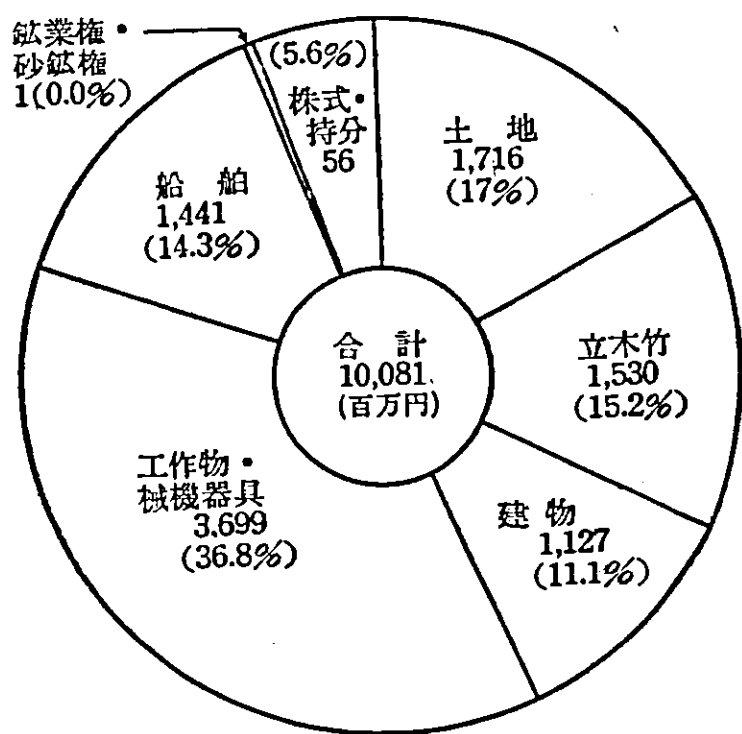
第二十七表 供用別国有財産昭和元・十一年度末増減比較 (単位 百万円)

年度別 使用別	昭和 1		11	
	金額	比率	金額	比率
公用財産	5,086	70.1%	7,533	74.7%
営林財産	1,786	24.6	1,823	18.1
雑種財産	385	5.3	724	7.2
計	7,257	100.0	10,081	100.0

いたことの反映とみられる（第二十七表）。

ところで、大正十一年度以来昭和十一年度末に至る間に、売払ならびに譲与した処分額は、一億七千五百万円であった。その内訳は、土地一億四千八百万円、立木竹九百万円、建物八百万円、船舶七百万円であった。このうち、一億千八百万円は大蔵省所管国有財産整理資金特別会計の収入となった額であるが、ほかに、第二十八表に見ると

第六図 国有財産形態別現在額 (昭和11年度末) (単位 百万円)



おり、各省において独立会計のわく内において処分した額があった。おもなもの二つは、農林省所管の不用存置国有林野処分額二千万円と、内務省所管の北海道国有林、未開地その他の処分額二千万円であった。その他のなかには、前に述べた帝都復興関係費六百七十五万円が含まれている。この二つは一般会計収入となるが、他はすべてそれぞれの特別会計の収入となった。

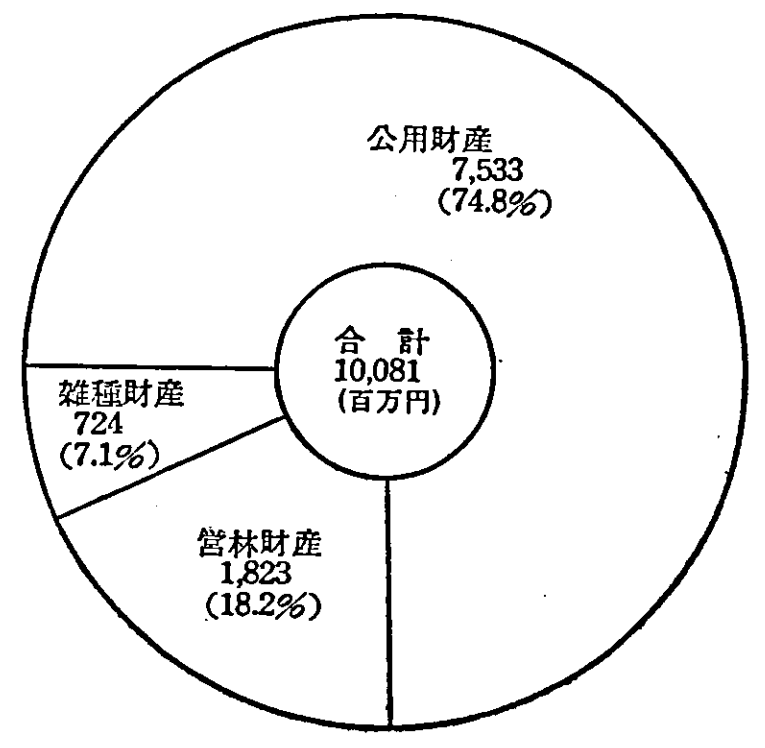
不要存置林野の売払処分面積ならびに価格の推移は、第二十九表のとおりであった。一町歩平均価格は、たと

第二十八表 各省別雑種財産処分額調
(大正11～昭和11年度) (単位 千円)

所管省会計別	売却額	譲与額	計
大蔵省(国有財産整理 資金特別会計)	93,460	24,806	118,266
〃(賠償金特別会計)	1,900	—	1,900
内務省(北海道国有林 未開地其他)	17,287	2,822	20,108
文部省(大学・学校及 図書館特別会計)	3,155	15	3,171
農林省(不用存置国有林野)	20,169	*	20,170
商工省(製鉄所特別会計)	292	7	300
逓信省(通信事業特別会計)	29	—	29
鉄道省(帝国鉄道特別会計)	11,112	570	11,682
合 計	147,404	28,221	175,625

備考：営繕管財局『第七十三回帝国議会国有財産参考書』による。
単位未満四捨五入。*は四捨五入しても単位に満たないものを示す。

第七図 国有財産種類別現在額
(昭和11年度末)
(単位 百万円)



を含まず)六百八十円に比較すると、約三分の一の価格であった。しかし、不要国有林野の払下げは、民有林の売買の場合と異なる事情があり、単純に比較することは不当であろう。

第五十議会では、農村振興の立場から払下価格の引下げと統一とを要望する建議案が、緊急動議として提出されている。それを読むと、当時の事情の一端を知ることができよう。

第二十九表 国有財産法施行後における不要存置林野売却処分調

年 度	個 所	面 積	価 格	一町歩当 平均価格	備 考
大正11	6,096	7,040	2,428,053	344.900	林産物の価格を 含む
12	6,029	6,115	1,820,339	297.682	〃
13	7,240	5,716	2,161,172	378.100	〃
14	6,039	5,088	1,790,789	351.930	〃
15	4,776	5,043	1,741,317	345.294	〃
昭和 1	6,651	6,044	1,408,215	232.993	〃
2	7,533	6,333	1,759,739	277.868	〃
3	7,562	4,821	1,224,220	253.918	〃
4	7,044	6,604	1,902,706	288.114	〃
5	4,730	4,527	1,061,727	234.532	〃
6	5,366	4,029	720,757	78.874	〃
7	5,366	3,288	499,041	151.776	〃
8	3,650	2,737	590,076	215.593	〃
9	3,626	2,234	410,653	183.819	〃
10	3,992	1,967	395,448	201.041	〃
計	85,700	71,586	19,914,252	278.186	

備考：前表に同じ。

国有林野不要存置林処分ニ関スル
建議¹⁾

政府力現在国有林野ヲ処分シツツアル実績ヲ徴証スルニ要存置林野ハ是ヲ別トシ不要存置林野ヲ売却フニ当リ特売ニ係ル林野ニシテ其ノ価格ノ不同ナルノミナラス反金高価ニ過キ此ノ処分ニ応スル地方人民ノ苦痛甚シキヲ認ムステハ政府ノ対策タル農村振興ニ至大ナル関係アルヲ以テ特売方法ニ根本改善ヲ加ヘ価格ノ統一低廉ヲ図リ穩便ナル処置ニ出テラレムコトヲ望ム

右建議ス

理由書
国有林野法ニ拠ル不要存置国有林野ノ売却ニ付テハ大小林区署ノ専管ニ属スト雖是レ

第三十表 山林素地売買価格 (実測1反歩当り)

	薪炭林				用材林	
	昭和6	12	15	18	15	18
	円	円	円	円	円	円
東 関 北 東 近 中 四 九 平	41	42	54	98	65	119
北 東 陸 山 海 畿 国 国 州 均	123	97	164	232	184	284
区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 均	69	61	70	150	100	203
	64	58	57	108	74	135
	64	73	47	151	65	194
	90	79	68	159	95	192
	47	47	46	91	62	127
	50	48	37	193	59	137
	62	60	66	131	81	184
	68	63	68	135	87	175

備考：1. 『日本勸業銀行鑑定調査諸規定資料』（日本勸業銀行資料第3集）による。
2. 昭和6年以前の調は得られない。

カ監督ノ責任ハ固ヨリ主務省ニ在ルハ謂フヲ俟タス
近時所轄林区署ノ私下ノ成績ヲ觀ルニ概シテ其ノ価
格ハ従来ニ比シ十倍乃至二十倍以上ニシテ而モ縁故
ヲ有スル所ノ関係者ニシテ是レニ応セムカ殆ト家産
ヲ傾クルノ苦痛ヲ視ルハ其ノ例頻頻タルモノアリ加
之其ノ私下価格標準ノ如キモ真ニ不同ニシテ甲地ト
乙地トノ差著シキモノアリ且ツ又成地ノ売買價格標
準ニ至リテハ人民ノ私費ヲ投シテ開墾成功シタルニ
モ拘ラス民間売買價格ヨリ却テ高価ニ登リ人民ハ其
ノ代金ノ負担ニ堪エスシテ空シク返地スル者多ア
ルヲ以テ徒ニ荒廢ニ委スル等実地ノ慘状甚シキニ依

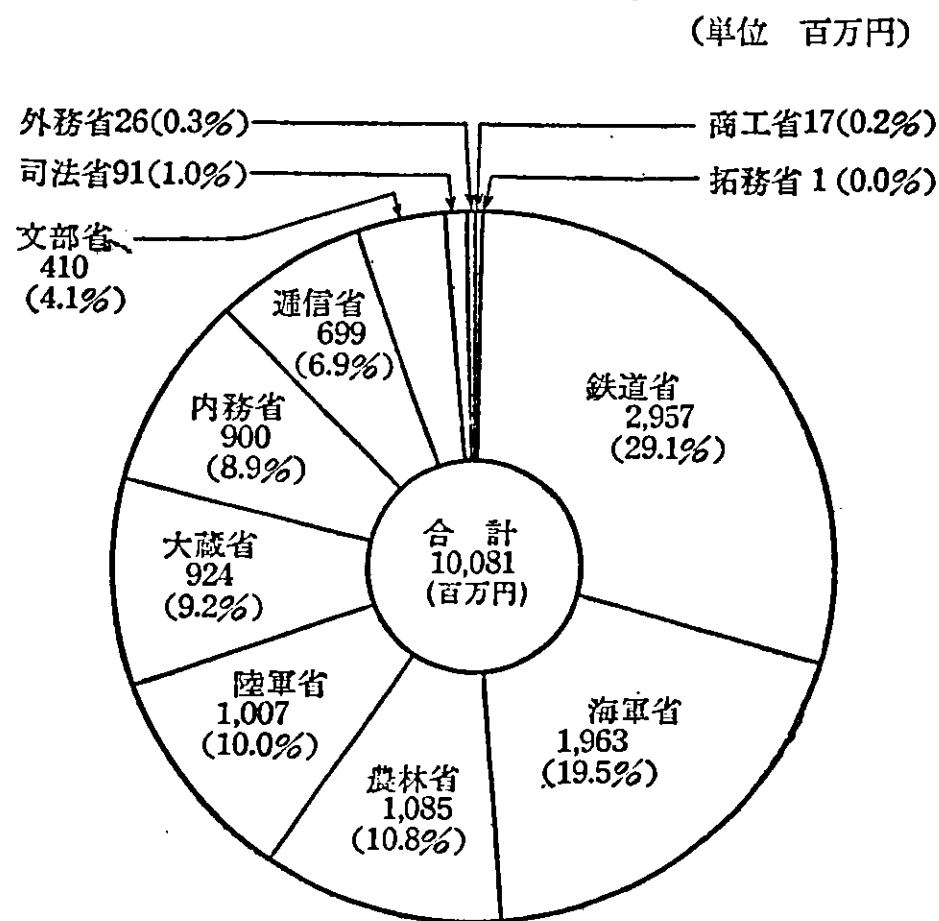
リ法規ノ範圍内ニ於テ最良ノ方法ヲ採リ可成價格ヲ一定シテ輕減ヲ加ヘ人民ノ苦痛ヲ除キ地方農村ノ振興ニ資
セラレムコトヲ期スルニ在リ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

補 足

元來国有林野ノ処分ニ係ハル不要存置国有林野ノ売払ニ付テハ競賣、特売ノ二途ニ因リ之ヲ私下クルノテアル

カ明治三十五年特売法実施ノ当初ニアリテハ私下價格全国平均一反歩当り金三円トアリシヲ最近主管庁ノ私下
処分ノ成績ヲ確認スルニ反金三十円乃至二十円ニシテ関係者ノ負担ニ苦痛ヲ感スルノミナラス其負担ニ窮シテ
破産同様ノ浮目ニ逢フ者モアルノテアル勿論時代ノ變遷ニ伴フ為ノ價格ノ相違ハ或ル程度迄ハ不止得トスルモ
其負担ノ輕重カ一家一村ノ興廢ニ及ホスニ至リテハ見遁スヘカラサル所ト云ハサルヲ得ス、殊ニ又開墾成功セ
ル成地ノ如キハ人民ノ無願開墾ニ依ルモノニシテ地租条例違反ナリ、其情憎ムヘシト雖モ一面カラ考フルニ人

第八図 国有財産所管別現在額 (昭和11年度末)



口ハ日ニ日ニ増殖シテ而カモ生活ノ原料タル田畑ノ不足ヲ
補フニ餘儀ナクセラレ不知不識ノ間ニ開發セルノ実情ニシ
テ其生活ノ現状ニシテ不止得ニ出ツ、加之今日特売若シク
ハ成地ノ私下等ヲ受クル地方農村ニ在リテハ明治初年改租
當時ニ於ケル官民区分査定ニ際シ時ノ錯誤ニ依リ民有地ヲ
官有地ニ編入セラレ之レカ回復ニ付キ数十年ノ間政府竝ニ
議會ニ對シテ請願陳情等ヲ為スト雖モ今尚解決ニ至ラスシ
テ同情ニ値スヘキ事情ヲ有ス又開墾地ノ如キハ概ネ不毛ノ
地ニシテ仮リニ一反歩ノ田畑ニ限り年度ノ收穫ヲ打算スル
ニ耕耘肥料等ヲ差引クトキハ却ツテ損失アリテ決シテ利益

ノアルモノニアラス、然ルニ官庁カ之レヲ払下クルニ方リテハ土地漫料金五十円（五ヶ年分）払下代金百円計金百五十円ヲ以テ漸ク一反歩ヲ買収スルコトニ成ル次第テアル、今日農家経済ノ実情ハ毎年収支償ハスシテ納税ハ全然負債ニ成ルト云フカ殆ント通例テアルニモ不拘前上ノ莫大ナル負担ヲ為スハ民力ノ支フル所ニアラサルハ明白ノ理数ナリ、故ニ政府ニ於テ若シ現行法律ノ運用上支障アルニ於テハ訓令ナリヲ発シテ之レヲ統一シ其払下価格ノ低廉ヲ計リテ農村振興ノ一助タラムコトヲ切望ス

提出者²⁾

菅村太事

この建議は、大正十四年三月二十五日、緊急動議により衆議院本会議で可決されている。

(1) 『第五十回帝国議会衆議院議事速記録』、八七三―四頁。

(2) 本建議案提出者としては、菅村太事のほか、大島要三、紺野九右衛門、金澤安之助、中野寅吉、比佐昌平、佐藤富十郎の六人の名が連ねてあった。いずれも憲政会所属議員であった。

最後に、各省所管別にみると、第八図のとおりであって、昭和元年度末とその割合を比較すると、鉄道、海軍および大蔵三省の割合がふえ、陸軍、農林二省の割合が減じている。この原因は、これまで述べてきたところで首肯されるであろう。

二 国富に対する比重

――昭和五・十年における――

以上の観察を通じて、昭和十一年ころの時点において、どんな種類の財産が処分減少され、また、どんなものがふえたか、その政府部内の所有構造はどう変動したか、などの把握はほぼ達成せられよう。

しかしながら、以上は国有に属する財産自体の内部的分析であって、国民経済的にみて、国民財産、すなわち国全体の財産に占める比重と役割はどうであろうか。これは重要な観点であるが、同時に困難な課題でもある。ただ一つの手掛りとして、国富統計調査における国富との比較がある。さいわいに、この時期に二回、すなわち昭和五・十両年に国富調査があった。¹⁾²⁾

(1) 年々の財政規模を国民所得との比較においてとらえることが、財政の国民経済的比重をみる上に有効であると同じように、ある時期において、国富と国有財産との比較をみることも、意義なしとしない。前者が動態的分析であるのに対し、後者は静態的分析である。しかし、後者は統計的にとらえることが技術上困難であるから、五年とか十年とか、長期間をおいてなせば足りよう。これは、一国経済の成長の跡を測定する一つの資料となるう。

(2) わが国の政府による国富調査は、大正二年、同八年、同十二年、昭和五年、同十年と前後五回行われ、いずれも内地における国富額が推定発表された。このうち、昭和五年の内閣統計局推計は、たまたま金解禁中であって、貨幣価値の安定する年として調査時期を選んで行われた。過去数次の経験を照合し、調査方法も、前回の主観的（人的）方法に代

第三十一表 昭和五年国富推計額における官有額の割合 (単位 千円)

総 額(A)	官 有(B)	$\frac{B}{A}$	公 有(C)	$\frac{C}{A}$	私 有(D)	$\frac{D}{A}$
110,188,004	13,469,352	12.2%	4,635,188	4.2%	92,083,464	83.6%
41,091,348	3,125,048	7.6	1,412,335	3.4	36,553,965	88.9
6,499,651	4,912	0.1	—	—	6,494,739	99.9
343,143	247,228	72.0	94,621	27.6	1,294	0.4
483,000	10,274	2.1	472,726	97.9	—	—
6,706,815	2,118,546	31.6	543,460	8.1	4,044,809	60.3
346,356	23,456	6.8	179	0.05	332,721	93.2
22,843,300	887,545	3.9	1,223,305	5.4	20,732,450	90.7
1,809,381	145,160	8.0	—	—	1,664,221	91.9
3,598,138	2,585,935	71.8	258,001	7.2	754,202	20.9
660,294	346,892	52.5	17,092	2.6	296,310	44.9
2,060,236	1,048,867	50.9	9,581	0.5	1,001,788	48.6
1,905,044	76,311	4.0	129,251	6.8	1,699,482	89.2
199,102	195,902	98.4	—	—	3,200	1.6
352,779	3,219	0.9	343,285	97.3	6,275	1.8
18,847,310	832,485	4.4	320,609	1.7	17,694,216	93.9
12,473,201	543,194	4.4	302,609	2.4	11,609,398	93.1
5,457,466	289,291	5.3	—	—	5,168,175	94.7
916,643	—	—	—	—	916,643	100.0
2,250,515	2,055,160	91.3	14,102	0.6	181,253	8.0
191,592	↪ 237,588		↪ 203,359		632,539	

財政史資料』(5の93)による。

えて客観的(物的)方法によった。それまでのなかでは、比較的正確度の高いものとされている。

昭和十年の国富推計は、昭和五年の時とほとんど同様の方法によって行われたが、その成果は未公表のまま、終戦を迎えた。しかも、統計データの大半を戦災で失ったので、単にその総合結果のみが戦後発表された(総理庁統計局、昭和二十三年十月発表、『昭和十年における我国富及び国民所得額』)。

さて、昭和五年国富統計に

項 目	額
総 額	地 山 河 梁 木 禽 物 具 道 機 船 設 備 財 貨 財 品 金 地 金
土 鈦 港 灣 及 運 橋 樹 家 畜 及 家 畜 建 工 業 用 機 械 器 具 鉄 道 及 軌 道 諸 車 及 航 空 機 船 電 氣 及 瓦 斯 供 給 設 備 電 信 及 電 話 設 備 水 道 設 備 所 蔵 財 貨 財 品 家 具 家 財 品 生 産 品 鑄 貨 及 金 銀 地 金 雑 対 外 債 権 債 務 差 額	

備考：大蔵省『昭和

によると、国富総額は千百二億円であり、これを官、公、民有別に分けた場合における官有国富額は百三十五億円(二・〇〇%)であった。また、昭

和十年国富総額千二百四十三億円のうち、官有国富百五十二億円(二・二%)であった。第三十一、三十二表について、各項目すなわち富の種類・形態別に官有の比重の高いものを列举してみるならば、次のような順序である。

項 目	昭和五年	昭和十年
1 電信および電話設備	九八%	九四%
2 雑 (工作物、兵器「航空機を含む」、工業用以外の機械器具、図書館・博物館等の所蔵品)	九一"	八四"
3 港湾および運河	七三"	七五"
4 鉄道および軌道	七二"	七二"
5 船 舶 (艦艇を含む)	五一"	七〇"
第四節 国有財産総額の推移と比重		

6 諸 車

四八% 五七%

これによって、種々の「富」の種類・形態における「官」すなわち国の所有率の分布をほぼ察知できよう。次に官有総額中、高額の順に列举するならば、

昭和五年

昭和十年

1	土 地	三一億円	1	雑	三〇億円
2	鉄道および軌道	二六"	2	鉄道および軌道	二七"
3	樹 木	二二"	3	土 地	二四"
4	雑 船	二二"	4	船	二二"
5	船	一〇"	5	樹 木	一七"

(単位 千円)

C A	私 有(D)	D A
%		%
5.4	102,393,442	82.3
5.5	32,639,172	88.0
—	9,948,938	99.4
24.2	2,905	0.6
98.0	—	—
15.3	4,266,663	60.2
0.8	400,091	92.7
6.0	23,668,808	90.3
0.1	2,749,424	94.1
2.8	959,626	25.6
4.9	319,428	37.8
0.3	924,891	30.5
7.1	2,786,736	90.2
4.2	11,151	2.1
99.1	4,413	0.7
1.8	21,651,385	93.9
3.1	12,466,640	92.2
0.0	7,751,609	95.8
—	1,433,136	100.0
0.5	558,320	15.7
	1,501,491	

10月発表)による。

の順序となっている。

右において兩年を比較すると、土地および樹木の額が、十年において低下していることが知られる。この原因としては、地価の下落があり、ま

第三十二表 昭和十年国富額における官有額の割合

	総 額(A)	官 有(B)	B A	公 有(C)
総 額	124,343,675	15,194,891	12.2	6,755,342
土 地	37,086,631	2,402,922	6.5	2,044,537
鉱 山	10,010,763	61,825	0.6	—
港 湾 及 運 河	454,440	341,746	75.2	109,789
橋 梁	786,378	15,318	1.9	771,060
樹 木	7,086,428	1,735,205	24.5	1,084,560
家 畜 及 家 禽	431,425	30,992	7.2	342
建 物	26,211,476	964,826	3.7	1,577,842
工業用機械器具	2,921,213	167,589	5.7	4,200
鉄 道 及 軌 道	3,746,770	2,681,608	71.6	105,536
諸 車	845,814	485,058	57.3	41,328
船	3,035,388	2,100,117	69.2	10,380
電気及瓦斯供給設備	3,088,169	83,315	2.7	218,118
電信及電話設備	526,097	492,806	93.7	22,140
水道設備	583,565	1,047	0.2	578,105
所 蔵 財 貨	23,046,468	969,209	4.2	425,874
家 具 家 財	13,523,558	632,363	4.7	424,555
生 産 品	8,089,774	336,846	4.2	1,319
鑄貨及金銀地金	1,433,136	—	—	—
雑	3,547,221	2,970,719	83.7	18,182
対外債権債務差額	935,429	↔ 309,411		↔ 256,651

備考：総理府統計局『昭和十年における我国富及び国民所得額』（昭和23年

た、調査方法上において、土地の評価方式を主管庁が改めたことも数えられるが、前節にみたような国有財産の整理処分が、土地をおもな対象として推し進められたこと、したがって、国有土地の絶対量の減少が現われたことも指摘される。すなわち、国有財産統計(増減計算書)によると、国有土地は、昭和五年度末の八百九十三万町歩から八百九十一万町歩へ、約二万六千町歩減少している。しかし、立木は数量において、三十億千

第三十三表 国有財産法適用外の主要国有財産額 (単位 千円)

財産の形態別	金額
(1) 貸付金 { 一般会計 特別会計 (運用会計および植民地会計を除く) 計	883,187 88,149 971,336
(2) 賠償金を受くる権利	244,200
(3) 分担金を受くる権利	123,949
(4) 有価証券ならびに登録国債 (運用会計および植民地会計を除く)	541,406
(5) 製鉄所、鉄道および各作業会計の資本に属する財産額(預金現金を除く) が国有財産額(現行規定によるもの) に超過する金額	936,608
(6) 国庫金現在高 (運用会計および植民地各特別会計を除く)	187,939
(7) 各特別会計の預金部への預金 (同上)	157,800
(8) 資金および基金より預金、現金、有価証券へ会計相互間の債権および国有財産 (現行規定によるもの) を除きたるもの即物品	41,551
計	4,203,125

備考：大蔵省『昭和財政史資料』(3の27)(営繕管財局調)による。
各項目によってその調査の時期を異にするが、大体昭和2～4年間における調査に基くものである。単位未満四捨五入。

七百万石から、三十一億四千六百万石へと増加しているにかかわらず、価格において十五億円から十一億円に減少して、国富統計の結果と一致している。したがって、樹木(立木)については、その価格の低落が有力な原因と推定される。

さて、国有財産法に基く国有財産総額は、昭和五年度末八十三億円強、昭和十年度末九十三億円弱であって、国富統計における「官有」の額よりも、前者において五億円強、後者において六億円弱少ないことを知るのである。この原因としては、両統計の方法上の相違を考慮しなければならないが、第一節にみたように、国有財産法適用対象の範囲が実質上の国有財産をすべて包含していないこと、

また、国有財産法上の評価方式における低評価の傾向や評価漏れ等にあるとみることができ¹⁾る。

(1) 戸田慎太郎は、昭和五年の官・公・私有別「国富」統計の表について、次のように述べている。
「注意すべきは、官有と私有とは『富』の評価単位を可なり異にしてゐる事であって、例へば樹木評価に見る如く、実際に於ては私有より官・公有が数量的に遙かに多いにも拘らず、表に於ては逆に官、公有対私有の比が一对二の割合に評価されてゐるが如き、それである。若しこれ等を正しく民間並の規準で評価するならば、官・公有『富』の持つ割合は恐らく全国富の少くとも三〇乃至四〇％に達するであらう。」(『天皇制の経済的基礎分析』一二七頁、昭和二十二年) 右の三〇～四〇％という推計においては、官(国)有に公有を含めての両者の国富に対する比重であることを考慮すべきである。

なお、第一節六項に述べたように、大蔵省は国有財産の対象範囲を拡大する法案を準備したが、その際、現行国有財産法適用外の国有財産について、昭和二、四年を時点として調査した結果、その額を四十二億三百万円と推定している(第三十三表)。この額に、昭和三年度末の国有財産法上の国有財産総額七十八億三千八百万円を加えると、百二十億四千百万円となる。これを昭和五年国富統計における「官有」に比べると、なお約十五億円少ない計算となる。

三 国有財産収入の財政的比重の推移

ここで、一般会計歳入における国有財産収入の推移をみておきたい。

この場合、いかなるものを国有財産収入とみるか、その範囲について述べておく必要がある。歳入予算書を見ると、たとえば昭和十二年度において、歳入經常部では、「第三款 官業及官有財産収入」には、森林収入、専売局益金、印刷局益金、千住製絨所益金、海軍工廠資金益金、海軍燃料廠益金、官有物貸下料、配当金収入、刑務所収入の九項目が計上されている。

また、歳入臨時部において、「第一款 官有物払下代」には地所払下代、物品払下代、家畜払下代の三項目が計上されている。同じく臨時部の「第六款 特別会計より繰入」には、国有財産整理資金特別会計より繰入のほか、造幣局特別会計資金部より繰入、印刷局特別会計より繰入、千住製絨所特別会計より繰入、学校及図書館特別会計より繰入、通信事業特別会計より繰入などが計上されている。

国有財産を広義に解するならば、これらはすべて国有財産収入と見なすこともできる。しかし、専売局、印刷局、千住製絨所、海軍工廠等の益金の繰入は官業収入とみるべきであり、また、歳計上も官業及官有財産収入という款のなかの大きな役割を占める。けだし、これらの場合、財産としてでなく、企業資本として理解するほうが妥当であり、資本に労働力を投下して創出される収入であるからである。財産収入という場合には、財産を利用する結果得られる収入である。

このような観点から、經常部、官業及官有財産収入の款中、官業収入を除外して、明らかに国有財産収入に属すべきものは、官有物貸下料、配当金収入である。刑務所収入は当然除外すべきであろう。問題となるのは、森

林収入を、官業収入とみるべきか、国有財産収入とみるべきかということである。森林収入は、用材、薪材の売却代金を主とし、地所、林野の貸下料等が包含されている。不要存置林野の払下処分は明治三十二年以来年々行われているので、歳入經常部に属する森林収入の目（林野払下代）に入っている。用・薪材の売却では、製品として売却する場合と、原木のまま売却する場合とがある。前者は「斫伐製品払下代」であり、後者は単に「木竹払下代」である。斫伐製品払下代は、むしろ官業収入とみるべきであろう。そして、森林収入のなかでは、この目が毎年度大きな割合を占めているのである。

さて、以上の点を考慮しながらも、森林収入は、ここでは国有財産収入に含めてみることにする。

もちろん、林野経営には、労働力の投下も相当のコストに上るけれども、財産そのものの自然的価値創出のウエイトが比較的大であるからである。

そこで、歳入經常部では、森林収入と官有物貸下料と配当金収入とを国有財産収入とみなすことにする。

森林収入ならびに官有物貸下料、官有物払下代の内容を昭和十年度決算書についてみると、第三十四表のとおりである。

歳入臨時部の方では、官有物払下代と国有財産整理資金からの繰入額を国有財産収入とする。

ただし、經常部歳入の官有物貸下料、臨時部歳入の官有物払下代を通じて、物品や家畜の払下代のように、広義では国有財産収入であるが、不動産ならびに比較的永続性のある財産形態たる動産を主体とする国有財産収入

第三十四表 昭和十年度官有財産収入内訳

款 項 目		金 額
(歳入経常部)		千円
3 官業及官有財産収入		41,075
1 森林収入		9,728
1 木竹払下代		29,491
2 斫伐製品払下代		181
3 雑種物払下代		231
4 地所貸下料		94
5 林野附帯設備使用料		536
6 地所払下代		625
7 林野払下代		2
8 沖縄県山払下代		15
9 牛馬放牧料		87
10 弁償金		78
11 違約金		4
12 年賦及延納金		1
13 雑料		555
7 官有物貸下料		148
1 地所貸下料		166
2 建物貸下料		*
3 水面貸下料		87
4 地所使用料		*
5 建物使用料		140
6 水面使用料		1
7 物品使用料		13
8 工業試験所研究室設備使用料		
(歳入臨時部)		
1 官有物払下代		10,599
1 地所払下代		22
1 地所払下代		22
2 物品払下代		4,181
1 物品払下代		4,181
3 家畜払下代		237
1 家畜払下代		237
4 政府買入生絲払下代		6,160
1 政府買入生絲払下代		6,160

備考：『昭和十年度歳入歳出総決算』による。単位未満四捨五入。*印は四捨五入しても単位に満たないもの。

に、これらを含ませることは適當でないものがある。その額も、たとえば、物品払下代のうち、昭和十年前後に
おいて、政府保有の生絲払下代が相当な額に上るのであるが、いま、便宜上、これらをも含めた官有物の貸下料
および払下代をも包含してみることにする。

以上の見地から、一般会計歳入における国有財産収入の比重をみたのが、付属統計表第一である。

昭和初年度以降二十年間を通観するに、前半十年間は、一般会計歳入総額に対する割合において、およそ二・
五％から三・五％の間を上下しており、昭和十一年度にピークに達して、歳入総額二十三億七千円中、約一億

円、四・三％を占めた。

しかるに、十一年度を頂点として、しだいに低下し、おおむね一％台から二％台にとどまるに至った。戦時財
政においては、国有財産収入に期待することは事実上少なかった。

いずれにしても、国有財産収入の財政収入としての比重は微々たるものである。¹⁾

(1) 近代国家は一般に租税国家であり、特に戦時非常の事態においては、公債国家たるの財政様相を呈している。財産収
入に期待することは無理なのである。むしろ、国有財産は財政収支の観点からは、収入としてよりも支出の面において
考察する必要がある。すなわち、現状維持費として、災害費、復旧費等の歳出を伴うばかりでなく、歳出上、「出
資」や営繕費により歳出を伴ない、それだけ国有の財産がふえている。したがって、この面からの考察が必要となる
が、ここでは一応歳入面に視野を限定した。

さて、国有財産収入の種類別では、やはり森林収入が最も大きな割合を占め、配当金収入がこれに次いでおり、
前に詳述した国有財産整理資金収入は、第三位を占めている。詳細は、表について見られたい。

なお、国有財産収入を営繕管財局司掌のものだけに限るならば、それは、国有財産整理資金収入と出資配当金
収入だけであって、その額はさらに少ないことになる。

第二章 戦時期の国有財産

——昭和十一年から終戦まで——

第一節 植民地国有財産制度の統一

一 各植民地国有財産制度の沿革

各植民地の国有財産に関する制度の変遷とその種類内容については、本財政史第十五・十六巻「旧外地財政」編でも取り扱われるから、重複を避けたい。

しかし、昭和十二年四月一日から朝鮮、台湾、樺太、関東州および南洋群島の全植民地に内地国有財産法を施行する法令が一斉に公布されて、ある程度統一的な制度が整備されるに至ったので、ここでは、総括的にこの法令制定の経緯、法内容の概観ならびに、その施行の結果として報告された諸植民地の国有財産総額について、その種類別内容を把握することにした。

新法令によって統一的な制度ができたわけであるが、いま、ある程度という断り書きをしたように、各植民地はそれぞれの特殊事情があつて、内地国有財産法がそのまま全面的に施行されたわけではなく、幾多の例外規定が設けられた。

したがつて、結果としては、例外のまた例外が設けられ、かなり複雑な制度となった。

このような新制度を理解するためには、各植民地について、新制度制定に至るまでのおよその沿革を説明しておく必要がある。この意味で、朝鮮における沿革から、順次その概略を述べることにする。

1 朝鮮——領有以後の沿革

明治四十三年日本の領有に帰し、朝鮮総督府が置かれてまもなく、本格的に全土にわたる土地の実測調査が進された。土地については大正七年に、林野については大正十三年に調査が終了し、その結果に基いて、国有土地林野台帳整備がはじめて実現された¹⁾。

(1) 旧韓国時代においては、台帳もなく、ほとんど全く不明であつた。明治三十七年、日本政府は財政顧問を派遣して、税制改革とあわせて国有財産制度の調査に着手させた。その勧告に基いて、韓国政府は、明治四十年に臨時帝室有及国有財産調査局ならびに帝室財産整理局を、翌四十一年には両局に代えて臨時財産整理局を設置し、調査に努めたが、いくらも進行しなかつた。

この土地台帳の整備によつて、全土の土地は、少量の王室有地を含む国有地と私有地に区分され、所有権が確

認されて、ここに地租課税の基礎が確立した。

明治四十四年七月に朝鮮官有財産管理規則（勅令第二〇〇号）が制定され、これが官有土地・林野・建物等の管理の一般的通則をなした。

右に対する特殊法規として、大正元年制定の駅屯土特別処分令（勅令第三九号）、光武十一年（明治四十年）制定の国有未墾地利用法（法律第四号）、隆熙二年（明治四十一年）制定の森林法（法律第一号）があつた。

駅屯土とは、駅土、屯土の合称であつて、その由来は次のとおりである。高麗朝のころから、各地に公務上の文書の通伝や官吏の公務旅行に必要な宿駅を置き、駅卒および駅馬を備えた。これらの給養に充てるため給された土地・田畑を駅土といった。また、屯土とは、古来、軍需に充てるため各所に置かれ、後に地方官庁の経費不足を補うために給された田畑である。このような特殊な由来をもつ駅屯土は、他の財産と区分して管理する必要があつた。

国有未墾地は、民有以外の原野、荒地、草地、沼沢地、干潟であつて、その開墾を奨励するため、事業成功を条件として、有利な払下げないしは譲与することを予約して貸し付ける土地である。北海道国有未墾地処分法（明治四十一年）と同趣旨の特別法が制定されたわけである。

国有林野についても、内地同様、特殊の管理制度を要したが、その法令としては、森林法をはじめ、朝鮮国有森林未墾地及森林産物特別処分令（大正元・八 勅令第六号）、朝鮮特別縁故森林譲与令（大正一五・四 制令第七号）

等があつた。

なお、明治四十五年、在鮮海軍用地に関して、海軍省と総督府間において協定の結果、不用海軍用地は総督府に引き継ぎ、公用海軍用地を第三者に使用許可する場合は、総督府と第三者とが当事者となり、よつて生ずる使用料は総督府の収入とすることになっていた。また、在鮮陸軍用地についても、大正四年、不用地を総督府に引き継ぐ協定が結ばれていたが、ともに引継の実現は實際上困難であつた。

2 台湾——領有以後の沿革

明治二十八年領台以後、同三十一年から三十六年にかけて土地調査を完成した。土地は蕃地と平地に区別し、蕃地は蕃人の自由な占有地とし、平地は官有地と民有地に区分した。民有地は、田園すなわち田畑と、荒地すなわち未墾地とにわかれ、未墾地に対しては免税した。

山林原野については、明治二十八年に、官有林野取締規則に基き、所有権を証明すべき地券その他の確証のない山場はすべて官有にする方針で臨んだが、明治四十三年から大正三年に至る五カ年計画で山林原野の調査事業を行い、官民有地区分を明らかにした。その際、官有地に査定された中に、慣行上民間で使用収益していた入会地があつた。この土地に対しては、若干の料金を徴し、保管林として民間人の保管を許した。保管林とするに至らない部分は払い下げることにし、大正三年から十四年まで十一年を費して、林野整理を行った。

台湾の国有財産の一般的基礎法としては、明治三十五年制定の台湾官有財産管理規則（勅令第三九号）があり、

大体、内地の官有財産管理規則に基き、台湾の特殊事情を参酌して作られていた。国有林野については、明治二十九年の台湾官有森林原野及産物特別処分令（勅令第三二一号）を基礎法としていた。

台湾特有の土地制度として、官租地がある。これは、日本の領有以前から存在した抄封田¹⁾、官莊田²⁾、隆恩田³⁾および息恩田⁴⁾と称する官有地の名称である。これを民間に貸し付けて租（貸貸料）を徴していた。一般国有財産と区分し、明治四十三年六月総督府訓令第百十七号官租地取扱規程により管理した。

(1) 抄封田

土賊の反乱に加担し、あるいは民蕃境界に侵墾して紛争を起した者、または官の事業を請け負い、期日に至っても完工せず、かつ過怠金を納めることができなかった者から没収した土地である。「抄封」とは没収の意（多田喜一『国有財産制度論』四九六頁による。以下同じ）。

(2) 官莊田

官田の義で、多くは官府において自ら佃人（小作人）を招き、開墾した土地、もしくは官吏がほしのままに莊園を作つたのを官没したもの等をいう。

(3) 隆恩田

剰余官金をもって私人の租権を買収した土地、または未墾の補地を利用したもの、もしくは兵力をもって生蕃を駆逐し、占領した土地を佃戸（小作農家）に耕作させたもので、これから徴収する租税は軍の収入に属し、招魂その他の祭典および兵丁の賞与、救済など、いわゆる隆恩の用に供した。

(4) 息恩田

官金を借入れ、期日に償還できなかった者、または官地を購耕（農業を目的とする土地の貸借）し、期日に購耕料を納めることができなかった者から、その家屋を没収したもの。

3 樺太——領有以後の沿革

明治三十八年樺太の領有とともに、政府は開拓植民の方針を定め、住宅・店舗・社寺・仏堂・学校等のための敷地を有償または無償で一時貸し付け、農業牧畜のための原野を調査して区画測定の上貸し付けることにして、官有土地建物貸付仮規則その他を制定した（明治三九・四 軍令第四四号）。

翌四十年四月樺太庁の設置とともに、従来の諸規則を廃止して、樺太国有土地管理規則（明治四〇・三 勅令第八三号）、官有建物貸付規則（明治四〇・四 樺太庁令第三四号）などが必要に応じて制定されたが、明治四十四年に至り、樺太官有財産管理規則（勅令第二八九号）が国有財産の管理処分に関する通則として制定され、昭和十二年の国有財産法施行に至るまで、ほとんど改正なく施行された。

右と同時に、特別規定として樺太国有未開地処分令（明治四四・一二 勅令第二九〇号）が設けられ、国有未開地の開拓上奨励を必要とする各種事業に対する便益が図られた。

樺太における最も重要な資源である森林について、この処分令と同時に、樺太国有森林原野産物特別処分令（勅令第二九七号）、次いで樺太国有森林原野産物売払規則（明治四五・二 樺太庁令第三号）等を設けて、国有森林原野産物の競争契約および随意契約による売払に関する諸般の手続を定めて、各種産業の奨励開拓に資した。

さらに大正四年に至り、「樺太ニ於ケル土地及森林原野ノ産物ノ無償貸付又ハ譲与ニ関スル件」（大正四・五 勅令第八六号）により、鉄道、軌道その他、公共の利益になり、拓殖上必要な起業に対する優遇の道を講じた。

以上の諸規則によって、畑、牧場、共同放牧地、市街地、部落宅地等に貸し付けられた土地は、昭和元年末で二億六千九百四十四万九千坪（二万七千六百九十八筆）、そのうち、借受人に譲与されたもの八千四百三十四万七千坪（七千八百三十六筆）、市街宅地および部落有地として売り払われた土地百五十万四千坪（一万千七百十四筆¹⁾であった。

(1) 『明治大正財政史』第二卷「会計制度」、一一三〇頁による。

昭和にはいつて、同三年、国有未開地中、特に区域を指定して入植に必要な施設をして集団植民地とし、一戸当り三万坪以内において貸付する特典を設けた。すなわち、集団植民地貸付規則（昭和三・七 樺太庁令第二九号）により、集団植民地は無償で貸付し、期間内に拓殖の実績をあげた者に対し譲与の道を開いた（同規則第十条）。

また同年、土地整理調査規則（昭和三・四 樺太庁令第一四号）、樺太土地台帳規則（昭和三・一一 樺太庁令第四〇号）により、明治年間における第一期調査に次いで第二期調査が行われ、昭和十一年度ころまでに全島の調査が一応の完了をみ、台帳が整備された。

4 関東州——租借以後の沿革

関東州は、明治三十八年ロシアから租借権を継承したものであり、したがって、租借権の上に成立する国有財

産であつた。

日露講和条約により、ロシアから継承した官有土地建物、市有土地建物（おもに旅順市）、東清鉄道会社（長春・旅順間鉄道）所有土地建物のほかに、没収地ならびに、日本の施政以後、買収や土地調査の結果新たに取得した土地建物があつた。明治三十八年度末の官有土地は千五百六十二万余坪であつた。

なお、官有林野については、大正三年以来約十年を費して土地調査を行ったが、この時は調査の対象外においたので、関東庁は、昭和三年に官有林野及雑種地調査規則（一月関東庁令第一号）を公布して、昭和四年から同九年に至る継続事業として、国有林野および雑種地の調査整理を実施した。

関東州の国有財産は、大正七、八年ころまでは、もっぱら貸付、使用許可の方針をとってきたが、そのころの好景気を反映して、土地利用熱が盛んとなり、貸付では満足しない世情となつたので、以後、売払処分の方針に転じた。

5 南洋群島——委任統治以後の沿革

南洋群島は、大正八年日本の委任統治地域となつた。政府は、大正十一年四月南洋庁設置とともに、大正三年占領以来の軍政を民政に改めた。

まず、土地制度について、旧慣を尊重し島民の権利を保護する方針のもとに、官以外の者は、売買、譲与または担保の目的をもって土人と契約することを得ず、その他の契約についても軍政庁の認可を受ける登録制にした

（大正五年一月南洋群島民政令第三号「島民ノ土地及島民ト締結スル契約ニ関スル件」）。所有権の明らかでないもの、民有地以外のものはすべて官有地とした。

大正十二年度以降昭和七年度までの継続事業として土地調査を施行し、官民有地の境界・地積を明らかにし、開発に資した。昭和八年度以降、島民有地の細部調査を進めた（昭和八・一〇 勅令第二六三号「南洋群島土地調査令」、同第二六四号「南洋庁土地審査委員会令」）。

かくて、国有地以外の民有地を島民有地と非島民有地に分け、島民有地を保護する方針をとつた。

土地をはじめとする、南洋群島における国有財産（完全な領土権に基づくものでなかったが、実質上の国有財産と見なされた¹⁾）を、その取得原因別にみると、次のものがあつた。

- 一、ヴェルサイユ条約により、ドイツから継承した官有土地建物
 - 二、占領以後、新たに建設し、または買収、寄付による土地建物その他
 - 三、大正十二年度以降の土地調査の結果新たに編入された国有土地
- これらの財産の管理制度として、占領官有財産取扱規則（大正五年）を廃して、「南洋庁所管ノ国有財産ノ管理ニ関スル件」（大正一一・七 南洋庁令第一四号）が公布され、内地の国有財産法を準用した。

(1) 「日本帝国は国際聯盟規約に基き、之を自己の領土の構成部分として統治する關係上、受任地域内に有する総ての国有財産は日本帝国の国有財産として帝国の他の国有財産と同等に取扱ひ、その間區別を為すことなし」（『千九百二十四

第三十七表 台湾総督府所轄国有財産額調（昭和元年度末）

区 分	数 量	価 額	備 考
土 地 及 附 属 物	7,711 甲	21,800千円	1 甲は 2,934 坪 建物は建坪
建 物 及 附 属 物	367千坪	53,254	
各 種 営 造 物 (鉄道附属諸財産共)		148,070	
船 舶 及 附 属 物	199 隻	3,405	
鉄 道 用 地	6,949千坪	11,859	
計		238,388	
官 租 地	19,336 甲	10,601	
合 計		248,989	

備考：前表に同じ。

第三十九表
関東庁所轄国有財産額調
（昭和元年度末）

区 分	数 量	価 額
土 地	千坪 286,584	千円 126,469
家屋及附属物	214	23,211
其 他 建 造 物		2,013
船舶及附属物	隻 63	294
計		151,988

備考：前表に同じ。

第三十八表
樺太庁所轄国有財産額調
（昭和元年度末）

区 分	数 量	価 額
土地及附属物	千坪 4,218	千円 382
家屋及附属物	971棟	1,636
営造物及附属物	596棟	21,797
船舶及附属物	161隻	863
計		24,678

備考：前表に同じ。

第三十五表 植民地各庁所轄国有財産
額調（昭和元年度末）

庁 別	価 額
朝 鮮 総 督 府	830,058千円
台 湾 総 督 府	248,989
樺 太 庁	24,678
関 東 総 督 府	151,988
南 洋 庁	8,987
計	1,264,700

備考：營繕管財局『第五十六回帝国議会国
有財産に関する参考書類』による。
千円未満四捨五入。以下同じ。

第三十六表 朝鮮総督府所轄国有財産額調（昭和元年度末）

区 分	数 量	価 額	備 考
土 地 及 附 属 物	75,175千坪	191,247千円	一般官有財産
建 物 及 附 属 物	654 〃	119,955	
船 舶 及 附 属 物	412 隻	3,764	
計		314,967	
駅 屯 土	277,239千坪	35,395	特殊官有財産
堤堰沃及附属物	2,587 〃	198	
森 林 原 野	9,389,440 町	477,297	
国 有 未 墾 地	136,001 町	2,203	
計		515,092	
合 計		830,058	

備考：前表に同じ。

さて、以上の沿革をもつ各植民地各庁所轄国有財産総額は、營繕管財局調によれば、昭和元年度末において、左表のとおり、十二億六千四百余万元であった。その植民地別内容は第三十六表、第四十表のとおりであった。

第二章 戦時期の国有財産
年度帝国委任統治行政年報』九六頁）

第四十表 南洋庁所轄国有財産額調
(昭和元年度末)

区 分		数 量	価 額	備 考
土 地 敷 耕 建 物 工 作 船 舶 計	地	343 千坪	108 千円	公用財産
	地	322	104	
	地	22	3	
	物	30	3,382	
	物		646	
	舶	75 隻	186	
			4,321	
土 地 宅 地 耕 地 森 林 原 野 池 沼 椰 子 林 雑 種 地 建 物 工 作 物 計	地	160,816 千坪	4,663	雑種財産
	地	58	19	
	地	445	14	
	林	109,060	4,180	
	野	50,820	190	
	沼	187	1	
	林	247	257	
	地	1	1	
	物		1	
	物		2	
			4,666	
合 計			8,987	

備考：前表に同じ。

二 各植民地国有財産法令の制定

1 制定の経緯

朝鮮、台湾、樺太、関東州ならびに南洋群島の諸外地に、それぞれ新しく国有財産管理に関する制度を、内地国有財産制度に準じて統一的に設けることは、大正十年国有財産法制定当時から懸案であった。

国有財産法は、その附則第三十三条に「本法ヲ朝鮮、台湾又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ為スコトヲ得」と定めて、各植民地に国有財産法をいつから施行するか、いかなる特例の範囲を許すかなどの検討を後日の課題に残したのである。

大正十四年の第五十議会および昭和四年の第五十五議会においても、「政府は国有財産法を速かに各植民地に施行するの措置を執られんことを望む」との希望決議がなされた。政府もまたその必要を認め、施行の準備を進めつつあったのであるが、沿革の項で述べたような各植民地の特殊事情をいかに取り扱うかについて、所管の各省ならびに植民地各庁間に、容易に意見の一致をみるに至らなかった。ようやく、昭和八年ころに相互間に了解が成り、実現のきざしが見えたのであるが、各植民地国有財産制度の不備な状態、したがって、新法の施行が要望された理由は、以下の諸点にあった。

一、各植民地における国有財産管理に関する一般的通則が、朝鮮、台湾、樺太においては勅令、関東庁は訓令、

南洋庁は庁令の形式をとり、不統一である。また、すでに内地には国有財産法が制定されたにもかかわらず、各外地は、依然として旧法たる明治二十三年十一月の官有財産管理規則（勅令第二七五号）を基礎法としていた。ただし、南洋群島だけは、すでに内地の新法を準用していたが、それだけに、南洋群島と他の外地との間に調和を欠いていた。他の外地も、内地の国有財産法と歩調を合わせる必要があった。

二、したがって、各植民地所属財産の管理処分上、取扱を異にしていたばかりか、特に、各植民地所在の中央各省の所管財産と植民地各庁所属財産との間における取扱が軌を一にしていなかった。

三、各植民地国有財産総額の報告について、朝鮮、台湾、樺太は毎年増減報告書を、十年ごとに現在額報告書を各主管大臣に提出することになっていたが、主管大臣はこれを単に議会に報告するだけで、会計検査院の検査も受けていない。なかんずく、主管大臣に対してなされる関東州、南洋群島の国有財産増減報告は、その規定すら不備であった。

要するに、内地同様、大蔵省のごとき省において総括権を持ち、全体を通じて統一的に国有財産の総額を把握し、管理の適正化を図る必要があった。しかし、各植民地はそれぞれの特殊事情を持つだけに、いっそう、関係当局の間における意見がまとまらなかった。特に、いちいち中央諸省の制約下に管理事務を行うことになることは、植民地側として繁雑になるからでもあった。

なお、国有財産の売却や貸付その他の管理処分にあたって措置よろしきを得ないものとして、会計検査院が指

摘した事項を見ると、各植民地所管関係のものが圧倒的に多く、また各省所管のものでも、外地所在のものについての指摘が比較的多かった（巻末資料を参照）。この点からみても、各植民地国有財産制度の改善が必要であったことが首肯されよう。

かくして、ようやく昭和十一年度に、朝鮮、台湾、樺太、関東州および南洋群島に国有財産法を施行する勅令がそれぞれ公布され、昭和十二年四月一日から施行されることになった。

すなわち、

- 1 朝鮮 国有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件（昭和一一・八 勅令第二六六号）
- 2 台湾 国有財産法ヲ台湾ニ施行スルノ件（昭和一二・三 勅令第三六号）
- 3 樺太 国有財産法ヲ樺太ニ施行スルノ件（昭和一二・三 勅令第一〇〇号）
- 4 関東州 関東州国有財産令（昭和一二・三 勅令第四八号）
- 5 南洋群島 南洋群島国有財産令（昭和一二・三 勅令第一〇一号）

法形式として、朝鮮、台湾ならびに樺太は完全な領土であるから、内地国有財産法を施行することにしてもさしつかえないが、関東州と南洋群島は形式上完全な領土と言えないので、内地法を施行することができず、内地の国有財産法と同一内容の勅令を制定する方法によったのである。

2 法令の概要

各植民地に国有財産法を施行するにあたっては、各植民地共通の特例を設け、さらに、各植民地それぞれの特例を設けて、その特殊事情に応ずるようにした。

第一に、おもな共通の特例事項は次の諸点であった。

- 一、国有財産の管理事務を各外地長官に委任する（いずれも、当該勅令第二条）。
- 二、各省所管外地所在財産（公用財産）の用途を廃止した雑種財産は外地長官に引き継ぎ、外地長官をして管理せしめる。

外地長官は、これを換価処分した場合には国有財産整理資金特別会計に繰り入れる（各第四条）。右に反する方法において処分しようとするときは、外地長官は、あらかじめ大蔵大臣に協議する（朝鮮―第六条、第九条。台湾―第六条、第七条。樺太、関東州、南洋―各第六条）。

- 三、営利を目的としない公益事業者に対する国有財産の譲与を認める（各第七条）。

この点、国有財産法では認めていないが、植民地においては内地と事情を異にし、公益事業の奨励援助を図る主旨から設けられた規定である。

- 四、管理換の手続は、外地長官において処理する。

植民地特別会計所属財産につき、管理換の必要があるときは、各省大臣から当該外地長官および大蔵大臣に協議し、また外地長官において各省所管の財産につき管理換を受けようとするときは、外地長官から所管

大臣および大蔵大臣に協議する（各第五条）。

- 五、境界査定についての例外。

国有財産法では、境界査定に対し不服ある者の行政訴訟および訴願を認めているが、外地においては、まだ土地測量の完了しない所があるのと、行政訴訟法および訴願法が施行されていないことなどの理由から、例外規定を設けた。この例外の内容と規定の方法は、植民地により若干の相違がある。

- 六、国有財産の台帳様式は、外地長官が大蔵大臣と協議して定めることとした。内地では、大蔵大臣が定める様式に従う。

- 七、国有財産法施行令第八条但書を排除した。これは、公共団体において維持保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合、これを公共団体に譲与するには、費用負担の義務を負うた期間が十年以上であることを要する旨の規定であるが、植民地においては、この期間の条件を要しない。

- 八、総括大臣に対する協議および通知事項の省略。

- 九、外地長官は、国有財産増減報告書および現在額報告書を所管大臣すなわち拓務大臣に報告する。ただし、関東州については、満州国駐劄特命全権大使から大蔵大臣に送付することにした¹⁾。

(1) 外地国有財産という場合には、三つの意味がある。

一、外地所在国有財産という場合には、植民地特別会計所属国有財産のうちの当該植民地に所在する財産と各省所管外

地所在国有財産とを包含する。属地主義の意味であり、したがって、植民地特別会計所属の財産であっても、植民地以外に所在する財産は含まれない。

二、植民地長官の所管財産

植民地特別会計所属財産であり、これに国有財産整理資金特別会計所属であって、新勅令により特に植民地長官に管理を委任した財産が含まれる。

三、植民地特別会計所属財産

財産の所在のいかんを問わず、内地あるいは外国所在の財産であっても、すべて含まれる。

前述のように、新法令によって、昭和十二年四月一日から、国有財産法が植民地に施行されることになったのであるが、これは原則であって、各植民地の特別事情に即応せしめるよう、いくつかの特例が設けられた。

第一に、国有財産法の諸条項中、施行する規定と施行しない規定とを明示した。

国有財産法朝鮮施行令は、第一条に、法第十三条（境界査定に対し不服ある者の訴願権および行政裁判所への出訴権を認めた規定）と第二十四条（寺院仏堂への無償貸付雑種財産に関する規定）とを除くことを明らかにした。

台湾施行令、樺太施行令も、同じく第一条に、第二十四条および第十三条の訴訟に関する規定を除くことを掲げた。

関東州国有財産令ならびに南洋群島国有財産令は、そのほか、国有財産法施行令第二条（用途を廃止する場合、大蔵大臣に引き継ぐべき規定）、第四～六条（大蔵大臣との協議を義務づけた規定）、第十四条（境界査定に関する規定）、

その他、第十九条、第二十八条、第二十九条を不施行規定とすることを明示している。

第二に、施行する規定のうちでも、ある種の財産またはある場合には適用しないものを列記した。これはかなり多く、いま、その条項だけを次に掲げよう。

国有財産法朝鮮施行令（第一条、第二三条）

一、所属財産に不適用 国有財産法第三条

二、所在財産に不適用 国有財産法施行令第二、四、五、十四、十九条

三、所管財産に不適用 同施行令第三条、第八条の但書、第三十六～三十八条

四、国有林野に不適用 同第二十三条

国有財産法台湾施行令（第一条、第二〇条）

朝鮮施行令の場合とほぼ同様であるが、

一、所管財産に不適用の条項のうち、国有財産法施行令第三十七条、第三十八条（現在額報告書の大蔵大臣への報告義務ならびに台帳に関する規定）は、台湾には適用する。

二、ただし、国有林野および蕃地には、国有財産台帳、計算書および報告書に関する規定は適用しない。

国有財産法樺太施行令（第二条、第二〇条）

一、所在財産に不適用 国有財産法施行令第二、四、五条

- 二、所管財産に不適用 同第三条、第八条の但書、第三十八条
 - 三、国有未開地および国有林野に不適用 国有財産台帳、計算書および報告書に関する規定
- 関東州国有財産令（第一条）

- 一、所属財産に不適用 国有財産法第三条
- 二、所管財産に不適用 樺太の場合に同じ

南洋群島国有財産令（第一条、第二条）

- 一、所管財産に不適用 樺太、関東州の場合に同じ
- 二、実地調査を終らない財産に不適用 国有財産台帳、計算書および報告書に関する規定

第三に、十分に外地の特殊事情に即応させるため、新たに例外規定を付加するとともに、従来の規定で、当分有効なものと認められたものがある。

朝鮮

- 一、新規例外規定（朝鮮施行令第二〇一四、一六、一九、二二、二四条）

- 二、当分有効規定（同第二〇、二一条）

イ 駅屯土特別処分令により現に貸付または売払契約中のものに対する同処分令の第二条

ロ 国有未墾地利用法、森林令、朝鮮土地改良令および朝鮮市街地計画令中の譲与、貸付または貸付によ

らない使用もしくは収益に関する規定

なお、注意すべき措置として、朝鮮国有財産（鉄道）の南満洲鉄道株式会社への無償貸付が許された。

昭和十一年四月勅令第六十号「朝鮮総督ノ管理ニ属スル官有財産ノ貸付又ハ使用ニ関スル件」により、「南満洲鉄道株式会社ガ昭和八年勅令第二百五十八号ニ依リ委託ヲ受ケタル鉄道ノ運輸ニ関聯シテ雄基港及清津港ニ於テ為ス海陸聯絡運輸ノ為必要アルトキハ朝鮮総督ハ同会社ニ対シ其ノ管理ニ属スル官有財産ヲ無料ニテ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得」と定められた。国有財産法第十六条により、国有財産の無償貸付は許されないのであるが、その「勅令ニ特別ノ規定アル場合」を適用し、軍事的理由によって、朝鮮国有財産の無償貸付を認めたのである。

台湾

- 一、新規例外規定（施行令第二〇一一、一三、一七、一九、二二条）

- 二、当分有効規定（施行令第一五、一六条）

台湾官有財産管理規則第六条の三号、同五号

台湾官有森林原野及産物特別処分令、台湾塩田規則、台湾樟樹造林奨励規則、台湾森林令、台湾都市計画令中の売払、譲与、貸付および貸付によらない使用もしくは収益に関する規定

樺太

- 一、新規例外規定（施行令第二〇二一、一三、一八、二二条）
- 二、当分有効規定（施行令第一六、一七条）

樺太官有財産管理規則（この規則により行つた処分または契約に対して有効）

樺太国有未開地特別処分令、樺太国有森林原野産物特別処分令

大正四年勅令第八十六号（「樺太ニ於ケル土地及森林原野ノ産物ノ無償貸付又ハ譲与ニ関スル件」）

関東州

- 一、新規例外規定（財産令第二〇二二、一四、一八〇二三条）
- 二、当分有効規定（財産令第一七条）

塩田、造林、牧野経営に関し、大使の定めた命令のうち、国有財産の無償貸付または無償使用に関する規定

関東州塩田規則（明治三九・三 関東州民政署令第八号）

関東州造林奨励規則（明治四一・八 都督府令第四五号）

関東州牧野経営奨励規則（昭和一二・三 関東局令第一三号）

南洋群島

- 一、新規例外規定（南洋群島国有財産令第二〇二二、一四、一六〇二二、二三条）
- 二、当分有効規定（同財産令第一六〇一八条）

南洋群島土地調査令（昭八・一〇 勅令第二六三号）

特に境界査定に関する規定

南洋庁長官の指定する区域内の雑種財産の譲与または無償貸付に関し南洋庁長官の定める規定

南洋庁土地審査委員会令（昭八・一〇 勅令第二六四号）

三 植民地国有財産総額とその内容

——昭和十二年度初における——

新法令の施行によつて、諸植民地の国有財産の総額が統計的に示されることになったが、まず、中央各省所管の国有財産額を、昭和十二年度初現在額について見ると（第四十一表）、総額二億七千七百万円であった。このうち、最も多額を占めたのは、陸軍省の二億二千百万円（八〇％）で、群を抜いていた。次いで、文部省二千八百万円（二〇％）、海軍省二千四百万円（八％）で、他は数えるに足らなかった。文部省所管は大学演習林であつて、これを別とすれば、植民地所在国有財産は、ほとんどすべて軍用財産であり、なにかんずく、陸軍用地であつたことは、後にみるとおりである。しかも、以上の額には、国防上秘密を要するものを包含していないことに注目せねばならない。残念ながら、それがどれくらいであつたかを知る資料が得られない。

また、植民地別国有財産額を見ると、各植民地国有財産全体のほとんど半分に当る一億二千二百万円（四六％）

第四十一表 植民地所在各省所管国有財産額調
(昭和12年3月末日現在) (単位 千円)

省 別	朝鮮	台湾	関東州	樺太	計
大 蔵	—	—	—	81	81 0%
陸 軍	106,149	26,194	86,845	1,708	220,897 80%
海 軍	10,385	6,923	7,427	1	24,736 8%
司 法	—	—	—	534	534 0%
文 部	3,096	2,940	—	21,805	27,841 10%
逓 信	2,514	—	346	322	3,182 1%
計	122,143 46%	36,057 13%	94,619 34%	24,450 7%	277,270 100%

備考：営繕管財局『第七十三回帝国議会国有財産参考書』により作成。
国防上秘密を要するものは含まれていない。単位未満四捨五入。

を朝鮮が占める。次いで関東州九千四百万円(三四%)、台湾三千六百万円(一二%)、樺太二千四百万円(七%)の順であった。特に関東州における国有財産額が相対的に多いことが注目される。

次に、第四十二表について植民地各庁所轄国有財産額を見ると、総額十三億四千八百万円、これの植民地別では、朝鮮七億二千九百万円(五四%)、台湾三億三千百万円(二四%)、関東州二億三百万円(一五%)、樺太五千四百万円(四%)、南洋群島三千百万円(三%)の順であった。

財産の種類形態別に見ると、土地が最も多く、総額十三億四千八百万円のうち四億四千三百万円、次いで建物一億八千八百万円、器

第四十二表 植民地各庁所轄国有財産額調
(昭和12年3月末日現在)

植 民 地 別	土 地	立木竹	建 物	工作物	器具機械	船 舶	株式及持分	計
朝鮮	数量 5,825,502 千円 213,269	千石 365 千円 181	千坪 延 832 千円 延 923 91,831	千円 350,125	千円 66,270	隻 605 千円 4,960	千株 24 千円 1,964	54% 千円 728,600
台湾	27,111 61,174	41 46	489 延 582 60,939	136,680	41,684	264 3,422	540 27,000	24% 330,946
樺太	3,972 4,665	— —	78 延 87 10,317	30,478	120個 824輛 6,646	162 1,858	— —	4% 53,964
関東州	78,771 152,207	15 30	131 延 174 18,547	14,995	—	87 605	330 16,500	15% 202,883
南洋群島	122,596 11,920	— —	37 延 39 6,187	2,321	—	78 322	211 10,546	3% 31,295
合 計	6,057,953 443,235	421 257	1,568 延 1,806 187,820	534,598	120個 824輛 114,600	1,196 11,168	1,105 56,010	100% 1,347,689

備考：前表に同じ。鉄業権および砂鉄権は存在しない。

第四十四表 台湾所在各省所管国有財産形態別額調
(昭和12年3月末日現在)

形態別	各省別			計
	陸軍	海軍	文部	
土地{千坪 千円	15,412 10,961	1,666 2,547	39 11	17,117 13,519
立木竹{千石 千円	13 8	— —	43,209 2,769	43,222 2,778
建物{千坪 千円	80 延(93)	12 (12)	1 (1)	92 (106)
工作物{千円	13,313	2,237	91	15,641
器具機械{千円	1,912	1,835	69	3,815
計 千円	—	305	—	305
計 千円	26,194	6,923	2,940	36,057

備考：前表に同じ。

第四十五表 関東州所在各省所管国有財産形態別額調
(昭和12年3月末日現在)

形態別	各省別			計
	陸軍	海軍	逋信	
土地{千坪 千円	4,631 15,389	1,591 3,681	28 15	6,250 19,085
建物{千坪 千円	418 延(479)	15 (17)	1 (1)	434 (497)
工作物{千円	57,444	1,479	100	59,024
器具機械{千円	14,012	2,022	231	16,266
計 (千円)	—	244	—	244
計 (千円)	86,845	7,427	346	94,619

備考：前表に同じ。

所管千万円の内
容は、土地建物
が七百万円弱の
ほか、工作物が
三百万円に上っ
ている（第四十
三表）。
その他の植民
地別に見ると、
昭和十二年度初
において、第四
十四、四十六表
のとおりであつ
た。

第四十三表 朝鮮所在各省所管国有財産形態別額調
(昭和12年3月末日現在)

形態別	各省別				計
	陸軍	海軍	文部	逋信	
土地{千坪 千円	107,291 55,458	25,635 4,906	1,872 74	15 32	134,812 60,469
立木竹{千石 千円	135 (*)	— —	19,190 (0)	— —	19,325 (*)
建物{千坪 千円	128 延(307)	— (15)	2,869 (1)	— —	2,998 (322)
工作物{千円	40,694	1,830	139	—	42,664
器具機械{千円	9,868	3,460	13	2,482	15,824
船 舶{隻 千円	— —	188 —	— 2	— —	188 2
鉱 業 権	—	—	—	—	—
計 千円	106,149	10,385	3,096	2,514	122,143

備考：前表に同じ。*印は四捨五入しても単位に満たないものを示す。

具機械一億千五百万円の順である。
(1) 協定により指定された事業所、すなわち朝鮮総督府鉄道局、台湾総督府殖産局営林所、同専売局、同交通局鉄道部および樺太庁鉄道事業所の合計額である。
また、植民地全体を通じての国有財産総額のうち、各省所管総額は二億七千七百万円であつたのに対し、各庁所轄総額は十三億四千八百万円であるから、後者がはるかに大きな割合を占めていたことを知る。
朝鮮所在の国有財産について見ると、中央諸省所管財産総額一億二千二百万円のうち、陸軍省が一億六百万円（八六・九％）を占め、その形態別の内容は土地一億七百万坪、五千五百万円、建物四千百万円で、ほとんど全部を占めている。海軍省

第四十七表 植民地各庁所属国有財産額調
(昭和17年 3 月末日現在) (単位 千円)

所 管 別	公用財産	営林財産	雑種財産	計
拓 務 省 (朝鮮・台湾・樺太・南洋庁)	1,693,015	1,298,394	204,165	3,195,574
大 蔵 省 (関 東 庁)	59,635	1,382	198,101	259,118
計	1,752,650	1,299,776	402,266	3,454,692

備考：大蔵省営繕管財局『第八十一回帝国議会参考書（国有財産現在額調その他）』により作成。単位四捨五入。

第四十八表 拓務省所管特別会計所属国有財産額調
(昭和17年 3 月31日現在)

形 態 別	公用財産	営林財産	雑種財産	計
土 地 { 町 千 円 (217,508千坪) 397,131	72,503 397,131	6,750,293	1,596,236	8,419,032
立 木 竹 { 千 石 円 千 円 6,278	3,886 6,278	849,969 1,098,081	* 1	853,855 1,104,360
建 物 { 千 坪 千 円 250,860	建 延 1,809 2,047 250,860	4 4 248	31 33 2,991	1,843 2,083 254,099
工 作 物 { 千 円	781,671	7,892	42,058	831,621
器 具 機 械 { 千 円	237,087	1,765	—	238,852
船 舶 { 隻 千 円 千 円	1,547 19,961	— —	— —	1,547 19,961
鉱 業 権 { 町 千 円 千 円	217 26	— —	6,633 995	651 1,021
株 式 及 持 分 { 千 円	—	—	65,219	65,219
計 千 円	1,693,015	1,298,394	204,165	3,195,574

備考：前表に同じ。
関東局特別会計所属土地 66,707 町歩を加えると、全植民地庁所属土地総面積は 85,739 町歩である。*印は四捨五入しても単位に満たないものを示す。

第四十六表 樺太所在各省所管国有財産形態別額調
(昭和12年 3 月末日現在)

形 態 別	各 省 別						計
	大蔵	陸軍	海軍	司法	文 部	通信	
土 地 { 千 坪 千 円	1 30	144 499	— —	134 173	262,863 1,836	98 6	263,241 2,544
立 木 竹 { 千 石 円 千 円	— —	— —	— —	— —	53,021 19,688	— —	53,021 19,688
建 物 { 千 坪 千 円	延(*) 39	7 (7)	* (*)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	12 (12)
工 作 物 { 千 円	11	1,108	1	331	158	141	1,778
器 具 機 械 { 千 円	1	100	—	31	122	175	439
船 舶 { 千 円	* (1)	—	—	—	—	—	*
計 千 円	81	1,708	1	534	21,805	322	24,450

備考：前表に同じ。

新植民地国有財産制度によって、各外地長官は、国有財産増減計算書ならびに現在額報告書を、所管大臣すなわち拓務大臣に送付するようになった。ただし、関東局長官（満洲国駐劄特命全權大使）は大蔵大臣に送付することになった。両者を合計すれば、全植民地各庁所属国有財産総額を知ることができる。いま、昭和十六年度末において両者を合算すると、三十四億五千四百万円となり（第四十七表）、これを昭和十二年度初の十三億四千七百万円に比較すると、この間二十一億七百万円、実に二・五倍強の著増を示している。

この原因は、二つの統計表の作り方が、資料の関係で異なるためにわかりにくい、立木竹を主内容とする営林財産、なかんずく樺太の国有林野関係の価格増加に基くものが最大の理由と推定される。

四 植民地国有財産の増勢

第四十九表 関東局特別会計所属(大蔵省所管)国有財産額調
(昭和17年3月末日現在)

形態別		公用財産	営林財産	雑種財産	計
土地	千坪	4,669	31,141	164,313	200,123
	(町)千円		(10,380)	(54,771)	(66,707)
立木	千石	25,479	1,348	173,111	199,938
	千円	—	14	—	14
建物	千坪	—	34	—	34
	千円	建 107	—	15	122
工作物	千坪	延 148	—	21	169
	千円	15,944	—	2,402	18,346
船舶	千円	17,567	—	415	17,982
	隻	75	—	4	79
株式	千円	645	—	48	693
	千円			555	555
計	千円			22,125	22,125
	千円	59,635	1,382	198,101	259,118

備考：前表に同じ。

第五十表 拓務省所管国有財産の推移
(単位 千円)

年度別	一般会計	特別会計	計
昭和10	1	—	1
11	1	1,145	1,146
12	1	1,202	1,203
13	1	1,293	1,294
14	1	2,168	2,169
15	1	2,329	2,330
16	2	3,195	3,197
17	2	3,195	3,197
18	—	3,195	3,195
19	—	3,195	3,195
20	—	—	—

備考：大蔵省『財政金融統計月報』
(71号)による。

すなわち、昭和十四年度のごときは、樺太庁の土地
立木を実測の結果、新規に国有財産台帳に登載した額
が、実に七億五千八百余万円に上った。
また、拓務省所管全体として、昭和十六年度は、土
地と立木竹の価格改訂が七億余円を数え、その他、建
物、工作物および器具機械の新築、新設、増設一億四

千八百万円、株式および持分の出資が一億八千二百万円に上った。これらの増加額計十七億八千八百万円が、右
の有力な内容と判断されるのである。

拓務省(昭和四年六月設置、十七年十一月廃止、大東亞省に吸収)所管の国有財産を見ると、第五十表のとおりであ
る。表において、特別会計の欄が、関東庁を除く各植民地特別会計所属国有財産額の合計に相当する。

外地国有財産は、昭和十一年度から、はじめて国有財産総額計算書に計上されるようになったわけであって、
第四十八表に見るとおり、昭和十六年度末に三十一億九千五百万円に上ったが、その後の数字の変化は見られな
い。これは、太平洋戦争にはいつて、国有財産管理事務は手薄となり、増減計算書の報告がなされなかったこと
によるとみられる。

第二節 寺院仏堂境内地の譲与処分

一 寺院仏堂の国有境内地の沿革

昭和十四年に制定された宗教団体法(法律第七七号)によって、宗教団体に対する監督、財産の管理方法等に関
する規定が制度的に一応完備されたのであるが、政府は、これと同時に、多年の懸案であった寺院、仏堂等の国
有境内地の譲与処分を行い、宗教団体を保護するとともに、その教化の機能を伸展させようと図った。すなわ

ち、同年「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」(法律第七八号)を制定して、寺院仏堂等(神社を除く)の国有境内地を一定の条件の下に譲与することとしたのである。これがいわゆる第一次境内地処分であつて、わが国の宗教政策史上、一つの画期的な意義を持つものである。

しかし、社寺境内地の問題は、明治初年以來特殊の沿革を経てきており、昭和十四年に行われた譲与処分の具体的内容を検討するに先だち、明治、大正年間の経緯の概略を明らかにしておく必要がある。

徳川時代においては、社寺は広大な境内地および領地を有していたが、明治初年、幕府の大政奉還と諸侯の版籍奉還とにつづいて、社寺についても、現境内を除く土地はすべて上地すべき旨が定められた(明治三年十二月太政官布告)。しかるに、この現境内の決定については、一定の標準とすべきものがなく、境内外区分が各地でまちまちであつたので、その後、地租改正事業にも関連して種々の令達が行われ、社寺境内地は、漸次その範囲が局限されて、従来の境内地で、その祭典、法要に必要な土地以外はすべて上地を命ぜられた。さらに祭典、法要に必要な土地であっても、民有の確証のないものは官地に編入された(明治四年五月太政官達「寺院境内ノ区別ヲ一定セシムルノ件」、同年七月太政官達「神社祿制制定ニ付境内区別方ノ件」、同八年六月地租改正事務局達乙第四号「社寺境内外区劃取調規則」、同年七月地租改正事務局議定「地所処分仮規則」等)。

なお、社寺有の森林も、社寺上地令に基いて官地に編入されたのであるが、森林資源は、社寺にとっては経済的にも相当貴重であり、長年月自ら保護培養してきただけに執着も強く、これの還付または現境内に再編入等の

申請をするものが絶えなかつた上に、過渡期に乗じて盗伐ないし無断伐採が横行し、政府は、国土保安上ならびに森林資源確保の見地からも、むしろこれらの森林を当該社寺に委託して保管させたほうが良策と考え、上地林の保管委託制による使用収益の途を講じた(明治十七年「社寺上地官林委託規則」、明治二十三年「官有森林原野及産物特別処分規則」)。

明治初年の社寺上地または地租改正事業によって官有とされた土地、森林原野の中には、往々にして、社寺その他の私人が、その所有または分収の正当な権利を持っていたにもかかわらず、これを官地に編入したものが少なくなかつた。そこで、政府は、明治八年以來下戻処分を実施し、正当な事由、確実な証拠等があるものについては、当該社寺からの申請に基き、地方長官(当時の道府県知事)をして還付させてきたのであるが、これをいつまでも長く継続することは不可能でもあり、弊害も生ずるので、明治三十二年に国有土地森林原野下戻法(法律第九九号)を制定し、下戻処分を打ち切ることになった。なお、同年制定された国有林野法(法律第八五条)には、社寺上地林で社寺の尊厳保持に必要な、いわゆる風致林野については、現境内に編入あるいは当該社寺に委託して保管させる等の規定がおかれ、次いで同三十九年には、神社、寺院および仏堂の合併跡地の譲与に関する勅令が公布された(勅令第二二〇号)。

このように、当該社寺所有の確証がある社寺境内外の上地林は、申請によって下戻処分をしたのであるが、その他の境内地については、政府は、元来公領地であつて朱印状の下付により社寺に領知権を付与されたものにす

ぎないという見解に立って、その下戻申請はすべて却下した。これに対し、社寺側は、その境内地は多く先代神官・住職等が開拓経営し、もしくは幕府諸侯の朱印状下付その他一般寄付施入等により、正当に所有権を取得した私有地であるとして、当該社寺に還付すべきことを行政裁判所に出訴した。行政裁判所においては、当初は政府の見解と一致し、訴訟は原告の敗訴となったのであるが、後に至り、朱印状によって課税を免ぜられた境内地は社寺の私有地であるとの見解をとって、逆に原告社寺の勝訴となった。このため、出訴・判決の前後によって不公平を生じたのみならず、前記下戻法によって期限までに申請をしなかったものは、永久に下戻しの機会を失う結果となり、寺院側は、明治四十四年、第二十七回帝国議会に寺院境内地還付について請願し、第二十八回帝国議会には法案も起草された。それ以来、数次の帝国議会において該法案は衆議院を通過したが、常に貴族院において審議未了のまま葬り去られた。

かくして、大正十年に国有財産法が制定され、寺院境内地は国有財産中の雑種財産として、当該寺院に永久に無償で貸し付けたものと見なされ、実質的には下戻しと同じ効果を与えることになった。なお、社寺の合併跡地については、従来どおり、合併した社寺に譲与する規定が同法にも設けられた。

国有財産法が制定された後においても、寺院境内地還付（譲与）に関する法案は、第四十五、四十六、五十、五十一、五十二回の帝国議会に提出されたが、政府は、国有財産法に境内地の性格に関する規定を設けた直後に、これの無償下戻しを認めることは穩当を欠き、更に寺院、仏堂の財産管理に関する規定がまだ不備な状態である

から、国有境内地の譲与を行えば、寺院においてみだりに処分を行うおそれもあるとして、終始、同法案に反対した。結局、この問題の根本的解決は、将来、寺院財産管理制度が完備される時を待たなければならなかった。

大正十五年、政府は、第五十三回帝国議会に宗教法案を提出するに際し、多年の懸案たる寺院、仏堂の国有境内地譲与の問題をも解決せんとして、同法案の附則にこれに関する規定を設けたのであるが、この法案も貴族院において審議未了となり、不成立に終った。

大正十二年九月一日の関東大震災によって、東京および横浜两市に対して特別都市計画法（大正一二年法律第五三号）が施行され、土地区画整理が行われることとなった。その結果、土地区画整理施行地区内にある寺院、仏堂は、境内地あるいは墓地を狭められる場合が少なくなく、その代償として換地を与えられたのであるが、それでも、宗教活動上支障がある場合には、換地以外の土地を求めざるを得ない事態を生ずるに至った。この際、寺院、仏堂は、それまで無償貸付を受けていた境内地を国に返還することになり、その存立が危くなる場合もあった。当該寺院は土地区画整理地区への編入を拒否する態勢を示したので、特別都市計画上重大な支障を生ずることになった。そこで、政府は、大正十四年、「特別都市計画区域内ニ於ケル寺院ノ国有境内地譲与等ニ関スル法律」（法律第四号）を制定し、寺院の国有境内地を土地区画整理施行地区に強制的に編入できることとするともに、編入された場合において、換地以外の土地に移転するときは、移転の財源に充てさせるために、その換地を当該寺院に譲与することとなった。この規定による国有財産の譲与の審議には、寺院境内地譲与審査会が当たった

(大正一四年勅令第二八五号)。

また政府は、昭和三年、第五十六回帝国議会にも、宗教団体法案とともに寺院等の国有境内地処分に関する法案を提出して、宗教団体を保護し、その教化作用を十分に遂行させるために、国有境内地を必要な範囲において譲与しようと企図したのであるが、これらの法案も貴族院において審議未了となった¹⁾。

(1) 貴族院の反対は、国家の宗教団体への干渉を不可とするにあり、特に花井卓造議員らが有力な反対者であった。

以上述べてきたように、寺院、仏堂の国有境内地譲与の問題は特殊の沿革を有する多年の懸案であった。明治末年以来帝国議会になされた寺院、仏堂境内地還付の法律制定の請願は、昭和十四年までに実に十二回に及び、また寺院、仏堂境内地無償下戻しに関する衆議院議員提出の法律案が、前後七回衆議院で可決された。政府もしばしば法案を提出して、本問題の解決に努めてきたが、常に貴族院において審議未了となり、根本的な解決には至らなかった。本問題に関する衆議院議員提出法律案の回期、審議経過等を一覧表の形で掲げたものが次表である。

衆議院議員提出法律案

回	期	議案名	提出者氏名	経過
六回	自明治二七、 至〃二七、 六、五、一五	社寺境外上地還付に関する法律案	今井磯一郎	院議に上らず
八回	自明治二七、 至〃二八、 一三、二二、三四	社寺境外上地還付に関する法律案	今井磯一郎 外三名	否決

二八回	自明治四四、 至〃四五、 一三、二二、二五七	社寺境内地下戻に関する法律案	請願委員長	衆議院可決 貴族院に回付未決
三〇回	自大正二、 至〃二、 一三、二二、二六七	社寺境内地下戻に関する法律案 「社寺上地下戻に関する法律案」 に改む	福井三郎 外八名	衆議院修正可決 貴族院に回付未決
三一回	自大正三、 至〃三、 一三、二二、二五六	社寺上地下戻に関する法律案	請願委員長	衆議院可決 貴族院に回付未決
三五回 (解散)	自大正三、 至〃三、 一三、二二、二五七	社寺上地下戻に関する法律案	小川平吉 外一名	院議に上らず
三七回	自大正四、 至〃五、 一三、二二、二八一	社寺上地下戻に関する法律案	斎藤隆夫 外四名	衆議院修正可決 貴族院に回付未決
四四回	自大正一〇、 至〃一一、 一三、二二、二五六	社寺現境内地無償下付に関する法律案	鵜沢総明 外二名	衆議院修正可決 貴族院に回付否決
四六回	自大正一一、 至〃一二、 一三、二二、二六七	社寺現境内地無償下付に関する法律案	鵜沢総明 外二名	衆議院可決 貴族院に回付未決
五〇回	自大正一二、 至〃一三、 一三、二二、三〇六	社寺現境内地無償下付に関する法律案	安藤正純 外五名	衆議院修正可決 貴族院に回付未決
五一回	自大正一四、 至〃一五、 一三、二二、二五六	社寺現境内地無償下戻に関する法律案	安藤正純 外四名	衆議院委員会に於 て未決
同	同	寺院現境内地無償下戻に関する法律案	福井甚三 外四名	衆議院委員会に於 て未決
五二回	自昭和元、 至〃二、 一三、二二、二五六	寺院現境内地無償下戻に関する法律案	安藤正純 外二名	衆議院本会議に於 て未決

五二回	自昭和元、二、二六 至〃三、二五	寺院現境内地無償下戻に関する法律案	高木益太郎 外一名	衆議院本会議に於て未決
五七回 (解散)	自昭和四、一、二六 至〃五、一、二一	寺院現境内地無償下戻に関する法律案	安藤正純 外二名	院議に上らず
六四回	自昭和七、二、二六 至〃八、三、二五	寺院現境内地竝墓地無償下戻に関する法律案	安藤正純 外七名	衆議院委員会に於て未決
同	同	寺院現境内地竝墓地無償下戻に関する法律案	後藤亮一 外一名	衆議院委員会に於て未決
同	同	寺院現境内地竝墓地無償下戻に関する法律案	青木亮貫 外一名	衆議院委員会に於て未決

備考 營繕管財局『第七十四回帝国議会寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律案参考書』による。

二 寺院仏堂境内国有地処分法の制定

日華事変下の昭和十四年に、わが国宗教団体の健全な宗教活動を保護助長するために、宗教団体法（法律第七七号）が制定された。同法は宗教団体の組織、機構の整備を主眼目としたものであるが、寺院等の財産の管理、保全等についても必要な規定を設けた。すなわち、寺院、教会および仏堂の財産は財産台帳に登録され、これらの財産を処分する場合には、同法第十条の規定により地方長官（知事）の認可が必要であり、かつそれが処分の効力の発生要件であるとされたのである。¹⁾

(1) 宗教団体法（抄）

第十条 寺院又ハ法人タル教会左ニ掲グル行為ヲ為サントスルトキハ総代ノ同意ヲ得第六条第二項第五号ノ教会ヲ除クノ外管長又ハ教団統理者ノ意見書ヲ添ヘ、地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

一 不動産又ハ寺院財産台帳若ハ教会財産台帳ニ登録セラレタル財産ヲ処分シ又ハ担保ニ供スルコト

二 借財又ハ保証ヲ為スコト

前項ノ場合ニ於テ総代ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ住職又ハ教会主管者ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第一項ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケズシテ為シタル行為ハ之ヲ無効トス

第一項ニ規定スル事項ニ付総代ノ同意ヲ得ズシテ為シタル行為ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ承認ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トス

前二項ノ場合ニ於テ相手方ガ善意無過失ナルトキハ其ノ行為ヲ為シタル住職又ハ教会主管者ハ相手方ノ選択ニ従ヒ之ニ対シテ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ズ

この規定によつて、寺院等が、その所有する財産を他に譲渡あるいは担保に供するような場合には、知事の認可を必要とし、不当もしくは勝手な処分が制御されることになったので、国有境内地を寺院等に譲渡した場合にも、従来どおり宗教活動に必要な境内地として、十分な保全管理が行われる見通しがつくに至った。そこで政府は、多年にわたり特殊の沿革的關係を有してきた寺院、仏堂の国有境内地の譲与の問題をも、これと併行して解決しようと考え、「寺院等ニ無償ニテ貸付シタル国有財産ノ処分ニ関スル法律」を制定し、国有境内地を一定の

条件のもとに譲与することになった。その目標としたところは、宗教団体の保護と教化機能の十分な発揮とである。

第七十四回帝国議会における松村（光三）大蔵政務次官の同法律案提出理由の説明は、次のとおりであった。¹⁾

「今回宗教団体系案の提出に際しまして、政府は是と共に寺院仏堂の国有境内地譲与の問題を解決するを適当と認めまして、寺院等に無償にて貸付しある国有財産処分に関する法律案を提出致した次第であります。御承知の通り、寺院仏堂の国有境内地譲与の問題は多年の懸案でありまして、政府に於きましては寺院仏堂の財産管理の方法が完備するに於ては、適当に之を解決すべき旨を屢々発表し来つたのであります。が、今回提案の宗教団体系案が成立の晩に於きましては、寺院仏堂の財産管理の方法も完備することとなりますが故に、宗教団体を保護して、其の教化作用を十分に遂げしむるが為に、古来寺院仏堂と特殊の沿革的關係を有する国有境内地を、適当なる条件の下に譲与致しますことは、時宜に適したる措置であると信じます。

本法案の概要を申しますと、本法施行の際に寺院又は仏堂に無償にて貸付けてあります国有財産は、寺院等が一定の期間内に申請致しました場合には、其の境内地として必要な部分は之を譲与することになつて居ります。而して其の譲与は慎重且つ公正に之を行ふの必要がありますから、寺院境内地処分審査会を設け、之に諮問しまして譲与することと致しました。又其の譲与を為さざる部分に付きましては、寺院等の申請に依り時価の半額を以て売払を為し、其の代金に付きましては年賦延納を認めてあるのであります。（後略）」

(1) 『第七十四回帝国議会衆議院議事速記録』四二二頁。

同法律案の要綱¹⁾を掲げると、次のとおりである。

第一 本法施行の際現に国有財産法に依り寺院又は仏堂に無償にて貸付しある国有財産は其の寺院等が一定の時期迄に申請したるときは之を譲与すること

(一) 譲与申請の期間

(イ) 寺院に付ては本法施行後二年内

(ロ) 仏堂に付ては本法施行後三年内

(二) 譲与の範囲

寺院等の境内地として必要な部分と為すこと

(三) 譲与に関する審査

譲与に付ては寺院境内地処分審査会に諮問し其の適正を期すること

(四) 譲与処分に対する救済方法

譲与に関する処分に対し不服ある者は訴願を為し得ることとし大蔵大臣訴願の裁決を為すに当りては寺院境内地処分審査会に諮問すること

第二 譲与を為さざる部分に付ては寺院等が一定の時期迄に申請したときは時価の半額を以て売払を為し得

ること

(一) 売払申請の期間

(イ) 譲与の申請を為したるものに付ては譲与を為さざることの決定通知を為したる日より五年内

(ロ) 其の他のもの

寺院に付ては本法施行後五年内

仏堂に付ては本法施行後六年内

(ハ) 訴願を為したるものは右の期間満了後と雖も其の裁決書を受領したる日より尚二年間申請を為し得ること

(二) 代金納付の方法

売払代金に付ては左の通年賦延納²⁾を認むること

(イ) 担保を提供せざるものに付ては五年内

(ロ) 国債を以て担保を提供したるものに付ては十年内

第三 譲与を為さざることに決定したるものには国有財産法第二十四条の規定を適用せざることとなすも売払の申請を為したるものに付ては其の決定に至る迄当該寺院等に対し無償貸付の途を開くこと

(1) 前掲『第七十四回帝国議会寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律案参考書』による。

(2) 売払代金の年賦延納については、貴族院において一律に十年内と修正された。その理由は、売払代金を無理なく、完全に納付せしめるということである。

なお、本法制定当時、各地の国有公園地の中にあつた境内地は、本来は一般の国有境内地と同じ実質を持っていながら、形式上境内地としての無償貸付を受けていなかったがために、譲与を受けられないということが問題とされた。そこで、この問題について、制定から施行までの一年ばかりの間に、内務省、文部省、厚生省その他関係公共団体と寺院側との間で種々検討された結果、公園地の中にある境内地については、その寺院の境内地として必要と認められる部分に限り、公園地解除の上、国有財産法第二十四条第二項の規定に基いて、境内地として当該寺院との間に無償貸付の契約が結ばれた。その結果、これらの境内地についても境内地処分法が適用されて、譲与が行われることになったのである。¹⁾

(1) 奈良の東大寺、興福寺、東京芝の増上寺、金地院および光宝院、千葉県鋸山の日本寺、長野の善光寺、東京浅草の本竜院等である。

譲与境内地の範囲については勅令をもって定めることとし、昭和十四年十二月勅令第八百九十二号「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律施行ニ関スル件」として公布された。譲与の範囲は、次の各号の一に該当するものとする旨規定されている（同勅令第一条）。

一 本堂、庫裡、会堂其ノ他寺院又ハ教会ニ必要ナル建物又ハ工作物ノ敷地ニ供スル土地

二 宗教上ノ儀式又ハ行事ヲ行フ為必要ナル土地

三 参道トシテ必要ナル土地

四 庭園トシテ必要ナル土地

五 寺院又ハ教会ノ風致ヲ維持スル為必要ナル土地

六 寺院又ハ教会ノ災害ヲ防止スル為必要ナル土地

七 歴史又ハ古記等ニ依リ寺院又ハ教会ト密接ナル縁故アルモノト認メラルル土地

八 当該寺院又ハ教会ニ於テ現ニ公益事業ノ為使用スル土地

九 前各号ノ土地ニ於ケル立木竹其ノ他ノ定著物

当該寺院若ハ教会ノ所属宗派、当該寺院ノ住職若ハ当該教会ノ主管者又ハ当該寺院若ハ教会ノ主宰スル財団法人ノ経営スル公益事業ニシテ当該寺院又ハ教会ノ経営ニ準ズルモノト認メラルルトキハ其ノ事業ノ為現ニ使用スル土地及其ノ定著物ハ之ヲ寺院又ハ教会ニ譲与スルコトヲ得

以上のように、境内地の用途の方面から譲与の範囲を規定したのであるが、その具体的運用方針は、大要次のとおりであった。

第一の、建物用用地については、常識的な庭その他の余地を含めて取り扱い、また寺院に必要な建物以外にも参詣人の休息所、掛茶屋、花売所、巡査派出所、火の見やぐら、消防器具置場、貯水槽等の施設の敷地をも譲与

該当地に含ませることとした。なお、境内墓地は原則として除外することにしたが、具体的処理においては、各般の事情を考慮して処分の決定を行ったようである。

第二の、宗教上の儀式または行事用用地については、第一の建物用用地と競合するものが多いので、彼岸その他の法要・法会等特殊な行事の場所等が充てられた。

第三の、参道用地は、大体公道から山門に至る通路とされたが、単なる路面ばかりでなく、並木敷等、ある程度の広さを含むものと解された。

第四の、庭園用地については、一般に名園と呼ばれているもの、あるいは相当人工を施して庭園の形態をなしているものを対象とした。

第五の、寺院または教会の風致維持用地については、堂宇の背景をなす裏山等が最も多い例であるが、実際的には、総合的見地から処分の決定をみたようである。

第六の、災害防止用地については、防火、防風、防雪、防水等に必要な区域が充てられた。

第七の、縁故用地については、当該寺院、教会の創立または信仰等に由緒の深い土地が該当し、歴史、古記等の事実を明らかにする書面を添付して提出するものとした。

第八の、公益事業用地は、境内地において寺院または教会が自ら幼稚園、病院その他の公益事業を営んでいる部分を指したが、同勅令第一条第二項の規定により、寺院等の住職あるいは寺院等の主宰する財団法人の公益

事業等である場合は、「準公益事業用地」として譲与できるものとされた。

第九の、前各号の土地における立木竹その他の定着物については、特に説明の要はないであろう。

このように、譲与の範囲についても、相当寛大な定めがなされた。従来、寺院等が無償貸付を受けていた境内地の中で、国において特に国有存置を必要とするものを除けば、譲与不適格と考えられたのは、

- 1 宗教上の目的外使用地
- 2 いわゆる目的外使用地ではないが、その区域が広大であるため、前記の各号に必要な区域をこえている部分
- 3 本来境内地として必要とも認められるが、寺院等において現実に使用していない部分

の三つの場合であるが、これらについても、当該寺院等の希望があれば、時価の半額で売り払うことができるということになっていた。さらに、譲与の範囲に対する制限として、同勅令の第二条に、国土保安その他公益上または森林経営上「国有として特に存置することを必要とするために譲与できない」部分が規定された。

三 処分の経過とその打切り

国有財産法の規定によって寺院、仏堂に無償で貸し付けてあ

(昭和10年3月末日現在)

合 計		
個数	面 積	見込価額
個	坪	円
12,941	8,747,880	33,295,018
8,606	8,529,046	118,407,896
34	35,543	144,500
4,700	3,387,299	4,992,513
9,068	5,661,909	20,366,882
5,346	1,764,212	8,741,667
6,304	994,806	5,089,244
6,999	29,120,695	91,037,720

第五十一表 寺院仏堂国有境内地調

税務監督局名	区別	寺 院			仏 堂		
		個数	面 積	見込価額	個数	面 積	見込価額
		個	坪	円	個	坪	円
東京	大 阪	9,658	7,967,792	32,509,867	3,283	780,088	785,151
札幌	仙台	5,791	8,162,618	116,894,582	2,815	366,428	1,513,314
名古屋	広島	32	33,383	139,100	2	2,160	5,400
熊 本	計	3,535	3,055,268	4,595,036	1,165	332,031	397,477
		7,175	5,449,635	20,069,898	1,893	212,274	296,984
		2,395	1,695,699	8,644,702	2,951	68,513	96,965
		1,300	743,562	4,911,194	5,004	251,244	178,050
		29,886	27,107,957	187,764,379	17,113	2,012,738	3,273,341

備考：大蔵省『昭和財政史資料』（3の28）による。

った国有境内地の件数、面積および見込価額は、昭和十年三月末日現在で第五十一表のとおりであった。

処分法施行当時(昭和十五年四月一日現在)においては、寺院、仏堂合わせて四万六千四百七十八件、面積にして約二千九百一十坪が無償貸付されていたのであるが、この大部分が譲与の申請をするものと予想して、昭和十六年から大体十カ年で処分を完了する計画が立てられた。そのためには、一年に約四、五千件、一カ月平均三、四百件程度を処理する必要があった。譲与または売払いの申請書はまず税務署に提出され、次いで意見を付して税務監督局長から大蔵大臣に進達され、大蔵省においては、営繕管財局が処分の事務を担当した。

なお、処分の慎重かつ公平を期するために、諮問機関として寺院境内地処分審査会が設置された。その構成は、大蔵次官を会長とし、学識経験者および関係各官庁の官公吏のうちから任命された委員で組織された。審査会は、具体的な申請地が境内

第五十二表 寺院仏堂国有境内地譲与

(イ) 譲 与

区 分	寺院仏堂台帳		申請書受理	
	個 数	数 量	個 数	数 量
寺 院 仏 堂 計	28,991	27,877,090 ^坪	28,455	26,451,488 ^坪
	17,225	1,647,759	4,971	969,021
	46,216	29,524,350	33,426	27,420,510

(ロ) 売 払

区 分	申請書受理	
	個 数	数 量
寺 院 仏 堂 計	6,167	1,275,176 ^坪
	143	31,033
	6,310	1,306,210

備考：大蔵省国有財産部『第十九回帝国議会参考

第五十三表 寺院国有境内地譲与処

局 別	寺 院 台 帳		申請書受理		申請書
	個 数	数 量	個 数	数 量	
東 京 大 阪 仙 台 名 古 屋 広 島 札 幌 高 松 熊 本 計	11,998	10,304,422 ^坪	11,801	9,586,466 ^坪	190
	5,027	7,623,694	4,888	7,403,659	123
	3,476	3,124,050	3,418	2,925,147	46
	4,590	3,739,630	4,554	3,601,350	22
	1,979	1,440,724	1,918	1,374,339	61
	31	34,762	31	34,405	—
	627	863,595	616	844,472	11
	1,263	746,211	1,229	681,645	34
	28,991	27,877,090	28,455	26,451,488	487

備考：大蔵省管財局『社寺境内地処分誌』（昭和29年刊）289 頁による。

ならびに売払処理状況調（昭和19年 3 月末日現在）

申請書受理未済		譲 与 済		譲 与 未 済	
個 数	数 量	個 数	数 量	個 数	数 量
487	141,575 ^坪	9,479	5,479,261 ^坪	18,976	20,972,227 ^坪
12,235	646,905	159	15,719	4,812	953,302
12,722	788,481	9,638	5,494,980	23,788	21,925,529

売 払 済		売 払 未 済	
個 数	数 量	個 数	数 量
378	58,865 ^坪	5,786	1,216,310 ^坪
—	—	143	31,033
378	58,865	5,929	1,247,344

書』による。

理状況各局別調（昭和19年 3 月末日現在）

受理未済	譲 与 済			譲 与 未 済	
	数 量	個 数	数 量	価 額	個 数
56,684 ^坪	2,659	2,114,553 ^坪	14,578,639 ^円	9,142	7,471,912 ^坪
39,282	1,411	605,110	18,089,036	3,477	6,798,548
15,418	1,522	794,510	3,180,157	1,896	2,130,636
11,638	1,735	894,182	8,020,779	2,819	2,707,171
10,642	1,105	520,502	2,049,589	813	853,836
—	27	25,959	89,720	4	8,445
2,511	324	217,142	1,419,514	292	627,330
5,398	696	307,300	2,881,896	532	374,345
141,575	9,479	5,479,261	50,209,337	8,976	20,972,227

処理状況各局別調（昭和19年3月末日現在）

受理未済	譲 与 済			譲 与 未 済	
	数 量	個 数	数 量	価 額	個 数
253,129 ^坪	41	5,169 ^坪	31,314 ^円	1,605	305,139 ^坪
83,880	20	784	4,732	813	134,818
36,626	7	1,568	8,820	695	234,545
21,029	58	5,864	36,646	438	108,502
52,055	—	—	—	134	10,098
—	4	1,178	1,919	2	2,336
24,791	5	245	491	279	91,070
175,394	24	911	6,117	846	66,794
646,905	159	15,719	90,043	4,812	953,302

地譲与の基準に該当するかどうかを認定し、また、譲与処分に不服のある者が訴願をした場合の裁決にあたっても諮問を受けた。しかし、譲与処分を一件ごとに本会議で審議することは相当繁雑であり、また審査会のたびたびの開催は困難でもあったので、審査会の中に設けられた特別委員会において審議し、相当事件数がまとまったところで、二、三カ月ごとに審査会本会議を開いて決定する方法がとられた。

審査会第一回本会議は、昭和十六年三月十三日大蔵大臣官邸において開催され、「議事規則」の決定、特別委員（十一名）の選任が行われた。次いで、三月二十八日に開かれた第二回本会議において、初めて、四十件に上る譲与処分が、いずれも寺院側の申請どおりに可決決定された。これ以後、審査会の審議が続行されたのであるが、太平洋戦争がいよいよ激しくなったので、昭和十八年十月三十日に開かれた第六回会議を最後として、処分事務はやむなく一応停止されることとなった。昭和十

第五十四表 仏堂国有境内地譲与

局 別	寺 院 台 帳		申 請 書 受 理		申 請 書
	個 数	数 量	個 数	数 量	個 数
東 京	4,158	575,285 ^坪	1,646	310,308 ^坪	2,504
大 阪	1,773	221,026	833	135,602	940
仙 台	1,055	289,450	702	236,113	350
名 古 屋	1,107	136,102	496	114,366	603
広 島	2,972	62,225	134	10,098	2,838
札 幌	6	3,514	6	3,514	—
高 松	870	116,136	284	91,315	586
熊 本	5,284	243,520	870	67,705	4,414
計	17,225	1,647,259	4,971	969,021	12,235

備考：前掲書 290 頁による。

九年三月末日現在の寺院および仏堂の境内地の処分状況は、第五十二～四表のとおりである。

境内地処分法に基く寺院、仏堂の国有境内地譲与処分は、上述したような経緯をもって実施されたのであるが、戦争の激化によって不徹底に終らざるを得なかった。すなわち、前掲表に見るように、昭和十九年三月末日現在において、寺院境内地については、申請二万八千四百五十五件に対し、譲与済九千四百七十九件で約三三・三％、坪数では申請二千六百四十五万四千四百八十八坪、譲与済五百四十七万九千二百六十一坪で二〇・七％、仏堂境内地については、申請四千九百七十一件に対し譲与済百五十九件で約二・一％、坪数では申請九十六万九千二百一十一坪、譲与済一万五千七百十九坪で約一・六％の処分が行われたにすぎず、それ以外は譲与処分未済のままであった。

第三節 戦時下国有財産の増勢とその内容変化

一 総額の増勢

前章第三節に、昭和十年度末までの時期における国有財産総額内容の推移をみたが、本節では、それ以後終戦までの変化を検討しよう。この間、十六年度末に国有財産総額計算書が報告された。各年度増減計算書は、終戦末期においては、十九、二十両年度を合併した簡略化されたものしか報告されていないために、統計上の把握は困難である。

まず、国有財産総額は、昭和十年度末の九十二億六千三百万円から、十一年度末には一挙に二十一億六千三百万円を増加し、その後、十四年度末百四十三億円、十六年度末百八十七億円、十八年度末には二百三十五億と最高の額を示したが、終戦年度末は二百六億円と減少した（第五十五表参照）。

昭和十一年度以降は、植民地各庁所轄財産が新たに計上されたことが、このような増勢の大きな原因である。すなわち、植民地各庁所轄国有財産額（拓務省所管各植民地特別会計所属）は、十一年度末十一億円、十五年度末二十三億円、十六年度末三十二億円と増加するが、いま、この拓務省所管分を差し引いてみても、昭和十五年度末百五十四億円、そして十八年度末には二百二億円に達する。これは十年度末の二倍以上の額である。

ただし、終戦年度末には、十八年度末に比較して約二億八千万円の減少である。この額は、戦災、撃沈等による国有財産の、国有財産台帳上の損失であって、事実上はもっと大きかったものと推測される。

次に、このような国有財産総額の推移の内容を種類別の諸角度から考察して、増減の基因を探ることにする。

二 種類別の変化

1 形態別

まず、財産の種類形態別では、株式および持分の増加が最も著しく、昭和元年度末を基準として、十五年度末に株数において十三倍（持分は一・八倍）、価額において四・七倍、そして二十年度末には株数において二十四倍、持分口数五十一倍、これらの価額において十三倍強という増率を示している（巻末統計第二表参照）。

したがって、国有財産総額に占める株式および持分の割合は、十一年度末に五・四％にすぎなかったのが、二十年度末には一六・六％（三十二億二千万円）を占めるに至った。

戦時経済下を通じてのこのような政府出資財産の著増ぶりが、この期における国有財産史の第一の特徴をなすものといえる。節を改めて、その起因や出資、形態の推移などについて述べることにする。

特徴の第二は、工作物および器具機械・建物・船舶の増加である。増加率は工作物および器具機械が、昭和十六年末において昭和元年度末の三倍、建物三・四倍、船舶三・七倍の価額増加を示している。

ただし、船舶は十八年度末の増加率であつて、十九、二十年度は、逆に〇・三八倍の減少を示す。これは、軍艦と徴用船舶の喪失の結果である。

ともかく、工作物、器具機械、建物、船舶のこのような増加は、実は軍用財産、つまり陸海軍省所管財産の増加として特徴づけることが適當であるとみられる。これが、節を設けて詳述する第二の点である。

以上と反比例的に、土地、立木竹は、二十年度末に、元年度を基準として一・九倍程度の価額の増加率にとどまり、したがって、国有財産総額に占める割合は十九、二十年度末において、土地一六％（三、三一八百万円）、立木竹一四・六％（三、〇二八百万円）、これを、さかのぼって昭和元年度末において、それぞれ二四％、二一％を占めていた当時に比べれば、その比重の低下が知られよう。

土地だけについてみると、昭和元年度末の国有土地面積約九百万町歩が、十年度末八百九十一万町歩と減少した。十六年度末には千七百三十四万町歩であるが、この中には、植民地各庁所轄国有土地が新たに付加されたのであるから、この分、約八百四十三万町歩（第四十八表参照）を差し引くと、ほとんど増減異動がない。戦時中、飛行場など記載漏れの分が若干あるとしても、この期における土地、立木竹の増加は少ない。

2 供用目的別

昭和十一年度以降の推移を供用目的別にみると、終戦年度はしばらくおき、十八年度までは、第一に、一般会計公用財産がふえたことが指摘される。すなわち、十一年度末の三十二億円強から十八年度末の八十億円弱へ著

第五十五表 目的別・会計別国有財産の推移
(単位 百万円)

	目的別	昭和11 年度末	16	18	19・20
一般会計	公営雑 用林種 計	3,216	5,479	7,982	668
		1,823	2,182	2,230	2,238
		724	179	181	4,459
		5,763	7,840	10,392	7,365
特別会計	公営雑 用林種 計	5,274	7,823	8,952	8,460
		158	1,300	1,292	1,292
		233	1,728	2,851	3,545
		5,665	10,850	13,095	13,297
合計	公営雑 用林種 計	8,490	13,302	16,933	9,127
		1,981	3,482	3,522	3,530
		957	1,906	3,032	8,005
		11,428	18,690	23,487	20,662

備考：会計検査院『決算統計』（昭和23年刊）により作成。

増した（第五十五表）。これは、陸海軍省所管の工作物、器具機械、建物、船舶の増加が有力な原因である。第二は、特別会計営林財産の昭和十六年度における増加である。これは、植民地国有財産のところで述べたように、樺太所在国有林野の台帳新規登録によるものである。

第三には、特別会計雑種財産の十六年度以降における増加がある。これは、同年度から、政府出資特別会計が設置され、同会計負担の出資額、すなわち株式および持分の増加に基くものであつて、別節に詳述する。

第四に、十九、二十年度に至ると、きわめて顕著な変化が見られる。すなわち、一般会計公用財産が十八年度末の十分の一以下に激減し、逆に一般会計の雑種財産が十八年度末の一億八千万円から、四十五億円近くにふえた。しかし、一般会計全体としては約三十億円の減少である。これは、終戦に伴なう陸海軍省所管財産の大蔵省所管雑種財産への引継を示している。終戦期までを取り扱う本編においては、この事情には立ち入らない。

また営林財産は、一般、特別会計ともに大した変化を示さない。雑種財産だけが一般会計、特別会計ともに終戦年度に累積したことをみる。このうち、一般会計の分についてはすでに説明したが、特別会計の分は、そのほとんどが大蔵省所管の出資財産である。大蔵省は二つの種類の巨大な雑種財産をゆだねられて、その処理と管理との大きな課題を戦後に持つことになるのである。

3 所管省別

第五十六表 所管省別国有財産の推移
(単位 百万円)

	昭和11 年度末	16	18	19・20
外務省	26	29	12	12
内務省	900	1,029	1,211	1,213
大陸省	1,127	1,968	2,602	7,558
海軍省	1,007	2,397	3,334	—
司法省	1,963	2,812	5,091	—
文部省	91	103	104	99
農商務省	409	531	549	541
逓信省	—	—	1,364	—
通商省	699	934	5	5
農林省	1,086	1,340	2	1,367
鉄道省	2,957	3,769	—	—
商工省	17	36	11	38
厚生省	0	50	49	49
拓務省	1,146	3,197	3,195	3,195
大東省	—	—	294	292
軍需省	—	—	37	—
運輸省	—	—	270	924
運輸通信省	—	—	5,369	5,369
合計	11,428	18,195	23,499	20,662

備考：大蔵省『財政金融統計月報』(71号)により作成。

所管省別の推移をみると、昭和十八年度以降は大東亜省、軍需省の新設に伴う省の改廃が激しいために複雑であるが、やはり、巨大な固定資産を擁する鉄道省——運輸通信省所管の額が大きい(第五十六表)。

右を別とすれば、陸海軍省所管の増加が顕著である。すなわち、陸軍は十一年度末の十億円台から

十八年度末の三十三億円へ、海軍は同じく十九億余円から五十億余円へと著増を示している。

昭和二十年度末においては、陸海軍両省所管額八十四億円が消えて、その代りに大蔵省所管が、十八年度の二十六億円から七十五億円にふえている。終戦に伴う引継の結果である。

第四節 政府出資財産の増加

一 出資財産の増加とその基因

政府出資については、これを政府投資として動態的にとらえることが必要であり、この観点から、第十二巻「国家投資」編に詳述される。したがって、若干重複する部分もあることを避けがたいが、本編においては、国有財産の形態として、静態的に出資額の増加の状況、その基因、出資形態の推移などについて述べる。

政府所有の株式および出資による権利は、国有財産法上は雑種財産に属するものとされ、原則として大蔵大臣の管理に属する(国有財産法施行令第二条、第四四条)。

その額は、昭和元年度末において二億四千万円にすぎなかったのが、十一年度末五億六千万円と倍増し、ことに十五年度以降の増加は著しく、二十年度末には三千二百二十一億円に達したのである。

昭和元年度末における出資額とそのおもな基因については、すでに述べたところであるが、昭和十一年度末に

第五十七表付表 朝鮮,台湾各総督府,関東局,南洋庁所轄株式法人別調

法人名	株 数	一株 の 金額	払込額	配 当		備 考
				割合	金 額	
株式会 社朝鮮 銀行	株 15,000	円 100	円 1,500,000	—	—	総株数 400,000株 民間持株 時価 { 82円60(払込額100円) 21円50(" 25円) 配当 4分
株式会 社朝鮮 殖産銀 行	株 6,598	円 50	円 329,900	9 分	円 29,691	総株数 600,000株 民間持株 時価 { 79円20(払込額50円) 65円20(" 37円50) 配当 9分
株式会 社朝鮮 商業銀 行	株 2,679	円 50	円 133,950	—	—	総株数 198,500株 民間持株 時価 { 26円80(払込額50円00) 15円50(" 37円50) 8円60(" 20円00) 6円00(" 12円50) 配当 3分
台湾電 力株式 会社	株 240,000	円 50	円 12,000,000	—	—	総株数 689,900株 民間持株 時価 56円20(払込額50円00) 配当 上期6分 下期6分
台湾拓 殖株式 会社	株 300,000	円 50	円 15,000,000	—	—	総株数 600,000株 民間持株 時価 12円50(払込額12円50) 配当 一
満洲電 信電話 株式会 社	株 330,000	円 50	円 16,500,000	6 分	円 990,000	総株数 1,000,000株 民間持株 時価 34円80(払込額25円00) 配当 6分
南洋拓 殖株式 会社	株 210,920	円 50	円 10,546,000	6 分	上期 円 316,380	総株数 400,000株 民間持株 時価 20円00(払込額12円50) 配当 6分
計	株 1,105,197		円 46,518,450		円 1,336,071	

備考：本表に同じ。

において、出資の法人別状
況をみると、第五十七表
のとおりであった。なお、
各外地所轄の法人別株式
は、第五十七表付表のと
おりであった。
元年度以降十年度まで
に新たに設立された政府
出資法人は、日本製鉄株
式会社（昭和九年）一社だ
けであって、十一年度以
降続々と金庫、公社、公
団、営団等々という名称
のいわゆる国策会社が設
立された（第五十八表）。

第五十七表 株式及持分法人別調（昭和19年3月末日現在）

法人名	株 数	一株 の 金額	払込額	配 当		備 考
				割合	金 額	
南満洲 鉄道株 式会社	株 8,000,000	50円	円 256,208,000	4.43 分	円 11,350,014	総株数 16,000,000株 民間持株 時価 { 63円00(払込額50円) 50円50(" 40円) 配当 8分
東洋拓 殖株式 会社	株 60,000	50円	円 3,000,000	3.0	円 120,000	総株数 1,000,000株 民間持株 時価 { 55円30(払込額50円) 30円30(" 25円) 配当 上期4分 下期4分
株式会 社台湾 銀行	株 2,500	円 100	円 250,000	4.0	円 7,500	総株数 150,000株 民間持株 時価 { 94円50(払込額100円) 71円50(" 75円) 配当 上期3分 下期3分
日本無 線電 信株式 会社	株 46,000	50円	円 2,300,000	7.2	円 165,600	総株数 400,000株 民間持株 時価 { 41円70(払込額25円) 配当 7分2厘
株式会 社北海 道拓殖 銀行	株 20,000	50円	円 1,000,000	7.0	円 70,000	総株数 400,000株 民間持株 時価 { 59円60(払込額50円) 14円70(" 12円50) 配当 上期7分 下期7分
日本製 鉄株式 会社	株 5,683,900	50円	円 284,195,000	7.0	円 19,893,650	総株数 7,196,420株 民間持株 時価 { 75円50(払込額50円) 配当 7分
産業組 合中央 金庫	口 150,000		円 15,000,000	—	—	総口数 307,000口 民間持分 (1口の払込額 20円) 配当 { 3分5厘 特配 { 0分1厘3毛
商工組 合中央 金庫	口 50,000		円 2,000,000	—	—	総口数 100,000口 民間持分 (1口の払込額 20円) 配当
鳴緑江 採木公 司	—		円 1,557,000	7.2弱	円 112,000	鳴緑江採木公司資本金 300 万元の内、日支両国政府に おいてその半額ずつ出資し たものである。
計	株 13,812,400 口 200,000		円 565,510,000		円 31,718,764	

備考：営繕管財局『第七十三回帝国議会国有財産参考書』による。
鳴緑江採木公司への出資は外務省が、その他は大蔵省が管理する。
民間持株に対する時価は、昭和12年3月31日現在とする。
配当は昭和11年度中収入に係るものを示す。

第五十八表 政府出資法人設立年次表

明治 1 ～45	大正 1 ～15	昭和 1 ～10	
(15)日 本 銀 行 (32)北海道拓殖銀行 (32)株式会社台湾銀行 (39)南満洲鉄道株式会社 (41)東洋拓殖株式会社	(12)農 林 中 央 金 庫 (14)国際電気通信株式会社 (14)日本無線電信株式会社	(9) 日本製鉄株式会社	
昭 和 11	昭 和 12	昭 和 13	
東北興業株式会社 商工組合中央金庫	日南産業株式会社 満 洲 拓 殖 公 社 日本通運株式会社	帝国燃料株式会社 北支那開発株式会社 中支那振興株式会社 恩 給 金 庫 庶 民 金 庫	
昭 和 14	昭 和 15	昭 和 16	
帝国鉱業開発株式会社 大日本航空 株 式 会 社	日本石炭株式会社 日本肥料株式会社 日本輸出農産物株式会社	日本蚕絲統制株式会社 国 民 更 生 金 庫 住 宅 営 団 農 地 開 発 営 団 産 業 設 備 営 団 帝都高速度交通営団	
昭 和 17	昭 和 18	昭 和 19	昭 和 20
帝国石油株式会社 南 方 開 発 金 庫 戦 時 金 融 金 庫 日 本 医 療 団 中 央 食 糧 営 団	交 易 営 団 日本証券取引所	大日本育英団	損害保険中央会 生命保険中央会 外 資 金 庫

二 出資形態の推移

1 出資割合の増加

政府出資法人設立当初における資本金総額に対する政府出資の割合を見ると、昭和十六年度以降に設立された

第五十九表 政府出資特別会計出資金形態別調
(単位 千円)

年度末	政府出資金	出 資 形 態 別		
		現 金	国 債	現 物
昭和 15	1,015,644 +180,121	278,768	9,690	727,186
16	1,259,551 +243,907	425,845	106,520	727,186
17	1,767,472 +507,921	786,660	154,970	825,841
18	2,302,301 +534,830	1,004,142	472,318	825,841
19	2,800,999 +498,698	1,235,509	739,649	825,841
20	2,989,000 + 188,001	1,421,134	739,649	828,217

備考：大蔵省国有財産部『第九十回帝国議会参考書』による。単位未満四捨五入。+の数字は当該年度における出資増加額である。

ものの中で、一〇〇％政府出資のものが十二（住宅営団、産業設備営団、朝鮮住宅営団、台湾住宅営団、南方開発金庫、重要物資管理営団、日本医療団、関東住宅営団、朝鮮重要物資営団、大日本育英会、外資金庫、損害保険中央会）を数え、十六年度以降終戦年度までの新設立法人数二十四のうち、半数を占めるに至った。十六年度以前において、全額出資のものは、庶民金庫（昭和十三年度設立）があるだけである。十六年度以降のその他の法人も、二三の例外を除き、ほとんど五〇％以上である。政府出資のこのような高い割合は、明治、大正期に設立された政府出資法人には見られなかった現象である。

出資形態別に見ると、第五十九表のごとく、現金、国債、現物の順であった。

国債をもって出資する場合は、ほとんど交付公債であった。本財政史第六卷「国債」編に述べられている。

2 現物出資の評価

現物出資の場合には、出資財産の評価が困難な問題となった場合が多い。出資財産はほとんど大蔵省所管の雑種財産に属していることから、出資にあたっては、大蔵大臣を長とする評価機関を設け、その審議を経て、大蔵大臣が評価せねばならぬことになっていた。

昭和九年の日本製鉄株式会社への出資額評価は特に問題であったが、その評価方法は次のとおり決められた。同社に対する出資額の評価も、法律に基く製鉄事業評価審議会の審議を経て確定した。

評価方法は、稼高式による方法と再成価格（複成価格）による方法とを併用した。前者は収益率による企業資産の評価方法であり、投下資本が少なくても収益が多ければ、評価額は多くなる。後者は、現在の状態における企業を今再成したとする場合に要する価格から、耐用年数によって減価した価格による方法である。

当初、稼高式二、再成価格一の割合で評価する案も考えられたが、両者均分の割合によるのを最適とすることに意見が一致した。稼高式では、各工場の昭和九年当時の年平均製造能力を、丸鋼を標準として四十一円四十銭とし、既往五カ年における銑鉄その他各種鋼の平均割合による収入額から、生産費と減価償却を控除して、純益とみた。償却率は問題であったが、四分とした。

各工場全体の製鋼能力を二百八十万トンとみて、トン当り六十一円ぐらいになるような評価を妥当とした。また、六分程度の配当をすることとし、そのためには、七分ぐらいの利回りになるように計算しなければならぬ。このような見地から稼高式と再成式の両方から算出して、出資額を四分の三に収縮した。資本額があまりに多いと、それに相当するだけの利益を出さなければならない。利益を出すには、鉄の価格を相当高くしなければならぬ。かくては新会社設立の趣旨に副わないから、出資額を相当に収縮する必要があったのである。これに、いわゆる睡眠土地その他を加えて、製鉄所特別会計分の政府出資額を二億三千六百五十七万円と算定したのである。

なお、民間会社からの出資額では、釜石が最も大きく約二千三百万円、兼二浦の三菱製鉄所千七百万円、東洋製鉄千三百八十万円、輪西千百六十万円、九州製鋼七百二十万円、六社合計約七千五百万円であった。

また、原料、製品等の流動資産約八千万円のうち約三千五百万円は、新会社が預金部から借り入れ、これを製鉄所特別会計から買い取ることにし、残りの約四千五百万円を、流動資本による出資財産とした。

かくて、新会社の投資額は約三億六千万円、このうち、政府の出資額が二億八千五百万円、民間の出資額が七千五百万円の割合であった¹⁾。

(1) 昭和九年一月、国有財産調査会第十八回会議における太田嘉太郎幹事長の報告による（大蔵省『昭和財政史資料』、六の二五）。

また、住宅営団は全額政府出資であったが、一部分現物出資すなわち国有土地を出資の目的とした。その理由

は次のとおりであった。

住宅営団は、その設立の目的とする住宅の建設に当り、まず住宅敷地の獲得を必要とするが、国において所有する土地で住宅営団の住宅建設に適当なものがある。他面、政府は、本営団の事業を助成するため資本金の全額を出資するものであるから、右出資中の一部は、土地をもって現物出資するのが適当であると認めたからである。

なお、同営団への現物出資は十六年度限りとするか否かについては、同年度以降においても住宅営団に適する

土地を国が雑種財産として、所有するに至った場合は、さら

に随時、これを前記出資総額の範囲内において出資することが予定された。

3 利益配当率の低下

次に配当金額、利益率の推移をみると、逐年低下の傾向を示した。出資法人の昭和十四年度における利益金額は一億八千八百四十五万七千円で、期末払込済資本金（政府・民間両出資を合わせて）十八億六千二百五万三千円に対する利益率は一割一分であった。これを一般事業会社の利益率一割四分（日本興業銀行調査、主要銀行会社一、六一五社の業績調査による）に

利 回 調		(単位 千円)			
17	18	19	20		
1,767,472	2,302,301	2,800,999	2,989,000		
39,218	46,741	54,510	44,475		
2.2	2.0	1.9	1.4		
1,767,472	2,302,301	2,800,999	2,989,000		
39,218	46,741	54,510	44,475		
2.2	2.0	1.9	1.4		

および大蔵省国有財産部『第九十回帝国議会

第六十表 政府出資額・配当額・

		昭和12年度	13	14	15	16
別会計の分 政府出資特 その他の特	出 資 額	607,303	719,635	835,523	1,015,644	1,259,351
	配 当 額	29,868	29,685	30,192	32,293	33,288
	利 回 (分)	4.9	4.1	3.6	3.1	.26
別会計の分 その他の特	出 資 額	58,010	68,010	77,385	132,687	160,784
	配 当 額	1,652	1,752	1,895	1,987	2,598
	利 回 (分)	2.8	2.5	2.4	1.4	1.6
計	出 資 額	665,313	787,645	912,008	1,148,331	1,420,335
	配 当 額	31,520	31,438	32,087	34,280	35,886
	利 回 (分)	4.7	3.9	3.5	2.9	2.5

備考：大蔵省営繕管財局『第八十一回帝国議会に於ける想定質問応答資料』参考書』により作成。単位未満四捨五入。

比べると、やや低率の程度であった¹⁾。

これを利益割合別に見ると、左記のとおりである。

利益割合	会社数	事業年度数
欠損のもの	三(一一%)	三(七%)
五分未満	八(二八%)	一一(二五%)
五分以上一割未満	六(二二%)	一一(二五%)
一割以上二割未満	九(三二%)	一六(三六%)
二割以上三割未満	一(四%)	二(四%)
三割以上四割未満	—	—
四割以上	一(四%)	一(二%)
計	二八(一〇〇%)	四四(一〇〇%)

(1) 営繕管財局『第七十六回帝国議会に於ける想定質問応答資料』による。

第六十表によって政府出資額分に対する利回りの推移を見ると、昭和十二年度の四分七厘から、十六年度二分五厘、二

第六十一表 利益配当率調（昭和19年度）

配 当 率 区 分		法人数	法 人 名
欠損のもの		5	満拓・南方開発・農地開発・産業設備・医療団
損失なきもの		—	
政府無配当	民間無配当	4	庶民・厚生・住宅・大日本育英会
	3分	2	商工中金・日南
	3分6厘	1	農林中金
	4分	2	交易営団・輸出農産
	5分	4	帝石・戦金・日本証券・日銀
	5分5厘	1	恩給
	6分	8	帝燃・北支那開発・中支那振興・鉦発・航空・日炭・東北興業・中央食糧
	小 計	22	
政府3分 4.43分 6分 7分	民間5分	1	肥料
	8分	1	満鉄
	6分	1	蚕絲統制
	7分	4	東拓・日銀・台銀・北拓
	小 計	7	
計		34	

備考：大蔵省国有財産部『第九十回帝国議会参考書』による。

十年度一分四厘と低下した。

昭和十九年度において利益配当率を見ると、法人数三十四のうち、欠損のもの五、政府無配のもの十二を数える状態であった（第六十一表）。

三 政府出資の整理
処分をめぐる問題

すでに昭和十七年末において、政府出資による会社、営団等の数は政府出資特別会計に所属するもの三十一、その他の会計に所属するもの十九、計五十（二会計におい

て出資しているものが二あるから、実数は四十八）に上り、この資本金総額五十七億四千四百九十一万余円、うち政府

引受額三十億二千二百九十七万余円（五二％）に達する状態であった。

これらの政府出資法人は、特殊の国家目的のため設立されたものとはいえ、大半は経営能率が悪く、経理状態も放漫化する傾向にあった。また、その役員は、関係諸省出身者によって過半を占められた。

このような政府出資法人、当時のいわゆる国策会社の濫設と放漫化の状態に対して、議会においても、次のような質問がみられた。¹⁾²⁾

国策会社の整理に関する質問主意書

昭和十六年二月二十六日

提出者 高田 紘平 外三名

- 一 政府は現下の実情に鑑み速に既設の国策会社を整理せらるるの要ありと認む政府の所見如何
- 一 政府は時局重大の際官吏を国策会社の役員に選任するの弊を一掃するの意思なきや
- 一 政府国策会社の配当保証をなせる為強て無用の不勞利得を与ふるが如き弊ありと認めらる之に対する政府の所見如何

これに対する政府答弁は、次のとおりであつた。

- 一 現存の国策会社は夫々實際の必要に基き設立せられたるものなるも其の後の情勢の変化等に因り設立当初の意義を失ひ存続の必要乏しきに至りたるものあらば之を整理するに吝ならず政府は現状に再検討を加へ適宜善処せんとす

一 国策会社役員の選任は当該会社の目的性質に応じ充分其の機能を發揮せしむるの見地に基き適任者を簡拔して之に充つるを本旨とす政府はこの趣旨に依り広く各方面より適材を求め之を適所に配せんとするものにして監督の地位に在る官吏を国策会社の役員に選任するが如きは特に適當と認むる場合に限る方針なり

一 政府が国策会社に対し利益配当保証を為すは慎重なる検討を加へ真に其の必要がある場合に限るは当然にして苟しくも弊害の之に伴ふことなきを期せんとす

昭和十六年二月二十八日

内閣総理大臣 公爵近衛文麿

大蔵大臣 河田 烈

(1) 『第七十六回帝國議會衆議院議事速記録』、二九七―八頁。

(2) 質問に関連してなされた建議の要旨は、松井群治建議委員長の説明によれば、次のとおりであった。

「産業経済統制の為に国策会社が濫立せられ、現在是等の会社中産業状態の変化に依りまして、既に存在の意義を失ひたるもの、或は組合の経営に移し、又は合併せしむるを相当とするものがある。而して是等の会社は不当の手数料を徴し、其の役員には不当の俸給手当を給しつつあるものがある。加ふるに人事宜しきを得ざる為に所期の能率を上げ得ざる状態であるから、政府は速かに国策会社を整理するの要があると云ふのが提案の理由であります。右に對しまして政府当局の答弁は、建議の趣旨は政府に於ても十分に關心を持つて居る。勿論国策会社が生れた時に於きましては、相当の理由があり、其の主なるものに付ては衆議院の御協賛を得て設立されたものであります。併し其の後日時の

経つに随ひまして、或は他の国策会社が設立されるとか、色々事情が違つて参ると云ふやうなことに連れて、其の本来の職責に変化を及ぼして来たことは少くないと思ふ。又色々実行の結果として更に検討を要するものが少くない。一体政府の方針は民営に依ることを原則とし、国営若しくは国策会社は特別必要あるものに限ると云ふことを決定して居るのである。此のことは独り今後の方針に止まらず、従来の分に付ても一応再検討することは勿論である。今日は或る意味に於きまして、国策会社に付て再検討することの時期に到達して居るのではないかと云ふことは同感である。政府と致しましても出来るだけ早い機会に於きまして、原則として建議の趣旨に従つて行きたいと思ふと云ふ答弁があつたのであります。」(前掲速記録、三四六頁)

また、衆議院議員中島弥団次は、戦時財政の見地から、歳入手段としての増税と公債とによることを避け、国有財産の開放を要望し、その一環として、政府所有株の公開すなわち処分を提案している¹⁾。

(1) これは興味ある資料であるから、次にその全文を掲げておく。

戦時財政改革と国家資本総動員

国有財産開放せよ

資本総額実に数百億

衆議院議員 中島弥団次

(前略)

然らば、歳入の手段として増税のほかに少しでも公債を減少し又は購買力を吸収する方法はないのであらうか。こゝにこの問題を国家資本総動員と云ふ考へ方で研究して見たいと思ふのである。本問題に関して私は第七十五議會で時の桜内蔵相に対し質問した。以来一ヶ年研究を継続してゐるのであるが、私が野に在る為と又官庁でも私の目的に副ふ様

的な確なる統計資料に乏しかつた為に徹底的に之を調査することが出来ないのは甚だ遺憾とする処であるが、以下不満足ながら今日までに集め得た資料を基礎として、本問題に対する考へ方を述べて見たい。

国有財産の現状

国家資本は二つの形において存在してゐる。一つは国有財産であり、他は国营企業である。国家資本動員とはこの二つを動員してその当該年度の公債発行の一部に替へ、増税と併行してこれを行ふことによつて増税の不足を補ひ、以て共に購買力の吸収に資せんとするものである。換言すれば、従来の如き

▽歳入の手段として公債と租税との外に国家資本動員を加へ、以て三本建とし戦時財政を運営せんとするにある。現在でも国有財産及び国营企業も亦動員されてゐる。併し国家がこれを利用して果実（利益）を得るに止まつて、国家資本の元本に遡つて組織的計画的に動員が行はれてゐないのである。

昭和十五年三月卅一日現在の国有財産の現状を見るに、百四十三億円であつて、其の内訳は土地廿二億餘万円、立木竹廿二億餘万円、建物十七億餘万円、工作物卅八億餘万円、機械器具〇〇億餘万円、船舶〇〇億餘万円、鉱業権砂鉱権〇〇、株券八億九千七百万円である。これらの価格は今日の時価による計算ではない。大体が昭和十二年三月卅一日現在の価格であるが、中には取得の当時の価格をその儘今日まで改訂せずに記帳掲上してあるものもあつて、実際に詳しく調査を行つて

▽時価に直せば、恐らく数百億円を突破することゝ豫想される。然るに前記百四十億餘万円の国有財産が全部処分可能かといへば決して左様ではない。土地の中でも公用財産として現に官庁で使用してゐる部分はこれを動員することが出来ない。その他建物、船舶、機械器具、工作場等においても亦同様である。

然らば国家資本にして如何なるものが動員可能か、又これを如何にしたならば動員し得るかに就て検討して見たい。

政府所有株を公開

払込価額実に十一億八千万円

煙草専売、民営化せよ

株式公開は配当付から

国家資本として政府出資特別会計所屬の分とその他の会計に屬するものとを合計すると実に卅六社に亘つて投資され、株数三千二百餘万株（外持分四十二万五千口）であつて、その引受金額は十七億五千七百餘万円の巨額に達し、払込済額は十一億八千六百万円にして払込未済額は五億七千餘万円である。この卅六社の中で政府と民間と双方へ配当をなしてゐるものは僅かに九社に過ぎず、全然無配が十一社、民間配当十六社（政府無配）である。政府及び民間に配当してゐる会社に付政府の払込資本金は七億五千八百餘万円であつて、大体においてこの金額に相当する株券は時価において処分し得る可能性がある。

第一に大きいのは政府払込三億九千万円の会社であつて民間配当八分、政府配当四分四厘三毛といふものもあるのでこれらはその会社の積立金の一部を割いて以て八分配当に達せしむるか或はこれが不可能なれば政府が何らかの工夫をしてやらなければならぬ。その次に大きいのは政府払込二億八千四百餘万円の会社であつてこれは民間政府双方共に七分配当である。故に無条件に処分が出来る。その外にも各々政府民間共に六分の配当をなしてゐる会社が三つ、九分配当が一つある。その他の会社においては政府民間の配当率が異つてゐるので、政府の持分を処分するには種々の工夫が必要である。

前に述べた如く、卅六社に対する政府の投資引受金額は十七億餘万円であつて、其の総資本卅七億七千餘万円の約半額に近い。国力の發展に伴うて、国策的使命を帯びた事業にして民力ではやり得ないものは之れを国家投資に待つこと

は強ち反対すべきではないが、これら老成なる国家投資は国策会社の氾濫となり最近その傾向の甚だしきものがある。これは一方においては歳出の膨脹を来してインフレを助長することである。他方では当該企業当事者をして他力本願の弊に陥らしめ事業経営にも独立自尊の精神を失はしめる。

政府は歳出の膨脹を防ぐために国策会社の濫設を戒むると共に現に相当の配当を為し得る程度に発達せる国策会社の株券又は持分は、これを民間に公開して購買力の吸収に資すべきである。なほ全然無配当（民間のみ配当）の会社に対しても監督を厳重にしてその成績を挙げしめ一日も早く独立せしむべきであつて長期に亘つて之を庇護するの態度に出づるは当事者の姑息儉安の風を助長せしめ却つて国策の遂行上百害あつて一利なしと信ずる。

土地立木類も動員可能

国家所有の土地は廿二億七千七百万円となつてゐるが、時価に直せば恐らく数十倍のものもあればまた数倍のものもあり、少くとも三割や五割は取得の時価より騰貴してゐるものと思ふ。かく政府所有の土地の真価の如何は極めて不明瞭である。この中で公用財産であつて官庁の敷地となつて使用されつつあるものは処分は出来ない。併しその中には公用の目的を廃止し得るものもあるので、其の方法如何に依つては相当のものが動員可能である。残餘の雜種財産は、これを処分することが出来る。なほ営林財産たる土地は後に述ぶる如く営林財産処分の如何に依るものである。

立木竹は廿二億四千六百万円となつてゐる。その内訳は樺太国有林七億二千餘万円、外地国有林七千二百餘万円、内務省所轄北海道国有林七億七千五百餘万円、農林省所轄内地国有林六億七千八百餘万円である。これらの時価に関しては土地以上に不明瞭である。従つて営林財産として前記三種の国有林が如何なる価値を有するかも亦詳しいものは出来てゐない。今日治水治山のやかましい時に於て森林政策と国家百年の大計から考へれば営林財産は処分すべきでないことは勿論であるが、しかし国有林の内には過熟のものも少くないのでこれを適当に伐採する餘地はあり、また民有林政

策さへ確立すれば寧ろ広きに過ぎる国有林の或る部分はこれを民間に開放してもいゝのであつて、何れにしても非常時としては何らかの方法により非常動員が考へられないこともない。

動員不適當の船舶・機械

船舶は〇〇億餘万円あるが、これは〇〇方面に属するものが多いので茲に之を論じないことにする。〇〇以外の動員可能のものは時価一億四千七百餘万円見当である。機械、機具、工作物及び建物等は、〇〇方面を除いては、鉄道、通信、大蔵等が多く持つてゐる。現に公用財産として官庁が使用してゐるものを大行政整理でも行うて大量に官吏の数を減じない限りはこれを処分することは出来ないが、右三省所屬の国家企業についてはこの際動員が出来ないことはない。（中略）

本案は一時に何十億円の国家資本を民間に移さんとするのでない。本案の実行は計画財政に伴ふものであつて、国家の歳出及び歳入を計画化し公債支弁を成るべく減少するがために行ふものである。故に政府は国家資本若しくはその株券化したものを日本銀行若しくは引受機関（仮称）に引渡し、これより通貨を得て国家的目的に使用することは公債發行と同様の手段に依るのである。決して民間の資金を奪ふものでない。民衆の投資を為さしむるにはその手段に変化を要する。預金、株券、社債、公債、郵便貯金、富籤、何々債券等種々あるので、その購買力を吸収し得るのである。公債に食傷してゐる者に対しては、三分五厘より利廻のいいものを与へてその投資を促し、その購買力を吸収せんとするにある。（以下略）（傍線は筆者）

（大蔵省管財局所蔵資料による）

右のような提案に対し、政府としても、まず法制上、政府所有の株式および出資による権利の譲渡の可能性を

検討した。その結果は、台湾銀行、東洋拓殖株式会社、北海道拓殖銀行等のごく限られた出資にとどまるとの見解しか出なかった。

『第七十九回帝国議会想定質問応答資料』（営繕管財局）によれば、

「政府所有の株式及出資に因る権利は之を譲渡し得るや」

との設問に対し、次の所見が掲げられてある。

政府所有の株式及出資に因る権利は之を譲渡し得るや否は政府が之を所有するに至りたる根拠法令の規定に依り解すべきものにして一概に之を論ずることを得ず

今現に政府の所有する株式及出資に因る権利に付各具体的事例を挙げ之を説明すべし

(一)南満洲鉄道株式会社の政府持株に付ては南満洲鉄道株式会社設立に関する三大臣命令書第七条に於て政府は七億円を出資する旨を規定し又同命令書第十二条は民間持株に対する配当率が年六分を超過せざるときは政府持株に対し配当するを要せざる旨規定せる趣旨等より考へ同社の政府持株は之を譲渡することを得ざるものと解す

(二)日本製鉄株式会社に付ては日本製鉄株式会社法第五条に依れば政府は株式総数の二分の一を超ゆる数の株式を所有することを要する旨規定せるを以て右の二分の一に一株を加へたる数の政府持株は譲渡することを得ず之を超ゆる株式は譲渡し得と解すべきが如しと雖も同法第十七条の規定に依れば政府が軍事上其他公益上

の必要に依り為したる命令に依り生じたる損失（第九条）及従来政府の製鉄事業に従事したる者の解職の場合に於て手当に付為したる命令に依り生じたる損失等（第十六条）に相当する金額を政府の所有する株式に対する配当に充つべき利益金より控除することを得る旨規定せる趣旨より考ふるときは同社の政府持株は之亦譲渡し得ざるものと認む

(三)住宅営団、国民更生金庫および産業設備営団に付ては資本の全部若は大部分を政府に於て出資し民間よりの出資は特定のものなる為之が出資に依る権利を譲渡することを豫定せず譲渡に関する事項を規定せざるものなるが故に之亦譲渡し得ざるものと認む

(四)其他政府が株式又は出資に因る権利を有する特殊会社又は金庫に付ても其の業務を助成する趣旨を以て夫々の根拠法令に依り政府持株と民間持株との間に配当率を異にすることを得る旨を規定するもの少からず（例 帝国燃料興業株式会社法第二十九条、北支那開発株式会社法第二十八条、中支那振興株式会社法第二十六条、日本通運株式会社法第九条等）政府が之等の株式又は出資に因る権利を他に譲渡するは右助長規定の趣旨に反するを以て何れも之を譲渡し得ざるものと解す

此の種の政府所有株式及出資に因る権利を挙げれば左の如し

帝国燃料興業株式会社株式

北支那開発株式会社株式

中支那振興株式会社株式

満洲拓植公社株式

第四節 政府出資財産の増加

- 日南産業株式会社株式
- 帝国鉱業開発株式会社株式
- 日本肥料株式会社株式
- 日本蚕絲統制株式会社株式
- 日本産金振興株式会社株式
- 大日本航空株式会社株式
- 日本石炭株式会社株式
- 日本輸出農産物株式会社株式
- 帝国石油株式会社株式
- 日本米穀株式会社株式

株式の処分適否調

有	政府所有の内処分に適するもの		
	払込金	株 数	時 価
千円	株	千円	千円
1,372,527	1,176,730	58,961	73,703
20,000	0	0	0
36,691	0	0	0
13,000	260,000	13,000	15,912
16,923	21,598	1,830	2,641
42,000	0	0	0
12,499	0	0	0
10,546	210,920	10,546	15,327
22,125	555,000	22,125	24,429
1,546,313	2,224,248	106,462	132,013
191,260	—	—	—
161,434	—	—	—
10,000	—	—	—
4,000	—	—	—
1,500	—	—	—
4,800	—	—	—
211,734	—	—	—
1,949,307	2,224,248	106,462	132,013

る資料』による。
は同年10月4日東株実物相場。以下同じ。

第六十二表 政府所有

会 計 別	政 府 所	
	株 数	額 面
一 株 式	株	千円
政府出資	36,851,740	1,842,712
金 資 金	500,000	25,000
通 信 事 業	763,300	38,165
帝国鉄 道	260,000	13,000
朝鮮総督府	360,977	18,799
台湾総督府	840,000	42,000
樺 太 庁	500,000	25,000
南 洋 庁	210,920	10,546
関 東 局	555,000	27,750
計	40,841,937	2,042,972
二 金 庫	—	386,500
政府出資	—	485,000
三 営 団	—	40,000
政府出資	400,000	4,000
帝国鉄 道	—	1,500
朝鮮総督府	—	8,000
台湾総督府	160,000	538,500
樺 太 庁	—	2,967,972
計	—	
合 計	—	

備考：大蔵省管財局『政府出資法人に関する資料』による。
昭和17年10月1日現在。ただし株価

- 日本通運株式会社株式
- 朝鮮マグネサイド開発株式会社株式
- 樺太開発株式会社株式
- 台湾電力株式会社株式
- 産業組合中央金庫持分
- 恩給金庫持分
- 第四節 政府出資財産の増加
- 国際電気通信株式会社株式
- 朝鮮米穀市場株式会社株式
- 台湾拓殖株式会社株式
- 満洲電信電話株式会社株式
- 商工組合中央金庫持分
- 農地開発営団持分

帝都高速度交通営団持分

うち処分に適するもの調

処分に適する数量		同 上 時 価		処分上必要なる措置
株 数	払 込	一株当	総 額	
株	千円	円	千円	
60,000	3,000	65.2	3,912	不 要
旧 1,094,230	54,712	62.3	68,171	〃
2,500	250	136.3	341	〃
20,000	1,000	64.0	1,280	〃
260,000	13,000	61.2	15,912	〃
15,000	1,500	141.6	2,124	朝鮮銀行法改正の要
6,598	330	78.5	518	不 要
旧 330,000 新 225,000	22,125	旧 54.8 新 28.2	24,426	外交的措置を要す
210,920	10,546	72.0	15,327	不 要
2,224,248	106,462		132,013	

(四)以上掲げたるものを除くもの即ち台湾銀行、東洋拓殖株式会社、北海道拓殖銀行等の政府所有の株式は夫々の根拠法令の規定より解釈するに現在に於ては民間株式との間に配当率其の他に於て異なる処なく、特に譲渡を禁止すべき理由を認むることを得ざるを以て（台湾銀行補助法第三条、北海道拓殖銀行法第二十六条等参照）国有財産法上の雜種財産として譲渡するも法律上支障なきものと解す

また、政府所有株式の処分適否について、各銘柄ごとに調査した結果は、次のような資料（第六十三（六十五表））に見られる。すなわち処分に適する銘柄としては、前記のほか、

第六十三表 政府所有株式の

所属会計名	銘 柄	政府所有株式		配当率
		株 数	払 込	
政 府 出 資	東 洋 拓 殖	株 60,000	千円 3,000	分 7.0
〃	日 本 製 鉄	9,094,240	381,390	7.0
〃	台 湾 銀 行	2,500	250	7.0
〃	北海道拓殖銀行	20,000	1,000	7.0
帝国鉄道	日 本 通 運	260,000	13,000	5.0
朝鮮総督府	朝 鮮 銀 行	15,000	1,500	7.0
〃	朝 鮮 殖 産 銀 行	6,598	330	9.0
関 東 局	満 洲 電 信 電 話	555,000	22,125	6.0
南 洋 庁	南 洋 拓 殖	210,920	10,546	6.0
計		10,224,258	433,141	

備考：前掲資料による。

日本通運、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、満洲電信電話株式会社および南洋拓殖株式会社の政府払込額四億三千三百万円のうち、一億六百万円だけといふ結論が出された。
しかしながら、結局、政府はこの処置に出でなかった。

第六十五表 政府所有株式各銘柄別明細

(1) 株式会社台湾銀行

		公 称	株 数	一株 払込	払込 総額	配 当 率	民間7分・政府7分	
資 本 金	旧株	千円 15,000	株 150,000	円 100	千円 15,000		政府株 条件 後配件	創立初期より五年間は 政府株無配
	新株	15,000	150,000	100	15,000			
	計	30,000	300,000		30,000			
政府 所有 株 (政府出資特別会計)	旧株	250	2,500	100	250	政府補給金	条 件	な し
	新株	0	0		0		金 額	17年度予算なし
	計	250	2,500		250			
	全株数に対する比率					0.8%	株価	旧株 136円3
処 分 の 適 否						全 株 処 分 に 適 す		
処分上必要なる措置						特に法令上の措置を要せず		

備考：前掲資料による。以下同じ。

(2) 株式会社北海道拓殖銀行

		公 称	株 数	一株 払込	払込 総額	配 当 率	民間7分・政府7分	
資 本 金	旧株	千円 10,077	株 201,530	円 50.0	千円 10,077		政府株条 後配件	1. 創立初の末日より 15年間は政府無配当 2. 上記期間中の終の 5年は政府株に配当 すべきものを準備金 に入れる
	新株	10,809	216,175	12.5	2,702			
	計	20,885	417,705		12,779			
政府 所有 株	旧株	1,000	20,000	50.0	1,000	政府補給金	条 件	な し
	新株	0	0	0	0		金 額	
	計	1,000	20,000		1,000			
	全体に対する比率					5%	株価	旧株 64円 新株 18円1
処 分 の 適 否					全株処分に適す			
処分上必要なる措置					特 に な し			

第六十四表 政府所有株式処分による影響調

会計区分	法人名	昭和17年 度配当金 収入見込 額	各会計の歳入 減少見込額			政府出資法人の配 当金増加見込額			
			処分額	配当 率	金額	配当率			金額
						民間 分	政府 分	差引	
政府出資	南満洲鉄道	18,882	—	—	—	—	—	—	—
	東洋拓殖	210	3,000	7.0	210	—	—	—	—
	日本製鉄	18,101	54,711	7.0	3,830	—	—	—	—
	日本肥料	375	—	—	—	—	—	—	—
	日本輸出農産物	775	—	—	—	—	—	—	—
	日本蚕糸統制	1,058	—	—	—	—	—	—	—
	台湾銀行	18	250	7.0	18	—	—	—	—
	北海道拓殖銀行	70	1,000	7.0	70	—	—	—	—
	計	38,790	58,962	—	4,127	—	—	—	—
通信事業	国際電気通信	263							
帝国鉄道	日本通運	416	13,000	5.0	650	7.0	5.0	2.0	260
朝鮮総督府	朝鮮銀行	105	1,500	7.0	105	—	—	—	—
	朝鮮殖産銀行	30	330	9.0	30	—	—	—	—
	国際電気通信	51	—	—	—	—	—	—	—
	計	186	1,830	—	135	—	—	—	—
関東局	満洲電信電話	1,328	22,125	6.0	1,328	—	—	—	—
南洋庁	南洋拓殖	633	10,546	6.0	633	—	—	—	—
合計		41,615	106,462		6,872				260

備考：前掲資料による。

(4) 東洋拓殖株式会社

		公称	株数	一株 払込	払込 総額	配	民間7分・政府7分	
資本金	旧株	千円	千株	円	千円	配 当 率	な し	
	新株	50,000	1,000	50.0	50,000			
	計	50,000	1,000	12.5	12,500			
政府所有株	旧株	3,000	60	50.0	3,000	政府 株条 後配 件	1. 設立登記の日より8年間 毎年30万円補給 2. 利益配当が8分を超ゆる ときはその超過額を補給より 控除す 3. 1割を超ゆる利益配当を 為し得るとき先づ補給金の 償還に充つ	
	新株	0	0	0	0			
	計	3,000	60		3,000			
		全株数に対する比率		3%		金額		17年度予算なし
処分の適否		全株処分に適す		株価		旧株65円2 新株23円5		
処分上必要な措置		特に法令上の措置を要せず		株価		旧株65円2 新株23円5		

(5) 日本製鉄株式会社

		公 称	株数	一株 払込	払込 総額	配	民間7分・政府7分	
資本金	旧株	千円	千株	円	千円	政府株 後配件 当率	な し	
	新株	500,000	10,000	50.0	500,000			
	計	300,000	6,000	28.5	171,000			
		800,000	16,000		671,000			
政府所有株	旧株	284,195	5,684	50.0	284,195	政府株 補給金	条件	な し
	新株	170,517	3,410	28.5	97,194	金額		17年度予算なし
	計	454,712	9,094		381,389			
	全株数に対する比率				57%		株価	旧株62円3 新株37円2
処分の適否		旧株 3,814,240 株 額面90,712千円程度（政府所有株式33%となる）は処分に適するものと認む（尤も将来の採算悪化に備へ政府株後配に依る余裕を残しおく見地より相当問題あるべし）るも市場における消化力の関係あり、旧株 1,094,230 株 額面54,711.5千円（政府所有株式50%強）程度に止むるを可とすべし						
処分に必要措置		政府所有株式が50%を超ゆる限り問題なきも50%以下なるときに付ては法律の改正を要す						

(3) 南満洲鉄道株式会社

		公称	株数	一株 払込	払込 総額	配	民間8分・政府4分43	
資本金	旧株	千円	千株	円	千円	配 当 率	1. 民間株6分に達する迄 政府株無配 2. 6分を超ゆるとき（先 づ社債利子に充当） 3. 尚ほ余剰あるとき（総 株式に均等に配当し得る に至る迄日満政府株に配 当） 4. 日満政府株が4分4厘 3毛に達したるとき（民 間株に対し4分以下の第 二配当を為すを得） 5. 4分4厘3毛を超ゆる 時（その超ゆる割合を限 度とし第二配当を2分以 内増加することを得）	
	新株	800,000	16,000	50.0	800,000			
	計	600,000	6,000	17.7	106,208			
政府所有株	旧株	600,000	6,000	30.0	180,000	政府 株条 後配 の 条 件	17年度予算なし	
	新株	1,400,000	28,000		1,086,208			
	計	400,000	8,000	50.0	400,000			
		全株数に対する比率		50%		株価		旧株74円7 新株50円5
処分の適否		処分に適せず（理由＝政府所有株式の処分は直ちに本社の配当金の増加を招き補給金交付等の問題を生ずべし）		政府補給金		な し		
処分上必要な措置				株価		17年度予算なし		

(6) 日南産業株式会社									
		公称	株数	一株 払込	払込 総額	配 当 率	民間 6 分・政府 0 分		
資 本 金	旧株	千円 10,000	千株 200	円 50.0	千円 10,000		政の 府株 条 後 配件	1. 民間株 6 分に達する迄政 府株無配	
	新株	0	0	0	0	2. 民間株に対して 6 分を超 えて配当するに 6 分を超 ゆる利益は総株式に均等に 配当し得るに至る迄民間株 1 政府株 4 の割合を以て配 当す			
	計	10,000	200		10,000				
政府 所有株	旧株	7,250	145	50.0	7,250	政府 補給 金	条件	な し	
	新株	0	0		0			金額	
	計	7,250	145		7,250		17年度予算なし		
	全株数に対する比率 73%						株価	旧株 ——— 新株 ———	
処 分 の 適 否						処分に適せず (理由 市場性なし)			
処分上必要なる措置									

(7) 満洲拓植公社									
		公称	株数	一株 払込	払込 総額	配 当 率	民間 0 分・政府 0 分		
資 本 金		千円	千株	円	千円		政府株 後配件		
	旧株	50,000	1,000	50.0	50,000	民間株 3 分半に達する迄日満			
	新株	15,000	300	50.0	15,000	両国政府所有株は無配			
	計	65,000	1,300		65,000				
政府所有株	旧株	15,000	300	50.0	15,000	政府 補給金	条件	な し	
	新株	0	0	0	0		金額		
	計	15,000	300		15,000		17年度予算なし		
	全株数に対する比率 23%					株価	旧株 ——— 新株 ———		
処 分 の 適 否						処分に適せず (理由 市場性なし)			
処分上必要なる措置									

第五節 軍用財産の増加

一 工作物、機械器具の増加

戦時を通じての国有財産の増減を通覧すれば、第一に当然考えられることは、軍用財産の著増ということである。国有財産総額計算書の上において、それは、陸・海軍省所管の公用財産の増加として表われる。臨時軍事費をもつて取得した国有財産が多かったのであるが、その取扱方法については、国有財産の所在場所により次のような原則がとられた。

- 一、臨戦地区すなわち外地におけるものは、仮設物として、国有財産台帳に登録しない。
 - 二、内地におけるものは、陸軍省所管にあっては、仮設構築物を除くほかは、取得と同時に臨時軍事費特別会計所属国有財産として国有財産台帳に登録するのを原則とし、例外として、一般会計所属の既設財産に増築したものは、一般会計所属国有財産として登録する。昭和十七年度からは、取得と同時に一般会計所属国有財産として取り扱うことにした。
- 海軍省所管にあっては、仮設構築物を除くほかは、取得と同時に一般会計に移し、一般会計所属国有財産として取り扱った。

さて、財産の種類形態別にみると、兵器弾薬製造等のための軍工廠の増設更新によって、工作物ならびに器具機械の増加が著しかった。

第六十六表 軍用工作物機械器具価額の増加
(単位 千円)

省 別	年度末	昭 11		16		18	
		額	指数	額	指数	額	指数
総		4,348,827	1.0	6,568,882	1.5	7,943,875	1.8
内 陸 軍 省		161,002	1.0	262,930	1.6	518,547	3.2
海 軍 省		361,419	1.0	649,144	1.8	959,107	2.6

備考：各年度『国有財産増減計算書』により作成。単位未満四捨五入。
陸・海軍省の分は主として一般会計所属の公用財産分であって、ほかに若干の雑種財産がある。

昭和十一年度末において、海軍省所管公用財産として、工作物二億三千五百万円、器具機械一億二千六百万円、計三億六千万円を数えた。昭和十六年度末には、これが六億四千九百万円、昭和十八年度末には九億五千九百万円と、三倍近く増加した。また陸軍省所管では、工作物一億二千七百万円、器具機械三千四百万円、計一億六千万円から、十六年度末二億六千三百万円、十八年度五億千九百万円と、約三倍の増加率を示している。

工作物および器具機械の総額は、昭和十一年度末の四十三億四千九百万円から、十六年度末六十五億六千九百万円、十八年度末七十九億四千四百万円、十一年度に対する十八年度の増加率一・八倍であるなかで、いかに陸海軍用のものの増加の程度が大きな割合であったかが、第六十六表の数字によってわかるであろう。

昭和十四年度末において、機械は、台数四万五千七百、取得価額で三

第六十七表 旧軍用財産（機械器具）
(単位 千円)

局 名	機 械		器 具		金額計
	台 数	金 額	台 数	金 額	
東 京	4,795	63,582	2,294	3,618	67,191
大 阪	12,074	21,753	3,263	2,086	23,841
札 幌	2,335	1,642	489	34	1,677
仙 台	1,057	5,656	249	93	5,750
名 古 屋	0	0	0	0	0
広 島	17,106	160,699	10,417	17,001	177,701
高 松	659	24,898	85	62	24,961
熊 本	7,682	20,255	6,283	14,817	35,073
計	45,708	306,487	23,080	37,715	344,203

備考：大蔵省管財局調による。昭和14年取得価格による。

億六百万円、器具二万三千台、取得価額三千七百万円、計三億四千四百万円であったが、地方別にみると、広島局内が機械一億六千万円、器具千七百万円で最も多く、東京、熊本がこれに次いでいる。

第六十七表によって、広島における軍工廠関係の財産のウェイトの大きさを知ることができよう。

二 艦船の増加とその喪失

昭和十一年度末における国有財産台帳上の船舶は九千二百三十七隻、十四億五千三百万円であった。その後、昭和十五年度末の隻数をみると、一万三千二百二十四隻と増加しているのに、十六年度末には六千九百六十八隻と著減しているが、これは、海軍省所管特別会計所属の船舶隻数を計上せず、価額のみを計上してあるからである。すなわち、国防上の秘密から、海軍省所管の船舶つまり軍艦の隻数を

削除したからである。昭和十六年度末船舶価額総計は二十一億七千七百万円となっており、そのうち海軍省所管分公用財産として十九億九千五百万円、ほかに雑種財産五千三百万円(二百二十隻)があるから、合計二十億四千八百万円となり、国有船舶総価額の九二％は海軍の軍艦であったことが推算される。

かくて、船舶価額は年々増加して、十八年度末には三十二億六百万円と頂点に達したが、『昭和十九、二十年度国有財産増減総計算書』によって算定すると、隻数は一万二千三百九十九隻と著増、価額は三億三千四百万円と著減し、したがって、一隻当りの単価が激減したことになる。その原因としては、戦争の激烈化に伴ない、主要艦船が撃沈喪失せしめられたこと、また戦時海運政策の建前から、民有商船を徴発により国有化し、戦時輸送船として多くを使用したことに基くとみられる。戦争末期の船舶政策の結果が、国有財産台帳に投影されているわけである(巻末統計第二表参照)。

終戦後、第二十四回国会参考資料(昭和三十一年一月)として、大蔵省管財局が調査した数字によると、軍用艦艇で、終戦時までに沈没した総隻数千七百四十七、三百五十九万二千(排水)トンであった。戦艦では、陸奥、長門、大和、武蔵など十四隻、空母二十九隻、潜水艦三百二十二隻が、そのおもなものであった(第六十八表)。

復員局の資料(海軍艦政本部業務部第一課、昭和二十年八月十八日調)によると、海軍省所管艦船は、太平洋戦争開始時において三百九十隻、開戦後の増加が八百二十七隻、計千二百十七隻であった。そして、終戦時残存したものは五百三十五隻であった(第六十八表(5))。さかのぼって、昭和七年においては百六十一隻、そのうち軍艦七十

四隻であった。軍艦のうち、戦艦は十隻(二十九万八千トン)であった(第六十八表(4))。戦艦は、長門が大正九年十一月、陸奥が大正十年十月、その他の八隻は、すべて大正七年前に新造または購入されたものであって、昭和時代に新造の軍艦は、昭和十六年十二月、大和、昭和十七年八月、武蔵の二隻であった(第六十八表(3))。

なお、国有沈没商船の一〇〇総トン以上のものは、前述の大蔵省管財局資料によると、千二百十七隻、四百四

第六十八表
戦時下における国有船舶(軍艦・商船)統計資料
(1) 戦時における軍用沈没艦艇一覧表

艦種	隻数	トン数 (排水トン)
戦艦	14	557,446
空母	29	584,509
洋行	4	74,346
装水	53	438,506
習敷	4	21,015
雷	9	45,368
的物	11	9,660
給防潜	5	7,500
艦艇	1	2,330
艦艇	12	11,424
艦艇	5	31,171
艦艇	2	10,599
艦艇	11	59,100
艦艇	42	11,952
艦艇	61	26,358
艦艇	322	398,515
艦艇	46	11,198
艦艇	135	4,433
艦艇	38	27,393
艦艇	49	50,827
艦艇	197	371,337
艦艇	196	179,330
艦艇	113	140,529
艦艇	28	6,109
艦艇	57	14,250
艦艇	20	19,235
艦艇	22	267,825
艦艇	4	37,300
艦艇	11	5,237
艦艇	222	29,767
艦艇	9	90,848
艦艇	1	5,181
艦艇	1	1,609
艦艇	2	1,400
艦艇	6	1,735
艦艇	3	6,000
艦艇	1	6,799
艦艇	2	22,048
艦艇	1	2,035
計	1,749	3,592,224

備考：大蔵省管財局『第24回国会参考資料』による。

十一万四千総トンであった（第六十八表(2)）。

かくて、昭和二十一年三月三十一日現在における財産の形態別数量および価額は、第六十八表(6)のとおり、総

(2) 終戦時における国有沈没商船一覧表 (100G/T以上のもの)

	隻 数	G/T
日 本 周 辺	103	303,232
千島・樺太（旧日本北方）周辺	17	60,039
アリューシャン列島	8	42,513
琉 球 〃	24	92,762
朝 鮮 周 辺	3	7,100
支 那 〃	30	62,657
台 湾 〃	35	138,930
比 島 〃	151	621,624
仏 印 〃	28	95,506
マレー半島 〃	22	64,912
ビルマ 〃	12	33,306
印 度 〃	3	17,570
インドネシヤ 〃	166	575,568
ソ ロ モ ン 群 島	31	149,029
ビスマルク 〃	76	243,856
旧南洋委任 〃	175	703,724
小 笠 原 列 島	31	54,455
黄 海	6	13,469
東 支 那 海	22	92,180
南 支 那 海	72	341,978
印 度 洋	2	9,044
南 太 平 洋	7	19,408
北 太 平 洋	156	571,058
そ の 他	37	100,171
計	1,217	4,414,091

備考：前掲資料による。
本表は終戦時沈没していた100総トン以上の商船のうち、全損補償により国有となったものを各水域別に示す。

(3) 主 要 戦 艦

	ト ン 数	製造年月	破損・沈没
長 門	32,720	大正 9.11	中破 横須賀
陸 奥	32,720	〃 10.10	沈没 岩国市沖
扶 桑	29,330	〃 4.11	〃 スリガオ水道
山 城	29,330	〃 6. 3	〃 〃
伊 勢	29,990	〃 6.12	大破 呉軍港
日 向	29,990	〃 7. 4	〃 〃
金 剛	29,330	〃 2. 8	沈没
榛 名	29,330	〃 4. 4	大破 呉軍港
霧 島	29,330	〃 4. 4	沈没 ソロモン
比 叡	29,330	〃 3. 8	〃 〃
大 和	64,000	昭和 16.12	〃 徳島
武 蔵	64,000	〃 17. 8	〃 比島

備考：復員局資料による。

(4) 海軍省所管艦船 (昭和7年調)

	隻 数	基準トン数
戦艦	10	298,400
一等巡洋艦	12	107,800
二等巡洋艦	19	90,255
航空母艦	1	61,270
潜水母艦	3	21,015
敷設艦	5	15,230
海防艦	8	62,530
海防艦	13	5,300
駆逐艦 一等	64	88,725
〃 二等	35	27,290
潜水艦 一等	24	38,381
〃 二等	36	29,704
水雷艇	(2)	
掃海艇	10	7,290
特務艦	24	261,617

備考：復員局資料による。
カッコ内数字は未完成のもの。
太平洋戦争以後、海防砲艦は軍艦より省く。

計		終 戦 時		左の中概ね航行可能のもの
隻 数	ト ン 数	隻 数	ト ン 数	
12	385,200	4	122,000	0 ^隻
25	407,130	6	87,870	鳳翔・竜翔 2
47	321,670	11	88,250	八雲・酒匂・鹿島 3
17	78,050	6	34,180	長鯨・駒橋・箕面 3
174	279,280	41	60,470	30
190	254,440	59	68,350	50
172	140,350	100	81,050	80
637	1,866,120	227	542,170	168
580		308	212,496	
1,217		535	754,666	

2. その他の軍艦とは水上機母艦，潜水母艦，敷設艦を指す。

計約二百四十一億円であった。
終戦直前、飛行場等を臨時購入したが、登記しなかったため、台帳に記載漏れのが相当にあった。終戦時の混乱による台帳の喪失や、戦時中の空襲の被害によって、その正確な調査はなかなか容易でなかった。
終戦に伴ない、とりあえず大蔵省が引き継いだ陸海軍用財産の価額は六十五億円と算定され、国有財産総額の二八％を示している（第六十八表⑦）。これは時価よりもはなはだしく少額であり、いかに正確な引継が行われなかったかを示す資料ともなるう。その後の調査によって、旧軍用財産の把握はある程度明らかになるが、ここでは立ち入らない。

(5) 太平洋戦争下における海軍省所管艦船増減一覧

艦 種	開 戦 時		開 戦 後 増	
	隻 数	ト ン 数	隻 数	ト ン 数
戦 艦	10	301,200	2 (2)	84,000
航 空 母 艦	10	152,870	15 (5)	254,260
巡 洋 艦	41	285,070	6 (5)	36,600
そ の 他 の 艦	14	61,400	3	16,650
駆 逐 艦	111	167,800	63 (63)	111,480
潜 水 艦	64	96,090	126(126)	158,350
海 防 艦	4	3,440	168(167)	136,910
計	254	1,067,870	383(368)	798,250
そ の 他 の 小 艦 艇	136		444	
合 計	390		827	

備考：1. 艦政本部業務部第一課，昭20.8.8調による。

3. 開戦後増には新造・改装を含む。カッコ内数字は新造を示す。

(6) 国有財産総額（昭和19年度末）

形態別種目		数 量	価 額
土 地		51,785,949 千坪	2,308,983 千円
立 木	竹	{ 4,079,749 千石 305 千束	3,024,511 "
建 物		{ 建 17,291 千坪 延 20,431	3,509,254 "
工 作 物		497 個	5,349,760 "
器 具 機 械			2,663,134 "
船 舶		{ 6,587 隻 (780トン)	3,206,950 "
鉱 業	植 植	230,31 千坪 1 里 4 町	1,706 "
鉱 砂			
株 式 ・ 持 分		{ 42,385 千株 7,623 千口	3,014,697 "
計			24,078,995 "

備考：1. 大蔵省国有財産部『第九十回帝国議会参考書』による。

2. 元陸海軍省所管財産，帝国鉄道会計所属財産および外地所在国有財産については昭和18年度末現在額による。

(7) 旧軍用国有財産額調（昭和19年度末調）

区 分	旧陸軍省所管財産		旧海軍省所管財産		合 計	
	数 量	価 額	数 量	価 額	数 量	価 額
土 地	千坪 710,798	千円 773,169	千坪 154,861	千円 389,573	千坪 865,659	千円 1,162,742
立 木 竹		千円 13,342		千円 3,052		千円 16,395
建 物	千坪 5,616	千円 1,005,274	千坪 5,230	千円 787,323	千坪 10,846	千円 1,792,596
工 作 物		千円 382,090		千円 359,290		千円 741,380
器具機械	台 165,554	千円 571,559	台 73,546	千円 588,368	台 239,100	千円 1,159,927
船 舶	隻 30	千円 1,371	隻 2,947	千円 1,658,117	隻 2,977	千円 1,659,488
鉱 業 権			千坪 8,539	千円 370	千坪 8,539	千円 370
価 額 計		千円 2,746,805		千円 3,786,092		千円 6,532,897

- 備考：1. 前掲書による。
既存の資料によりその概数を取りまとめたものである。したがって戦時中における新設の軍用施設で台帳整理済のもの、または戦災等によって損傷滅失したものの加除は完全に行われていない。
2. 価額は原則として台帳価額によった。

第六節 敵産管理制度

一 敵産管理制度の設定

太平洋戦争突発以来、日本海軍が没収し、または捕獲検定所において捕獲と検定した船舶は、戦争初期において相当数に上った。この取扱に関し、国有財産法には特に明文がないため、海軍では、とりあえず国有財産法施行以前に制定施行されていた海戦法規その他の法令に基き、新たに拿捕船舶暫定処理規定を設け、拿捕船舶中、海軍において利用しうるものは、海軍省所管の公用財産となし、海軍において利用しないものは逋信省にその運用を委任し、船舶運営会をして運航せしめ、あるいは直接に貸し下げる等、臨時の処置をした。

国有財産法の規定から言えば、右船舶は、没収または捕獲と検定された場合においては、国有財産法にいわゆる雑種財産として国家に帰属すべきものであるから、建前上、国有財産法の雑種財産として取り扱い、その台帳登載および経理を明らかにする一方、戦時下、極力形式手続等を簡略化し、もっぱら運営に重点をおいて、海軍省に管理換をすることに、大蔵省と海軍省との間に包括協定を結ぶことにした。

ところで、支那および南方の作戦地域で日本が没収しまたは管理下に収めた敵産は、これを活用して生産力拡充および軍事上の用途に役だたせて、戦力増強に資し、あわせてその価値を総合的に活用し、もって戦時財政力

の補強充実にあてることが急務と考えられたわけである。そのためには、押収敵産中、敵の国有または公有の動産および敵対行為に使用された私有の動産は没収し、右以外の敵産は日本の管理下に収めて換価処分をなし、これを買収して日本に帰属せしめ、その他必要に応じて、現にわが国において管理している敵産をもあわせて、総合的統一的運営を図る必要があった。¹⁾ この目的のために、特殊財産資金特別会計法が制定された(昭和十八年法律第八六号)。

(1) 元来ヘーグ陸戦条規によると、占領地における敵国財産は、敵国の国有動産中、現形において直接または間接に軍事上特に必要な公有私有の動産および不動産は、押収することはできるが、没収することはできない。その他の敵産については、押収することすら禁じられている。しかるに、第一次欧州大戦以来の各国における取扱の実際においては、右は大体空文化し、(i)必要な敵産はすべてこれを押収するとともに、(ii)押収した敵産中、国有または公有の動産および敵対行為に使用される私有の動産(敵側により故意に破壊されたものを含む)はこれを没収し、(iii)押収した敵産は、没収するもののほか、一定の価格をもって処分するというのが一般の取扱であり、したがって、占領地敵産の処理については、これが国際慣例であると認められた。そこで、日本としても、右の国際慣例に反しない限度において敵産の処理を図ることにしたのである。

敵産は広汎に、おおむね作戦中の地域にも散在し、また種類も多様にわたっているから、その運営を事業会計で処理することは、敵産の評価、買入、譲渡、出資等について、予算上、とうてい的確な見通しを立てることが困難であるばかりでなく、その迅速な処理の上からいっても、支障がある。そこで、政府において一定の資金を置

くならば、その運用の作用として、すでに調査が完了し、日本に帰属させるのを妥当と認める敵産から、逐次これを買い入れることができ、また没収した敵産は、軍事上必要と認めるものを除き、これを資金に繰り入れ、資金運用の形態において、所属財産の統一的運営に弾力性を付与することが可能であるとの理由から、資金会計を設けたのである。

特殊財産資金は、一般会計から繰り入れる金額をもって設置された。「政府ハ勅令ノ定ムル金額ヲ限り漸次一般会計ヨリ本資金ニ繰入ルモノ」(法第三条)とし、繰入金額の限度を勅令に譲っているが、これは敵産の総額、特に買い入れる敵産の総額が調査中で、にわかに決定しがたい事情にあり、また必要によっては、随時その資金を増加しうる道を開いておくことを適当と認めたからである。

右繰入額は五億円と規定され(昭和十八年勅令第二百一号特殊財産資金特別会計規則第一条)、本会計設置当初における繰入額は、昭和十七年度追加予算として一億円を予定された。なお、資金繰入れの法定限度は、勅令をもって相当弾力的に増加しうるが、一般会計からの繰入れ以外において、現実に「資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ借入金ヲ為シ之ヲ補足スルコトヲ得」るのみならず、これに代えて「国庫餘裕金ヲ繰替使用スルコト」もできる(法第四条)建前とした。ただし、この場合において、借入金の利子は、本来資金を賦与すべき一般会計の負担とする。

特殊財産資金は、このように元来一般会計からの繰入金、借入金による補足金額(およびこれに代るべき国庫餘裕金の繰替使用を含む)で構成されるが、そのほかに、当然本資金に繰り入れられる物件がある。すなわち、その一

は、「没収シタル敵産ハ戦利品及捕獲密検令第二十八条ノ規定ニ依リ国ノ所得ト為リタル物件ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上必要アリト認ムルモノヲ除キ」(第五条)資金に繰り入れられるものであり、その二は、「臨時特殊財産取扱令ニ依リ一般会計ノ所屬ト為リタル財産ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノ」(附則第二項)として、同じく資金に組み入れられるものである。没収する敵産は、国有または公有の動産および敵対行為に使用された私有の動産であるが、没収した敵産も、本資金をもって買い入れた敵産も、敵産たる性質においては不可分の関係にあるから、これを本資金に統合して、一元的に処理運営するを適當とする。したがって、資金に組入れという措置をとったのであるが、そのうち、戦利品および捕獲密検により国の所得と決定された物件については、軍事上の用途に供されるものがあり、これは、敵産の経済的価値を総合的に運営しようとする本法の目的とは離れるものであるから、除外した。また、臨時特殊財産取扱令は、本法制定前において、支那において没収した敵産および第二予備金支出をもって買い取った押収敵産について、一般会計所屬の財産として、本法と同じ目的の措置を講ずるため、昭和十七年末制定されたが、特殊財産の統一運営をする趣旨にかんがみて、本法施行に際し、これを資金に組み入れて一括使用することとされた。

物的財産を資金に組み入れる場合の価格は、没収敵産については、現金たる資金の運用として、押収敵産を買い入れる場合の価格に準拠して定めるのが至当であり、また臨時特殊財産取扱令により一般会計の所屬となつてゐる財産を組み入れる場合は、一般会計における保有価格によるのが当然である。会計法上の議論として、特殊

財産資金は現金なりや物的財産なりやの議論があつたが、法律的には現金であり、ただ、この運用の態様として、物的財産の形態において保有されるものと考えられた。

会計年度は、公布の日から別に法律をもって定める日までとした。敵産の性質上、毎年一定の時期を画して決算をすることは困難であり、また財産の性質上、毎年収支を決算し、その内容を公示することは、敵国におけるこの種の取扱が判明しないから適當でないなどの理由からであつた。しかし、臨時軍事費特別会計と異なり、戦争の終結までを一会計年度とするほどの積極的理由にも乏しいので、適當な時期を限って、その決算内容を公示するはずであつた。

特殊財産資金は「帝国ノ管理スル敵産(敵産管理法ニ依ル敵産管理人ノ管理スル敵産ヲ含ム以下同ジ)又ハ勅令ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得」(第六条)る。運用とは、本資金設置の趣旨に従い、この資金をもって国内または占領地にある敵産、本邦内において敵産管理法により敵産管理人の管理している敵産を買い入れたり、すでに買入れたまたは没収により帰属した財産を譲渡したり、現物出資したり、あるいは現金を預金部に預け入れたり、貸付をしたりする一切の行為であつた。「勅令ニ定ムルモノ」とは、(1)支那または南方地域において事業を営むことを目的とする法人に対する現物出資、(2)特殊財産資金に属する財産の売却、譲与、貸付などを受けた者、または本資金に属する財産をもってする事業の経営の委託を受けた者に対する貸付金またはその発行する債券および、(3)大蔵省預金部預金であつた。

また、「本資金ハ特ニ必要アル場合ニ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ使用スルコトヲ得」(第七条第一項)とあつて、本資金の設置の趣旨から、戦費その他戦力増強の目的になつた費途に使用することをねらいとしたのである。

なお、特殊財産資金の運用として敵産を買い入れた場合の代金たる現金、および国が直接管理している敵産たる現金も、その所有者に代り、政府がこれを保護する(第十四条第一項)。これは本会計の資金とは別個のものであるが、敵産を総合的に活用しようとの本法制定の趣旨から、本会計に帰属させたのである(第十四条第二項)。政府の保管金については、保管金規則(明治二十三年法律第一号)により、一定の期日から起算して満五年を過ぎても、払戻しの請求のないものは政府の所得とされることになっていたが、戦争中、敵国人は保管金に関し権利を行使しえない状態におかれているから、右に対する例外を設けて(第七条第三項)、平和回復まで時効は進行しないものとした。

国有財産法との関係についてみるに、特殊財産については、国有財産法は適用されない。国有財産法は平時法であつて、本来永続的に保有すべき性質の財産を規律する法である。広汎な作戦地域中に散在して押収され、不安定な状態にある財産を同じに律するには、困難を伴ない、かつ不適當であるからである。ただし、その「取扱ニ関シテハ勅令ニ定ムル所ニ」(第十五条)より、特殊財産の売却・貸付を随意契約をもつてさせる規定や、特殊財産に関する台帳または整理簿の規定その他、国有財産法に準ずる規定が勅令により準用された。

しかし、広義においては、特殊財産は国有財産の一種として取り扱うことができるから、その取扱に関する各省大臣の権限については、通常の国有財産と同様、総轄事務は大蔵大臣が行うことにした。本会計は、大蔵省所管の特別会計であつた。しかし、現金、債券または出資による権利以外の物的財産について、内地以外に所在するものの保管、運営ないし処分に関する事務は、軍政施行地域にあるものは陸・海軍大臣、その他の地域にあるものは大東亜大臣の管理のもとに置くのを原則とした。

二 敵産処理の経過

昭和十七年二月二十七日、特殊財産資金特別会計法案要綱が閣議決定をみた。同年九月二十八日、大本営政府連絡会議で、「帝国軍ノ作戦地域内ニ於ケル敵国及敵国人財産ノ処理運営ニ関スル件」が決定された。

これに基いて、特殊財産処理委員会が設置された。会長は大東亜大臣とし、関係各省次官、局長などを委員とした。

同年九月二十八日、企画院は、敵産処理について次のような方針を立てた。

一、作戦地域内の敵国および敵国人の財産(以下敵産と称する)で必要のあるものは、戦力の培養と敵国戦後の復活封止のため、わが国有に帰属させ、適切な経営形態を整えて、戦争目的に集中的に使用する。タイ、仏領インドシナならびに支那におけるものについては、それぞれ特別の政治的考慮を払う。

一、押収した敵産中、敵国の国有または公有動産および敵対行為に使用された私有動産は没収する。押収敵産は、没収するもののほかは換価処分し、その対価金は別途に保管する。

三、没収または帰属財産は、日本の国有財産とした上で適当な管理をする。さしあたりその企画立案のため、大東亜省に所要の委員会を設ける。努めて国際慣例に準拠し、かつ国家総力を最高に發揮するよう、たとえば公債の消化資金に充当するなどの方途を考える。

同年十一月十七日、在支敵産の処理運営について閣議の決定をみた。

その概要は、次のとおりであった。

一、在支敵産で、国有に帰属させるべきものは、埠頭・倉庫施設、造船施設、石油業関係施設、交通・通信施設、開鑿炭砒および英米煙草その他特に必要とするものに限り、他は国民政府に移管し、同政府をして積極的に戦争完遂に協力せしめる。

二、没収敵産は、戦利品処理規程ならびに海戦法規によるものを除き、新設予定の特殊財産資金特別会計に移す。その処理運営は、国有または国有国営とすべきものを除き、公共事業ならびに重要産業にあつては、原則として政府出資とし、他は民間への委託経営、貸付、売却を行う。

昭和十八年六月二十一日、特殊財産処理委員会は、開鑿炭砒の処理に関する件を決定した。翌十九年十月三十日には、在支敵産の帰属決定に関する件、北支地区敵性金融機関清算の件を決定した。

在支敵産中、持分の一部を国有に帰属させるべきことに決定したものは、左表のとおりであった。

	財産区分	名 称	国籍	所在地	評 価 額	国有に帰属させるべき持分	受託経営者
1	電話通信事業	上海電託公司	米	上海	二、五〇〇千円	三八・四%	華中電気通信公司
2	発電配電事業	上海電力公司	"	"	五、〇八〇	四八・五	華中水電公司
3	"	滬西電力公司	"	"	二三五	四八・五	"
4	水道事業	上海自来水有限公司	英	"	二、六九〇	四八・五	"

日本の国有に帰すべき持分のほかは国民政府に移管させる。その他、ガス事業、電気事業について、国民政府に移管すべきもの二を決定した。

昭和十九年四月十二日、特殊財産処理委員会幹事会は、諒解事項として、中支地区公共事業関係敵産の持分は、帰属せしめたときの価額の十倍をもって中支那振興株式会社に出資し、同会社は、同価額をもって、右敵産の受託経営者たる子会社に出資するものとすることにした。

同年十一月十八日、陸軍省経理局は、南方占領地における敵産調査に関する概要を作成した。陸軍省は、さきに昭和十八年一月、敵産調査要領、押収敵産評価要領を作り、十八年四、五月に調査委員として、民間銀行・信託会社などから、財産評価に関する専門的経験者を囑託して現地に派遣したが、戦局の推移により、十八年秋には調査業務を打ち切った。

第六十九表 特殊財産資金特別会計収支 (単位 千円)

		昭和20年度 追加予定額	既 定 額	計
歳 入	特殊財産資金収入	29,368 ⁽¹⁾	772,192	801,560
	資金運用収入	29,368	748,686	778,053
	保管金運用収入	0	18,305	18,305
	雑収入	0	5,201	5,201
歳 出	特殊財産資金支出	54,943	16,722	71,664
	管理費	54,941 ⁽²⁾	1,132	56,073
	特別管理費	0	15,575 ⁽³⁾	15,575
	国債整理基金特別会計へ繰入	1	12	12 ⁽⁴⁾
	諸支出金	1	2	3
	豫備金	0	10,100	10,100
	第1豫備金	0	100	100
	第2 "	0	10,000	10,000
	歳出合計	54,942	26,822	81,764
差引歳入過不足		△ 25,574	750,371	719,796

備考：『第八十六回帝国議会大蔵省所管昭和二十年度各特別会計豫算参考書』による。単位未満四捨五入。

(1) 捕獲船舶中、特別会計法第5条の規定に基づき、本資金に組入れを豫定される船舶113隻を賃貸するものとし、その貸下料を見込んだもの(1ヵ年9,789千円の18, 19, 20年の3年分)(1トン当38円＝過去の実績)。

特殊財産資金特別会計法

第5条 没収シタル敵産ハ戦利品及捕獲審検令第28条ノ規定ニ依リ国ノ所得ト為リタル物件ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上必要アリト認ムルモノヲ除クノ外之ヲ本資金ニ組入ルベシ

(2) おもなもの 維持補修費 54,871千円

(3) " " 15,223 "

(4) 一時借入金利子

南方占領地域における押収敵産評価額総額は、昭和十九年六月末現在において、マライ、スマトラ、ジャワ、北ボルネオ、フィリピン、香港の各地域合計百四億二千六百四十万円(各地域の代表通貨を円と等価として換算)と算定されたが、その内容は省略する。

昭和十九年十二月十三日、特殊財産処理委員会幹事会は、アイルランド、インド、フィリピン人に属する財産処理に関する件を議題とした。

同年十二月二十九日、大東亜省支那事務局は、在支敵産中、特殊財産資金特別会計で買入れを了した(十八年三月、第一次買入分十九年六月、第四次買入分)財産のリストを作成した¹⁾。

(1) 本項は、大蔵省昭和財政史編集室所蔵資料による。

最後に、特殊財産資金特別会計の運営状況を昭和二十年度についてみるに(第六十九表)、歳入八億百万円、歳出七千万円、差引七億千九百万円の黒字を見込んでいた。